

### 3. 区域施策に関する事項

#### (1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況

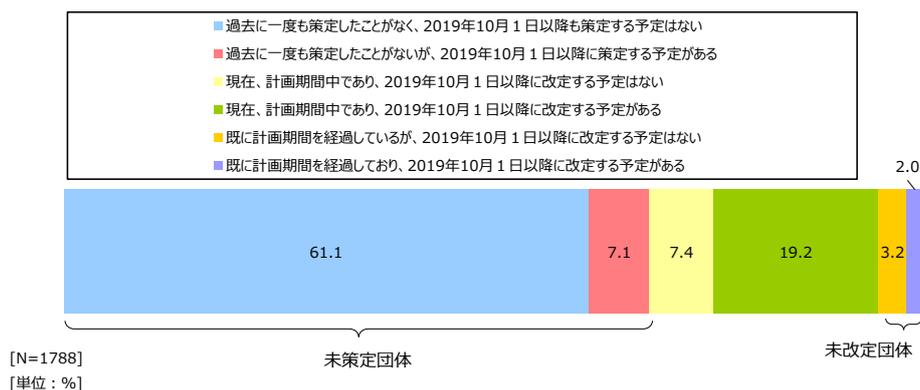
##### 1) 令和元年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

都道府県・市町村（特別区含む。）において、実行計画（区域施策編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、全体の26.6%である。

全体の68.2%が、過去に一度も策定したことの無い“未策定団体”であり、その内、回答団体全体の7.1%は今後策定予定があると回答しているが、61.1%は今後も策定する予定がないと回答している。

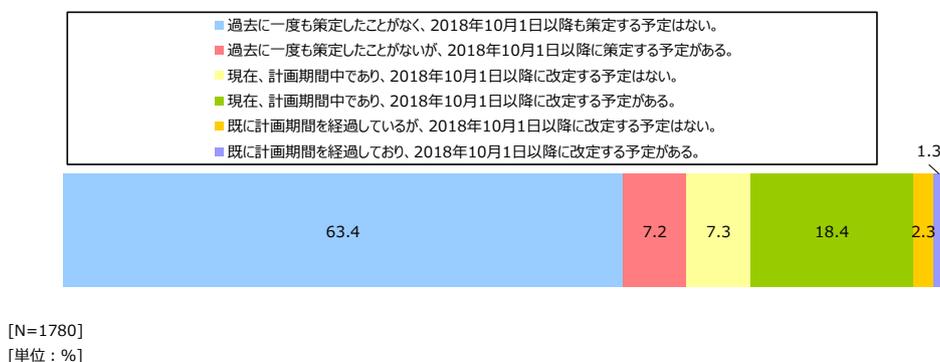
また、全体の5.2%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、その内、回答団体全体の2.0%は今後改定予定があると回答しているが、3.2%は改定する予定がないと回答している。なお、実行計画（区域施策編）の策定済み団体は昨年度調査の523団体から569団体に増加した。

図表 209 令和元年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況



※令和元年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況については事前登録に回答頂いた団体の有効回答を集計。

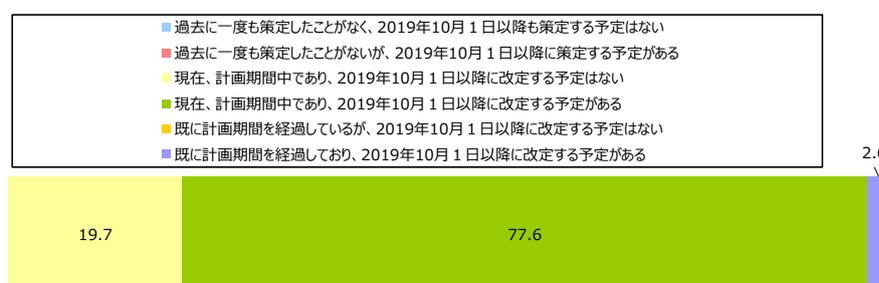
図表 210 平成30年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況  
【昨年度調査】



地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）は、全ての団体が計画を策定済みとなっている。ただし、都道府県で2団体、政令指定都市、中核市でそれぞれ1団体、計画期間を経過した“未改定団体”が存在する。

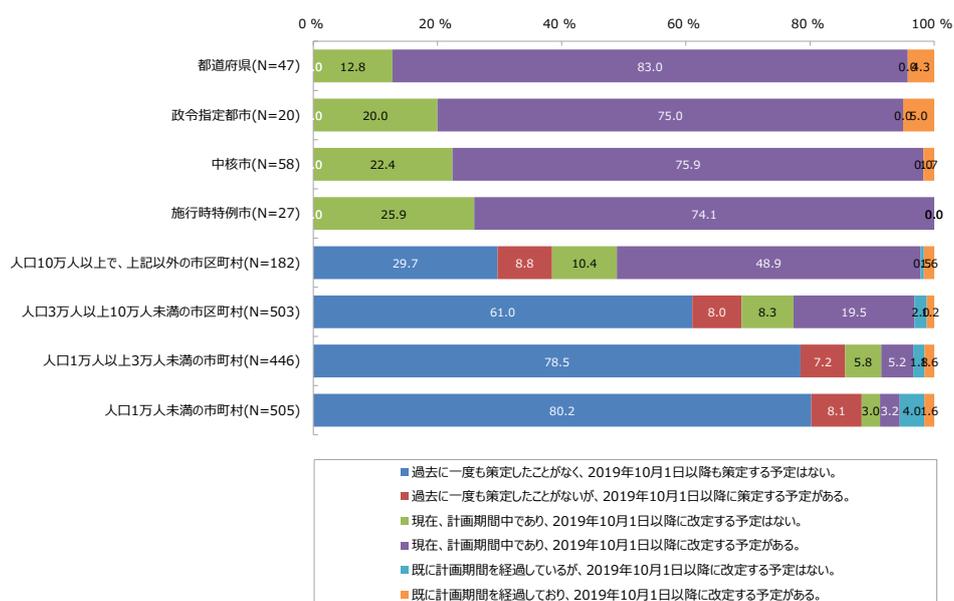
策定義務のない団体のうち、人口10万人以上の市町村(特別区含む。)の61.5%、人口3万人以上10万人未満の市町村(特別区含む。)の31.0%、人口1万人以上3万人未満の市町村の14.3%、人口1万人未満の市町村の11.7%が計画を策定している。

図表 211 令和元年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況  
【策定義務のある団体】



[N=152]  
[単位：%]

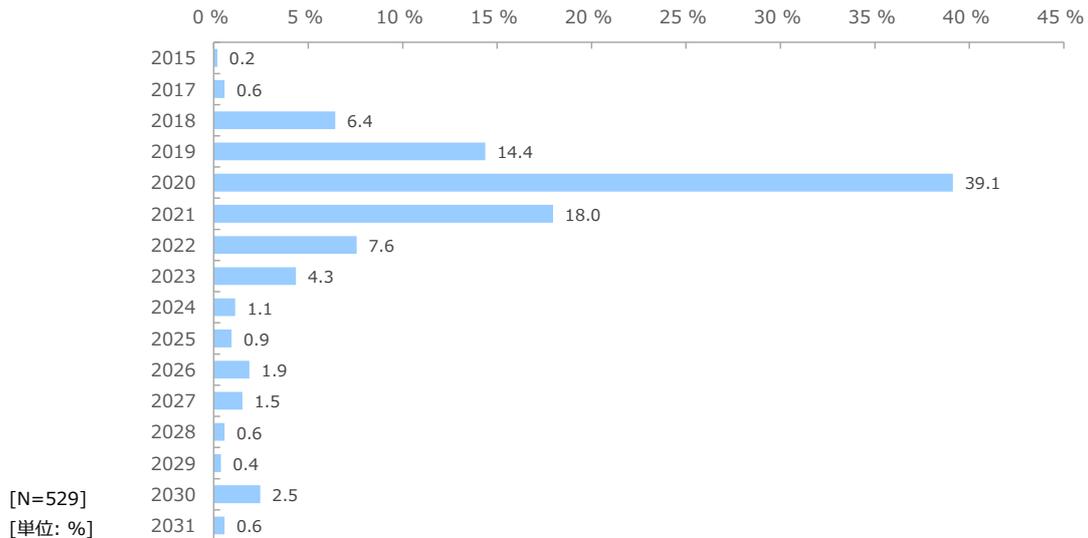
図表 212 令和元年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況  
【団体区分別】



## 2) 区域施策編の策定・改定予定年度

区域施策編の策定・改定を予定している団体において、その予定年度は、「2020年度」(39.1%)が最も多く、「2021年度」(18.0%)、「2019年度」(14.4%)と続く。

図表 213 区域施策編の策定・改定予定年度



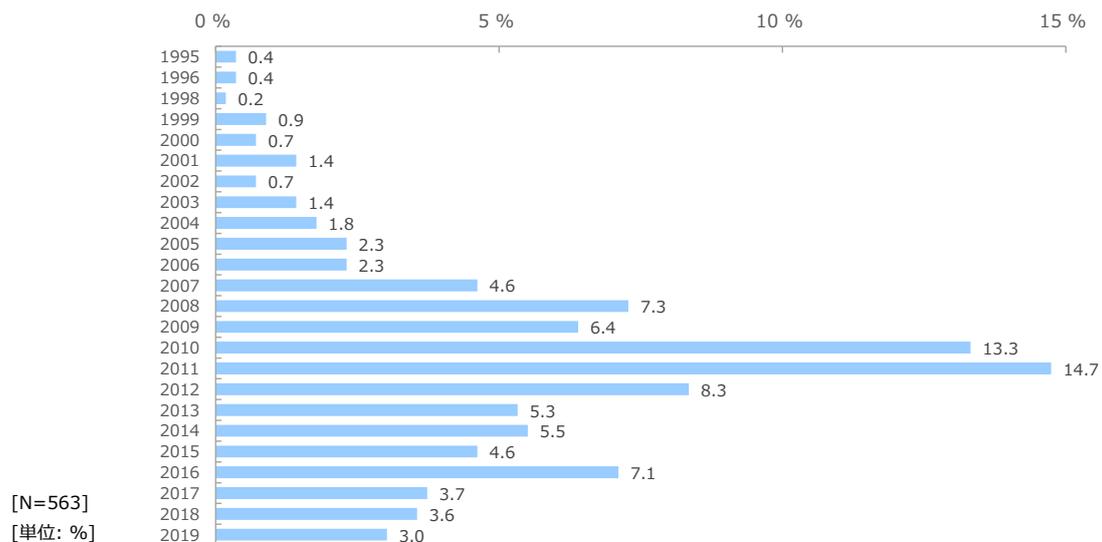
	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
全体	1	3	34	76	207	95	40	23	6
比率 (%)	0.2	0.6	6.4	14.4	39.1	18.0	7.6	4.3	1.1
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	合計	
全体	5	10	8	3	2	13	3	529	
比率 (%)	0.9	1.9	1.5	0.6	0.4	2.5	0.6		

### 3) 区域施策編の当初策定年度及びその計画期間

区域施策編を策定済みの団体において、その当初策定年度は、「2011 年度」(14.7%)、「2010 年度」(13.3%) 及びその前後に集中している。

また、当初策定した区域施策編の計画期間は、「5 年～10 年」(46.8%)、「5 年」(29.0%) が多い。

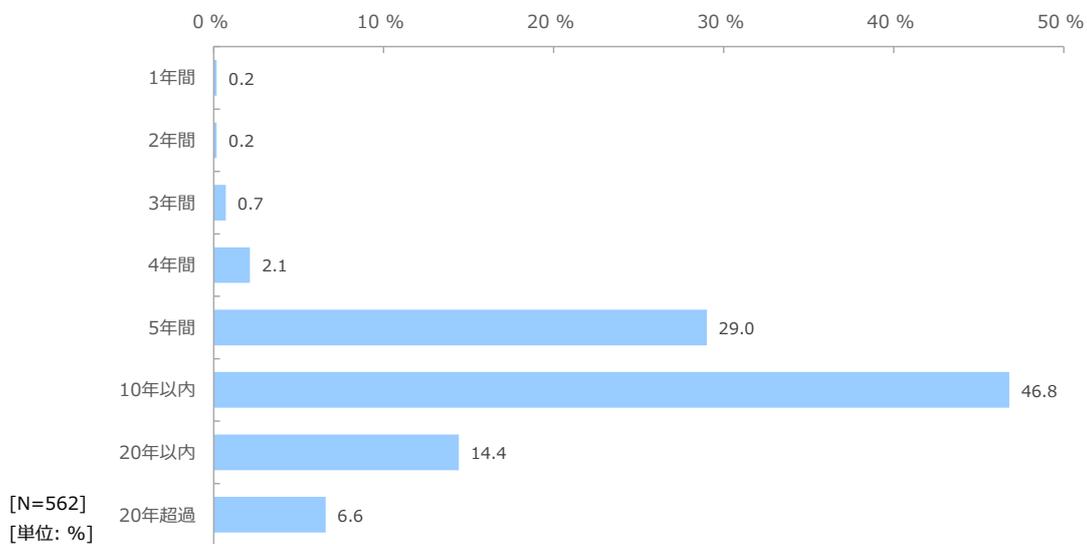
図表 214 区域施策編の当初策定年度



	1995	1996	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全体	2	2	1	5	4	8	4	8	10	13	13	26	41
比率 (%)	0.4	0.4	0.2	0.9	0.7	1.4	0.7	1.4	1.8	2.3	2.3	4.6	7.3

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
全体	36	75	83	47	30	31	26	40	21	20	17	563
比率 (%)	6.4	13.3	14.7	8.3	5.3	5.5	4.6	7.1	3.7	3.6	3.0	

図表 215 当初策定した区域施策編の計画期間



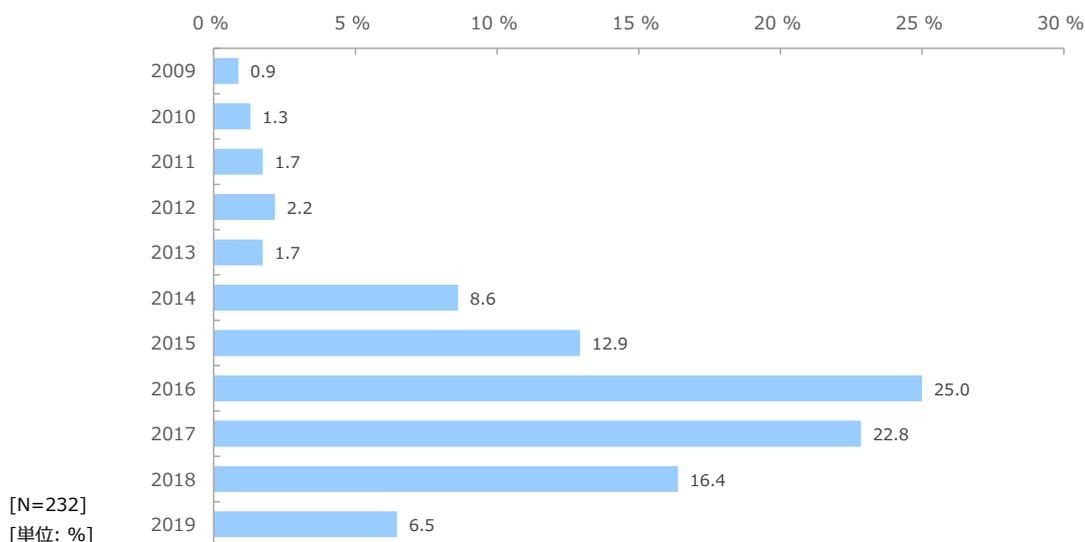
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	1	1	4	12	163	263	81	37	562
比率 (%)	0.2	0.2	0.7	2.1	29.0	46.8	14.4	6.6	

#### 4) 区域施策編の最終改定年度及びその計画期間

区域施策編を策定済みの団体において、その最終改定年度は、「2016 年度」(25.0%)、「2017 年度」(22.8%)、「2018 年度」(16.4%)が多い。

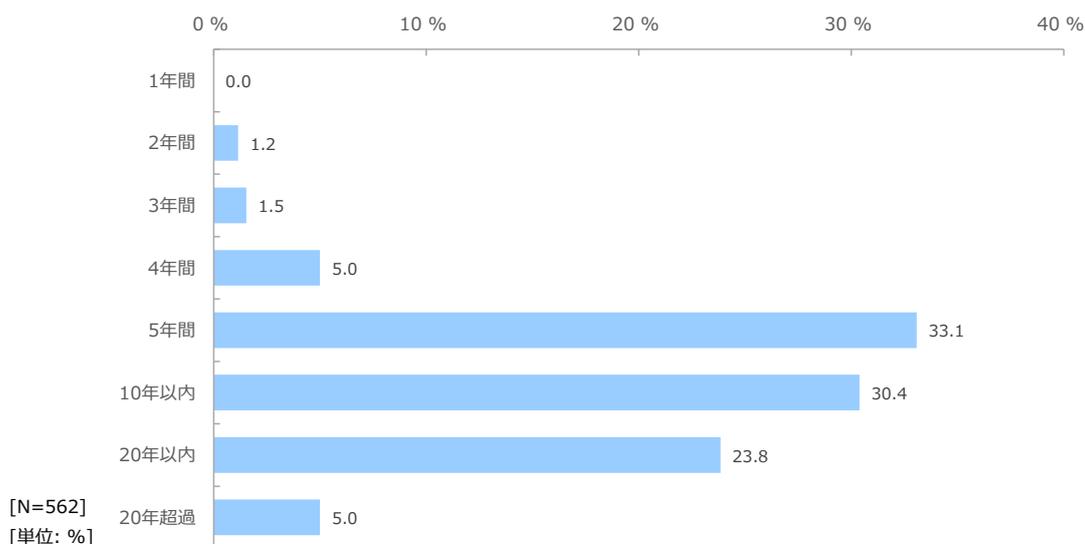
また、最新の区域施策編の計画期間は「5 年」(33.1%)、「5 年～10 年」(30.4%)が多い。

図表 216 区域施策編の最終改定年度



	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
全体	2	3	4	5	4	20	30	58	53	38	15	232
比率 (%)	0.9	1.3	1.7	2.2	1.7	8.6	12.9	25.0	22.8	16.4	6.5	

図表 217 最終改定した区域施策編の計画期間

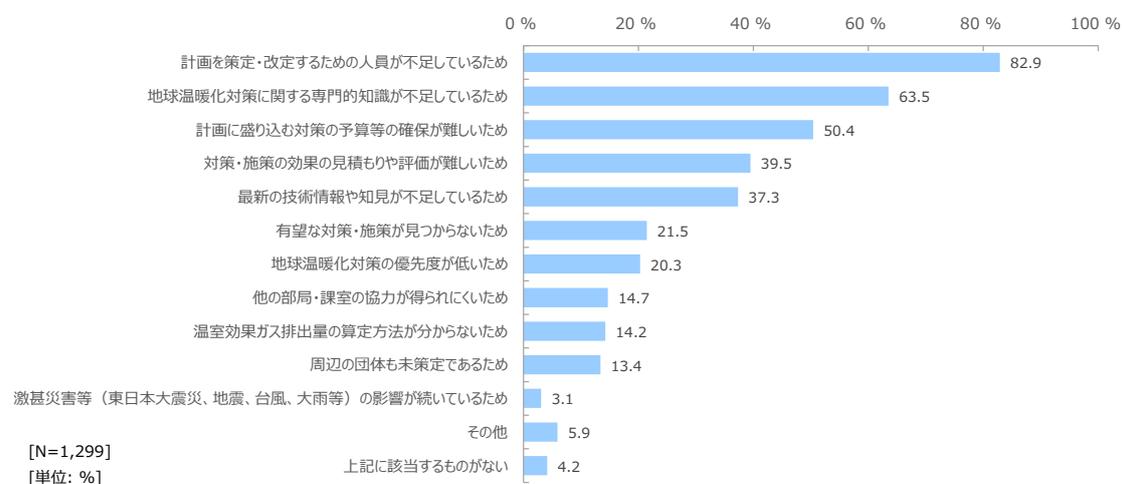


	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	0	3	4	13	86	79	62	13	260
比率 (%)	0.0	1.2	1.5	5.0	33.1	30.4	23.8	5.0	

### 5) 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

策定義務のない団体のうち、区域施策編を未策定・未改定の団体において、その理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」(82.9%)が最も多く、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」(63.5%)「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため。」(50.4%)、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため。」(39.5%)、「最新の技術情報や知見が不足しているため。」(37.3%)と続く。

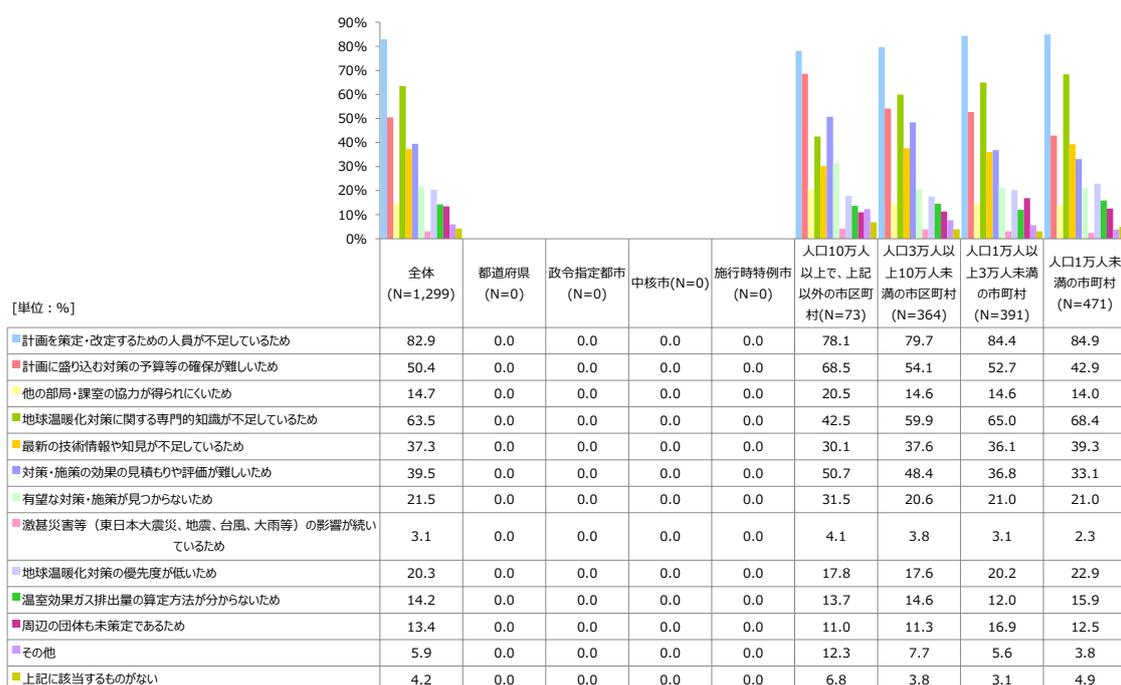
図表 218 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」が最も多い。

人口規模が小さくなるほど、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」を選択する割合が高くなる傾向が見られる。

図表 219 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】

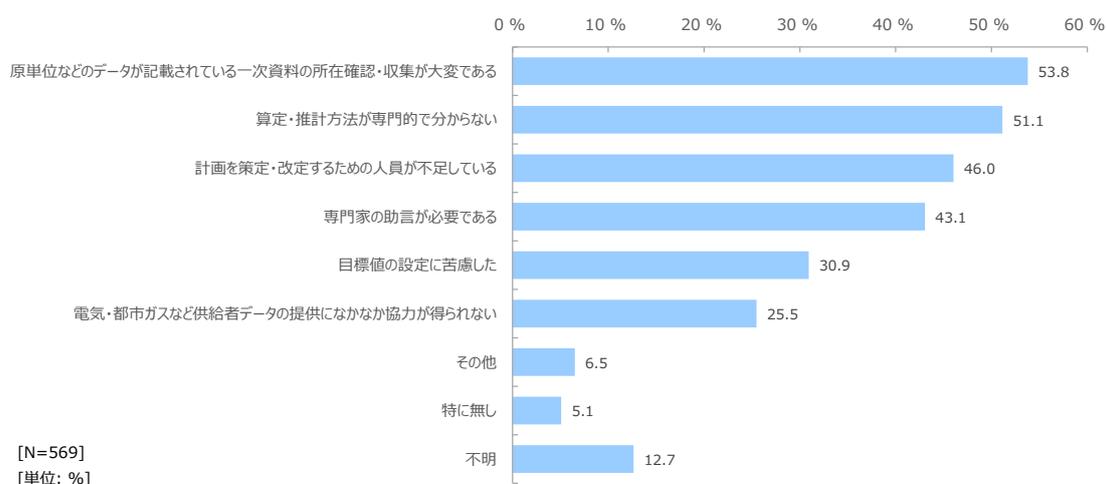


回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特別市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合	比率 (%)	全体(N=1,299)	都道府県(N=0)	政令指定都市(N=0)	中核市(N=0)	施行時特別市(N=0)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=364)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=391)	人口1万人未満の市町村(N=471)	地方公共団体の組合(N=0)	合計
の計画を策定・改定するための人員が不足しているため	1,077	655	191	825	485	513	279	40	264	185	174	77	54	1,299								
計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
他の部局・課室の協力が得られにくいため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
最新の技術情報や知見が不足しているため	57	50	15	31	22	37	23	3	13	10	8	9	5	73								
対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため	290	197	53	218	137	176	75	14	64	53	41	28	14	364								
有望な対策・施策が見つからないため	330	206	57	254	141	144	82	12	79	47	66	22	12	391								
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため	400	202	66	322	185	156	99	11	108	75	59	18	23	471								
地球温暖化対策の優先度が低い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
温室効果ガス排出量の算定方法が分からないため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
周辺の団体も未策定であるため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
上記に該当するものがない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								

## 6) 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量の算定で困難だったこととしては、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」(53.8%)が最も多く、「算定・推計方法が専門的で分からない。」(51.1%)、「計画を策定・改定するための人員が不足している。」(46.0%)、「専門家の助言が必要である。」(43.1%)と続く。

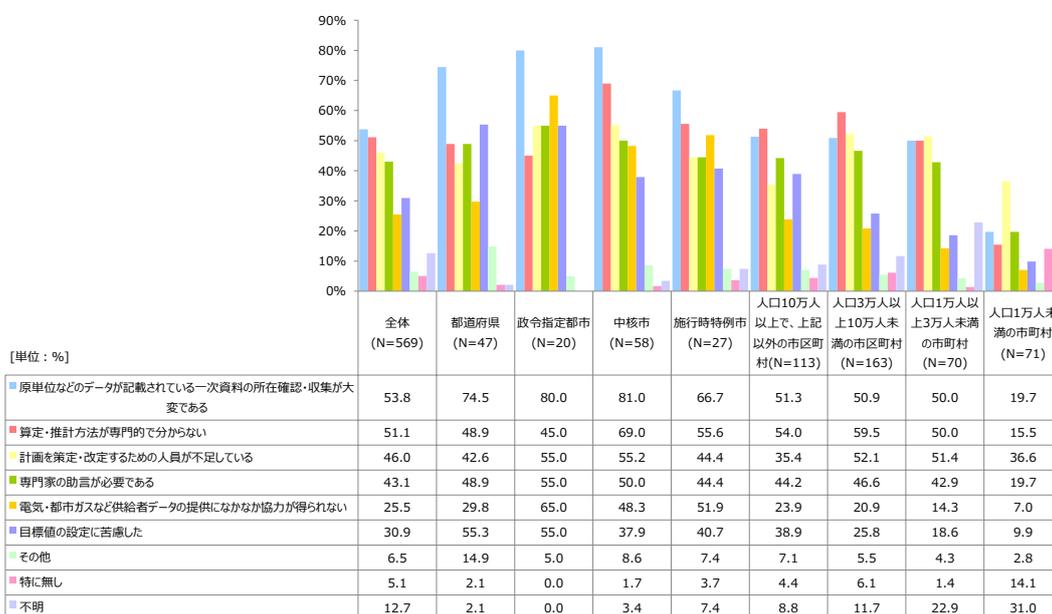
図表 220 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市、中核市では 70% 以上の団体が「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」を選択している。

また、人口規模が大きい団体ほど、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」「電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない。」「目標値の設定に苦慮した。」を選択する割合が高くなる傾向がある。

図表 221 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと  
【団体区分別】

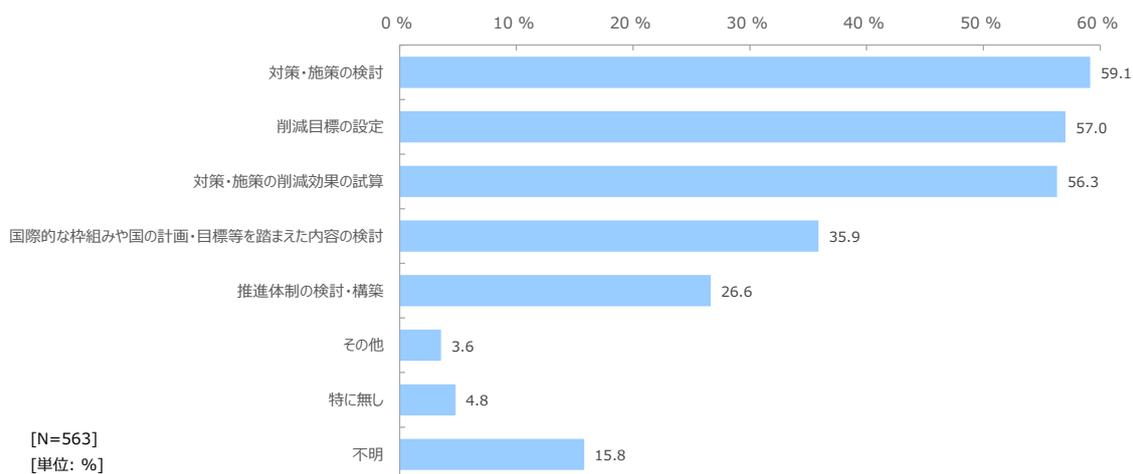


回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	合計
原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である	306	291	262	245	145	176	37	29	72	569
算定・推計方法が専門的で分からない	291	262	245	145	176	37	29	72	569	569
計画を策定・改定するための人員が不足している	262	245	145	176	37	29	72	569	569	569
専門家の助言が必要である	245	145	176	37	29	72	569	569	569	569
電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない	145	176	37	29	72	569	569	569	569	569
目標値の設定に苦慮した	176	37	29	72	569	569	569	569	569	569
その他	37	29	72	569	569	569	569	569	569	569
特に無し	29	72	569	569	569	569	569	569	569	569
不明	72	569	569	569	569	569	569	569	569	569
比率 (%)	53.8	51.1	46.0	43.1	25.5	30.9	6.5	5.1	12.7	
都道府県 (N=47)	74.5	48.9	42.6	48.9	29.8	55.3	14.9	2.1	2.1	
政令指定都市 (N=20)	80.0	45.0	55.0	55.0	65.0	5.0	0.0	0.0	0.0	
中核市 (N=58)	81.0	69.0	55.2	50.0	48.3	37.9	8.6	1.7	3.4	
施行時特例市 (N=27)	66.7	55.6	44.4	44.4	51.9	40.7	7.4	3.7	7.4	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=113)	51.3	54.0	35.4	44.2	23.9	38.9	7.1	4.4	8.8	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=163)	50.9	59.5	52.1	46.6	20.9	25.8	5.5	6.1	11.7	
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=70)	50.0	50.0	51.4	42.9	14.3	18.6	4.3	1.4	22.9	
人口1万人未満の市町村 (N=71)	19.7	15.5	36.6	19.7	7.0	9.9	2.8	14.1	31.0	

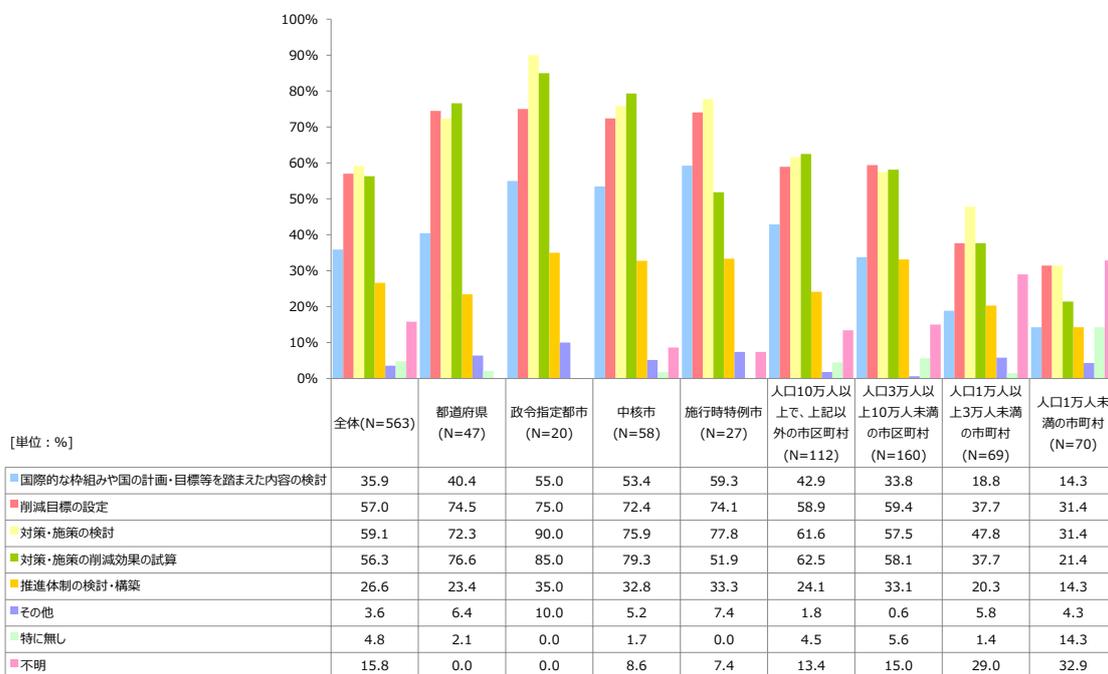
## 7) 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと

区域施策編を策定済みの団体において、その策定又は改定の過程で困難だったこととしては、「対策・施策の検討」(59.1%)が最も多く、「削減目標の設定」(56.3%)と続く。

図表 222 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと



図表 223 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと  
【団体区分別】

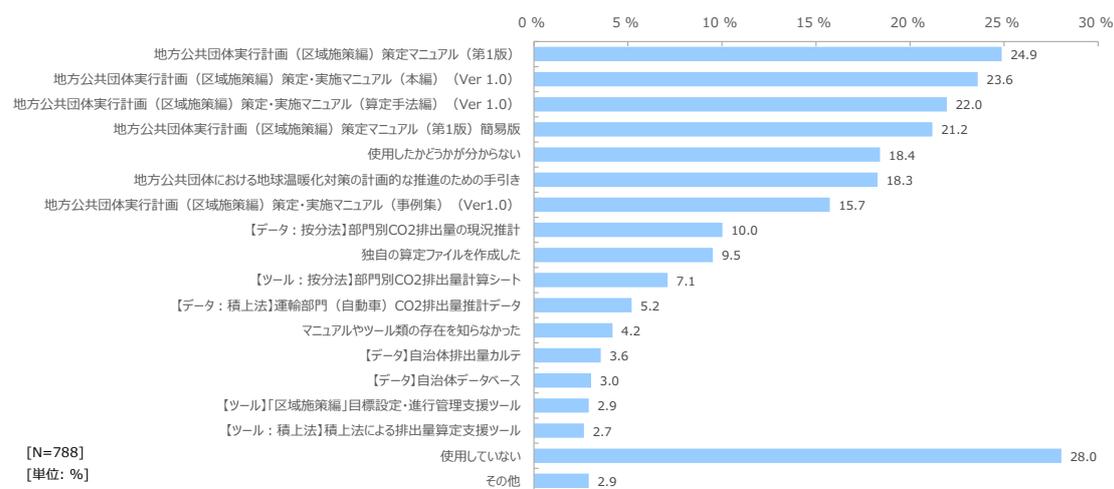


		国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討	削減目標の設定	対策・施策の検討	対策・施策の削減効果の試算	推進体制の検討・構築	その他	特に無し	不明	合計
回答数	全体	202	321	333	317	150	20	27	89	563
	都道府県	19	35	34	36	11	3	1	0	47
	政令指定都市	11	15	18	17	7	2	0	0	20
	中核市	31	42	44	46	19	3	1	5	58
	施行時特例市	16	20	21	14	9	2	0	2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	48	66	69	70	27	2	5	15	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	54	95	92	93	53	1	9	24	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	26	33	26	14	4	1	20	69
	人口1万人未満の市町村	10	22	22	15	10	3	10	23	70
比率 (%)	全体(N=563)	35.9	57.0	59.1	56.3	26.6	3.6	4.8	15.8	
	都道府県(N=47)	40.4	74.5	72.3	76.6	23.4	6.4	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	75.0	90.0	85.0	35.0	10.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	53.4	72.4	75.9	79.3	32.8	5.2	1.7	8.6	
	施行時特例市(N=27)	59.3	74.1	77.8	51.9	33.3	7.4	0.0	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	42.9	58.9	61.6	62.5	24.1	1.8	4.5	13.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	33.8	59.4	57.5	58.1	33.1	0.6	5.6	15.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	18.8	37.7	47.8	37.7	20.3	5.8	1.4	29.0	
	人口1万人未満の市町村(N=70)	14.3	31.4	31.4	21.4	14.3	4.3	14.3	32.9	

## 8) 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの

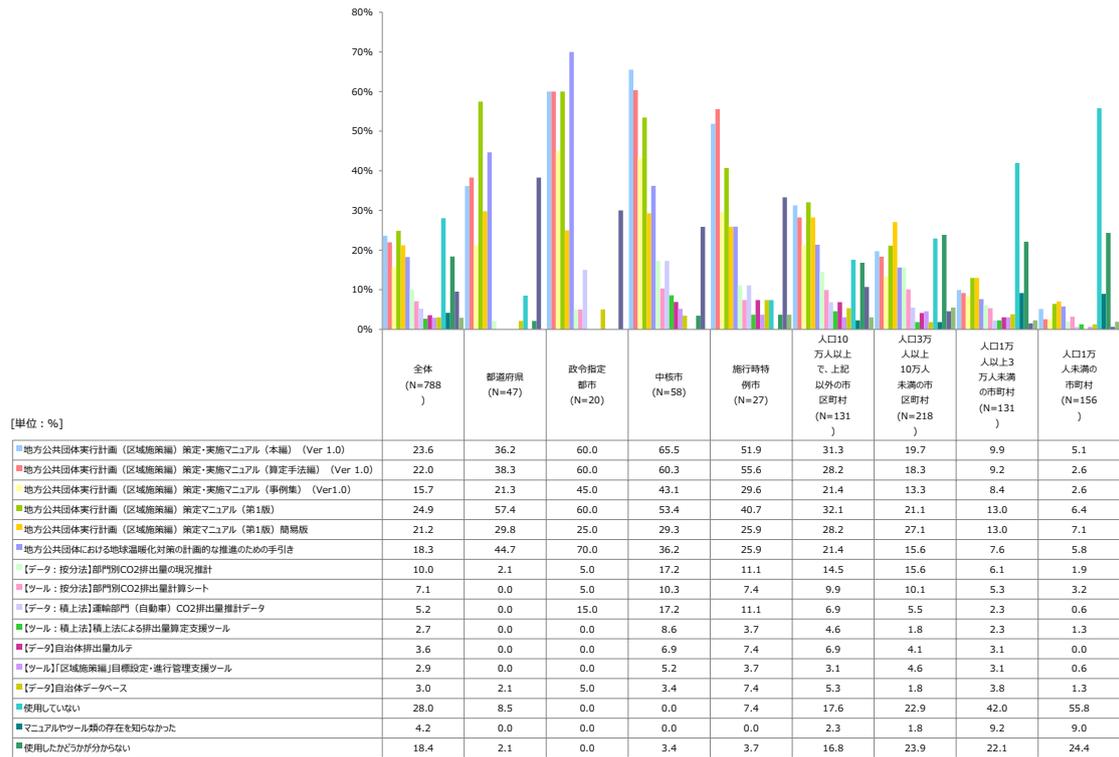
区域施策編を策定済み、または策定予定の団体において、その策定又は改定に当たって使用したものとしては、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」（24.9%）が最も多く、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」（23.6%）、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（策定手法編）」（22.0%）、と続く。

図表 224 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの



地方公共団体の区分別に見ると、人口規模が大きいほど「平成29年3月に公表された最新のマニュアル類」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。また、人口規模が小さいほど、「使用していない」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。

図表 225 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの【団体区分別】

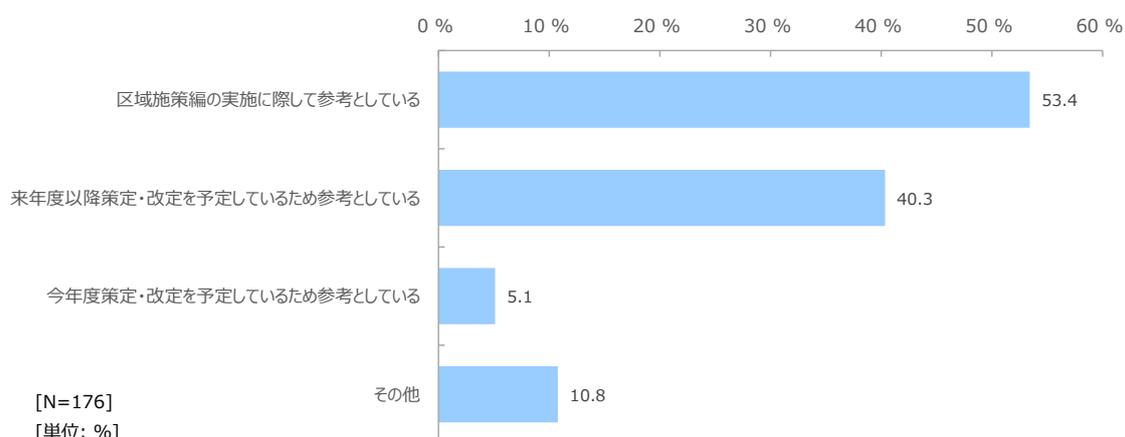


回答数	全体 (N=788)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=58)	施行特例市 (N=27)	人口10万人以上、上記以外の市区町村 (N=131)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=218)	人口1万人以上3万人未満の市区町村 (N=131)	人口1万人未満の市区町村 (N=156)
全体	186	173	124	196	167	144	221	33	145
都道府県	17	18	10	27	14	21	1	4	1
政令指定都市	12	12	9	12	5	14	1	0	0
中核市	38	35	25	31	17	21	10	6	15
施行特例市	14	15	8	11	7	7	3	2	1
人口10万人以上、上記以外の市区町村	41	37	28	42	37	28	19	13	9
人口3万人以上10万人未満の市区町村	43	40	29	46	59	34	22	12	4
人口1万人以上3万人未満の市区町村	13	12	11	17	17	10	8	7	3
人口1万人未満の市区町村	8	4	4	10	11	9	3	5	1
比率 (%)	23.6	22.0	15.7	24.9	21.2	18.3	10.0	7.1	5.2
都道府県 (N=47)	36.2	38.3	21.3	57.4	29.8	44.7	2.1	0.0	0.0
政令指定都市 (N=20)	60.0	60.0	45.0	60.0	25.0	70.0	5.0	5.0	15.0
中核市 (N=58)	60.3	43.1	43.1	53.4	29.3	36.2	17.2	10.3	17.2
施行特例市 (N=27)	51.9	55.6	29.6	40.7	25.9	25.9	11.1	7.4	11.1
人口10万人以上、上記以外の市区町村 (N=131)	31.3	28.2	21.4	32.1	28.2	21.4	14.5	9.9	6.9
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=218)	19.7	18.3	13.3	21.1	27.1	15.6	10.1	5.5	1.8
人口1万人以上3万人未満の市区町村 (N=131)	9.9	9.2	8.4	13.0	13.0	7.6	6.1	5.3	2.3
人口1万人未満の市区町村 (N=156)	5.1	2.6	2.6	6.4	7.1	5.8	1.9	3.2	0.6

## 9) 区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途

区域施策編を策定・改定にあたり、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」を活用した回答した団体において、その用途としては、「区域施策編の実施に際して参考としている。」（53.4%）が最も多く、「来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている。」（40.3%）が続く。

図表 226 区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途



	今年度策定・改定を予定しているため参考としている	来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている	区域施策編の実施に際して参考としている	その他	合計
全体	9	71	94	19	176
比率 (%)	5.1	40.3	53.4	10.8	

## 10) 区域施策編の共同策定の検討状況

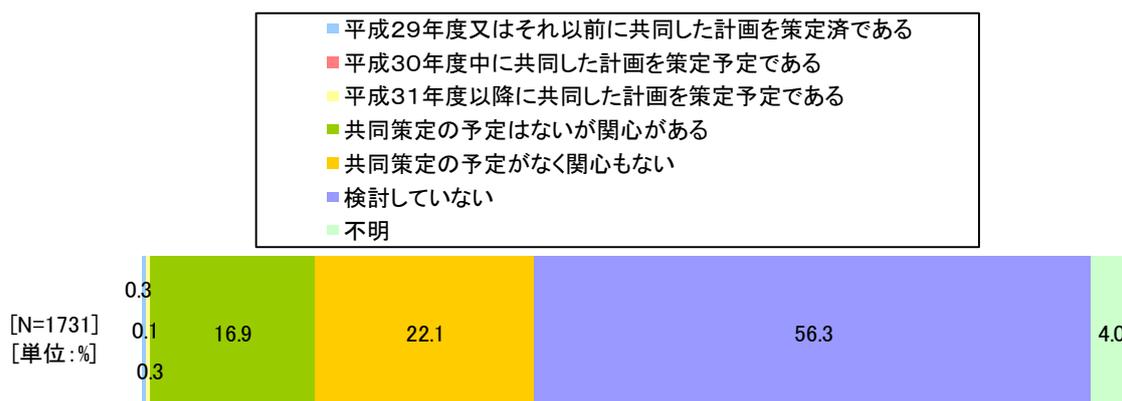
都道府県・市町村（特別区含む。）における区域施策編の共同策定の検討状況としては、「検討していない。」（59.4%）が最も多く、「共同策定の予定がなく関心もない。」（20.3%）、「共同策定の予定はないが関心がある。」（14.5%）と続く。

策定済又は策定予定の団体は昨年度の 0.7%から 1.1%に増加した。

図表 227 区域施策編の共同策定の検討状況

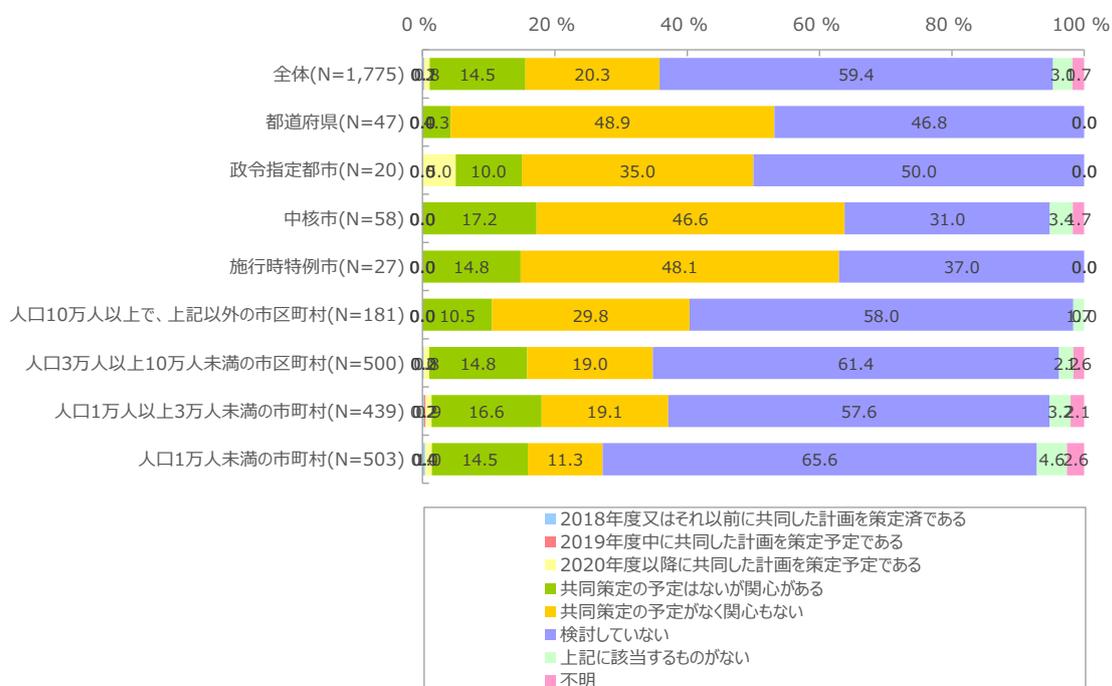


図表 228 区域施策編の共同策定の検討状況【昨年度調査】



地方公共団体の区分別に見ると、中核市以下の市区町村では 15%前後の団体が「共同策定の予定はないが関心がある」を選択している。

図表 229 区域施策編の共同策定の検討状況【団体区分別】

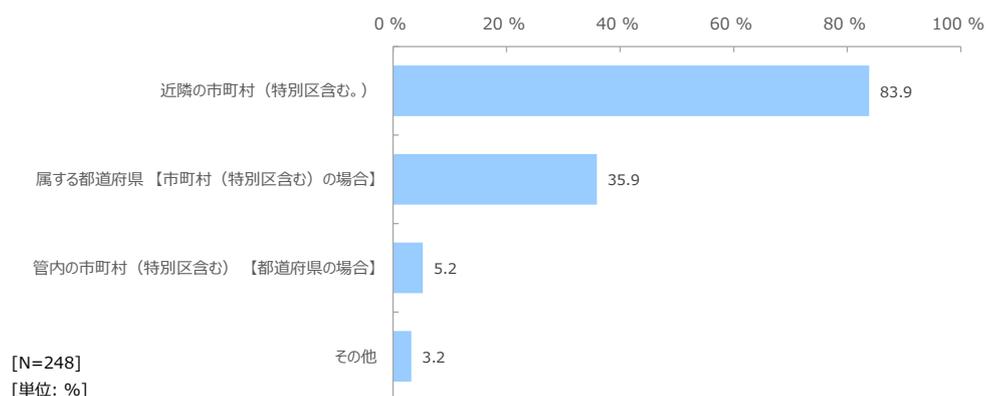


	に2018年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である	2019年度中に共同した計画を策定予定である	2020年度以降に共同した計画を策定予定である	共同策定の予定はないが関心がある	共同策定の予定がなく関心もない	検討していない	上記に該当するものがない	不明	合計
全体	4	1	14	257	360	1,055	53	31	1,775
都道府県	0	0	0	2	23	22	0	0	47
政令指定都市	0	0	1	2	7	10	0	0	20
中核市	0	0	0	10	27	18	2	1	58
施行時特例市	0	0	0	4	13	10	0	0	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	0	19	54	105	3	0	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	0	4	74	95	307	11	8	500
人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	4	73	84	253	14	9	439
人口1万人未満の市町村	2	0	5	73	57	330	23	13	503
比率	0.2	0.1	0.8	14.5	20.3	59.4	3.0	1.7	
都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	4.3	48.9	46.8	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	5.0	10.0	35.0	50.0	0.0	0.0	
中核市(N=58)	0.0	0.0	0.0	17.2	46.6	31.0	3.4	1.7	
施行時特例市(N=27)	0.0	0.0	0.0	14.8	48.1	37.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	0.0	0.0	0.0	10.5	29.8	58.0	1.7	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	0.2	0.0	0.8	14.8	19.0	61.4	2.2	1.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	0.2	0.2	0.9	16.6	19.1	57.6	3.2	2.1	
人口1万人未満の市町村(N=503)	0.4	0.0	1.0	14.5	11.3	65.6	4.6	2.6	

### 1 1) 共同したい相手先

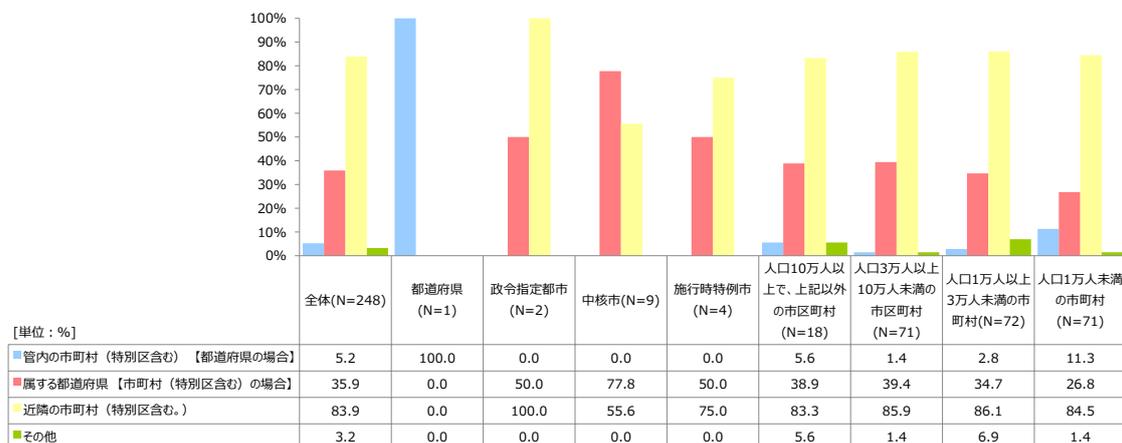
区域施策編の共同策定に関心があると回答した都道府県・市町村（特別区含む。）において、共同したい相手先としては、「近隣の市町村（特別区含む。）」（83.9%）が最も多く、次いで「属する都道府県」（35.9%）が多い。

図表 230 共同したい相手先



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が小さい団体では、回答した団体の7割以上が、共同したい相手先として「近隣の市町村（特別区含む。）」を選択している。

図表 231 共同したい相手先【団体区分別】

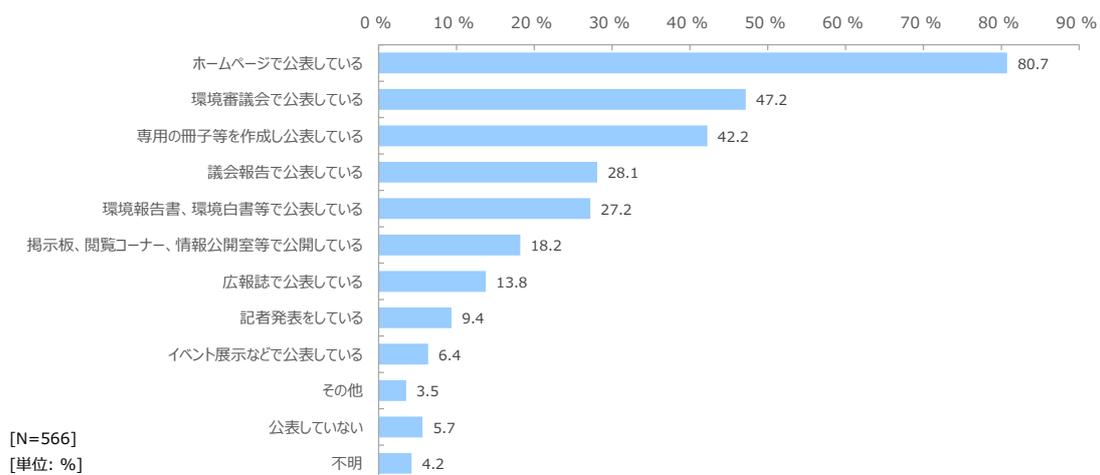


		管内の市町村（特別区含む）【都道府県の場合】	属する都道府県（特別区含む）【市町村の場合】	近隣の市町村（特別区含む。）」	その他	合計
回答数	全体	13	89	208	8	248
	都道府県	1	0	0	0	1
	政令指定都市	0	1	2	0	2
	中核市	0	7	5	0	9
	施行時特例市	0	2	3	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	7	15	1	18
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	28	61	1	71
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	25	62	5	72
	人口1万人未満の市町村	8	19	60	1	71
比率 (%)	全体(N=248)	5.2	35.9	83.9	3.2	
	都道府県(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=2)	0.0	50.0	100.0	0.0	
	中核市(N=9)	0.0	77.8	55.6	0.0	
	施行時特例市(N=4)	0.0	50.0	75.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=18)	5.6	38.9	83.3	5.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=71)	1.4	39.4	85.9	1.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=72)	2.8	34.7	86.1	6.9	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	11.3	26.8	84.5	1.4	

## 1 2) 区域施策編の公表方法

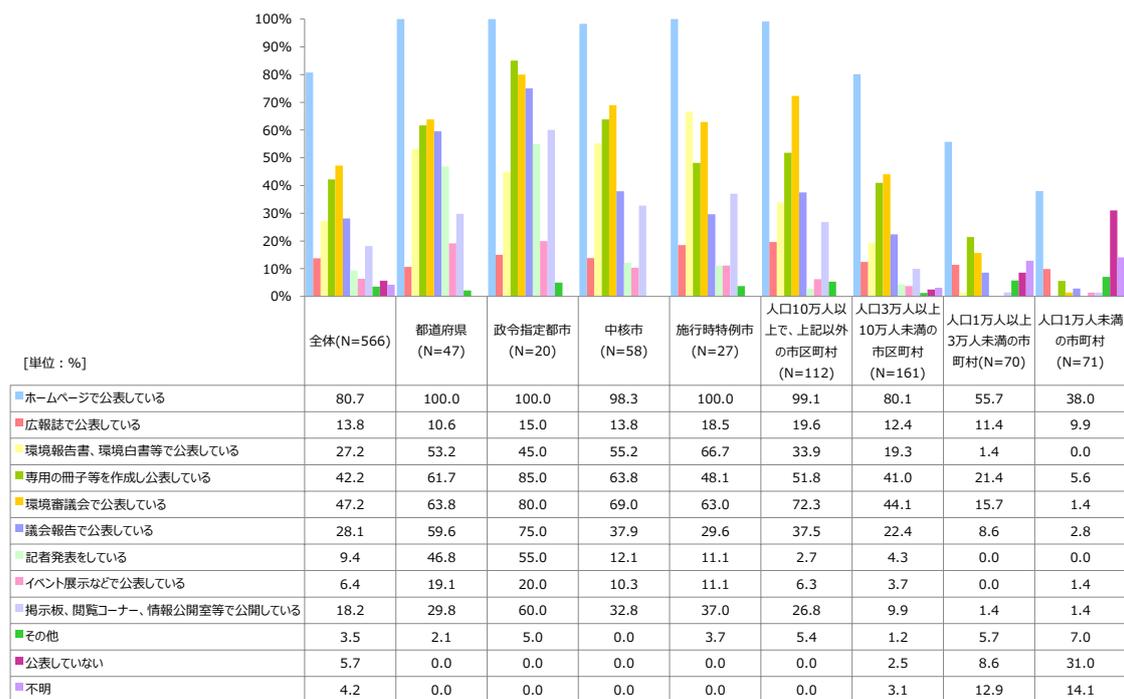
区域施策編を策定済みの団体において、その公表方法としては、「ホームページで公表している。」(80.7%)が最も多く、「環境審議会で公表している。」(47.2%)、「専用の冊子等を作成し公表している。」(42.2%)、「議会報告で公表している。」(28.1%)、「環境報告書、環境白書等で公表している。」(27.2%)と続く。

図表 232 区域施策編の公表方法



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さい。人口1万人未満の市町村は、他の区分に比べ、「公表していない。」の割合が高い。

図表 233 区域施策編の公表方法【団体区分別】



公表方法	全体(N=566)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	人口1万人未満の市町村(N=71)
ホームページで公表している	457	78	154	239	267	159	53	36	103
広報誌で公表している	47	5	25	29	30	28	22	9	14
環境報告書、環境白書等で公表している	20	3	9	17	16	15	11	4	12
専用の冊子等を作成し公表している	57	8	32	37	40	22	7	6	19
環境審議会で公表している	27	5	18	13	17	8	3	3	10
議会報告で公表している	111	22	38	58	81	42	3	7	30
記者発表をしている	129	20	31	66	71	36	7	6	16
イベント展示などで公表している	39	8	1	15	11	6	0	0	1
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	27	7	0	4	1	2	0	1	1
その他	27	7	0	4	1	2	0	1	1
公表していない	32	0	0	0	0	0	0	4	5
不明	24	0	0	0	0	0	0	6	9
合計	566	47	20	58	27	112	161	70	71
比率 (%)	80.7	100.0	100.0	98.3	100.0	99.1	80.1	55.7	38.0
	13.8	10.6	15.0	13.8	18.5	19.6	12.4	11.4	9.9
	27.2	53.2	45.0	55.2	66.7	33.9	19.3	1.4	0.0
	42.2	61.7	85.0	63.8	48.1	51.8	41.0	21.4	5.6
	47.2	63.8	80.0	69.0	63.0	72.3	44.1	15.7	1.4
	28.1	59.6	75.0	37.9	29.6	37.5	22.4	8.6	2.8
	9.4	46.8	55.0	12.1	11.1	2.7	4.3	0.0	0.0
	6.4	19.1	20.0	10.3	11.1	6.3	3.7	0.0	1.4
	18.2	29.8	60.0	32.8	37.0	26.8	9.9	1.4	1.4
	3.5	2.1	5.0	0.0	3.7	5.4	1.2	5.7	7.0
	5.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	8.6	31.0
	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	12.9	14.1

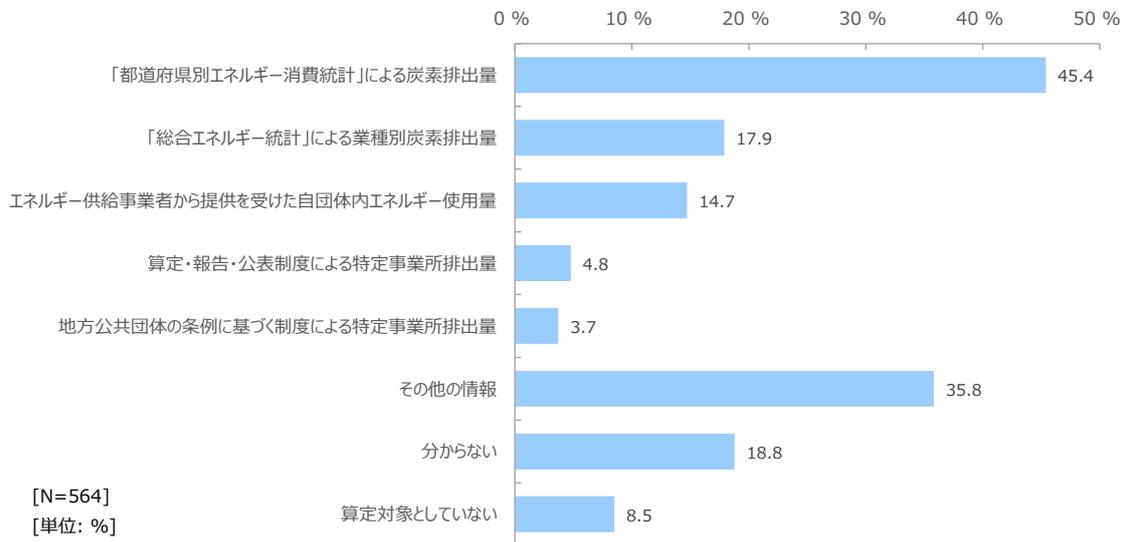
## (2) 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象

### 1) 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法

#### ①産業部門（製造業）

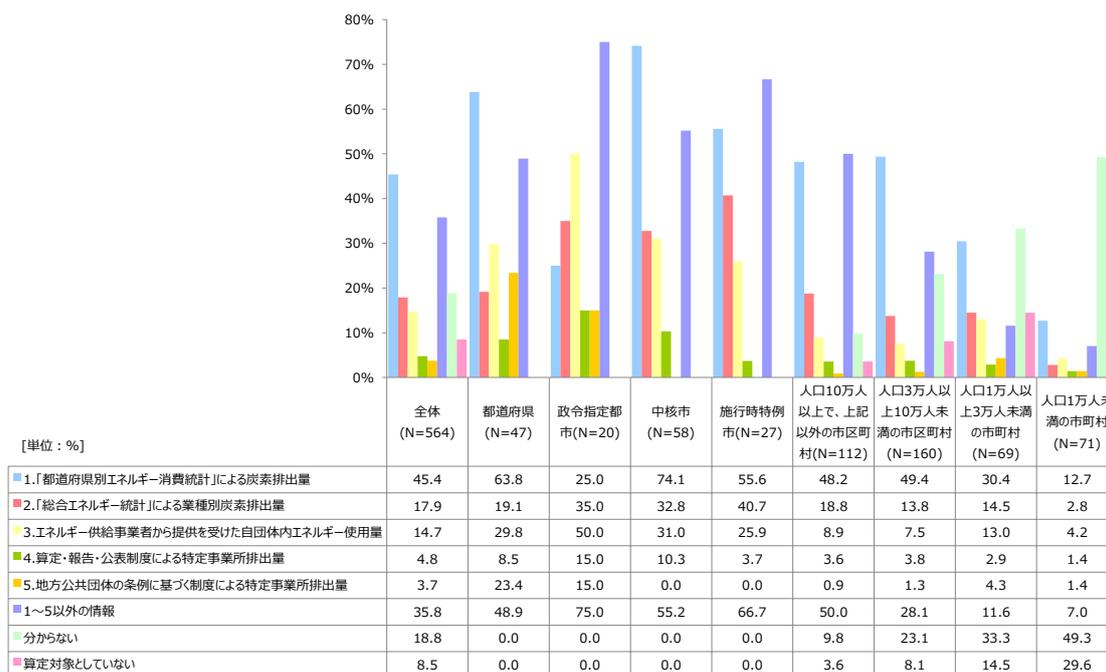
区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（製造業）のCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（45.4%）が最も多く、「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量（17.9%）と続く。

図表 234 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(1)産業部門（製造業）



地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」が多いが、中核市より規模の小さな団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量が多い。

図表 235 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(1)産業部門（製造業）【団体区分別】

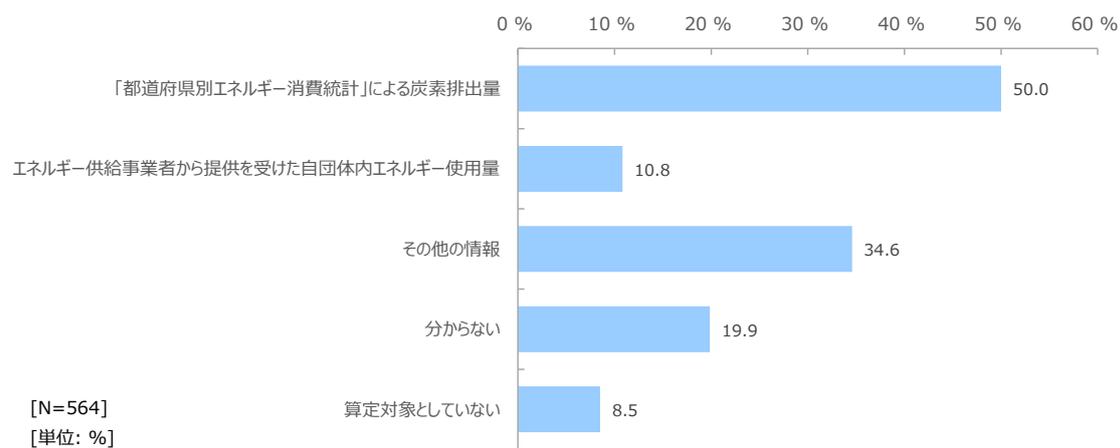


回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	合計
1.「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	256	101	83	27	21	202	106	48	564	
2.「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	30	9	14	4	11	23	0	0	47	
3.エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	5	7	10	3	3	15	0	0	20	
4.算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	43	19	18	6	0	32	0	0	58	
5.地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	15	11	7	1	0	18	0	0	27	
1～5以外の情報	54	21	10	4	1	56	11	4	112	
分からない	79	22	12	6	2	45	37	13	160	
算定対象としていない	21	10	9	2	3	8	23	10	69	
合計	9	2	3	1	1	5	35	21	71	
比率 (%)	全体(N=564)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	人口1万人未満の市町村(N=71)	
1.「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	45.4	17.9	14.7	4.8	3.7	35.8	18.8	8.5		
2.「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	63.8	19.1	29.8	8.5	23.4	48.9	0.0	0.0		
3.エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	25.0	35.0	50.0	15.0	15.0	75.0	0.0	0.0		
4.算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	74.1	32.8	31.0	10.3	0.0	55.2	0.0	0.0		
5.地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	55.6	40.7	25.9	3.7	0.0	66.7	0.0	0.0		
1～5以外の情報	48.2	18.8	8.9	3.6	0.9	50.0	9.8	3.6		
分からない	49.4	13.8	7.5	3.8	1.3	28.1	23.1	8.1		
算定対象としていない	30.4	14.5	13.0	2.9	4.3	11.6	33.3	14.5		
合計	12.7	2.8	4.2	1.4	1.4	7.0	49.3	29.6		

## ②産業部門（建設業・鉱業）

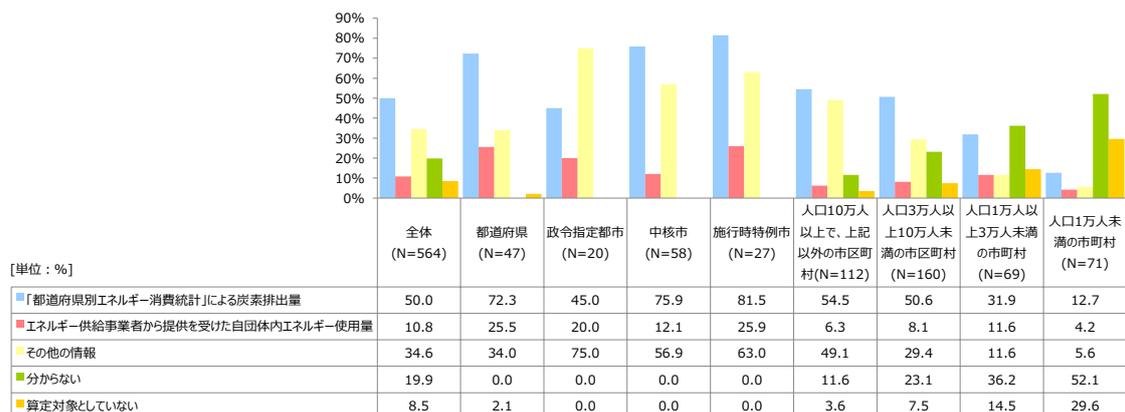
区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（建設業・鉱業）のCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（50.0%）が最も多く、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（10.8%）がそれに続く。

図表 236 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(2)産業部門（建設業・鉱業）



地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「その他の情報」が最も多い一方、中核市より規模の小さな団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量が多くなる。

図表 237 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(2) 産業部門（建設業・鉱業）【団体区分別】

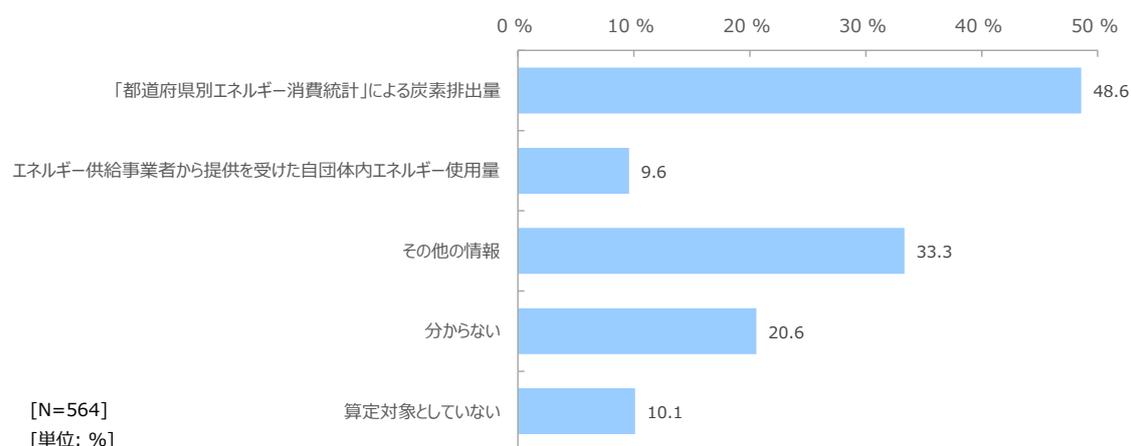


算定手法	都道府県別エネルギー消費統計による炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	282	61	195	112	48	564
全体	282	61	195	112	48	564
都道府県	34	12	16	0	1	47
政令指定都市	9	4	15	0	0	20
中核市	44	7	33	0	0	58
施行時特例市	22	7	17	0	0	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	61	7	55	13	4	112
人口3万人以上10万人未満の市区町村	81	13	47	37	12	160
人口1万人以上3万人未満の市町村	22	8	8	25	10	69
人口1万人未満の市町村	9	3	4	37	21	71
比率 (%)	50.0	10.8	34.6	19.9	8.5	
全体 (N=564)	50.0	10.8	34.6	19.9	8.5	
都道府県 (N=47)	72.3	25.5	34.0	0.0	2.1	
政令指定都市 (N=20)	45.0	20.0	75.0	0.0	0.0	
中核市 (N=58)	75.9	12.1	56.9	0.0	0.0	
施行時特例市 (N=27)	81.5	25.9	63.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=112)	54.5	6.3	49.1	11.6	3.6	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	50.6	8.1	29.4	23.1	7.5	
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	31.9	11.6	11.6	36.2	14.5	
人口1万人未満の市町村 (N=71)	12.7	4.2	5.6	52.1	29.6	

### ③産業部門（農林水産業）

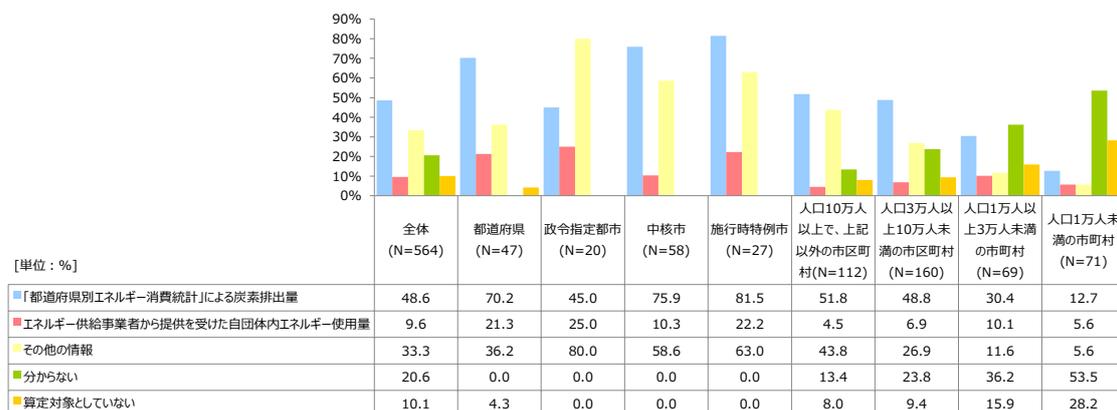
区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（農林水産業）のCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（48.6%）が最も多く、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（9.6%）がそれに続く。

図表 238 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(3)産業部門（農林水産業）



地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「その他の情報」が最も多い一方、中核市より規模の小さな団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多くなる。

図表 239 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(3) 産業部門（農林水産業）【団体区分別】

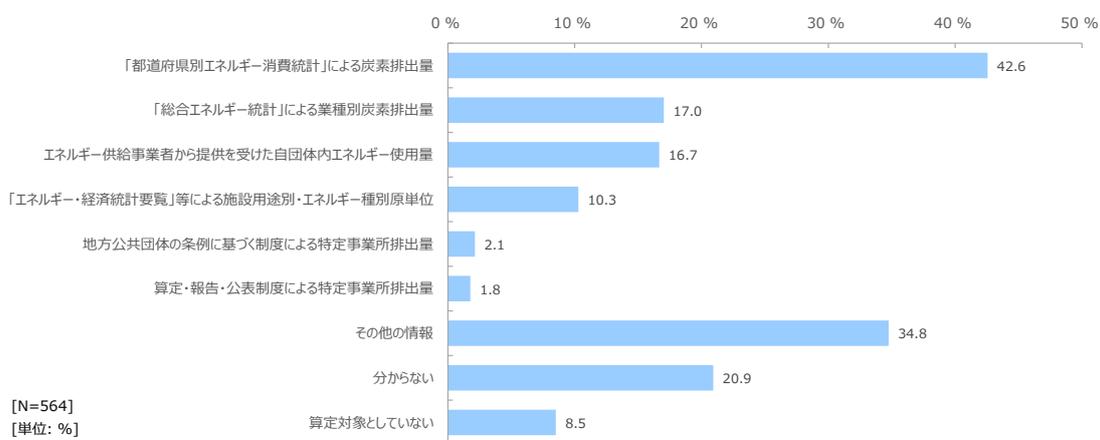


算定手法	「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー消費量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	274	54	188	116	57	564
全体	274	54	188	116	57	564
都道府県	33	10	17	0	2	47
政令指定都市	9	5	16	0	0	20
中核市	44	6	34	0	0	58
施行時特例市	22	6	17	0	0	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	58	5	49	15	9	112
人口3万人以上10万人未満の市区町村	78	11	43	38	15	160
人口1万人以上3万人未満の市町村	21	7	8	25	11	69
人口1万人未満の市町村	9	4	4	38	20	71
比率 (%)	48.6	9.6	33.3	20.6	10.1	
全体 (N=564)	48.6	9.6	33.3	20.6	10.1	
都道府県 (N=47)	70.2	21.3	36.2	0.0	4.3	
政令指定都市 (N=20)	45.0	25.0	80.0	0.0	0.0	
中核市 (N=58)	75.9	10.3	58.6	0.0	0.0	
施行時特例市 (N=27)	81.5	22.2	63.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=112)	51.8	4.5	43.8	13.4	8.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	48.8	6.9	26.9	23.8	9.4	
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	30.4	10.1	11.6	36.2	15.9	
人口1万人未満の市町村 (N=71)	12.7	5.6	5.6	53.5	28.2	

#### ④業務その他部門

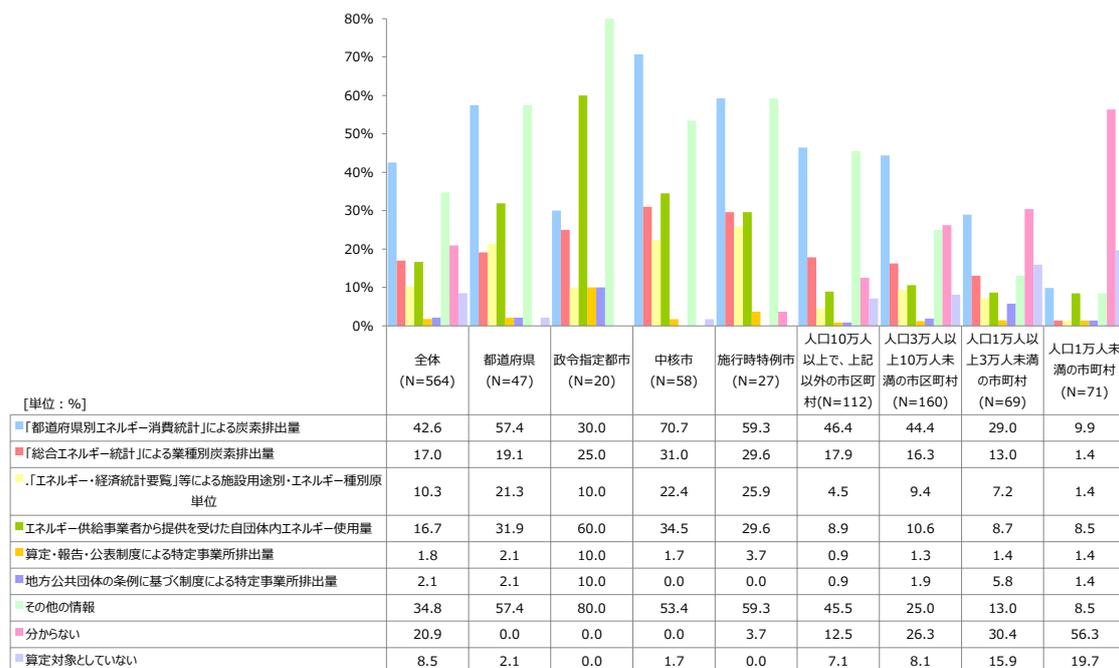
区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門のCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（42.6%）が最も多く、「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量（17.0%）、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（16.7%）と続く。

図表 240 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(4)業務その他部門



地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「その他の情報」が最も多い一方、中核市より規模の小さな団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多くなる。

図表 241 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(4) 業務その他部門【団体区分別】

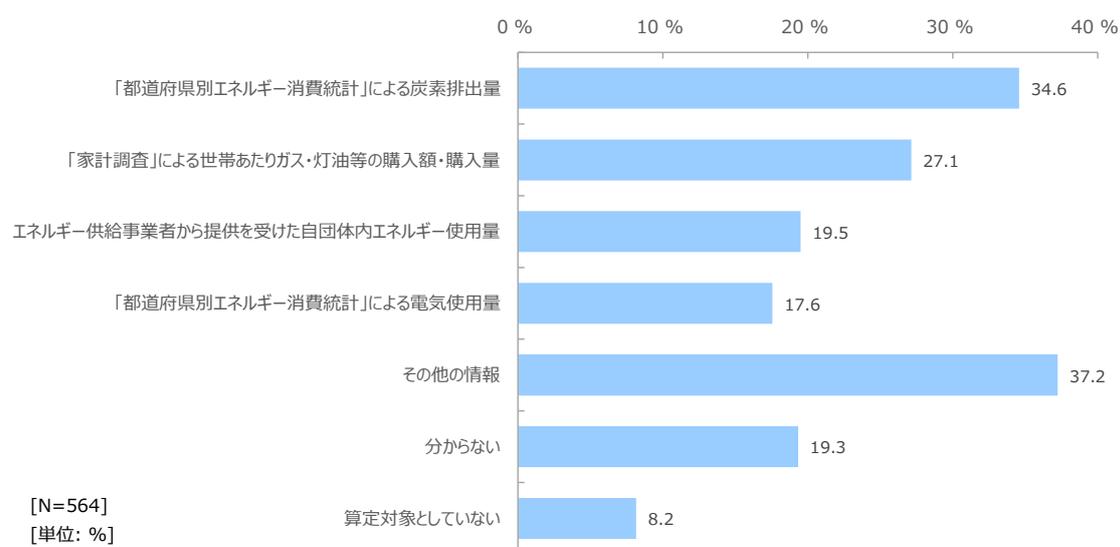


回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	合計
全体(N=564)	240	96	58	94	10	12	196	118	48	564
都道府県(N=47)	27	9	10	15	1	1	27	0	1	47
政令指定都市(N=20)	6	5	2	12	2	2	16	0	0	20
中核市(N=58)	41	18	13	20	1	0	31	0	1	58
施行時特例市(N=27)	16	8	7	8	1	0	16	1	0	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	52	20	5	10	1	1	51	14	8	112
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	71	26	15	17	2	3	40	42	13	160
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	20	9	5	6	1	4	9	21	11	69
人口1万人未満の市町村(N=71)	7	1	1	6	1	1	6	40	14	71
比率 (%)	42.6	17.0	10.3	16.7	1.8	2.1	34.8	20.9	8.5	
都道府県(N=47)	57.4	19.1	21.3	31.9	2.1	2.1	57.4	0.0	2.1	
政令指定都市(N=20)	30.0	25.0	10.0	60.0	10.0	10.0	80.0	0.0	0.0	
中核市(N=58)	70.7	31.0	22.4	34.5	1.7	0.0	53.4	0.0	1.7	
施行時特例市(N=27)	59.3	29.6	25.9	29.6	3.7	0.0	59.3	3.7	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	46.4	17.9	4.5	8.9	0.9	0.9	45.5	12.5	7.1	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	44.4	16.3	9.4	10.6	1.3	1.9	25.0	26.3	8.1	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	29.0	13.0	7.2	8.7	1.4	5.8	13.0	30.4	15.9	
人口1万人未満の市町村(N=71)	9.9	1.4	1.4	8.5	1.4	1.4	8.5	56.3	19.7	

### ⑤家庭部門

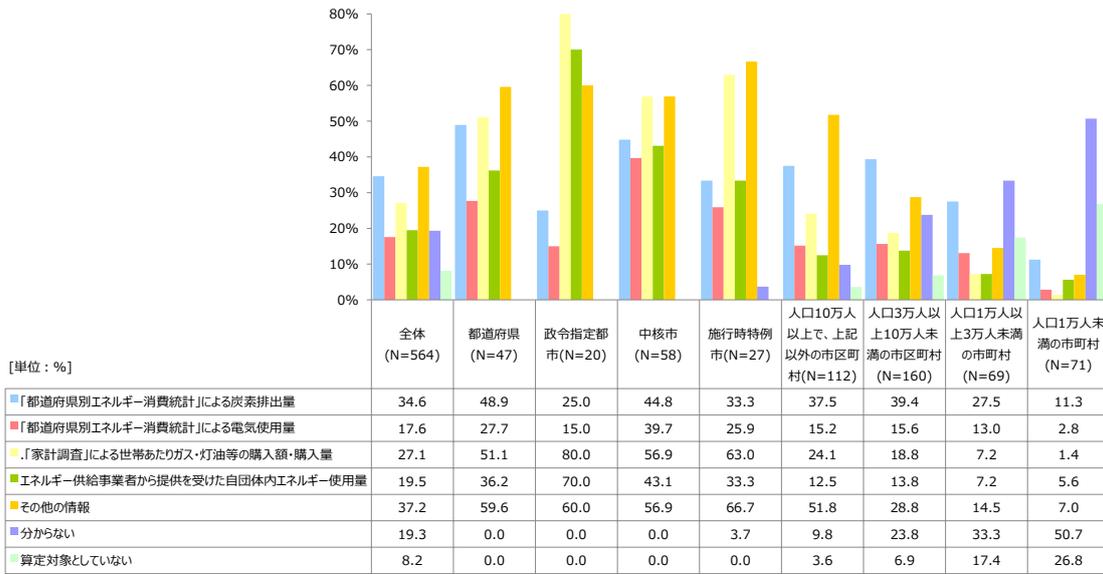
区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量(34.6%)が最も多く、「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量(27.1%)と続く。

図表 242 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(5)家庭部門



地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市では「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量」が最も大きく、施工時特例市未満の団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多い。

図表 243 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(5) 家庭部門【団体区分別】

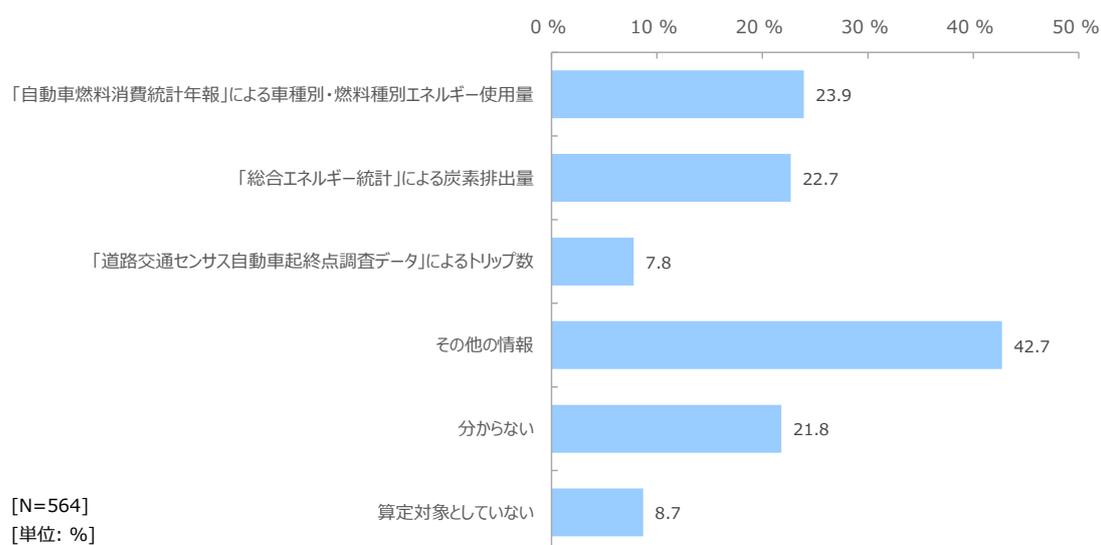


		費「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	費「都道府県別エネルギー消費統計」による電気使用量	「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	195	99	153	110	210	109	46	564
	都道府県	23	13	24	17	28	0	0	47
	政令指定都市	5	3	16	14	12	0	0	20
	中核市	26	23	33	25	33	0	0	58
	施工時特例市	9	7	17	9	18	1	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	42	17	27	14	58	11	4	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	63	25	30	22	46	38	11	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	9	5	5	10	23	12	69
	人口1万人未満の市町村	8	2	1	4	5	36	19	71
比率 (%)	全体(N=564)	34.6	17.6	27.1	19.5	37.2	19.3	8.2	
	都道府県(N=47)	48.9	27.7	51.1	36.2	59.6	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	25.0	15.0	80.0	70.0	60.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	44.8	39.7	56.9	43.1	56.9	0.0	0.0	
	施工時特例市(N=27)	33.3	25.9	63.0	33.3	66.7	3.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	37.5	15.2	24.1	12.5	51.8	9.8	3.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	39.4	15.6	18.8	13.8	28.8	23.8	6.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	27.5	13.0	7.2	7.2	14.5	33.3	17.4	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	11.3	2.8	1.4	5.6	7.0	50.7	26.8	

## ⑥運輸部門（自動車）

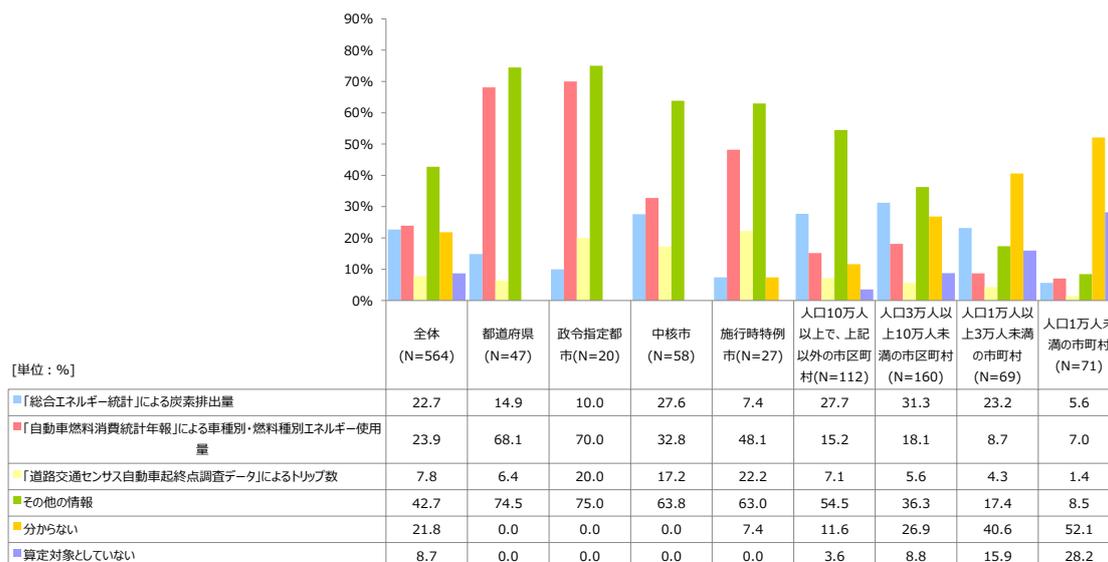
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（自動車）のCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた情報としては、「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量（23.9%）が最も多く、「総合エネルギー統計」による炭素排出量（22.7%）と続く。

図表 244 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(6)運輸部門（自動車）



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や政令指定都市では、「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量」及び「その他の情報」が多く、小規模な市町村（特別区含む。）では「総合エネルギー統計」による炭素排出量」が多くなる傾向がある。

図表 245 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(6) 運輸部門（自動車）【団体区分別】

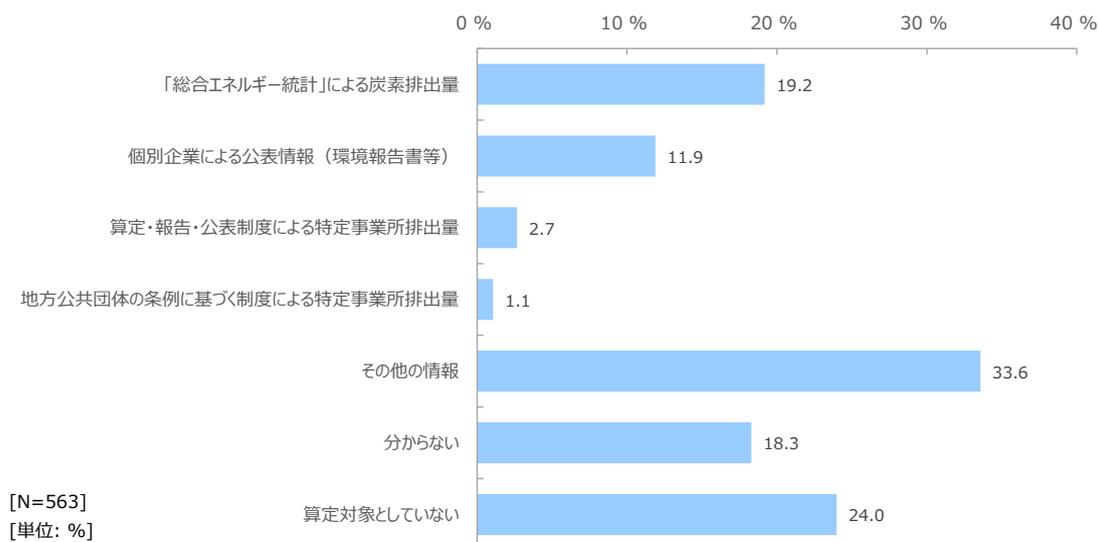


回答数	「総合エネルギー統計」による炭素排出量	「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量	「道路交通センサス自動車起終点調査データ」によるトリップ数	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	128	135	44	241	123	49	564
都道府県	7	32	3	35	0	0	47
政令指定都市	2	14	4	15	0	0	20
中核市	16	19	10	37	0	0	58
施行時特例市	2	13	6	17	2	0	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	31	17	8	61	13	4	112
人口3万人以上10万人未満の市区町村	50	29	9	58	43	14	160
人口1万人以上3万人未満の市町村	16	6	3	12	28	11	69
人口1万人未満の市町村	4	5	1	6	37	20	71
比率 (%)							
全体(N=564)	22.7	23.9	7.8	42.7	21.8	8.7	
都道府県(N=47)	14.9	68.1	6.4	74.5	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	10.0	70.0	20.0	75.0	0.0	0.0	
中核市(N=58)	27.6	32.8	17.2	63.8	0.0	0.0	
施行時特例市(N=27)	7.4	48.1	22.2	63.0	7.4	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	27.7	15.2	7.1	54.5	11.6	3.6	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	31.3	18.1	5.6	36.3	26.9	8.8	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	23.2	8.7	4.3	17.4	40.6	15.9	
人口1万人未満の市町村(N=71)	5.6	7.0	1.4	8.5	52.1	28.2	

### ⑦運輸部門（鉄道）

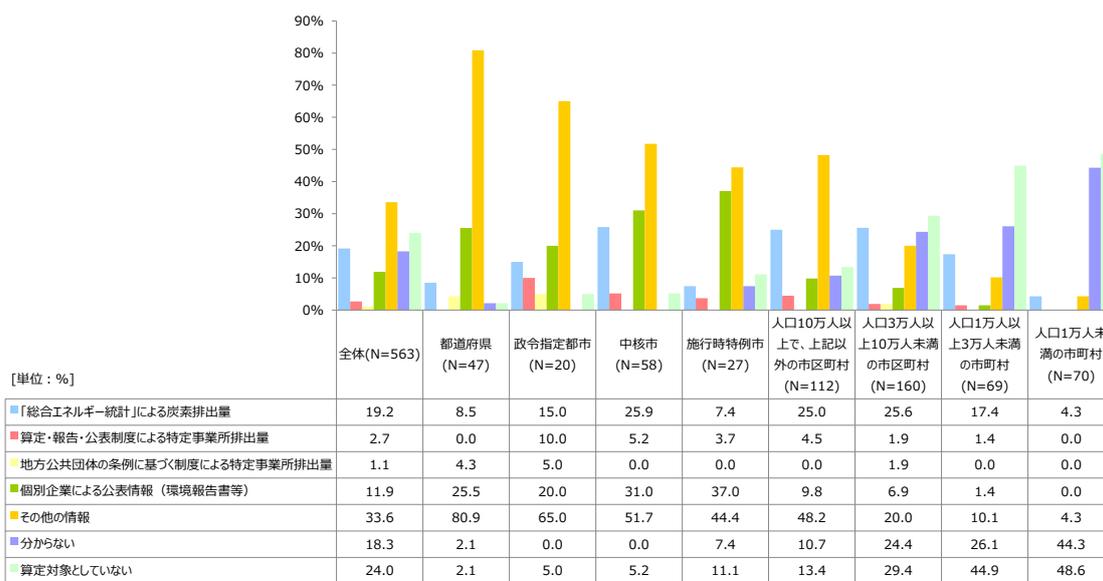
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（鉄道）のCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた情報としては、「総合エネルギー統計」による炭素排出量（19.2%）が最も多く、「個別企業による公表情報（環境報告書等）」（11.9%）と続く。

図表 246 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(7)運輸部門（鉄道）



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「個別企業による公表情報（環境報告書等）」が多く、小規模な市町村（特別区含む。）では「総合エネルギー統計」による炭素排出量が多い。

図表 247 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(7) 運輸部門（鉄道）【団体区分別】

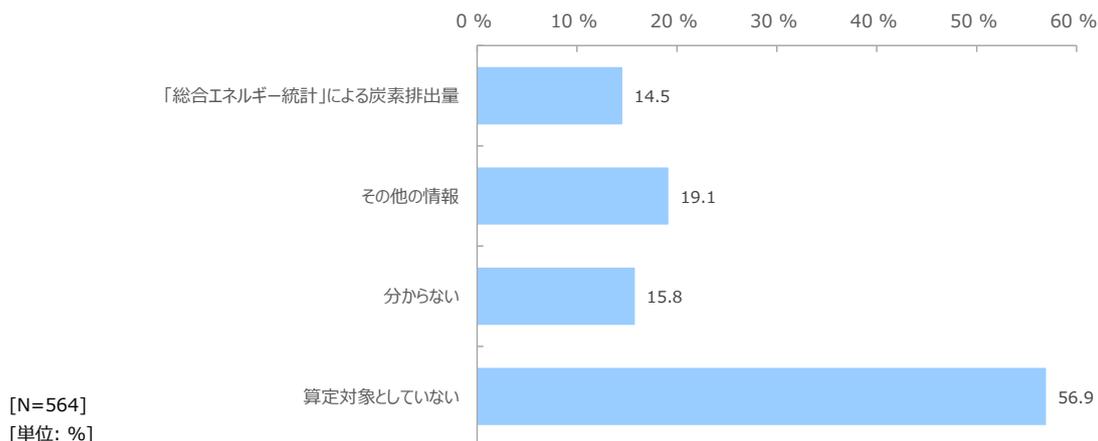


		「総合エネルギー統計」による炭素排出量	算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	個別企業による公表情報（環境報告書等）	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	108	15	6	67	189	103	135	563
	都道府県	4	0	2	12	38	1	1	47
	政令指定都市	3	2	1	4	13	0	1	20
	中核市	15	3	0	18	30	0	3	58
	施行時特例市	2	1	0	10	12	2	3	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	28	5	0	11	54	12	15	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	41	3	3	11	32	39	47	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	1	0	1	7	18	31	69
	人口1万人未満の市町村	3	0	0	0	3	31	34	70
比率（％）	全体(N=563)	19.2	2.7	1.1	11.9	33.6	18.3	24.0	
	都道府県(N=47)	8.5	0.0	4.3	25.5	80.9	2.1	2.1	
	政令指定都市(N=20)	15.0	10.0	5.0	20.0	65.0	0.0	5.0	
	中核市(N=58)	25.9	5.2	0.0	31.0	51.7	0.0	5.2	
	施行時特例市(N=27)	7.4	3.7	0.0	37.0	44.4	7.4	11.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	25.0	4.5	0.0	9.8	48.2	10.7	13.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	25.6	1.9	1.9	6.9	20.0	24.4	29.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	17.4	1.4	0.0	1.4	10.1	26.1	44.9	
	人口1万人未満の市町村(N=70)	4.3	0.0	0.0	0.0	4.3	44.3	48.6	

### ⑧運輸部門（船舶）

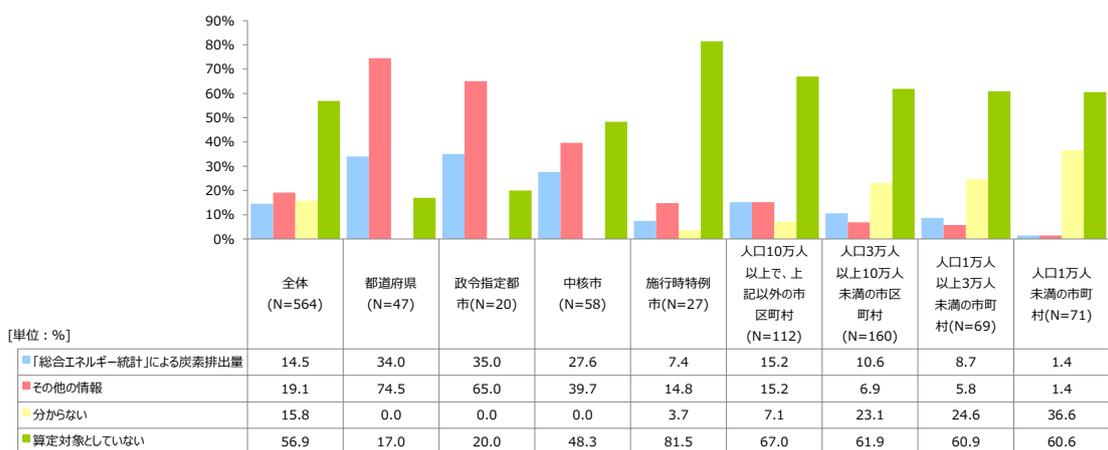
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（船舶）のCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた情報としては、「総合エネルギー統計」による炭素排出量と回答した団体は14.5%であった。

図表 248 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(8)運輸部門（船舶）



地方公共団体の区分別に見ると、規模な市町村（特別区含む。）ではそもそも「算定対象としていない」団体が6割以上を占めている。

図表 249 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(8)運輸部門（船舶）【団体区分別】

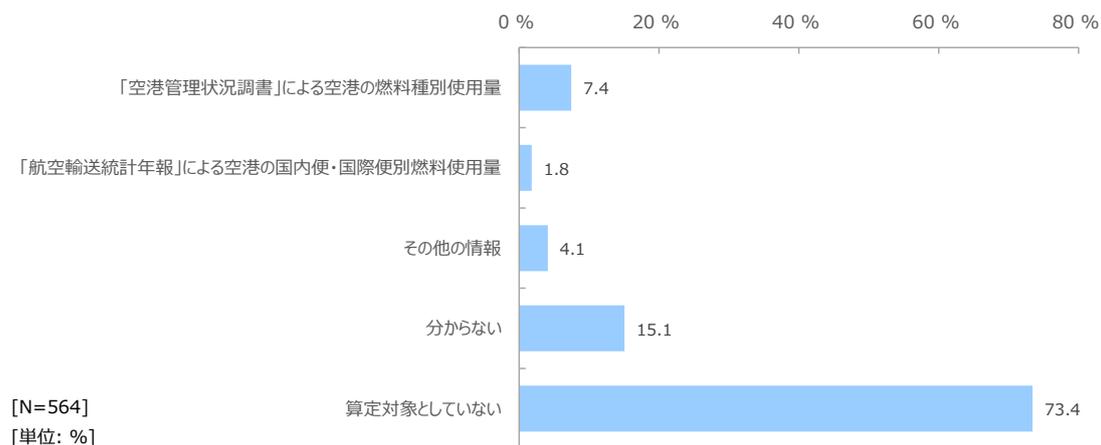


		「総合エネルギー統計」による炭素排出量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	82	108	89	321	564
	都道府県	16	35	0	8	47
	政令指定都市	7	13	0	4	20
	中核市	16	23	0	28	58
	施行時特例市	2	4	1	22	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	17	17	8	75	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	17	11	37	99	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	4	17	42	69
	人口1万人未満の市町村	1	1	26	43	71
比率 (%)	全体(N=564)	14.5	19.1	15.8	56.9	
	都道府県(N=47)	34.0	74.5	0.0	17.0	
	政令指定都市(N=20)	35.0	65.0	0.0	20.0	
	中核市(N=58)	27.6	39.7	0.0	48.3	
	施行時特例市(N=27)	7.4	14.8	3.7	81.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	15.2	15.2	7.1	67.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	10.6	6.9	23.1	61.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	8.7	5.8	24.6	60.9	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	1.4	1.4	36.6	60.6	

### ⑨運輸部門（航空）

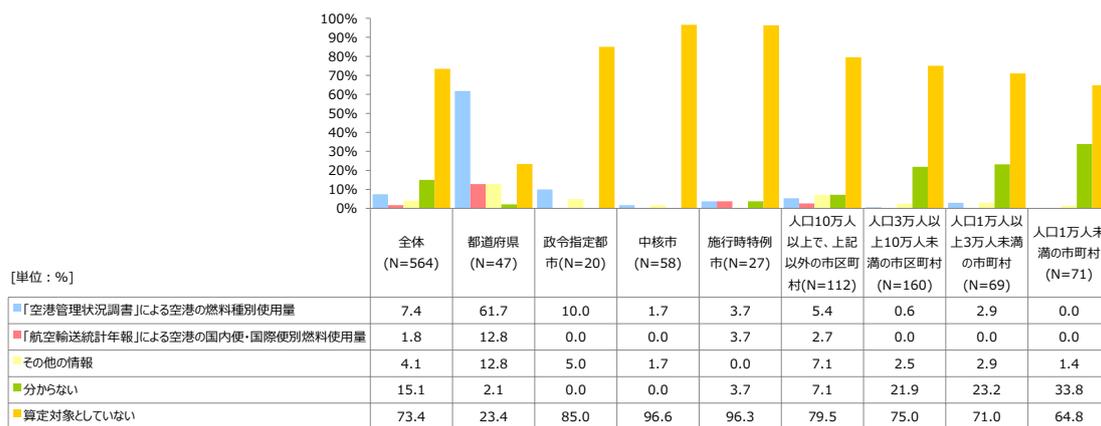
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（航空）のCO<sub>2</sub>排出量の算定に「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量」を用いている団体は7.4%である。

図表 250 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(9)運輸部門（航空）



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県は算定対象としている団体が大部分を占め、算定手法としては「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量が多い。一方、市町村（特別区含む。）は「算定対象としていない」団体が大部分を占めている。

図表 251 区域施策編における CO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(9) 運輸部門（航空）【団体区分別】

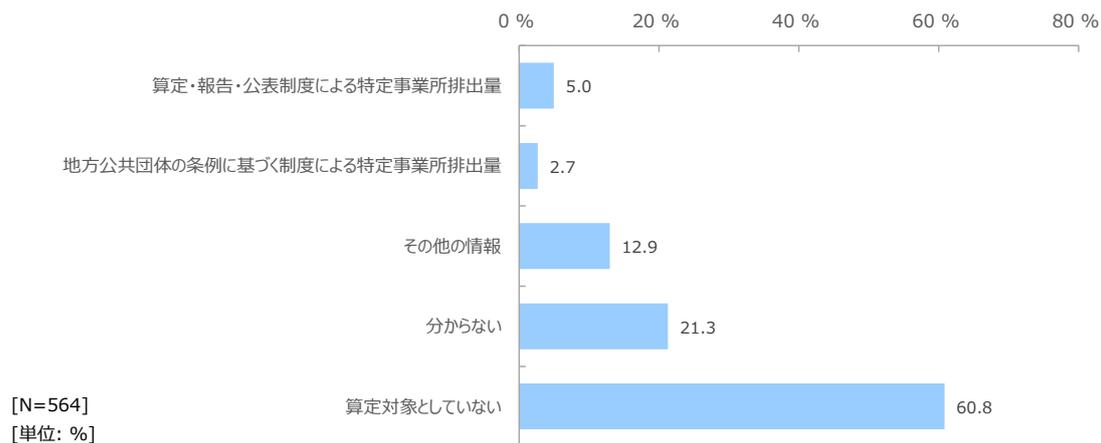


算定手法	「空港管理状況調書」による燃料種別使用量	「航空輸送統計年報」による国内便・国際便別燃料使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数						
全体	42	10	23	85	414	564
都道府県	29	6	6	1	11	47
政令指定都市	2	0	1	0	17	20
中核市	1	0	1	0	56	58
施行時特例市	1	1	0	1	26	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	3	8	8	89	112
人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	0	4	35	120	160
人口1万人以上3万人未満の市町村	2	0	2	16	49	69
人口1万人未満の市町村	0	0	1	24	46	71
比率 (%)						
全体 (N=564)	7.4	1.8	4.1	15.1	73.4	
都道府県 (N=47)	61.7	12.8	12.8	2.1	23.4	
政令指定都市 (N=20)	10.0	0.0	5.0	0.0	85.0	
中核市 (N=58)	1.7	0.0	1.7	0.0	96.6	
施行時特例市 (N=27)	3.7	3.7	0.0	3.7	96.3	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=112)	5.4	2.7	7.1	7.1	79.5	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	0.6	0.0	2.5	21.9	75.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	2.9	0.0	2.9	23.2	71.0	
人口1万人未満の市町村 (N=71)	0.0	0.0	1.4	33.8	64.8	

### ⑩エネルギー転換部門

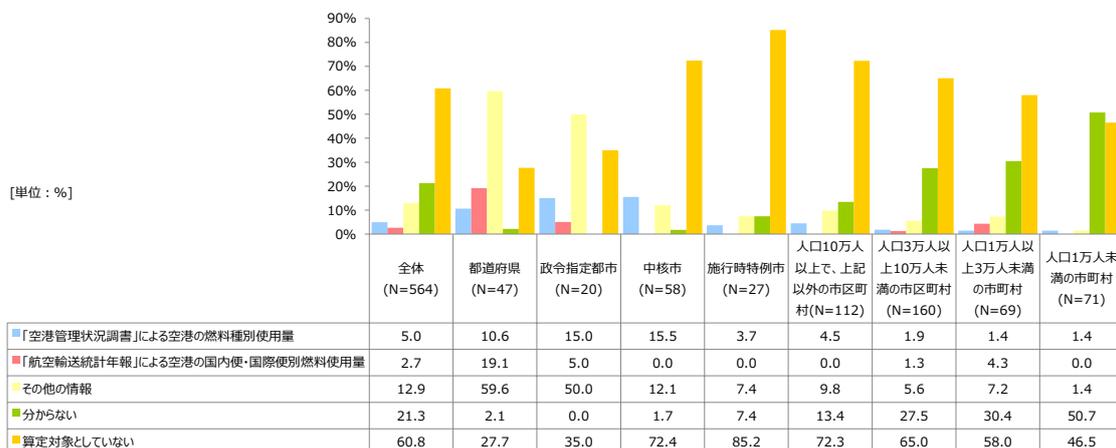
区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門のCO<sub>2</sub>排出量の算定に「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量」を使用している団体は5.0%である。

図表 252 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(10)エネルギー転換部門



地方公共団体の区分別に見ると、中核市以下の市町村（特別区含む。）は「算定対象としていない」団体が大部分を占めている。

図表 253 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(10) エネルギー転換部門【団体区分別】



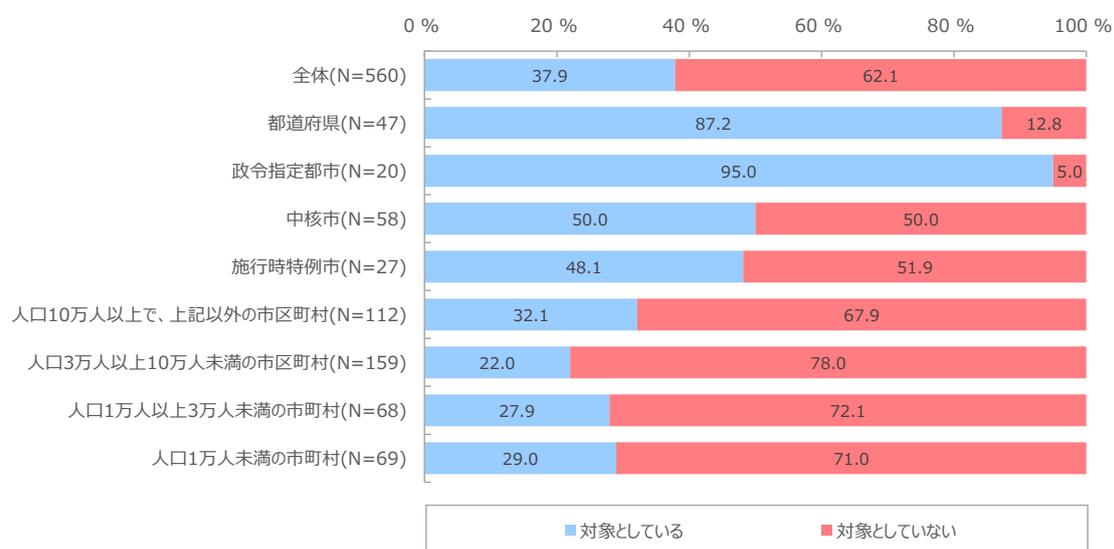
		「空港管理状況調査」による空港の燃料種別使用量	「航空輸送統計年報」による空港の国内便・国際便別燃料使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	28	15	73	120	343	564
	都道府県	5	9	28	1	13	47
	政令指定都市	3	1	10	0	7	20
	中核市	9	0	7	1	42	58
	施行時特例市	1	0	2	2	23	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	0	11	15	81	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	2	9	44	104	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	3	5	21	40	69
	人口1万人未満の市町村	1	0	1	36	33	71
比率 (%)	全体 (N=564)	5.0	2.7	12.9	21.3	60.8	
	都道府県 (N=47)	10.6	19.1	59.6	2.1	27.7	
	政令指定都市 (N=20)	15.0	5.0	50.0	0.0	35.0	
	中核市 (N=58)	15.5	0.0	12.1	1.7	72.4	
	施行時特例市 (N=27)	3.7	0.0	7.4	7.4	85.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=112)	4.5	0.0	9.8	13.4	72.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	1.9	1.3	5.6	27.5	65.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	1.4	4.3	7.2	30.4	58.0	
	人口1万人未満の市町村 (N=71)	1.4	0.0	1.4	50.7	46.5	

## 2) 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外）

### ①燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 37.9%である。人口規模が小さい団体では、「対象としている。」と回答した団体の割合が低い傾向がある。

図表 254 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外）  
(1)燃料の燃焼分野【団体区分別】

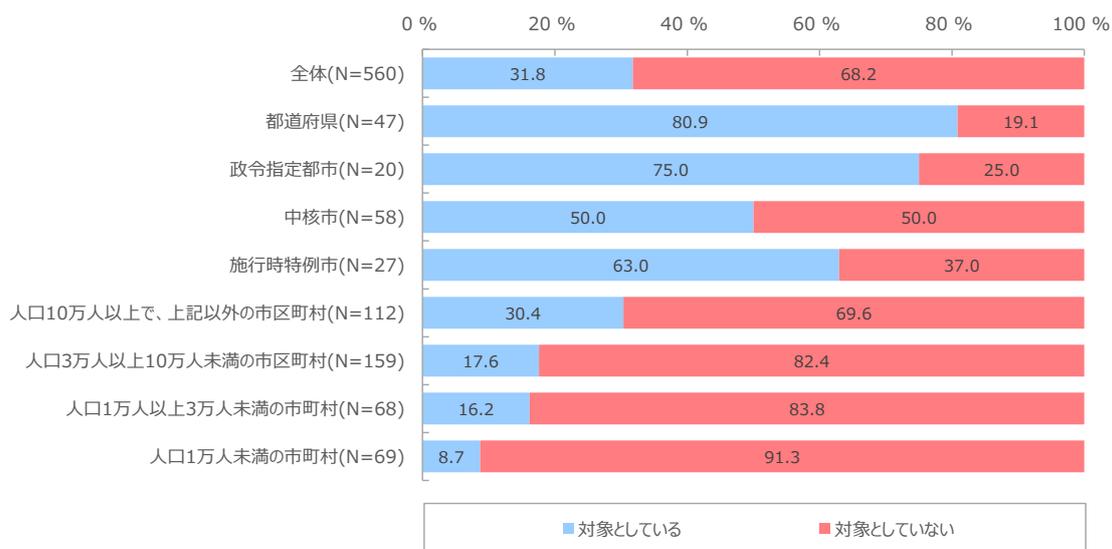


		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	212	348	560
	都道府県	41	6	47
	政令指定都市	19	1	20
	中核市	29	29	58
	施行時特例市	13	14	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	36	76	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	35	124	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	49	68
	人口1万人未満の市町村	20	49	69
比率	全体(N=560)	37.9	62.1	
	都道府県(N=47)	87.2	12.8	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	
	中核市(N=58)	50.0	50.0	
	施行時特例市(N=27)	48.1	51.9	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	32.1	67.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	22.0	78.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	27.9	72.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	29.0	71.0	

## ②工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の31.8%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 255 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外）  
 (2) 工業プロセス分野【団体区分別】

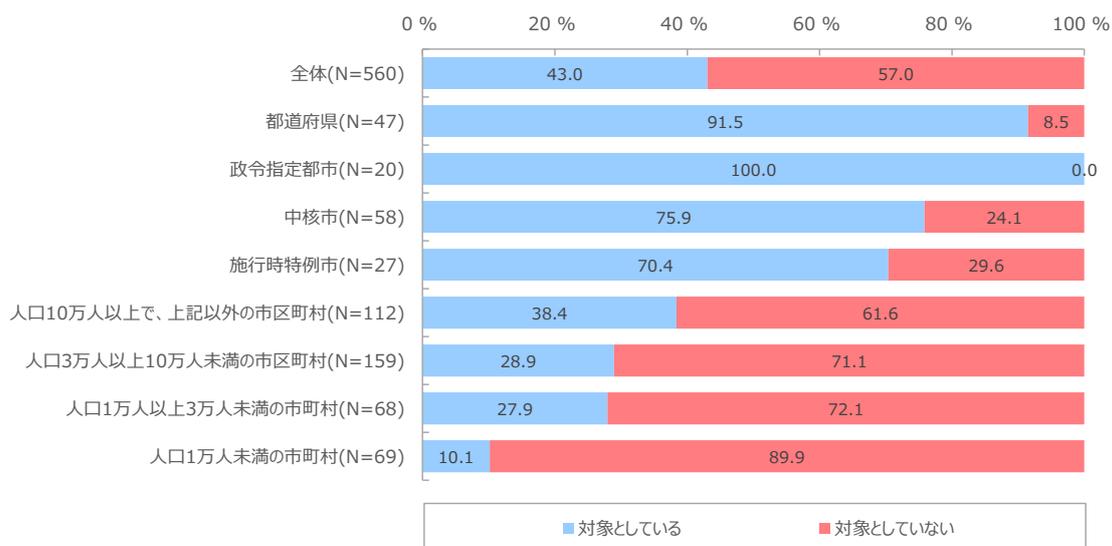


		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	178	382	560
	都道府県	38	9	47
	政令指定都市	15	5	20
	中核市	29	29	58
	施行時特例市	17	10	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	34	78	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	28	131	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	11	57	68
比率	人口1万人未満の市町村	6	63	69
	全体(N=560)	31.8	68.2	
	都道府県(N=47)	80.9	19.1	
	政令指定都市(N=20)	75.0	25.0	
	中核市(N=58)	50.0	50.0	
	施行時特例市(N=27)	63.0	37.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	30.4	69.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	17.6	82.4	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	16.2	83.8		
人口1万人未満の市町村(N=69)	8.7	91.3		

### ③農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の43.0%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 256 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外）  
 (3) 農業分野【団体区分別】

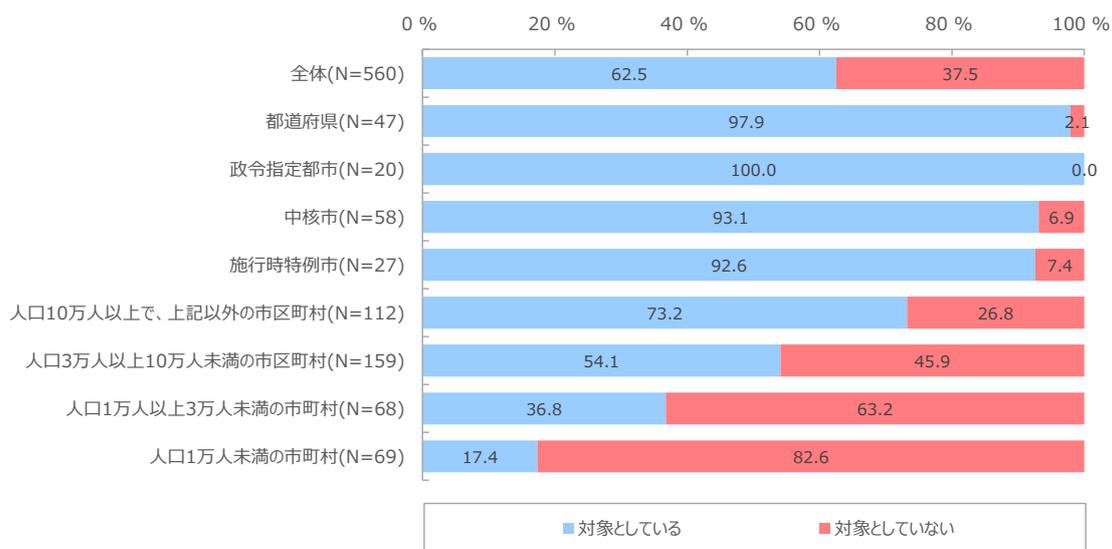


		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	241	319	560
	都道府県	43	4	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	44	14	58
	施行時特例市	19	8	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	43	69	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	46	113	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	49	68
比率	人口1万人未満の市町村	7	62	69
	全体(N=560)	43.0	57.0	
	都道府県(N=47)	91.5	8.5	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=58)	75.9	24.1	
	施行時特例市(N=27)	70.4	29.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	38.4	61.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	28.9	71.1	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	27.9	72.1		
人口1万人未満の市町村(N=69)	10.1	89.9		

④廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の62.5%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 257 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外）  
(4) 廃棄物分野【団体区分別】

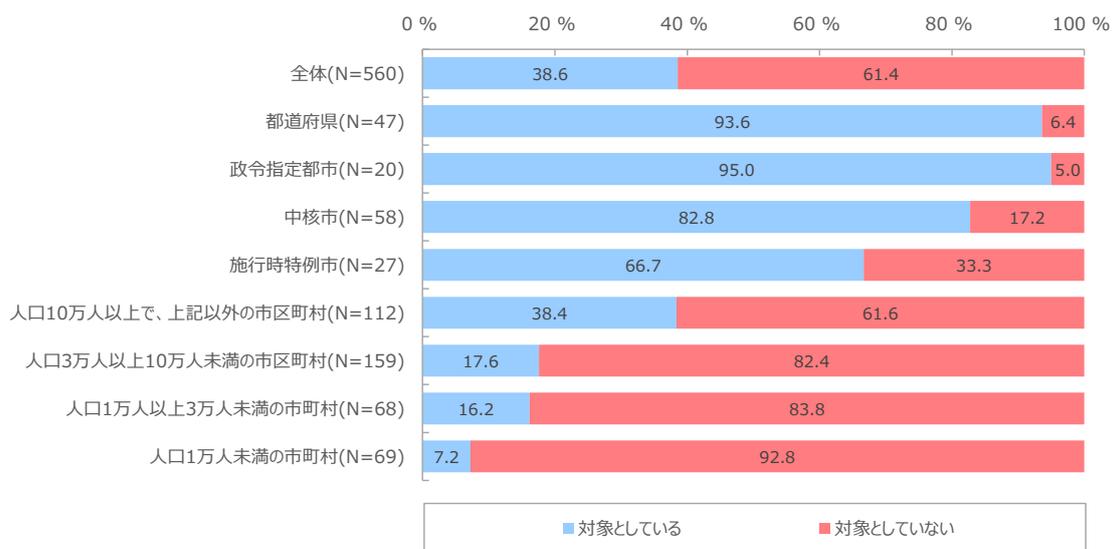


		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	350	210	560
	都道府県	46	1	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	54	4	58
	施行時特例市	25	2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	82	30	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	86	73	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	25	43	68
比率	人口1万人未満の市町村	12	57	69
	全体(N=560)	62.5	37.5	
	都道府県(N=47)	97.9	2.1	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=58)	93.1	6.9	
	施行時特例市(N=27)	92.6	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	73.2	26.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	54.1	45.9	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	36.8	63.2		
人口1万人未満の市町村(N=69)	17.4	82.6		

⑤代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の38.6%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 258 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外）  
(5) 代替フロン等4ガス分野【団体区分別】

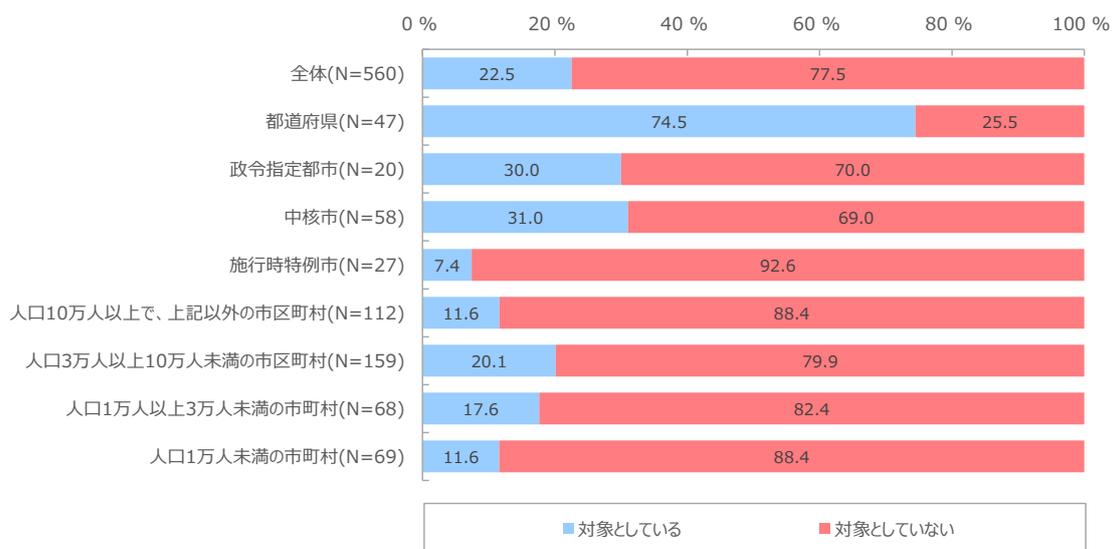


		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	216	344	560
	都道府県	44	3	47
	政令指定都市	19	1	20
	中核市	48	10	58
	施行時特例市	18	9	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	43	69	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	28	131	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	11	57	68
	人口1万人未満の市町村	5	64	69
比率	全体(N=560)	38.6	61.4	
	都道府県(N=47)	93.6	6.4	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	
	中核市(N=58)	82.8	17.2	
	施行時特例市(N=27)	66.7	33.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	38.4	61.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	17.6	82.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	16.2	83.8	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	7.2	92.8	

⑥森林等の吸収源

区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源を「対象としている。」と回答した団体は全体の22.5%である。都道府県に比べて市町村(特別区含む)では、森林等の吸収源を対象としている団体の割合は低い。

図表 259 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外）  
(6) 森林等の吸収源【団体区分別】



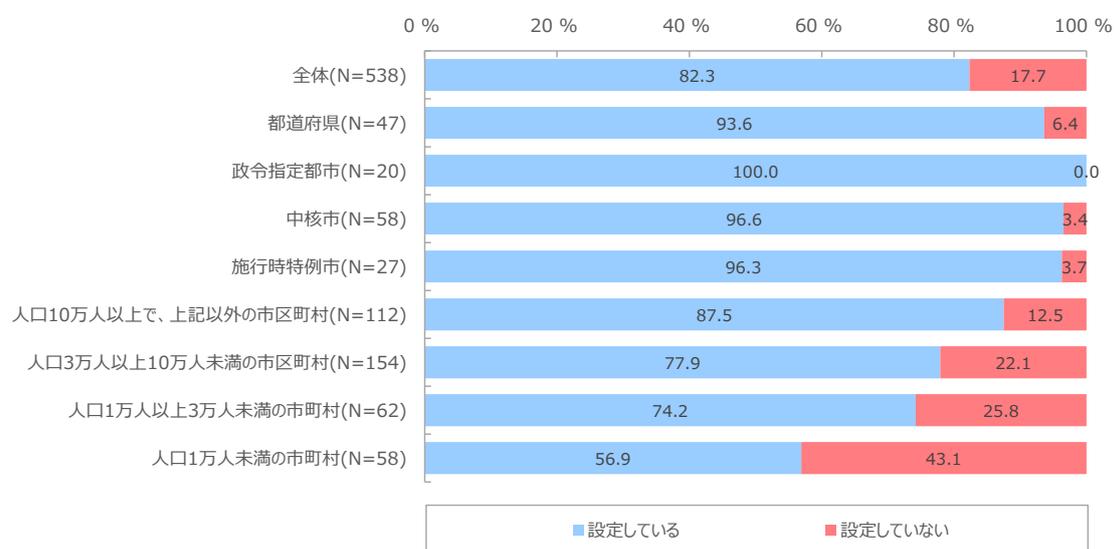
		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	126	434	560
	都道府県	35	12	47
	政令指定都市	6	14	20
	中核市	18	40	58
	施行時特例市	2	25	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	13	99	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	32	127	159
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	56	68
	人口1万人未満の市町村	8	61	69
比率	全体(N=560)	22.5	77.5	
	都道府県(N=47)	74.5	25.5	
	政令指定都市(N=20)	30.0	70.0	
	中核市(N=58)	31.0	69.0	
	施行時特例市(N=27)	7.4	92.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	11.6	88.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	20.1	79.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	17.6	82.4	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	11.6	88.4	

### 3) 区域施策編における直近の目標設定の有無

#### ①総量目標

区域施策編を策定済みの団体において、総量目標（区域全体の温室効果ガス排出量・吸収量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の82.3%である。人口規模が小さくなるほど、「設定している。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 260 区域施策編における直近の目標設定の有無  
(1) 総量目標【団体区分別】

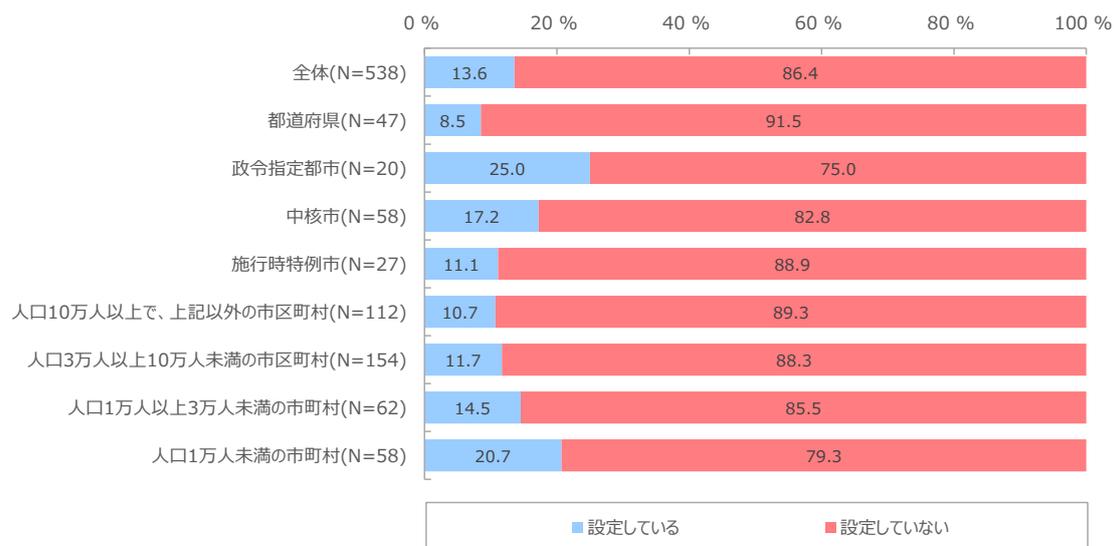


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	443	95	538
	都道府県	44	3	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	56	2	58
	施行時特例市	26	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	98	14	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	120	34	154
	人口1万人以上3万人未満の市町村	46	16	62
人口1万人未満の市町村	33	25	58	
比率	全体(N=538)	82.3	17.7	
	都道府県(N=47)	93.6	6.4	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=58)	96.6	3.4	
	施行時特例市(N=27)	96.3	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	87.5	12.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=154)	77.9	22.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	74.2	25.8	
人口1万人未満の市町村(N=58)	56.9	43.1		

## ②温室効果ガス排出量原単位目標

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量原単位目標（人口・床面積・生産量といった活動量当たりの区域の温室効果ガス排出量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の13.6%である。

図表 261 区域施策編における直近の目標設定の有無  
(2)温室効果ガス排出量原単位目標【団体区分別】

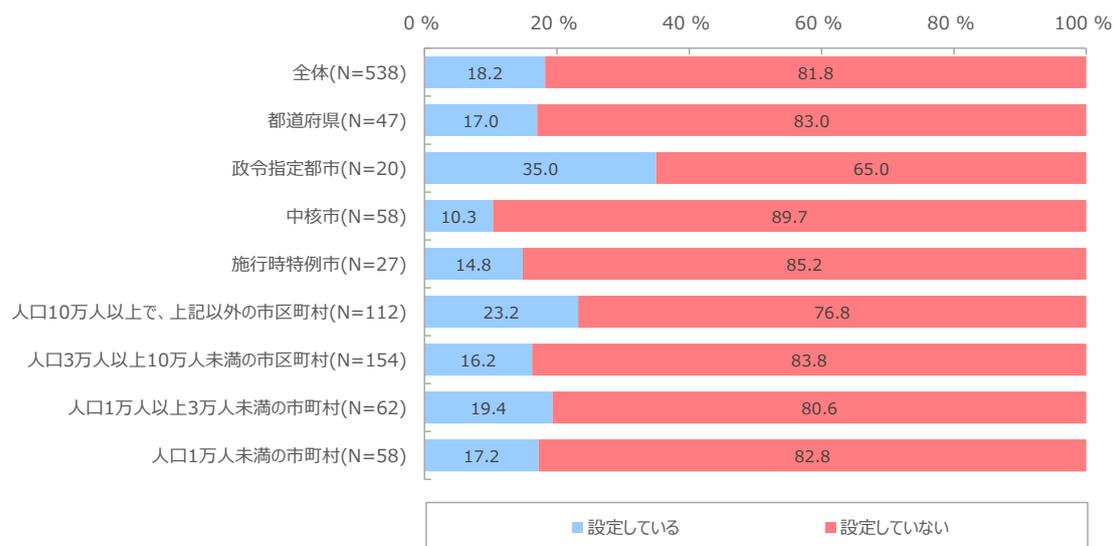


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	73	465	538
	都道府県	4	43	47
	政令指定都市	5	15	20
	中核市	10	48	58
	施行時特例市	3	24	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	12	100	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	18	136	154
	人口1万人以上3万人未満の市町村	9	53	62
人口1万人未満の市町村	12	46	58	
比率	全体(N=538)	13.6	86.4	
	都道府県(N=47)	8.5	91.5	
	政令指定都市(N=20)	25.0	75.0	
	中核市(N=58)	17.2	82.8	
	施行時特例市(N=27)	11.1	88.9	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	10.7	89.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=154)	11.7	88.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	14.5	85.5	
	人口1万人未満の市町村(N=58)	20.7	79.3	

### ③最終エネルギー消費量目標

区域施策編を策定済みの団体において、最終エネルギー消費量目標（区域の最終エネルギー消費量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の18.2%である。

図表 262 区域施策編における直近の目標設定の有無  
(3)最終エネルギー消費量目標【団体区分別】

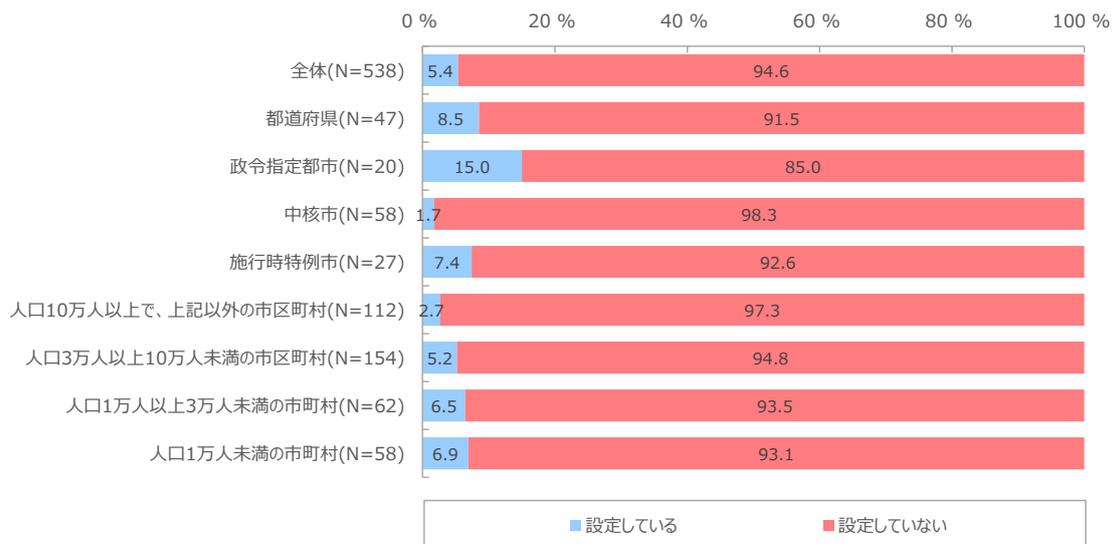


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	98	440	538
	都道府県	8	39	47
	政令指定都市	7	13	20
	中核市	6	52	58
	施行時特例市	4	23	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	26	86	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	25	129	154
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	50	62
	人口1万人未満の市町村	10	48	58
比率	全体(N=538)	18.2	81.8	
	都道府県(N=47)	17.0	83.0	
	政令指定都市(N=20)	35.0	65.0	
	中核市(N=58)	10.3	89.7	
	施行時特例市(N=27)	14.8	85.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	23.2	76.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=154)	16.2	83.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	19.4	80.6	
	人口1万人未満の市町村(N=58)	17.2	82.8	

④最終エネルギー消費原単位目標

区域施策編を策定済みの団体において、最終エネルギー消費原単位目標（人口・床面積・生産量といった活動量当たりの区域の最終エネルギー消費量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の5.4%である。

図表 263 区域施策編における直近の目標設定の有無  
(4)最終エネルギー消費原単位目標【団体区分別】

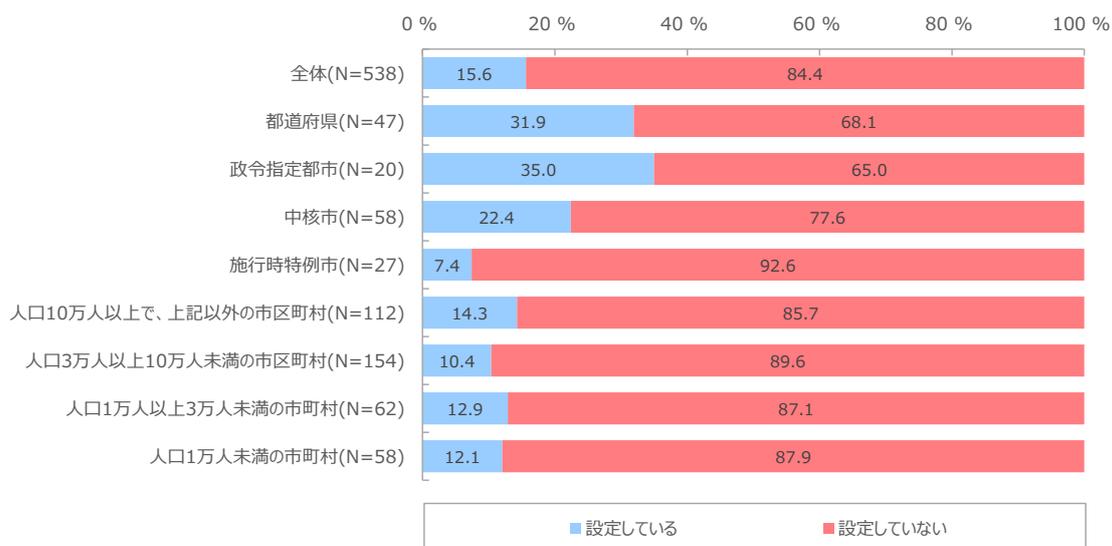


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	29	509	538
	都道府県	4	43	47
	政令指定都市	3	17	20
	中核市	1	57	58
	施行時特例市	2	25	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	109	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	8	146	154
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	58	62
	人口1万人未満の市町村	4	54	58
比率	全体(N=538)	5.4	94.6	
	都道府県(N=47)	8.5	91.5	
	政令指定都市(N=20)	15.0	85.0	
	中核市(N=58)	1.7	98.3	
	施行時特例市(N=27)	7.4	92.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	2.7	97.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=154)	5.2	94.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	6.5	93.5	
	人口1万人未満の市町村(N=58)	6.9	93.1	

⑤再生可能エネルギーの導入量目標

区域施策編を策定済みの団体において、再生可能エネルギー導入量目標（区域の再生可能エネルギーの導入量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の15.6%である。設定している団体の割合は、政令指定都市や都道府県で3割程度と高く、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 264 区域施策編における直近の目標設定の有無  
 (5)再生可能エネルギー導入量目標【団体区分別】

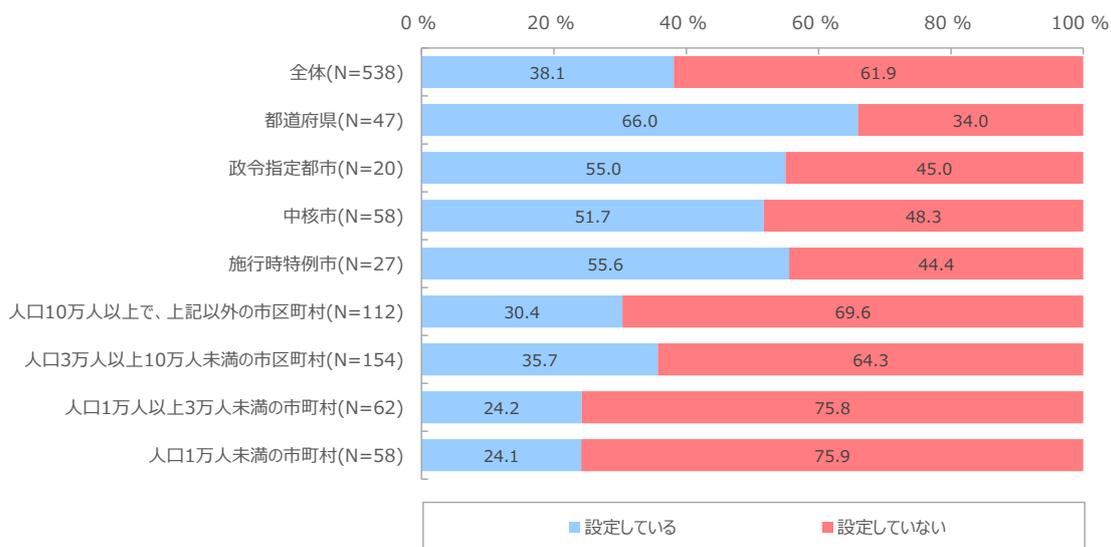


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	84	454	538
	都道府県	15	32	47
	政令指定都市	7	13	20
	中核市	13	45	58
	施行時特例市	2	25	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	16	96	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	16	138	154
	人口1万人以上3万人未満の市町村	8	54	62
	人口1万人未満の市町村	7	51	58
比率	全体(N=538)	15.6	84.4	
	都道府県(N=47)	31.9	68.1	
	政令指定都市(N=20)	35.0	65.0	
	中核市(N=58)	22.4	77.6	
	施行時特例市(N=27)	7.4	92.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	14.3	85.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=154)	10.4	89.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	12.9	87.1	
	人口1万人未満の市町村(N=58)	12.1	87.9	

⑥部門・分野別目標

区域施策編を策定済みの団体において、部門・分野別目標（産業・業務その他・家庭・運輸等の部門や、工業プロセス・廃棄物等の分野における排出量目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の38.1%である。設定している団体の割合は、都道府県や施行時特例市より人口規模が大きい団体で5割以上と高く、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 265 区域施策編における直近の目標設定の有無  
(6)部門・分野別目標【団体区分別】



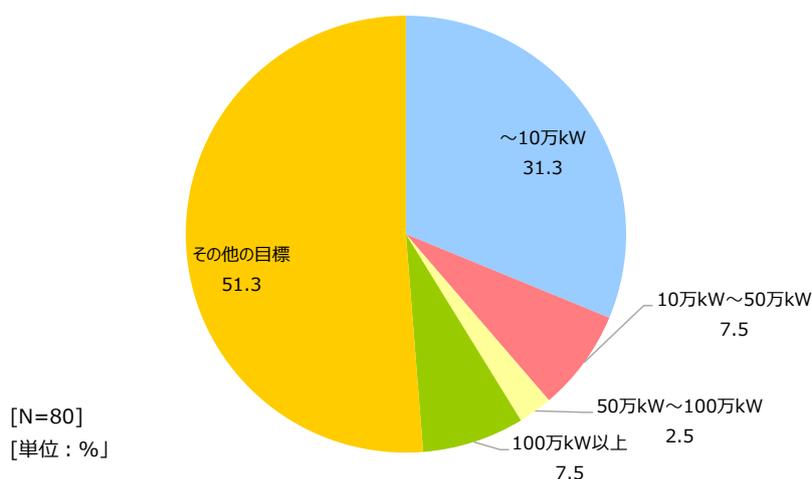
		設定している	設定していない	合計
全体	全体	205	333	538
	都道府県	31	16	47
	政令指定都市	11	9	20
	中核市	30	28	58
	施行時特例市	15	12	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	34	78	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	55	99	154
	人口1万人以上3万人未満の市町村	15	47	62
	人口1万人未満の市町村	14	44	58
比率	全体(N=538)	38.1	61.9	
	都道府県(N=47)	66.0	34.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	45.0	
	中核市(N=58)	51.7	48.3	
	施行時特例市(N=27)	55.6	44.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	30.4	69.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=154)	35.7	64.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=62)	24.2	75.8	
	人口1万人未満の市町村(N=58)	24.1	75.9	

#### 4) 区域施策編における再生可能エネルギー導入目標量と現状値

区域施策編を策定済みで、かつ再生可能エネルギー導入量目標（区域の再生可能エネルギーの導入量の目標）を設定している団体における導入量目標は「～10万kW」（31.3%）で最も多い。また、導入量目標については「団体内のエネルギー使用量、電力消費量に対する割合」や「再生可能エネルギー設備等の導入件数」を目標量として設定している団体も存在した。

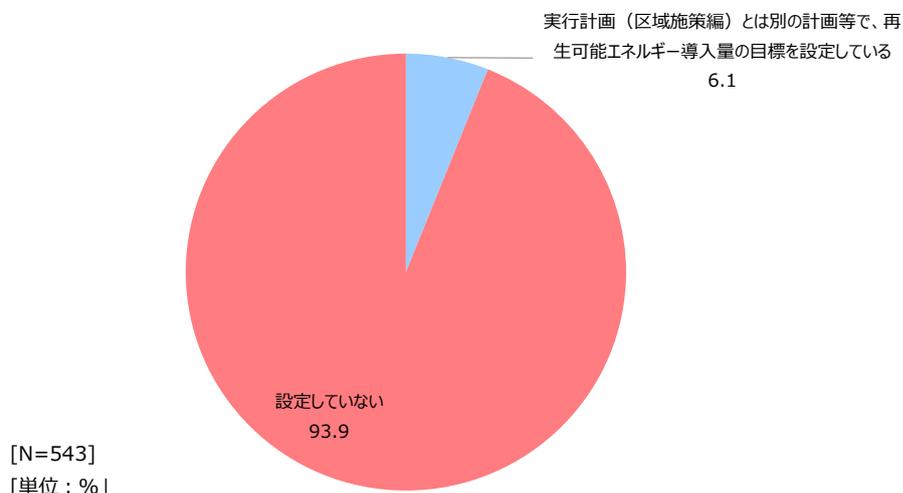
また、区域施策編では再生可能エネルギー導入目標量の導入目標量を設定していない団体において、6.1%は「実行計画（区域施策編）とは別の計画等で、再生可能エネルギー導入量の目標を設定している」と回答している。

図表 266 再生可能エネルギー導入目標量と現状値



	～10万kW	10万kW～50万kW	50万kW～100万kW	100万kW以上	その他の目標	合計
全体	25	6	2	6	41	80
比率 (%)	31.3	7.5	2.5	7.5	51.3	

図表 267 再生可能エネルギー導入目標量と現状値  
 【実行計画（区域施策編）とは別の計画等で、目標を設定している場合】

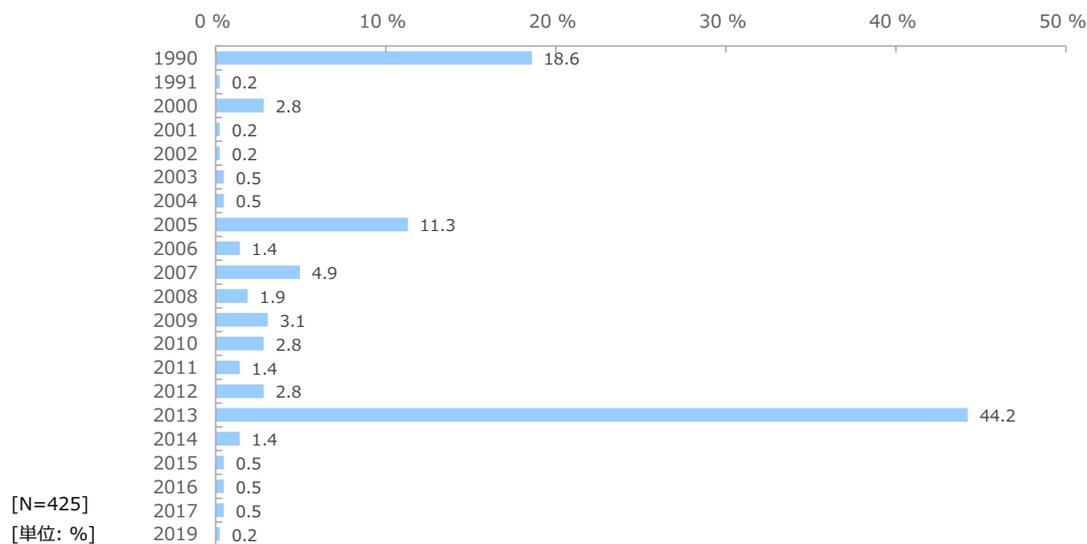


	実行計画（区域施策編）とは別の計画等で、再生可能エネルギー導入量の目標を設定している	設定していない	合計
全体	33	510	543
比率（%）	6.1	93.9	

## 5) 区域施策編における基準年度

区域施策編を策定済みの団体において、その基準年度は、「2013年」(44.2%)が最も多く、次いで「1990年」(18.6%)が多い。

図表 268 区域施策編における基準年度



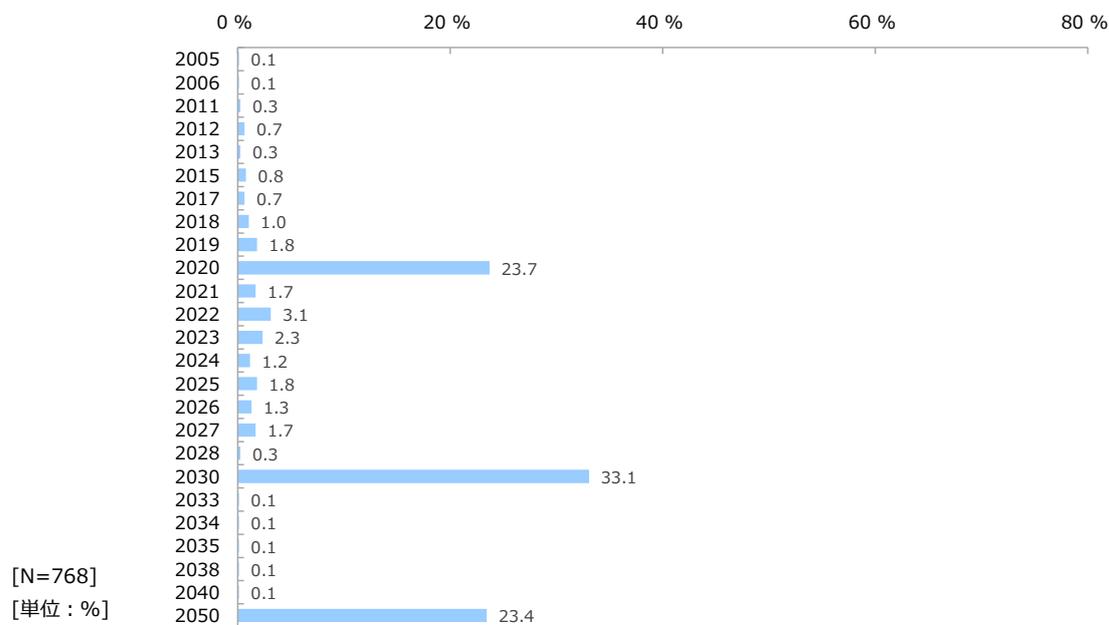
	1990	1991	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全体	79	1	12	1	1	2	2	48	6	21	8
比率 (%)	18.6	0.2	2.8	0.2	0.2	0.5	0.5	11.3	1.4	4.9	1.9

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2019	合計
全体	13	12	6	12	188	6	2	2	2	1	425
比率 (%)	3.1	2.8	1.4	2.8	44.2	1.4	0.5	0.5	0.5	0.2	

## 6) 区域施策編における目標年度

区域施策編を策定済みの団体において、その目標年度は、「2030年」(33.1%)、「2020年」(23.7%)、「2050年」(23.4%)の順が多い。

図表 269 区域施策編における目標年度



	2005	2006	2011	2012	2013	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
全体	1	1	2	5	2	6	5	8	14	182	13	24	18
比率	0.1%	0.1%	0.3%	0.7%	0.3%	0.8%	0.7%	1.0%	1.8%	23.7%	1.7%	3.1%	2.3%

	2024	2025	2026	2027	2028	2030	2033	2034	2035	2038	2040	2050	合計
全体	9	14	10	13	2	254	1	1	1	1	1	180	768
比率	1.2%	1.8%	1.3%	1.7%	0.3%	33.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	23.4%	

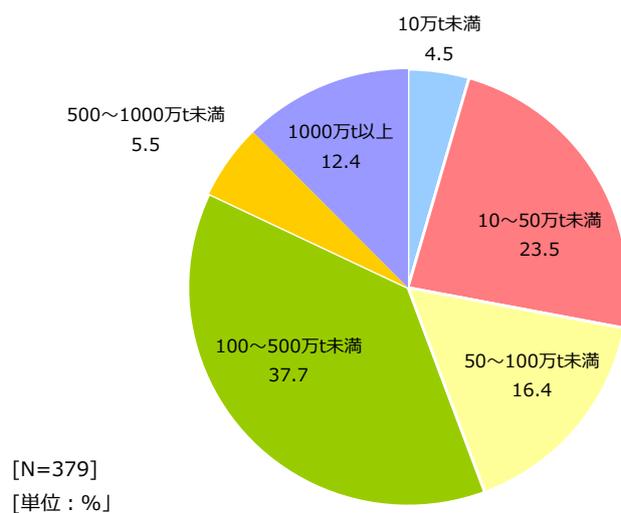
注) 目標年度を複数設定している団体については、設定している全ての目標年度を集計対象としている。

## 7) 区域施策編における基準年度の排出量

### ①総排出量

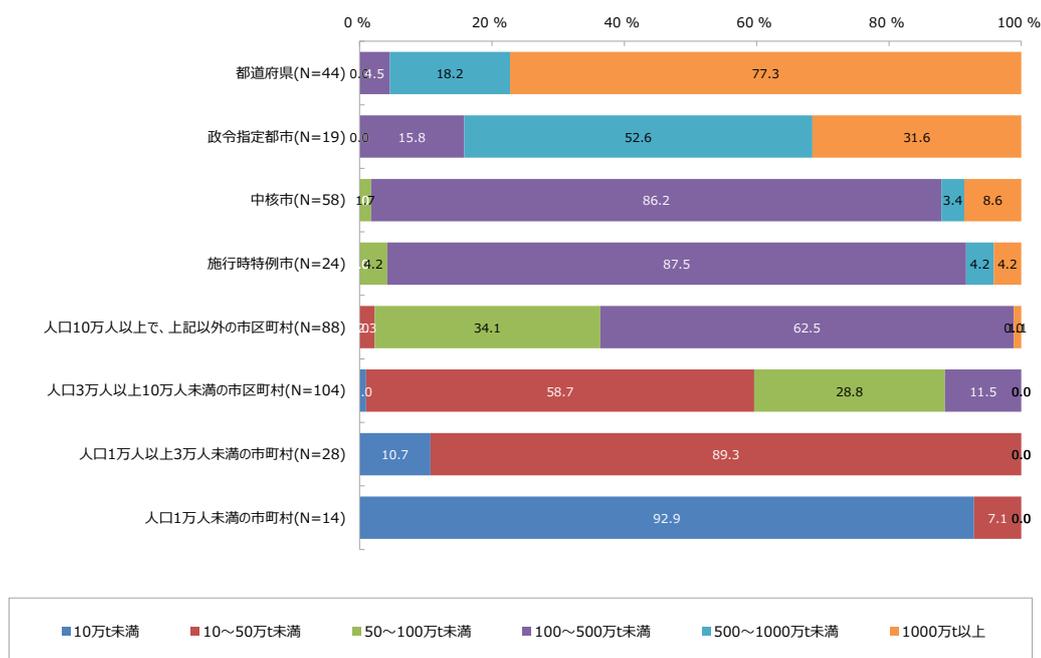
区域施策編を策定済みの団体において、基準年度の温室効果ガス排出量は、「100～500万t未満」(37.7%)が最も多く、「10～50万t未満」(23.5%)、「50～100万t未満」(16.4%)と続く。

図表 270 区域施策編における基準年度の排出量



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「1000万t以上」、政令指定都市では「500～1000万t未満」、人口10万人以上の市町村（特別区含む。）では「100～500万t未満」、人口3万人以上10万人未満の市町村、人口1万人以上3万人未満の市町村では「10～50万t未満」、人口1万人未満の市町村では「10万t未満」が最も多い。

図表 271 区域施策編における基準年度の排出量【団体区分別】

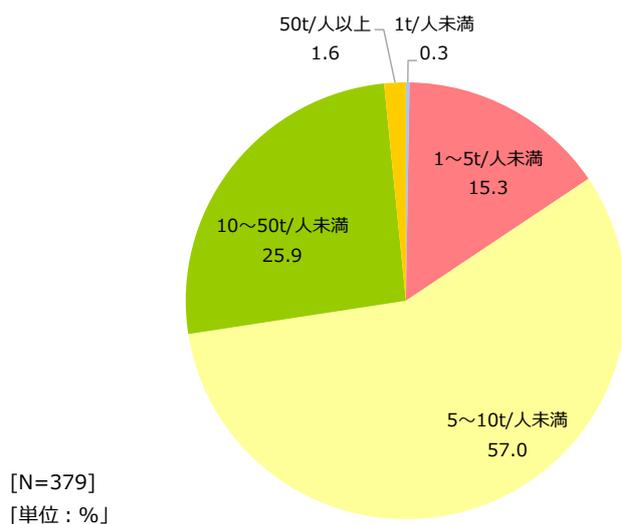


		10万t未満	10～50万t未満	50～100万t未満	100～500万t未満	500～1000万t未満	1000万t以上	合計
回答数	全体	17	89	62	143	21	47	379
	都道府県				2	8	34	44
	政令指定都市				3	10	6	19
	中核市			1	50	2	5	58
	施行時特例市			1	21	1	1	24
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村		2	30	55		1	88
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	61	30	12			104
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	25					28
	人口1万人未満の市町村	13	1					14
比率 (%)	全体(N=379)	4.5	23.5	16.4	37.7	5.5	12.4	
	都道府県(N=44)	0.0	0.0	0.0	4.5	18.2	77.3	
	政令指定都市(N=19)	0.0	0.0	0.0	15.8	52.6	31.6	
	中核市(N=58)	0.0	0.0	1.7	86.2	3.4	8.6	
	施行時特例市(N=24)	0.0	0.0	4.2	87.5	4.2	4.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=88)	0.0	2.3	34.1	62.5	0.0	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=104)	1.0	58.7	28.8	11.5	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=28)	10.7	89.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=14)	92.9	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	

## ②人口1人当たり排出量

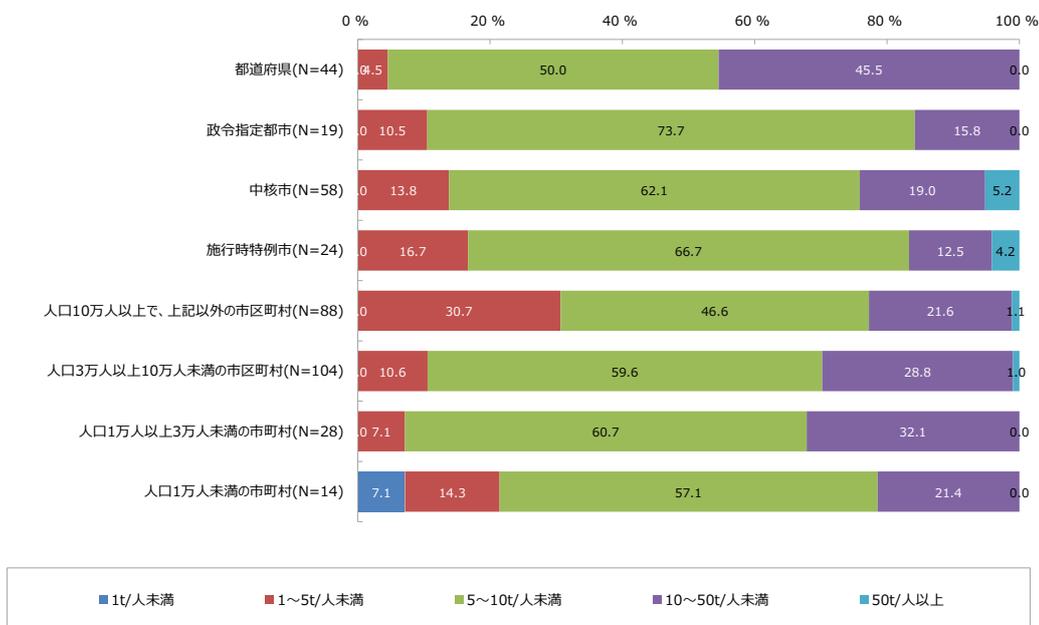
区域施策編を策定済みの団体において、人口1人当たりの温室効果ガス排出量は、「5～10t/人未満」（57.0%）が最も多く、「10～50t/人未満」（25.9%）、「1～5t/人未満」（15.3%）と続く。

図表 272 区域施策編における基準年度の人口1人当たり排出量



地方公共団体の区分別に見ると、全ての区分において「5～10t/人未満」が最も多い。

図表 273 区域施策編における基準年度の人口1人当たり排出量  
【団体区分別】



		1t/人未満	1~5t/人未満	5~10t/人未満	10~50t/人未満	50t/人以上	合計
回答数	全体	1	58	216	98	6	379
	都道府県		2	22	20		44
	政令指定都市		2	14	3		19
	中核市		8	36	11	3	58
	施行時特例市			4	16	3	24
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村			27	41	19	88
	人口3万人以上10万人未満の市区町村			11	62	30	104
	人口1万人以上3万人未満の市町村			2	17	9	28
	人口1万人未満の市町村		1	2	8	3	14
比率 (%)	全体(N=379)	0.3	15.3	57.0	25.9	1.6	
	都道府県(N=44)	0.0	4.5	50.0	45.5	0.0	
	政令指定都市(N=19)	0.0	10.5	73.7	15.8	0.0	
	中核市(N=58)	0.0	13.8	62.1	19.0	5.2	
	施行時特例市(N=24)	0.0	16.7	66.7	12.5	4.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=88)	0.0	30.7	46.6	21.6	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=104)	0.0	10.6	59.6	28.8	1.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=28)	0.0	7.1	60.7	32.1	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=14)	7.1	14.3	57.1	21.4	0.0	

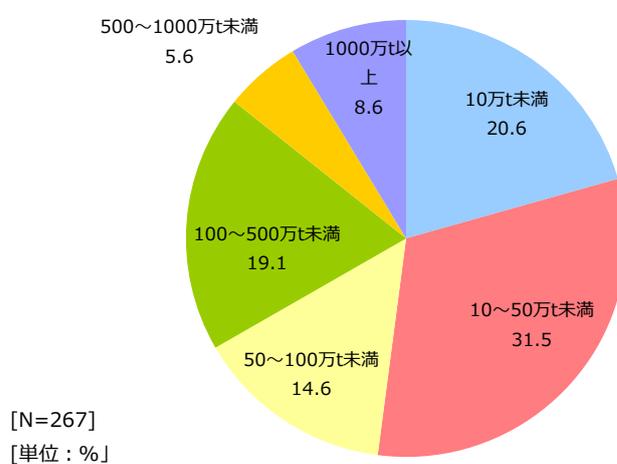
## 8) 区域施策編における基準年度の排出量（部門・分野別）

### ①部門別

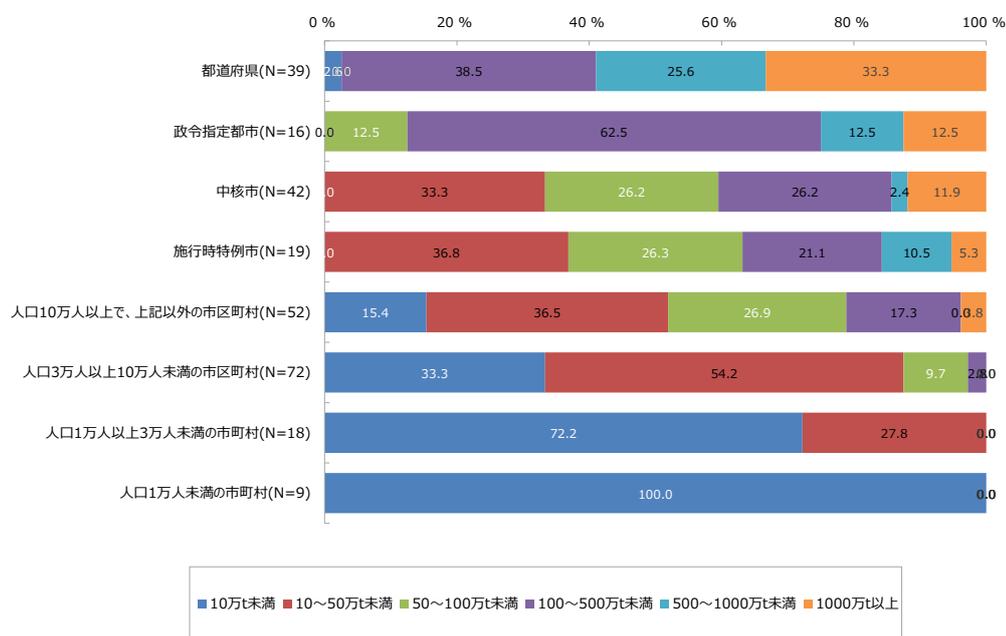
#### i) 産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門の基準年度排出量は、回答団体全体では、「10～50万t未満」（31.5%）が最も多く、「10万t未満」（20.6%）、「100～500万t未満」（19.1%）、「50～100万t未満」（14.6%）と続く。

図表 274 区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）



図表 275 区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）【団体区分別】

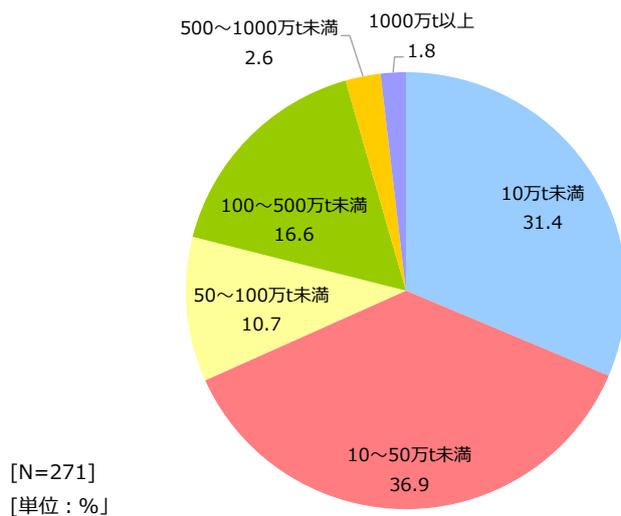


		10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
回答数	全体	55	84	39	51	15	23	267
	都道府県	1			15	10	13	39
	政令指定都市			2	10	2	2	16
	中核市		14	11	11	1	5	42
	施行時特例市		7	5	4	2	1	19
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	19	14	9		2	52
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	24	39	7	2			72
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	5					18
	人口1万人未満の市町村	9						9
比率 (%)	全体(N=267)	20.6	31.5	14.6	19.1	5.6	8.6	
	都道府県(N=39)	2.6	0.0	0.0	38.5	25.6	33.3	
	政令指定都市(N=16)	0.0	0.0	12.5	62.5	12.5	12.5	
	中核市(N=42)	0.0	33.3	26.2	26.2	2.4	11.9	
	施行時特例市(N=19)	0.0	36.8	26.3	21.1	10.5	5.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=52)	15.4	36.5	26.9	17.3	0.0	3.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	33.3	54.2	9.7	2.8	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=18)	72.2	27.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=9)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

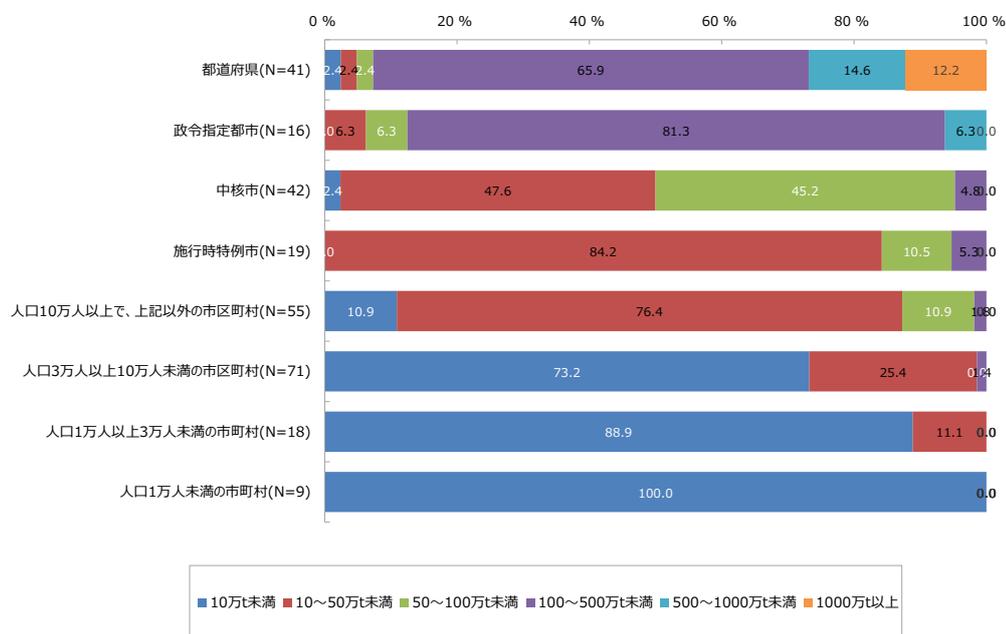
ii) 業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の基準年度排出量は、「10～50万t未満」(36.9%)が最も多く、「10万t未満」(31.4%)、「100～500万t未満」(16.6%)と続く。

図表 276 区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）



図表 277 区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）  
【団体区分別】

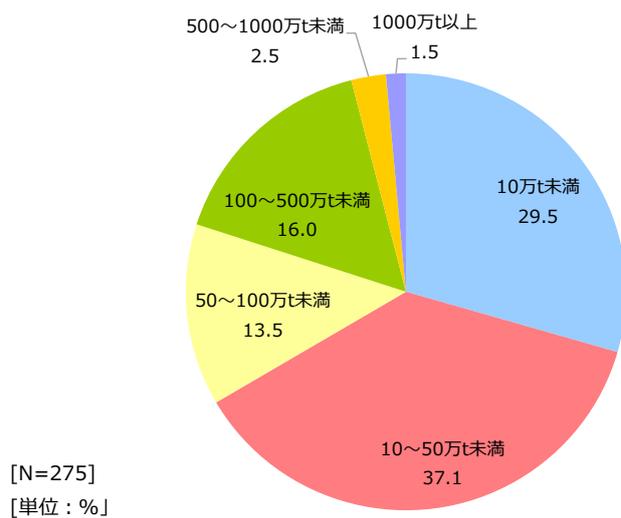


		10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
回答数	全体	85	100	29	45	7	5	271
	都道府県	1	1	1	27	6	5	41
	政令指定都市		1	1	13	1		16
	中核市	1	20	19	2			42
	施行時特例市		16	2	1			19
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	42	6	1			55
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	52	18		1			71
	人口1万人以上3万人未満の市町村	16	2					18
	人口1万人未満の市町村	9						9
比率 (%)	全体(N=271)	31.4	36.9	10.7	16.6	2.6	1.8	
	都道府県(N=41)	2.4	2.4	2.4	65.9	14.6	12.2	
	政令指定都市(N=16)	0.0	6.3	6.3	81.3	6.3	0.0	
	中核市(N=42)	2.4	47.6	45.2	4.8	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=19)	0.0	84.2	10.5	5.3	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=55)	10.9	76.4	10.9	1.8	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=71)	73.2	25.4	0.0	1.4	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=18)	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=9)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

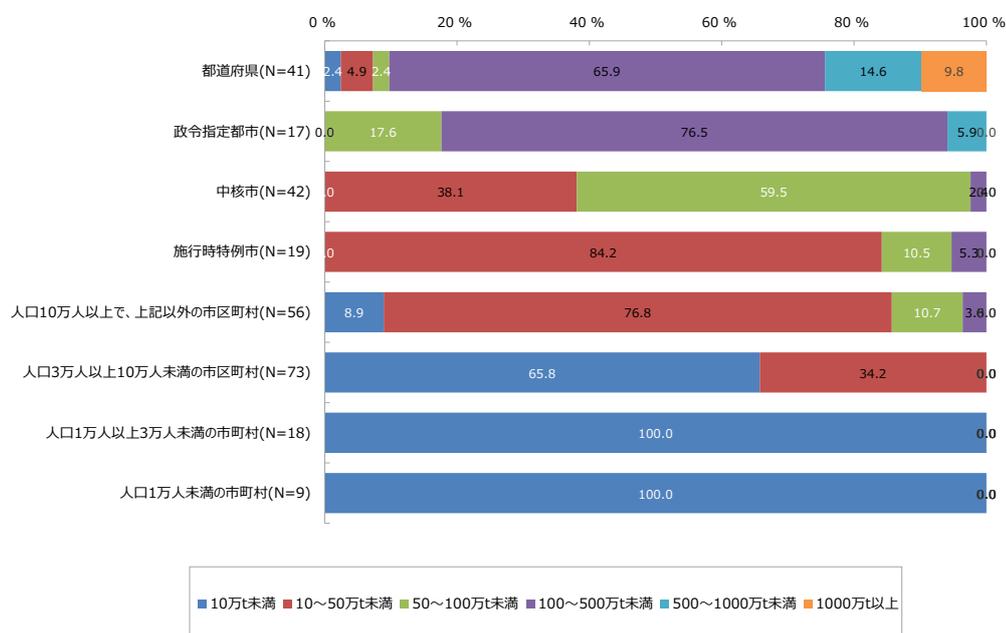
iii) 家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の基準年度排出量は、「10～50万t未満」(37.1%)が最も多く、「10万t未満」(29.5%)、「100～500万t未満」(16.0%)と続く。

図表 278 区域施策編における基準年度の排出量 (家庭部門)



図表 279 区域施策編における基準年度の排出量（家庭部門）【団体区分別】

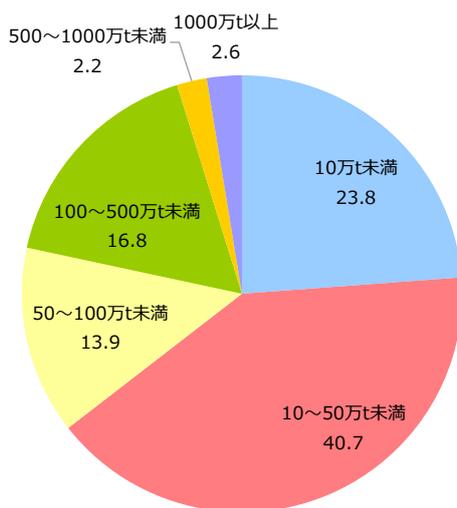


		10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
回答数	全体	81	102	37	44	7	4	275
	都道府県	1	2	1	27	6	4	41
	政令指定都市			3	13	1		17
	中核市		16	25	1			42
	施行時特例市		16	2	1			19
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	43	6	2			56
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	48	25					73
	人口1万人以上3万人未満の市町村	18						18
	人口1万人未満の市町村	9						9
比率 (%)	全体(N=275)	29.5	37.1	13.5	16.0	2.5	1.5	
	都道府県(N=41)	2.4	4.9	2.4	65.9	14.6	9.8	
	政令指定都市(N=17)	0.0	0.0	17.6	76.5	5.9	0.0	
	中核市(N=42)	0.0	38.1	59.5	2.4	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=19)	0.0	84.2	10.5	5.3	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=56)	8.9	76.8	10.7	3.6	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=73)	65.8	34.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=18)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=9)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

iv) 運輸部門

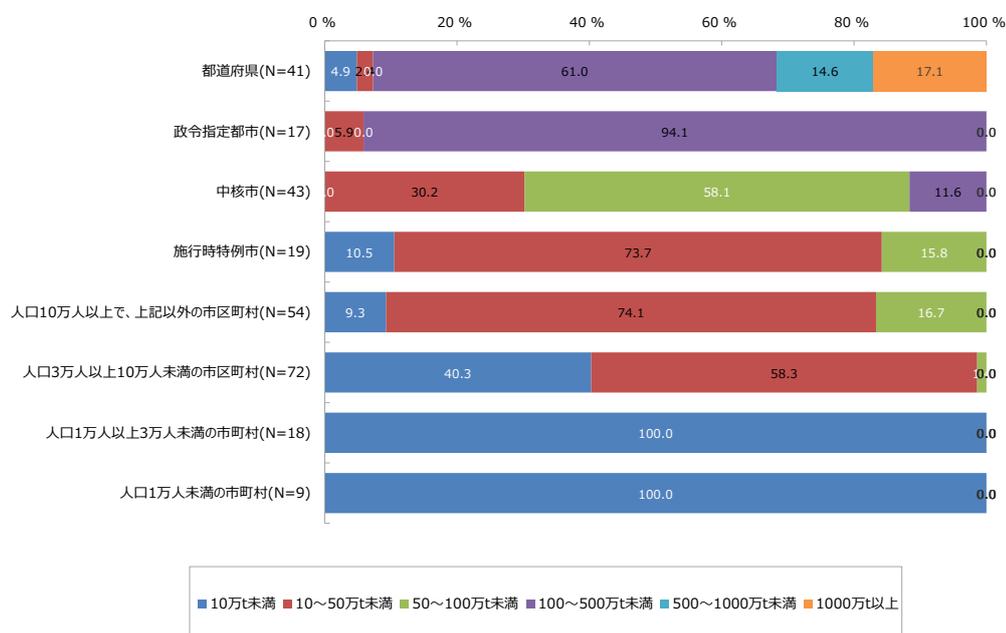
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門の基準年度排出量は、「10～50万t未満」(40.7%)が最も多く、「10万t未満」(23.8%)、「100～500万t未満」(16.8%)、「50～100万t未満」(13.9%)と続く。

図表 280 区域施策編における基準年度の排出量 (運輸部門)



[N=273]  
[単位：%]

図表 281 区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）【団体区分別】

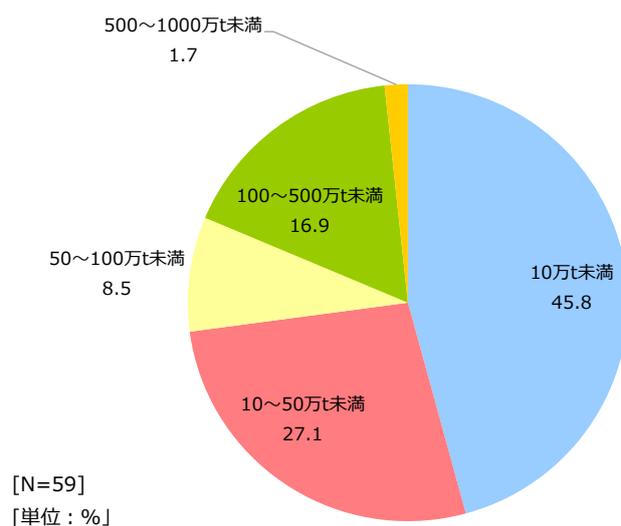


		10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
回答数	全体	65	111	38	46	6	7	273
	都道府県	2	1		25	6	7	41
	政令指定都市		1		16			17
	中核市		13	25	5			43
	施行時特例市	2	14	3				19
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	40	9				54
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	29	42	1				72
	人口1万人以上3万人未満の市町村	18						18
	人口1万人未満の市町村	9						9
比率 (%)	全体(N=273)	23.8	40.7	13.9	16.8	2.2	2.6	
	都道府県(N=41)	4.9	2.4	0.0	61.0	14.6	17.1	
	政令指定都市(N=17)	0.0	5.9	0.0	94.1	0.0	0.0	
	中核市(N=43)	0.0	30.2	58.1	11.6	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=19)	10.5	73.7	15.8	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=54)	9.3	74.1	16.7	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	40.3	58.3	1.4	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=18)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=9)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

v) エネルギー転換部門

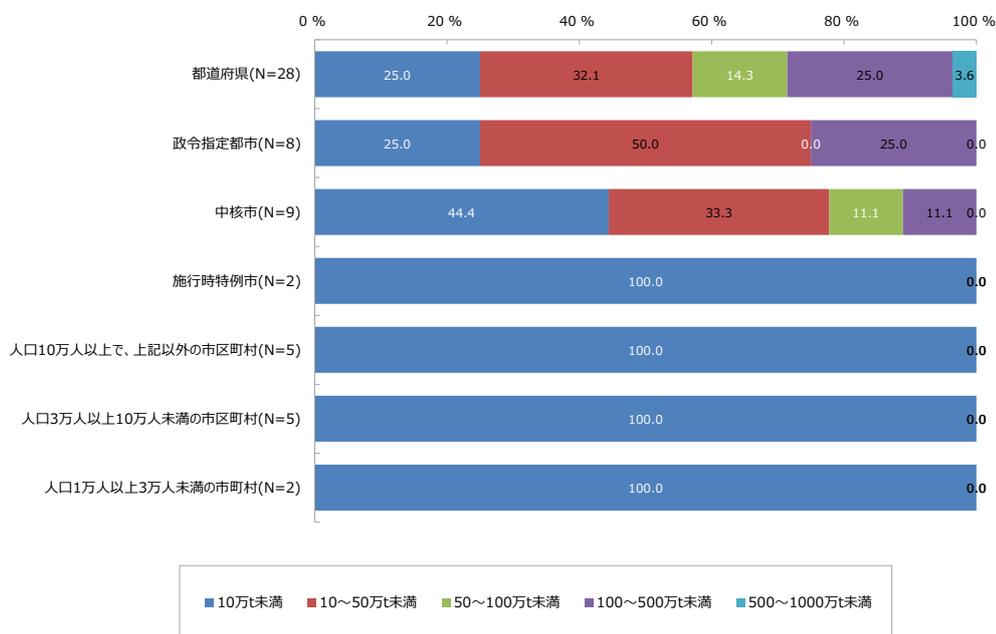
区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門の基準年度排出量は、「10万t未満」(45.8%)が最も多く、「10～50万t未満」(27.1%)、「100～500万t未満」(16.9%)と続く。

図表 282 区域施策編における基準年度の排出量 (エネルギー転換部門)



図表 283 区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）

【団体区分別】



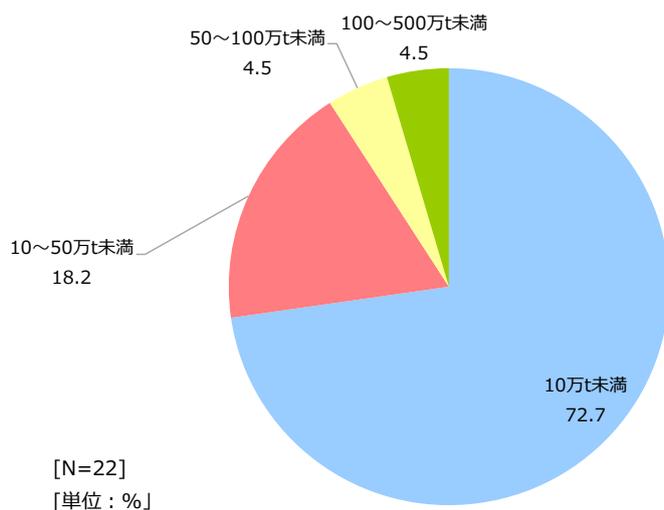
		10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	合計
回答数	全体	27	16	5	10	1	59
	都道府県	7	9	4	7	1	28
	政令指定都市	2	4		2		8
	中核市	4	3	1	1		9
	施行時特例市	2					2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5					5
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5					5
人口1万人以上3万人未満の市町村	2					2	
比率 (%)	全体(N=59)	45.8	27.1	8.5	16.9	1.7	
	都道府県(N=28)	25.0	32.1	14.3	25.0	3.6	
	政令指定都市(N=8)	25.0	50.0	0.0	25.0	0.0	
	中核市(N=9)	44.4	33.3	11.1	11.1	0.0	
	施行時特例市(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

## ②分野別

### i) 燃料の燃焼分野

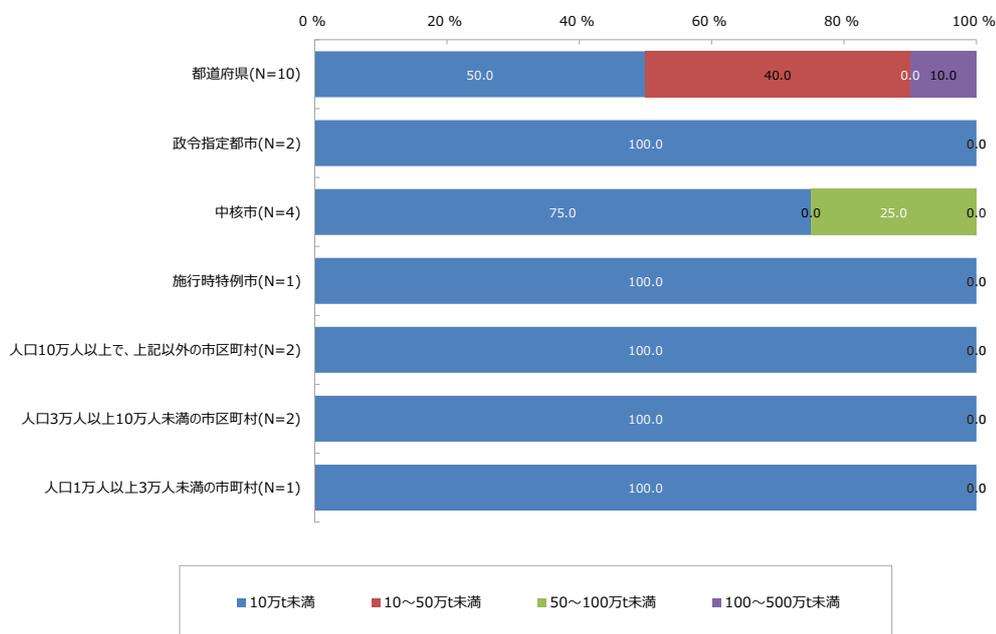
区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野の基準年度排出量は、「10万t未満」（72.7%）が最も多く、「10～50万t未満」（18.2%）が続く。

図表 284 区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）



図表 285 区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）

【団体区分別】

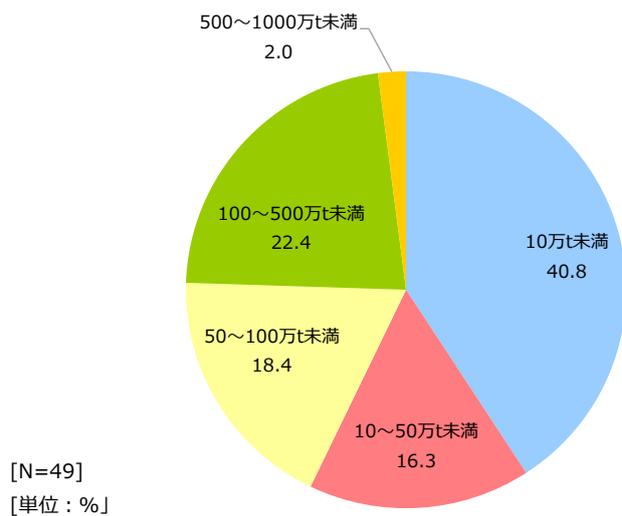


		10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	合計
回答数	全体	16	4	1	1	22
	都道府県	5	4		1	10
	政令指定都市	2				2
	中核市	3		1		4
	施行時特例市	1				1
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2				2
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2				2
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1				1
比率 (%)	全体(N=22)	72.7	18.2	4.5	4.5	
	都道府県(N=10)	50.0	40.0	0.0	10.0	
	政令指定都市(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=4)	75.0	0.0	25.0	0.0	
	施行時特例市(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	

ii) 工業プロセス分野

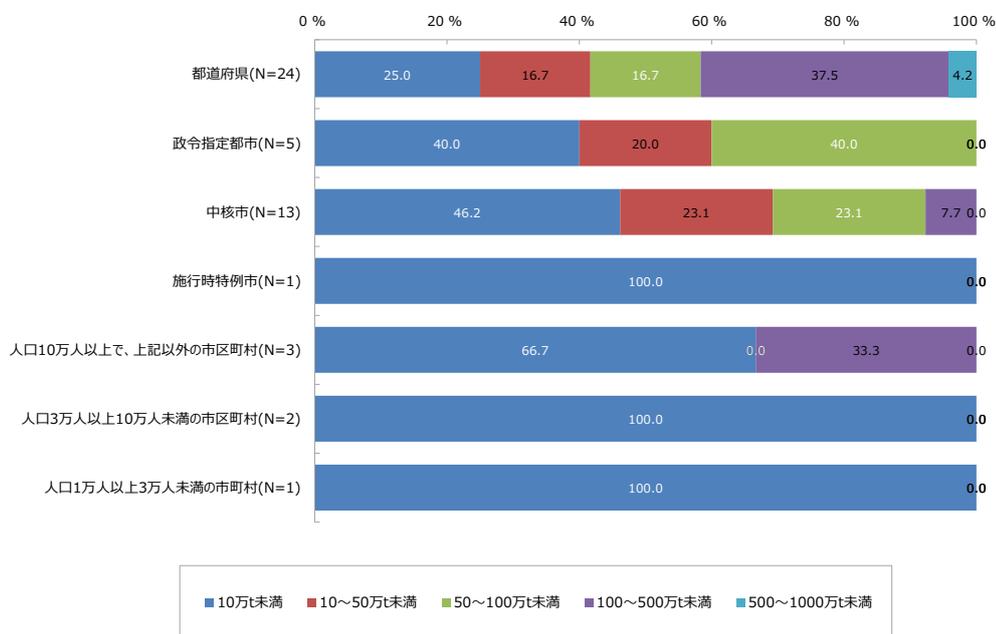
区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野の基準年度排出量は、「10万t未満」(40.8%)が最も多く、「100～500万t未満」(22.4%)、「100～500万t未満」(22.4%)と続く。

図表 286 区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）



図表 287 区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）

【団体区分別】

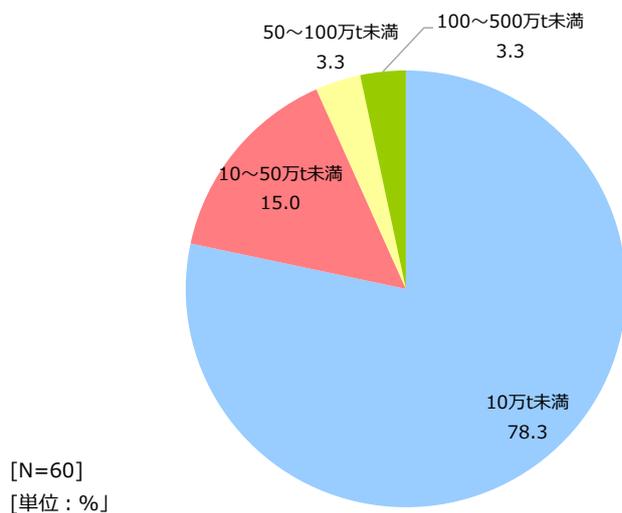


		10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	合計
回答数	全体	20	8	9	11	1	49
	都道府県	6	4	4	9	1	24
	政令指定都市	2	1	2			5
	中核市	6	3	3	1		13
	施行時特例市	1					1
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2			1		3
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2					2
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1					1
比率 (%)	全体(N=49)	40.8	16.3	18.4	22.4	2.0	
	都道府県(N=24)	25.0	16.7	16.7	37.5	4.2	
	政令指定都市(N=5)	40.0	20.0	40.0	0.0	0.0	
	中核市(N=13)	46.2	23.1	23.1	7.7	0.0	
	施行時特例市(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=3)	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

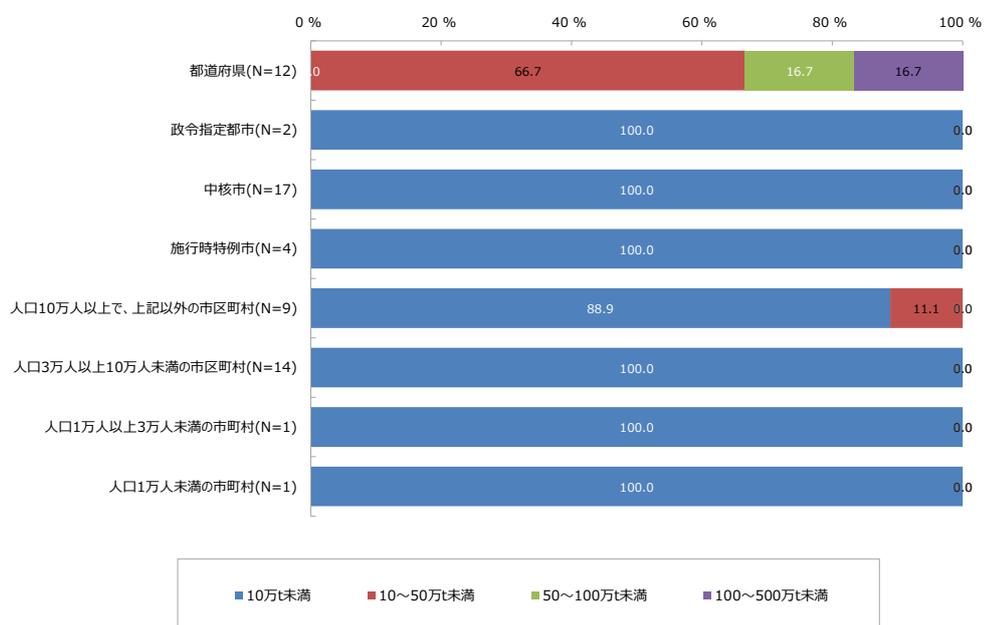
iii) 農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野の基準年度排出量は、「10万t未満」(78.3%)が最も多く、「10～50万t未満」(15.0%)と続く。

図表 288 区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）



図表 289 区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）【団体区分別】

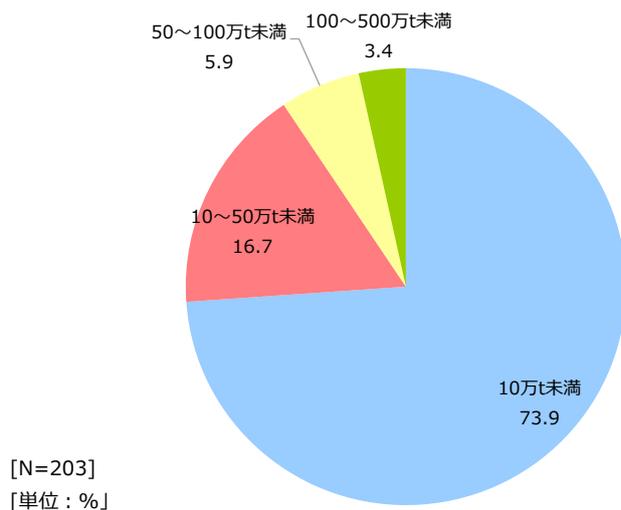


		10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	合計
回答数	全体	47	9	2	2	60
	都道府県		8	2	2	12
	政令指定都市	2				2
	中核市	17				17
	施行時特例市	4				4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	1			9
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	14				14
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1				1
人口1万人未満の市町村	1				1	
比率 (%)	全体(N=60)	78.3	15.0	3.3	3.3	
	都道府県(N=12)	0.0	66.7	16.7	16.7	
	政令指定都市(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=17)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=9)	88.9	11.1	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=14)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	

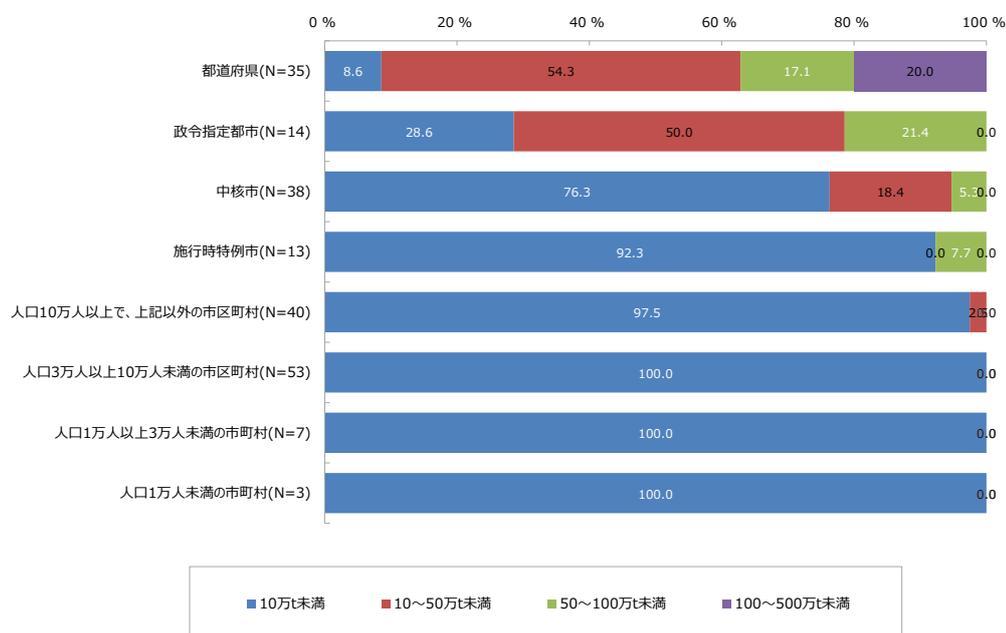
iv) 廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野の基準年度排出量は、「10万t未満」(73.9%)が最も多く、「10~50万t未満」(16.7%)、「50~100万t未満」(5.9%)と続く。

図表 290 区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）



図表 291 区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）

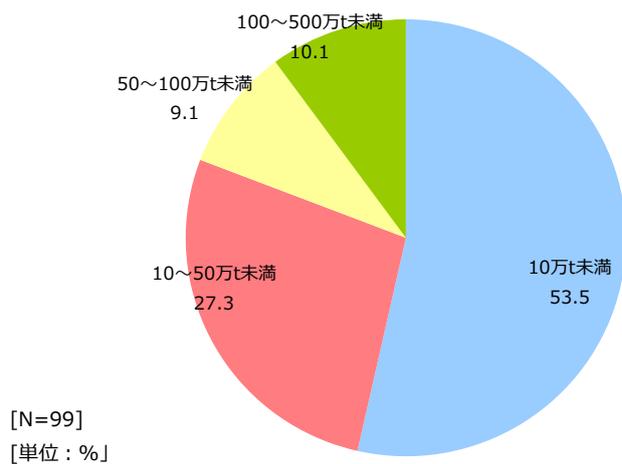


		10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	合計
回答数	全体	150	34	12	7	203
	都道府県	3	19	6	7	35
	政令指定都市	4	7	3		14
	中核市	29	7	2		38
	施行時特例市	12		1		13
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	39	1			40
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	53				53
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7				7
	人口1万人未満の市町村	3				3
比率 (%)	全体(N=203)	73.9	16.7	5.9	3.4	
	都道府県(N=35)	8.6	54.3	17.1	20.0	
	政令指定都市(N=14)	28.6	50.0	21.4	0.0	
	中核市(N=38)	76.3	18.4	5.3	0.0	
	施行時特例市(N=13)	92.3	0.0	7.7	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=40)	97.5	2.5	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=53)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=7)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	

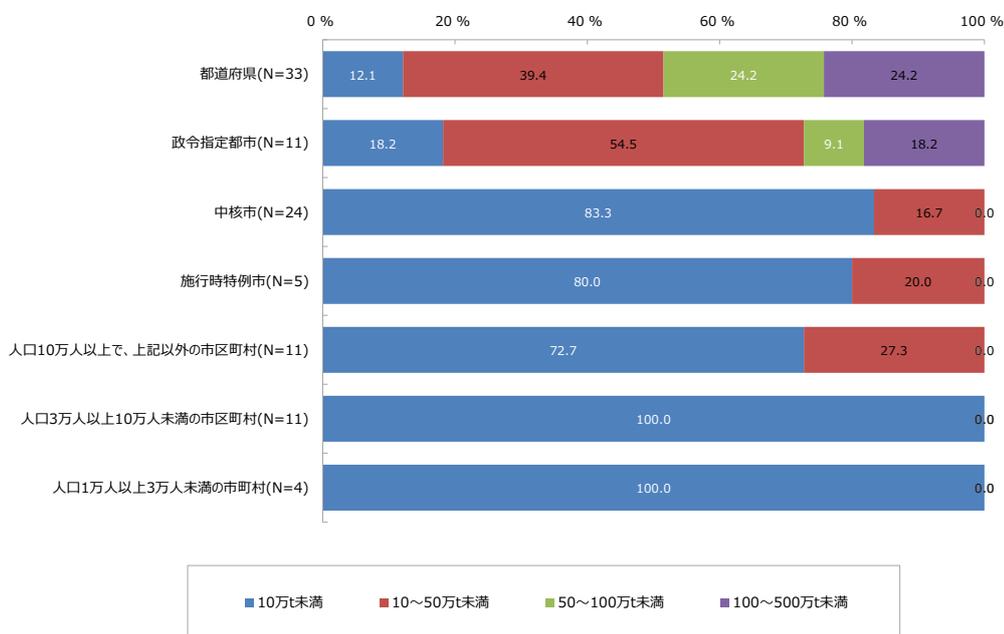
v) 代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野の基準年度排出量は、「10万t未満」(53.5%)が最も多く、「10～50万t未満」(27.3%)、「100～500万t未満」(10.1%)と続く。

図表 292 区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等4ガス分野）



図表 293 区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等4ガス分野）  
【団体区分別】

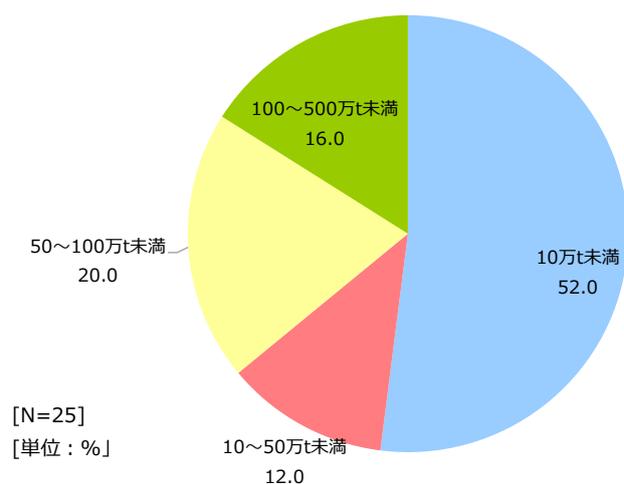


		10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	合計
回答数	全体	53	27	9	10	99
	都道府県	4	13	8	8	33
	政令指定都市	2	6	1	2	11
	中核市	20	4			24
	施行時特例市	4	1			5
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	3			11
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	11				11
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4				4
比率 (%)	全体(N=99)	53.5	27.3	9.1	10.1	
	都道府県(N=33)	12.1	39.4	24.2	24.2	
	政令指定都市(N=11)	18.2	54.5	9.1	18.2	
	中核市(N=24)	83.3	16.7	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=5)	80.0	20.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=11)	72.7	27.3	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=11)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	

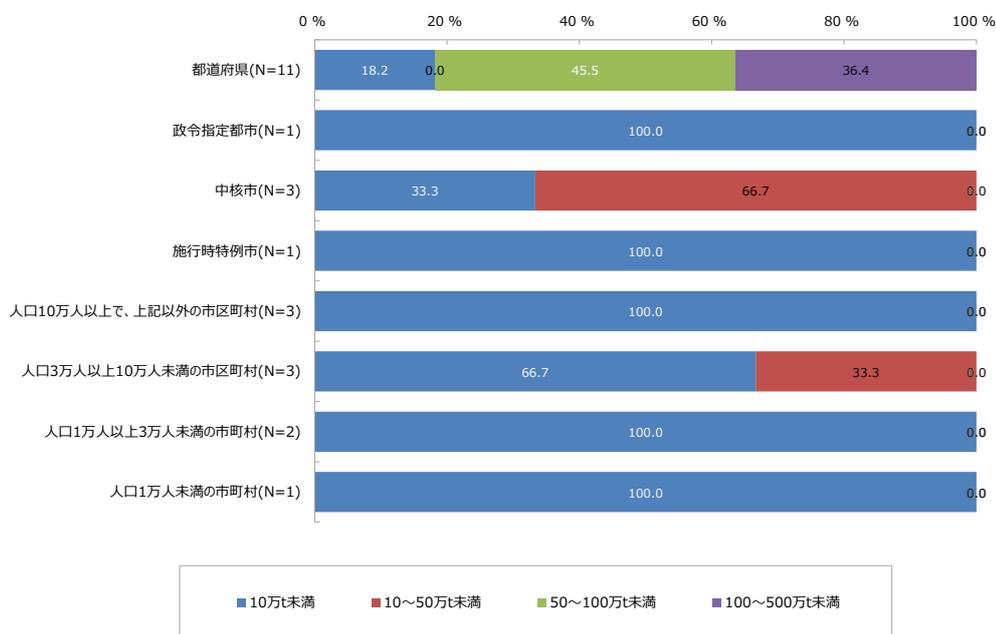
vi) 森林等の吸収源

区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源分野の基準年度排出量は、「10万t未満」(70.0%)が最も多く、「50~100万t未満」(12.5%)と続く。

図表 294 区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）



図表 295 区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）  
【団体区分別】

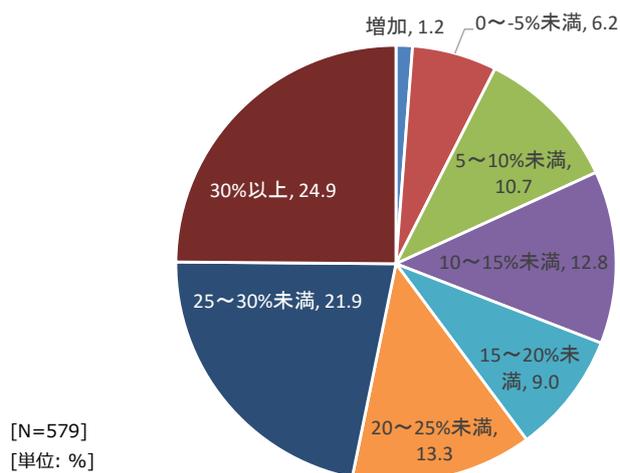


		10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	合計
回答数	全体	13	3	5	4	25
	都道府県	2		5	4	11
	政令指定都市	1				1
	中核市	1	2			3
	施行時特例市	1				1
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3				3
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	1			3
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2				2
	人口1万人未満の市町村	1				1
比率 (%)	全体(N=25)	52.0	12.0	20.0	16.0	
	都道府県(N=11)	18.2	0.0	45.5	36.4	
	政令指定都市(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=3)	33.3	66.7	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=3)	66.7	33.3	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	

### 9) 区域施策編における点検年度、目標年度の排出量削減率

区域施策編を策定済みの団体において、目標年度排出量の基準年度からの削減率は、「30%以上」(24.9%)が最も多く、「25～30%未満」(21.9%)、「20～25%未満」(13.3%)と続く。

図表 296 区域施策編における目標年度排出量の基準年度からの削減率

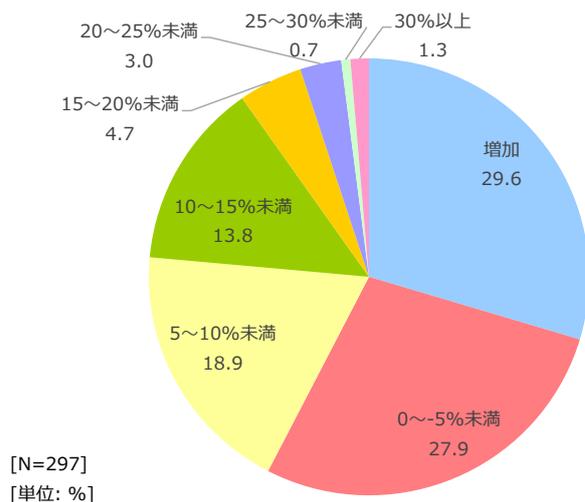


	増加	0～-5% 未満	5～10% 未満	10～ 15%未満	15～ 20%未満	20～ 25%未満	25～ 30%未満	30%以上	合計
全体	7	36	62	74	52	77	127	144	579
比率 (%)	1.2%	6.2%	10.7%	12.8%	9.0%	13.3%	21.9%	24.9%	

注) 1つの団体で複数の目標を設定している場合はそれをすべてあわせてカウントしている。このため本設問のN数は回答団体数とは一致しない。

区域施策編を策定済みの団体において、直近点検年度排出量の基準年度からの削減率は、「増加」(29.6%)が最も多く、「0～5%未満」(27.9%)、「5～10%未満」(18.9%)と続く。

図表 297 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率



	増加	0～5%未 満	5～10%未 満	10～15% 未満	15～20% 未満	20～25% 未満	25～30% 未満	30%以上	合計
全体	88	83	56	41	14	9	2	4	297
比率 (%)	29.6	27.9	18.9	13.8	4.7	3.0	0.7	1.3	

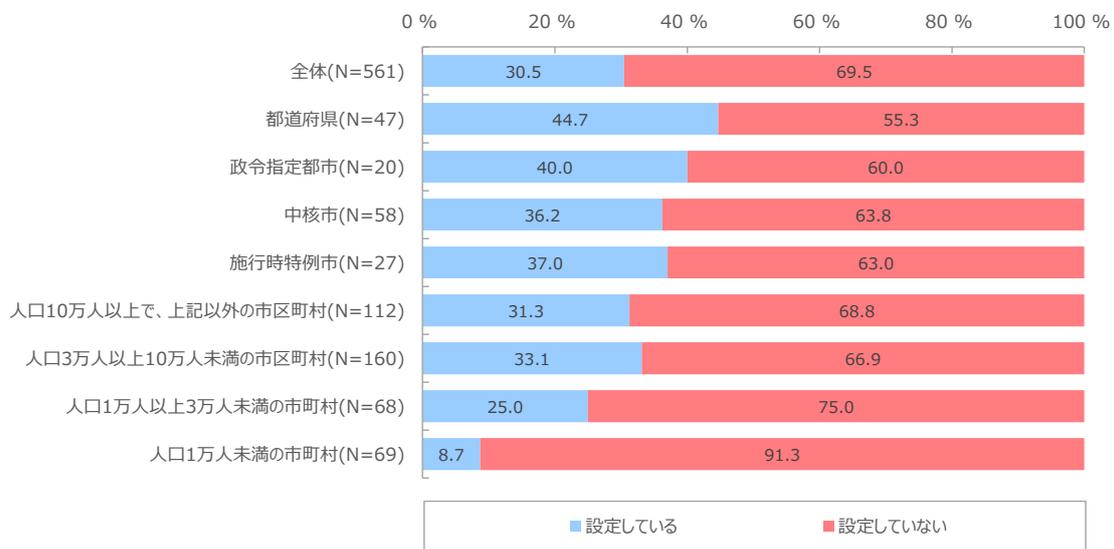
10) 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無（部門・分野別）

①部門別

i) 産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の30.5%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 298 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
i)産業部門【団体区分別】

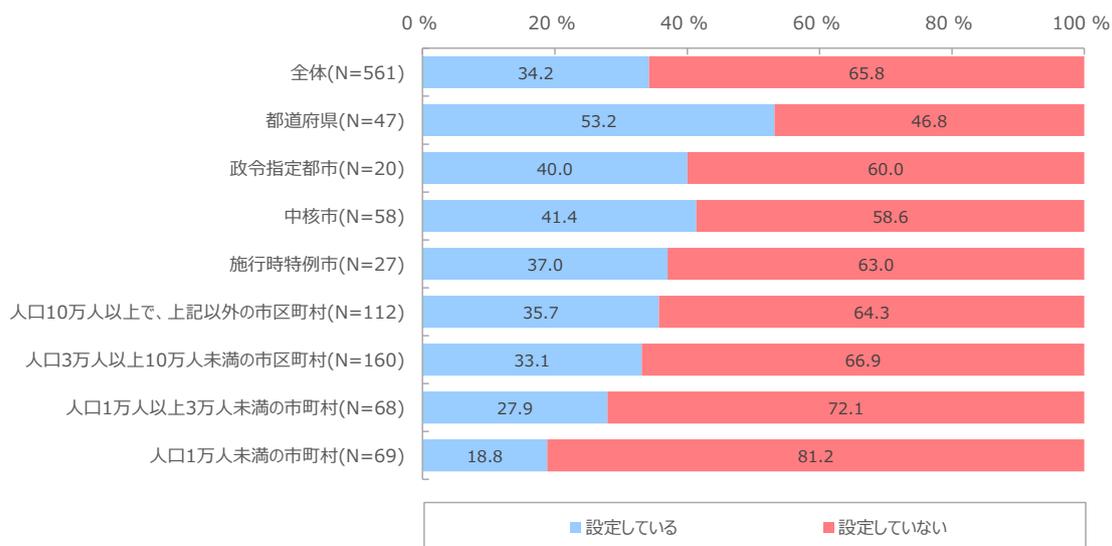


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	171	390	561
	都道府県	21	26	47
	政令指定都市	8	12	20
	中核市	21	37	58
	施行時特例市	10	17	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	35	77	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	53	107	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	17	51	68
	人口1万人未満の市町村	6	63	69
比率	全体(N=561)	30.5	69.5	
	都道府県(N=47)	44.7	55.3	
	政令指定都市(N=20)	40.0	60.0	
	中核市(N=58)	36.2	63.8	
	施行時特例市(N=27)	37.0	63.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	31.3	68.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	33.1	66.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	8.7	91.3	

ii) 業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の34.2%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 299 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
ii) 業務その他部門【団体区分別】

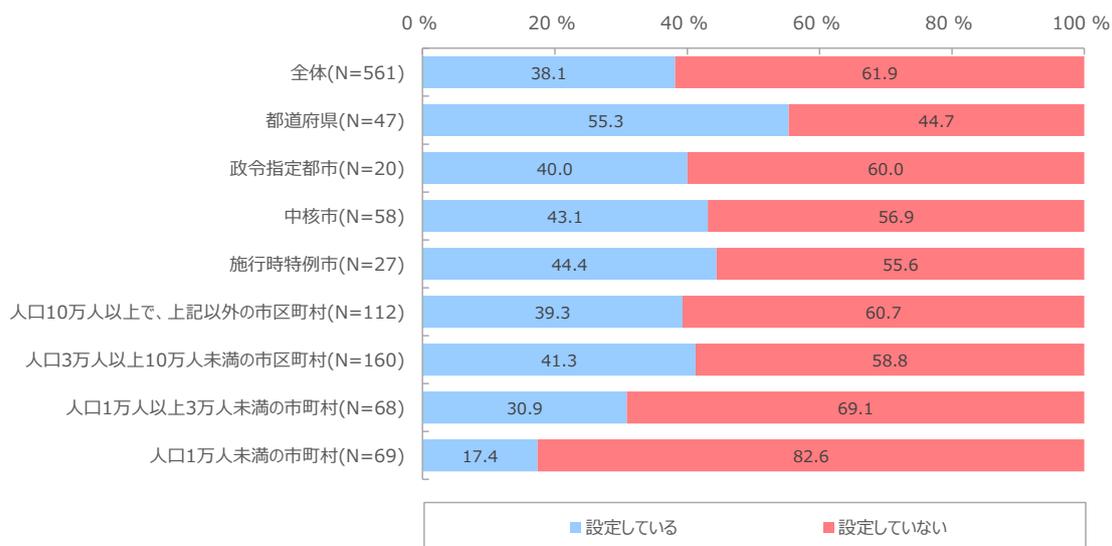


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	192	369	561
	都道府県	25	22	47
	政令指定都市	8	12	20
	中核市	24	34	58
	施行時特例市	10	17	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	40	72	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	53	107	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	49	68
人口1万人未満の市町村	13	56	69	
比率	全体(N=561)	34.2	65.8	
	都道府県(N=47)	53.2	46.8	
	政令指定都市(N=20)	40.0	60.0	
	中核市(N=58)	41.4	58.6	
	施行時特例市(N=27)	37.0	63.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	35.7	64.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	33.1	66.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	27.9	72.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	18.8	81.2	

iii) 家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の38.1%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 300 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
iii) 家庭部門【団体区分別】

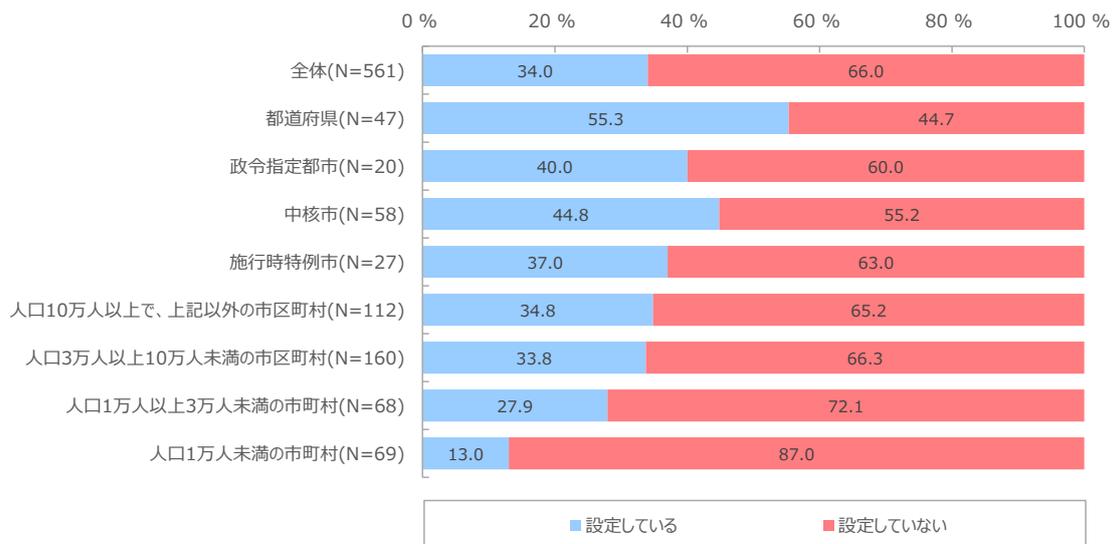


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	214	347	561
	都道府県	26	21	47
	政令指定都市	8	12	20
	中核市	25	33	58
	施行時特例市	12	15	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	44	68	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	66	94	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	21	47	68
人口1万人未満の市町村	12	57	69	
比率	全体(N=561)	38.1	61.9	
	都道府県(N=47)	55.3	44.7	
	政令指定都市(N=20)	40.0	60.0	
	中核市(N=58)	43.1	56.9	
	施行時特例市(N=27)	44.4	55.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	39.3	60.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	41.3	58.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	30.9	69.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	17.4	82.6	

iv) 運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の34.0%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 301 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
iv) 運輸部門【団体区分別】

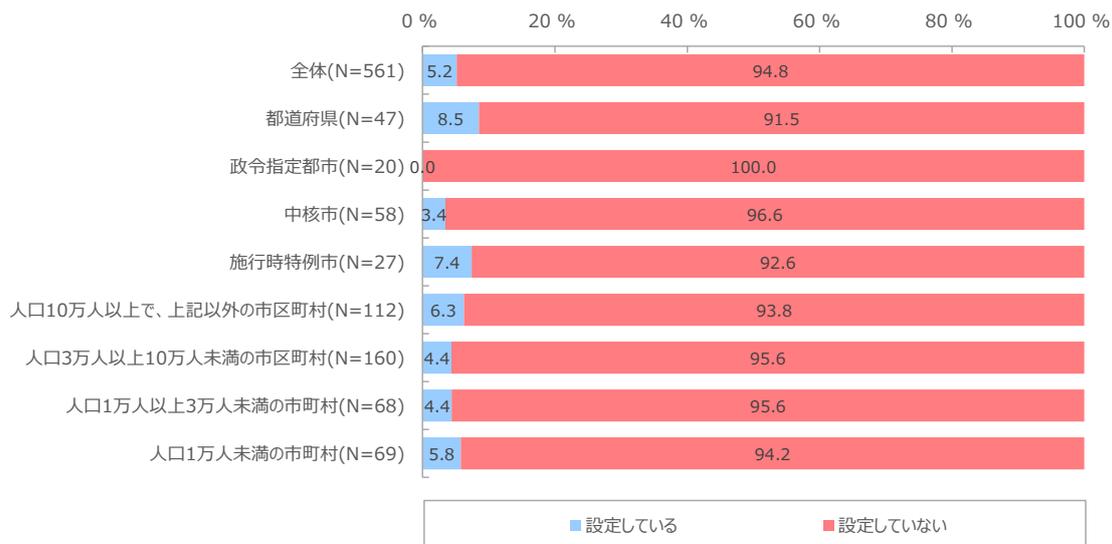


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	191	370	561
	都道府県	26	21	47
	政令指定都市	8	12	20
	中核市	26	32	58
	施行時特例市	10	17	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	39	73	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	54	106	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	49	68
人口1万人未満の市町村	9	60	69	
比率	全体(N=561)	34.0	66.0	
	都道府県(N=47)	55.3	44.7	
	政令指定都市(N=20)	40.0	60.0	
	中核市(N=58)	44.8	55.2	
	施行時特例市(N=27)	37.0	63.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	34.8	65.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	33.8	66.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	27.9	72.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	13.0	87.0	

v) エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の5.2%である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

図表 302 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
v) エネルギー転換部門【団体区分別】



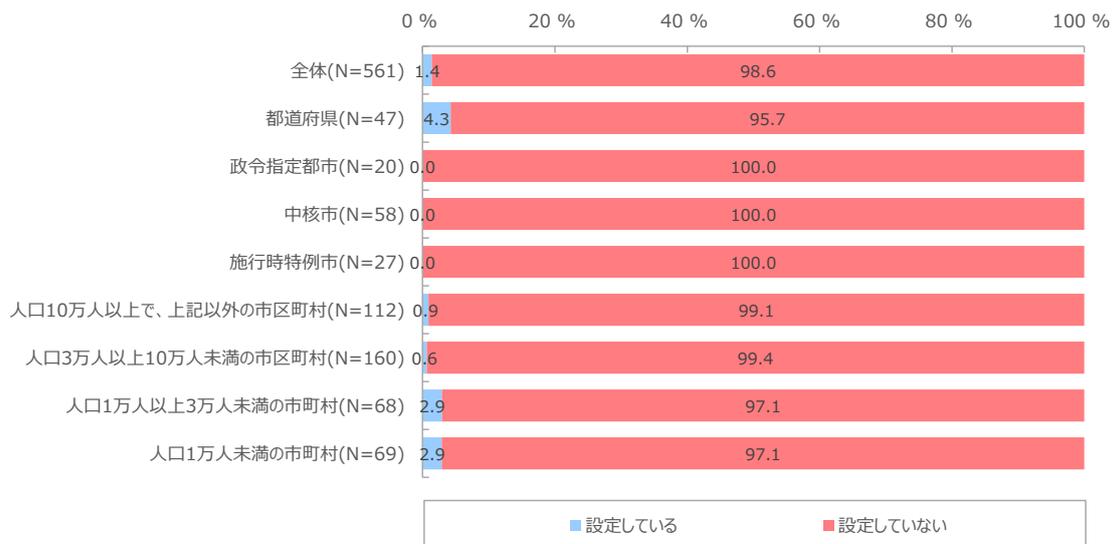
		設定している	設定していない	合計
全体	全体	29	532	561
	都道府県	4	43	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	2	56	58
	施行時特例市	2	25	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	105	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	153	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	65	68
	人口1万人未満の市町村	4	65	69
比率	全体(N=561)	5.2	94.8	
	都道府県(N=47)	8.5	91.5	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=58)	3.4	96.6	
	施行時特例市(N=27)	7.4	92.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	6.3	93.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	4.4	95.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	4.4	95.6	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	5.8	94.2	

②分野別

i) 燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の1.4%である。

図表 303 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
i) 燃料の燃焼分野【団体区分別】

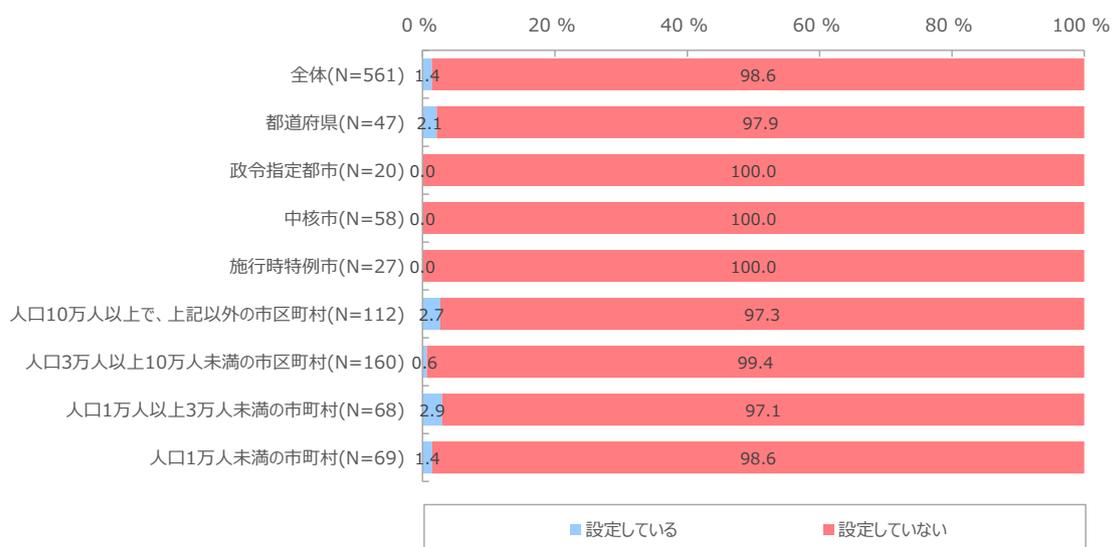


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	8	553	561
	都道府県	2	45	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	0	58	58
	施行時特例市	0	27	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	111	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	159	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	66	68
	人口1万人未満の市町村	2	67	69
比率	全体(N=561)	1.4	98.6	
	都道府県(N=47)	4.3	95.7	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=58)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=27)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	0.9	99.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	0.6	99.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	2.9	97.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	2.9	97.1	

ii) 工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業のプロセス分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の1.4%である。

図表 304 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
ii) 工業プロセス分野【団体区分別】

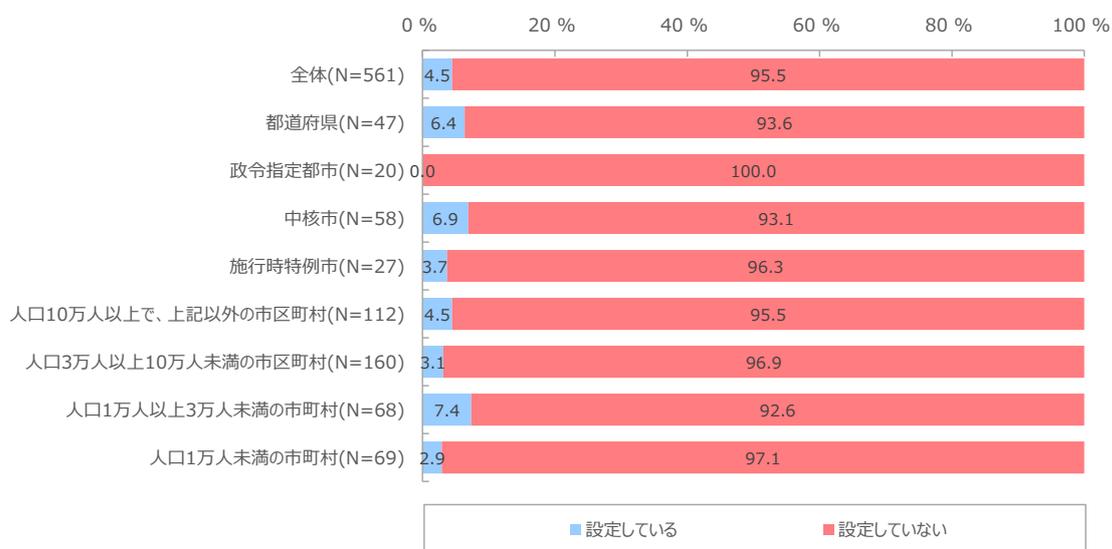


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	8	553	561
	都道府県	1	46	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	0	58	58
	施行時特例市	0	27	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	109	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	159	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	66	68
	人口1万人未満の市町村	1	68	69
比率	全体(N=561)	1.4	98.6	
	都道府県(N=47)	2.1	97.9	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=58)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=27)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	2.7	97.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	0.6	99.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	2.9	97.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	1.4	98.6	

iii) 農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の4.5%である。

図表 305 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
iii) 農業分野【団体区分別】

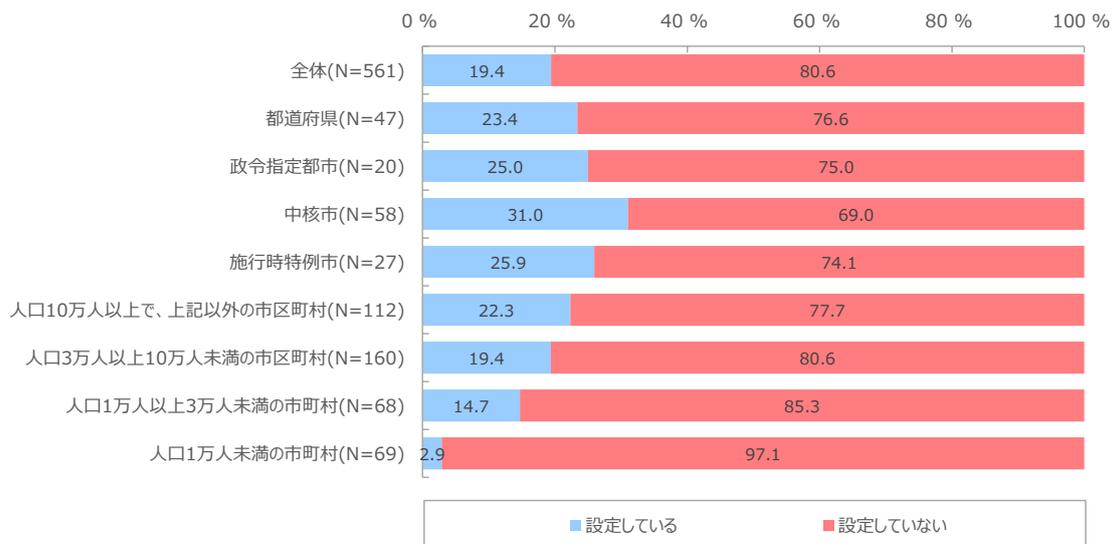


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	25	536	561
	都道府県	3	44	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	4	54	58
	施行時特例市	1	26	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	107	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	155	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	63	68
	人口1万人未満の市町村	2	67	69
比率	全体(N=561)	4.5	95.5	
	都道府県(N=47)	6.4	93.6	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=58)	6.9	93.1	
	施行時特例市(N=27)	3.7	96.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	4.5	95.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	3.1	96.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	7.4	92.6	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	2.9	97.1	

iv) 廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の19.4%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 306 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
iv) 廃棄物分野【団体区分別】

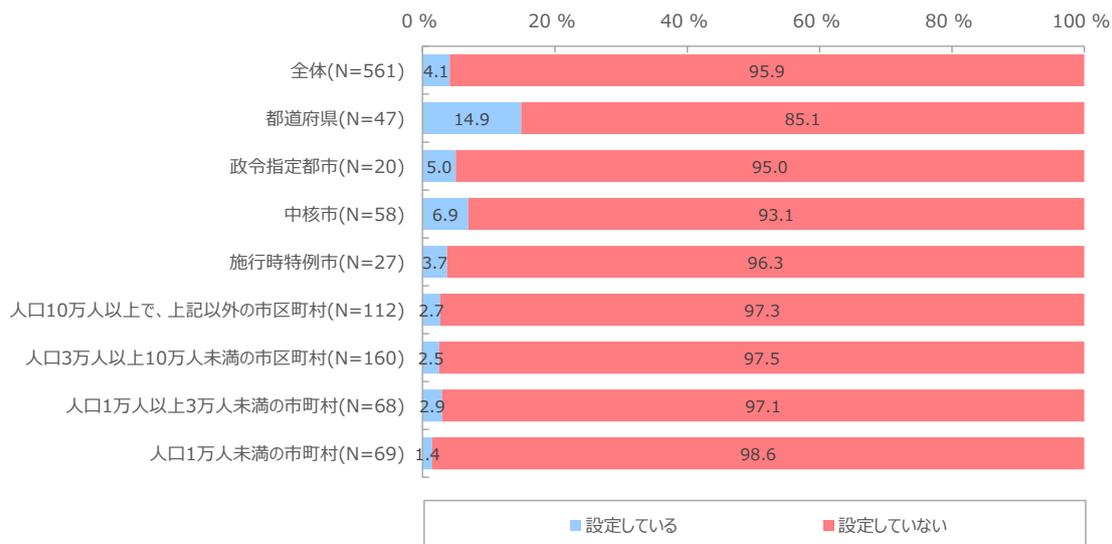


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	109	452	561
	都道府県	11	36	47
	政令指定都市	5	15	20
	中核市	18	40	58
	施行時特例市	7	20	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	25	87	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	31	129	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	10	58	68
人口1万人未満の市町村	2	67	69	
比率	全体(N=561)	19.4	80.6	
	都道府県(N=47)	23.4	76.6	
	政令指定都市(N=20)	25.0	75.0	
	中核市(N=58)	31.0	69.0	
	施行時特例市(N=27)	25.9	74.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	22.3	77.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	19.4	80.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	14.7	85.3	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	2.9	97.1	

v) 代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の4.1%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 307 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
v) 代替フロン等4ガス分野【団体区分別】



		設定している	設定していない	合計
全体	全体	23	538	561
	都道府県	7	40	47
	政令指定都市	1	19	20
	中核市	4	54	58
	施行時特例市	1	26	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	109	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	156	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	66	68
	人口1万人未満の市町村	1	68	69
比率	全体(N=561)	4.1	95.9	
	都道府県(N=47)	14.9	85.1	
	政令指定都市(N=20)	5.0	95.0	
	中核市(N=58)	6.9	93.1	
	施行時特例市(N=27)	3.7	96.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	2.7	97.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	2.5	97.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	2.9	97.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	1.4	98.6	

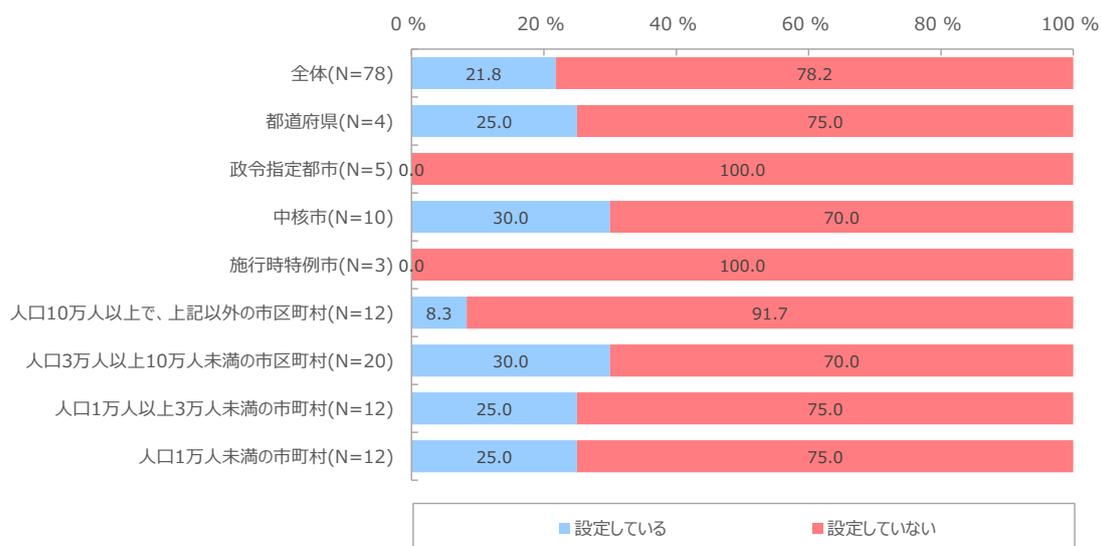
1 1) 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無（部門・分野別）

①部門別

i) 産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 21.8%である。

図表 308 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(1)産業部門【団体区分別】

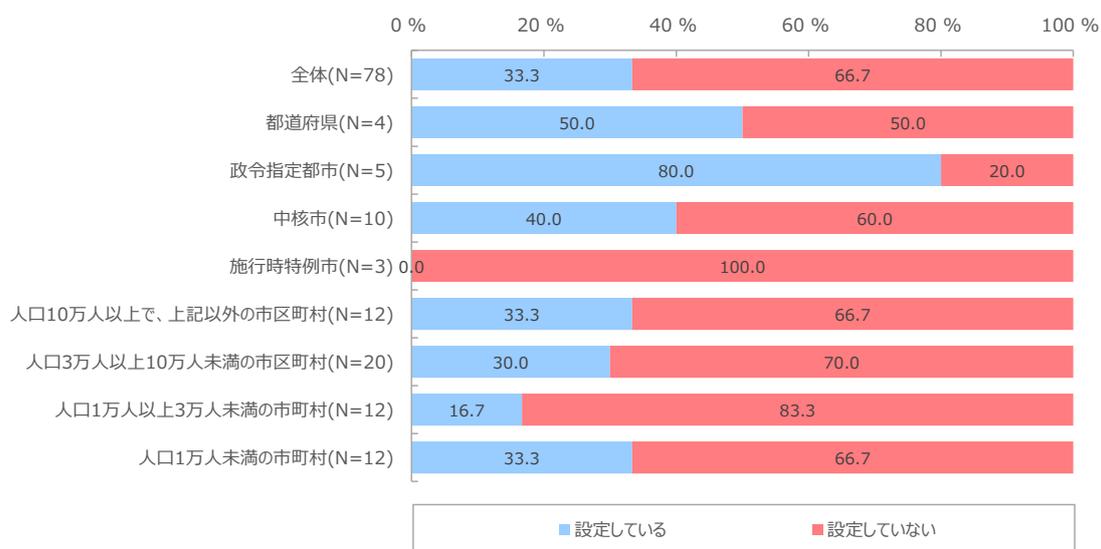


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	17	61	78
	都道府県	1	3	4
	政令指定都市	0	5	5
	中核市	3	7	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	11	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	14	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	9	12
	人口1万人未満の市町村	3	9	12
比率	全体(N=78)	21.8	78.2	
	都道府県(N=4)	25.0	75.0	
	政令指定都市(N=5)	0.0	100.0	
	中核市(N=10)	30.0	70.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	30.0	70.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	25.0	75.0	

ii) 業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 33.3%である。

図表 309 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(2) 業務その他部門【団体区分別】

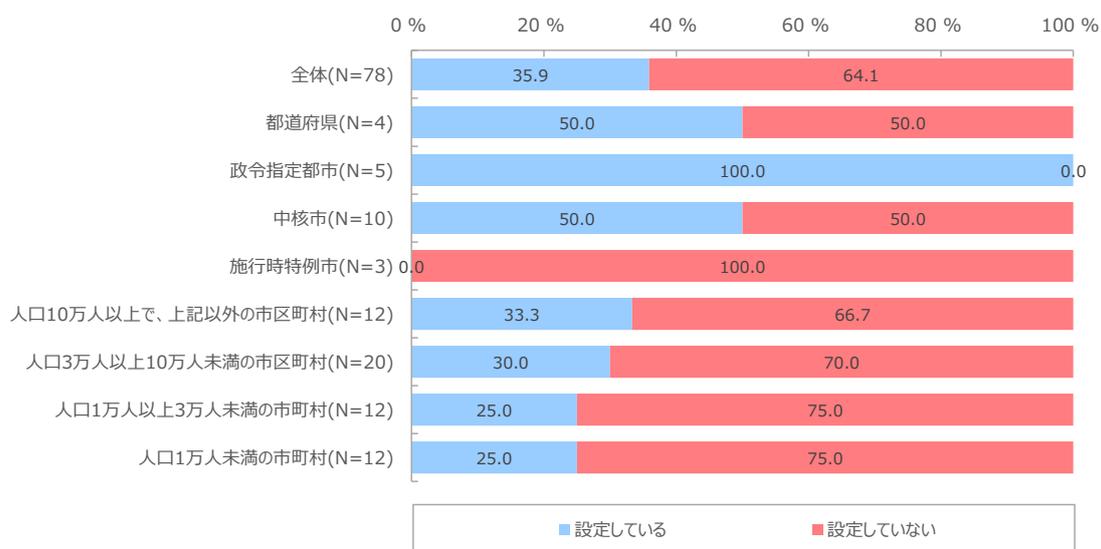


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	26	52	78
	都道府県	2	2	4
	政令指定都市	4	1	5
	中核市	4	6	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	8	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	14	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	10	12
	人口1万人未満の市町村	4	8	12
比率	全体(N=78)	33.3	66.7	
	都道府県(N=4)	50.0	50.0	
	政令指定都市(N=5)	80.0	20.0	
	中核市(N=10)	40.0	60.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	33.3	66.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	30.0	70.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	16.7	83.3	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	33.3	66.7	

iii) 家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の35.9%である。

図表 310 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(3)家庭部門【団体区分別】

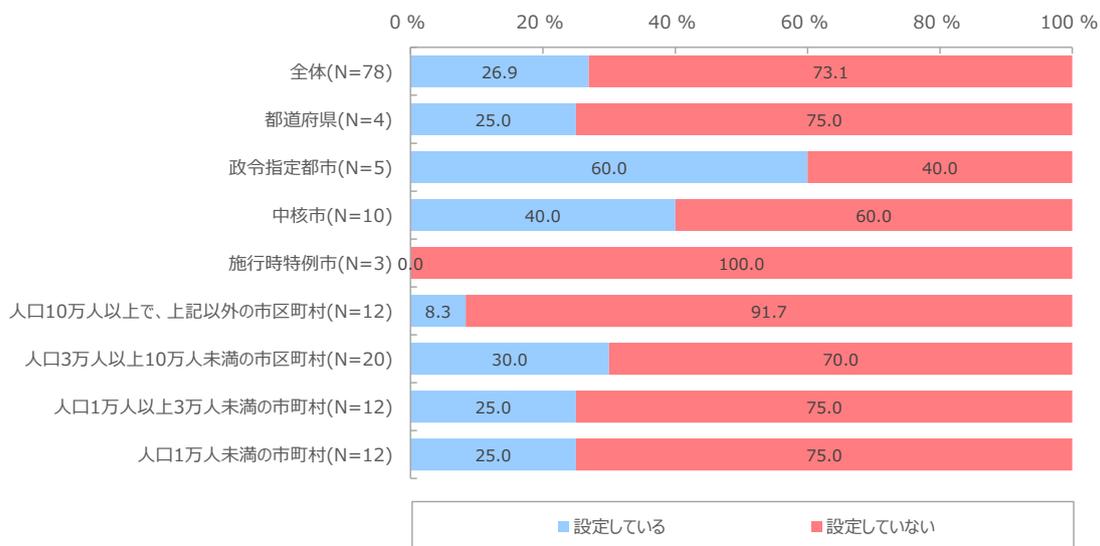


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	28	50	78
	都道府県	2	2	4
	政令指定都市	5	0	5
	中核市	5	5	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	8	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	14	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	9	12
人口1万人未満の市町村	3	9	12	
比率	全体(N=78)	35.9	64.1	
	都道府県(N=4)	50.0	50.0	
	政令指定都市(N=5)	100.0	0.0	
	中核市(N=10)	50.0	50.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	33.3	66.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	30.0	70.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	25.0	75.0	
人口1万人未満の市町村(N=12)	25.0	75.0		

iv) 運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の26.9%である。

図表 311 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(4)運輸部門【団体区分別】

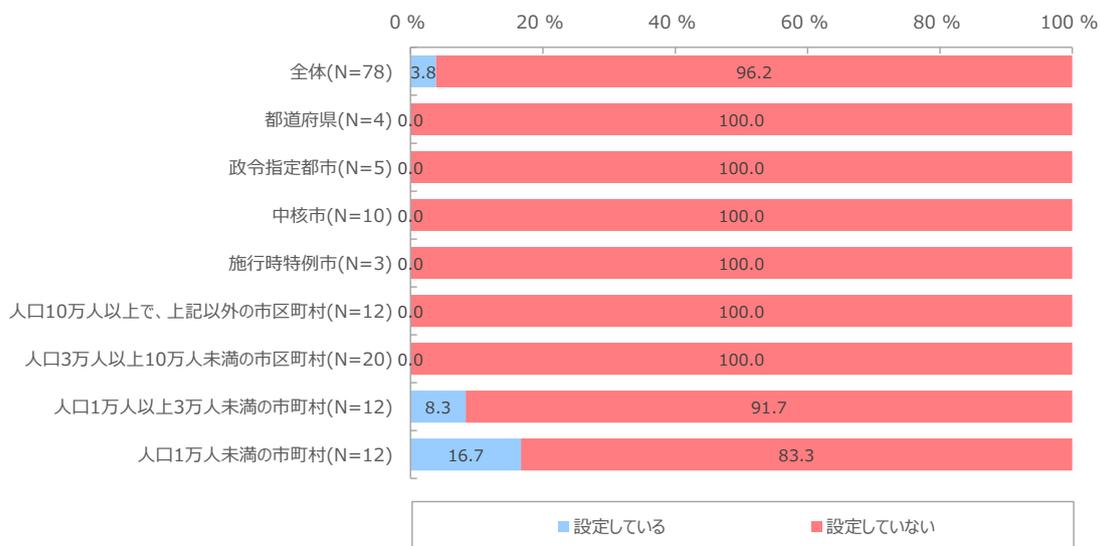


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	21	57	78
	都道府県	1	3	4
	政令指定都市	3	2	5
	中核市	4	6	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	11	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	14	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	9	12
	人口1万人未満の市町村	3	9	12
比率	全体(N=78)	26.9	73.1	
	都道府県(N=4)	25.0	75.0	
	政令指定都市(N=5)	60.0	40.0	
	中核市(N=10)	40.0	60.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	30.0	70.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	25.0	75.0	

v) エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の3.8%である。

図表 312 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(5) エネルギー転換部門【団体区分別】



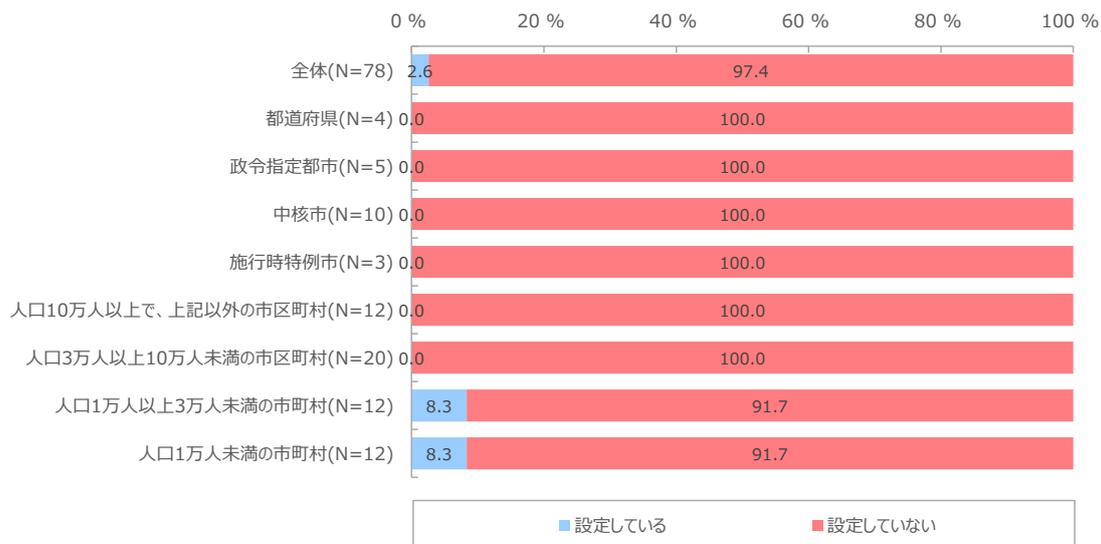
		設定している	設定していない	合計
全体	全体	3	75	78
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	5	5
	中核市	0	10	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	12	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	11	12
	人口1万人未満の市町村	2	10	12
比率	全体(N=78)	3.8	96.2	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	0.0	100.0	
	中核市(N=10)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	16.7	83.3	

②分野別

i) 燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 2.6%である。

図表 313 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(6)燃料の燃焼分野【団体区分別】

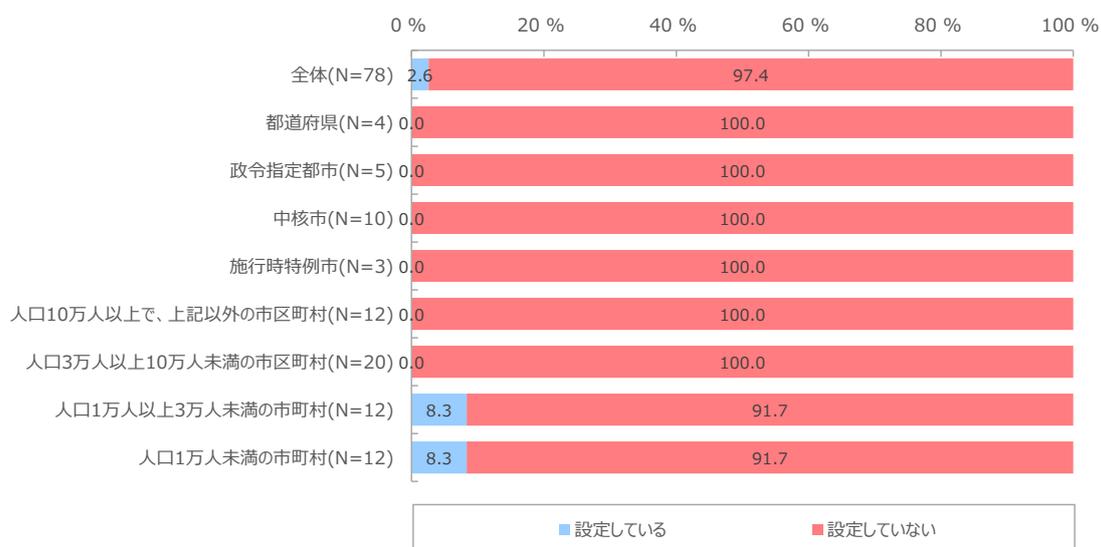


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	2	76	78
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	5	5
	中核市	0	10	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	12	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	11	12
人口1万人未満の市町村	1	11	12	
比率	全体(N=78)	2.6	97.4	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	0.0	100.0	
	中核市(N=10)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	

ii) 工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の 2.6%である。

図表 314 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(7)工業プロセス分野【団体区分別】

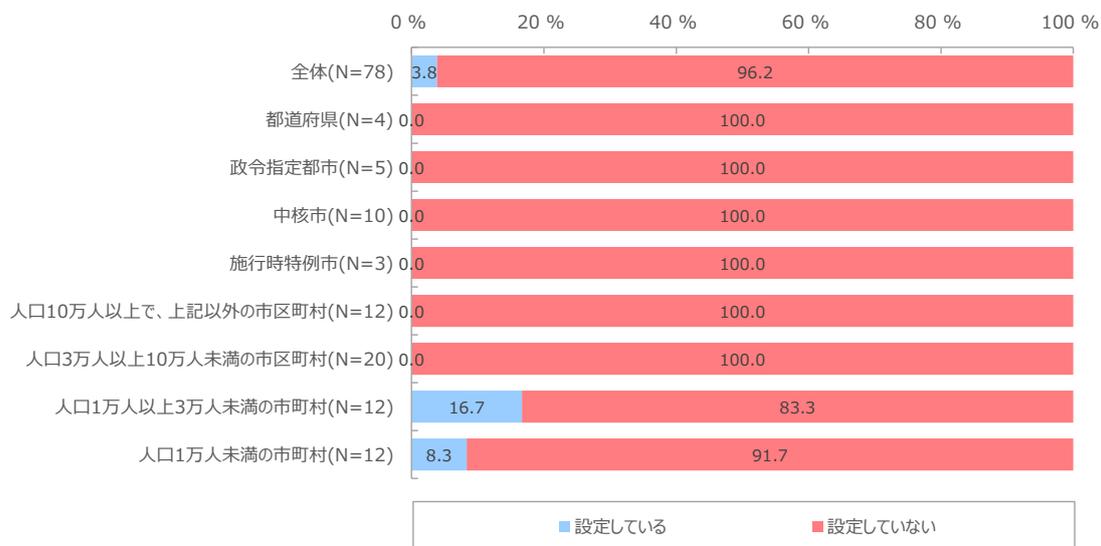


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	2	76	78
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	5	5
	中核市	0	10	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	12	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	11	12
	人口1万人未満の市町村	1	11	12
比率	全体(N=78)	2.6	97.4	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	0.0	100.0	
	中核市(N=10)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	

iii) 農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の3.8%である。

図表 315 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(8)農業分野【団体区分別】

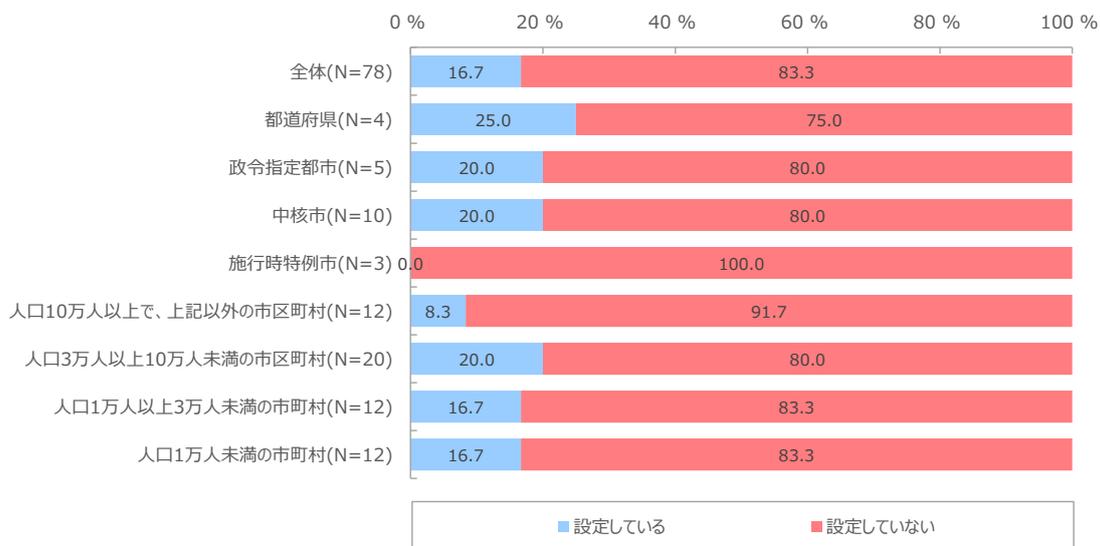


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	3	75	78
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	5	5
	中核市	0	10	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	12	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	10	12
	人口1万人未満の市町村	1	11	12
比率	全体(N=78)	3.8	96.2	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	0.0	100.0	
	中核市(N=10)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	16.7	83.3	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	

iv) 廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の16.7%である。

図表 316 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(9)廃棄物分野【団体区分別】

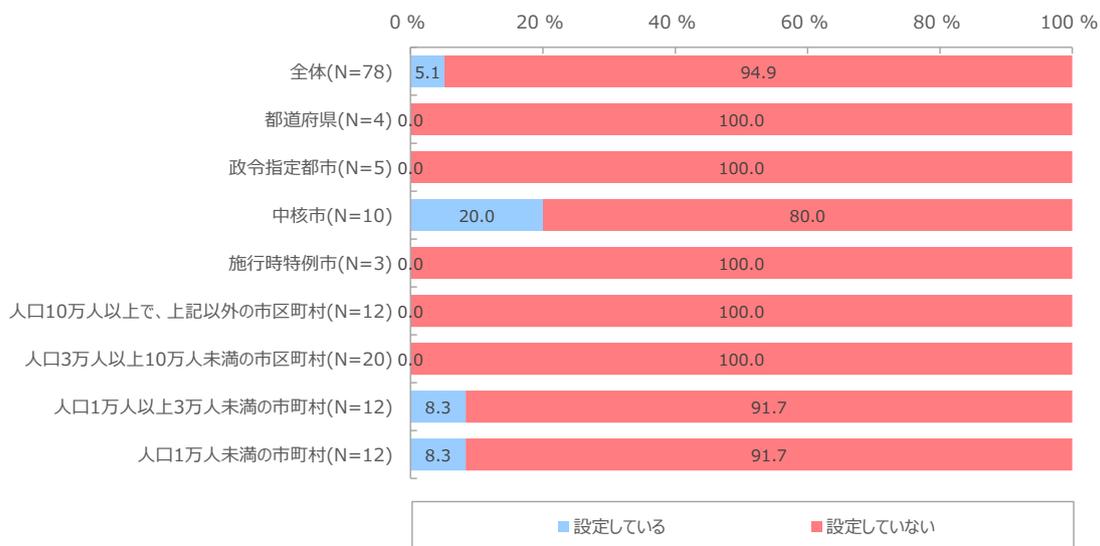


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	13	65	78
	都道府県	1	3	4
	政令指定都市	1	4	5
	中核市	2	8	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	11	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	16	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	10	12
人口1万人未満の市町村	2	10	12	
比率	全体(N=78)	16.7	83.3	
	都道府県(N=4)	25.0	75.0	
	政令指定都市(N=5)	20.0	80.0	
	中核市(N=10)	20.0	80.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	20.0	80.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	16.7	83.3	
人口1万人未満の市町村(N=12)	16.7	83.3		

v) 代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の5.1%である。

図表 317 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(10) 代替フロン等4ガス分野【団体区分別】

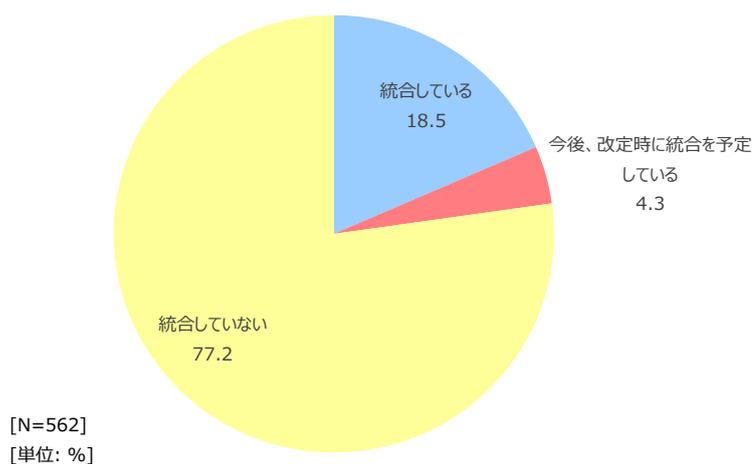


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	4	74	78
	都道府県	0	4	4
	政令指定都市	0	5	5
	中核市	2	8	10
	施行時特例市	0	3	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	12	12
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	11	12
	人口1万人未満の市町村	1	11	12
比率	全体(N=78)	5.1	94.9	
	都道府県(N=4)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	0.0	100.0	
	中核市(N=10)	20.0	80.0	
	施行時特例市(N=3)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=12)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	
	人口1万人未満の市町村(N=12)	8.3	91.7	

## 1 2) 区域施策編と事務事業編との統合の状況

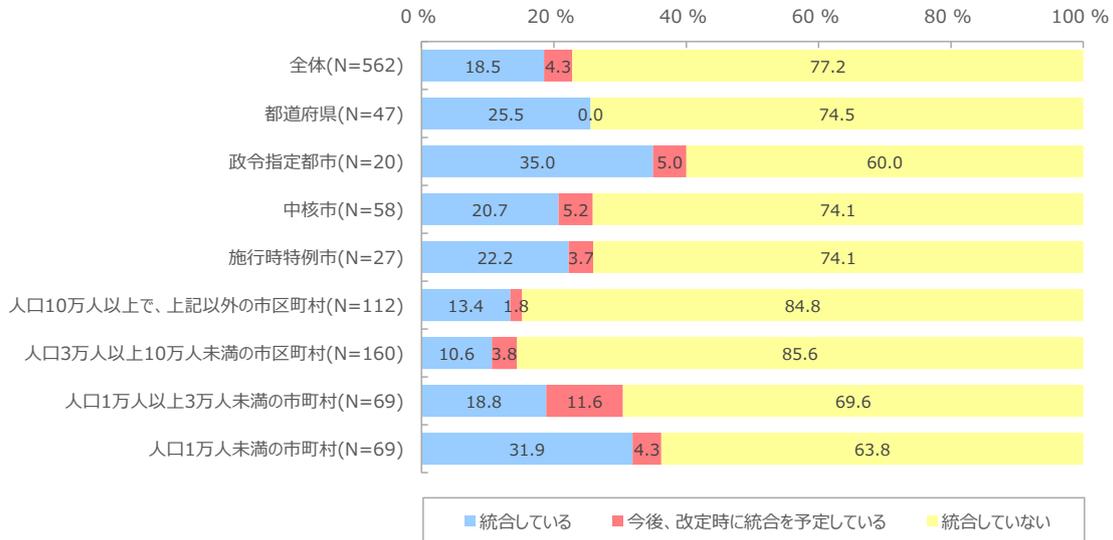
区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と事務事業編との統合の状況は、「統合している。」団体が 18.5%、「今後、改定時に統合を予定している。」が 4.3%存在する。

図表 318 区域施策編と事務事業編との統合の状況



地方公共団体の区分別に見ると、区域施策編と事務事業編の統合を図っている団体は、大規模な団体にも小規模な団体にも一定数存在している。

図表 319 区域施策編と事務事業編との統合の状況【団体区分別】

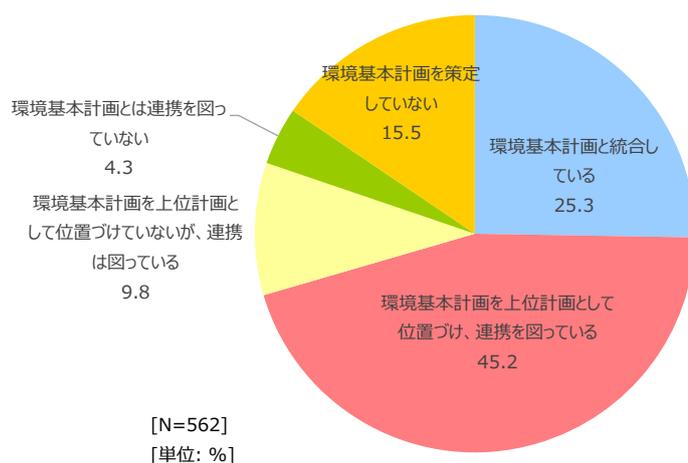


		統合している	今後、改定時に統合を予定している	統合していない	合計
全体	全体	104	24	434	562
	都道府県	12	0	35	47
	政令指定都市	7	1	12	20
	中核市	12	3	43	58
	施行時特例市	6	1	20	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	15	2	95	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	17	6	137	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	8	48	69
	人口1万人未満の市町村	22	3	44	69
比率	全体(N=562)	18.5	4.3	77.2	
	都道府県(N=47)	25.5	0.0	74.5	
	政令指定都市(N=20)	35.0	5.0	60.0	
	中核市(N=58)	20.7	5.2	74.1	
	施行時特例市(N=27)	22.2	3.7	74.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	13.4	1.8	84.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	10.6	3.8	85.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	18.8	11.6	69.6	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	31.9	4.3	63.8	

### 13) 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況

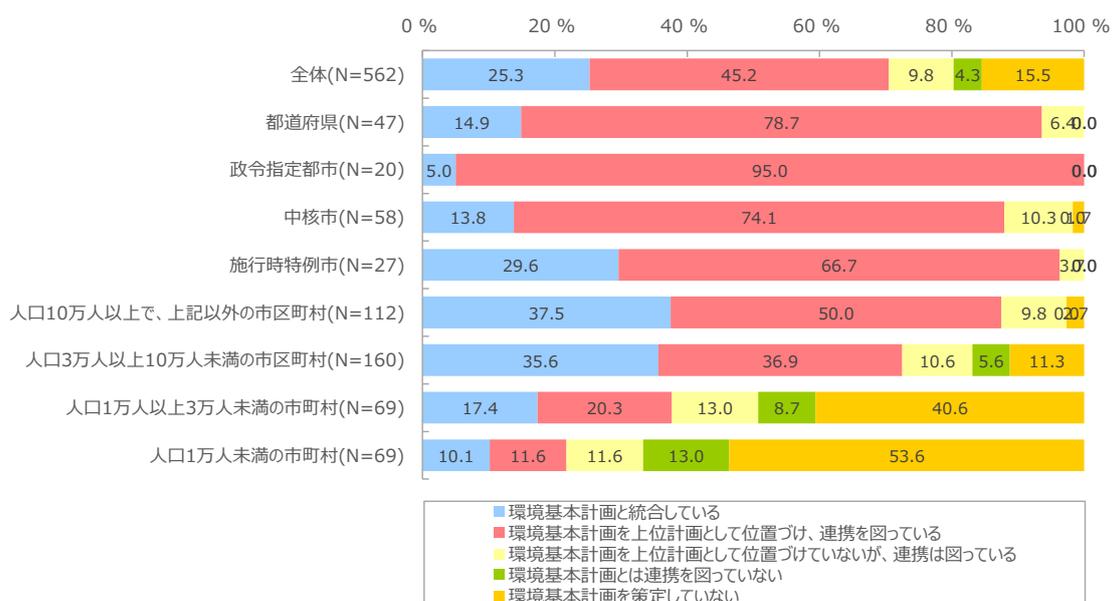
区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況は、「環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。」(45.2%)が最も多く、「環境基本計画と統合している。」(25.3%)が続く。

図表 320 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や施行時特例市より人口規模の大きい市では「環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。」の割合が高く、人口規模が小さくなると「環境基本計画と統合している。」の割合が相対的に高くなる。一方、人口3万人未満の市町村では、そもそも「環境基本計画を策定していない」団体が多い。

図表 321 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況  
【団体区分別】



	環境基本計画と統合している	環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている	環境基本計画を上位計画として位置づけていないが、連携を図っている	環境基本計画とは連携を図っていない	環境基本計画を策定していない	合計
全体	142	254	55	24	87	562
都道府県	7	37	3	0	0	47
政令指定都市	1	19	0	0	0	20
中核市	8	43	6	0	1	58
施行時特例市	8	18	1	0	0	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	42	56	11	0	3	112
人口3万人以上10万人未満の市区町村	57	59	17	9	18	160
人口1万人以上3万人未満の市町村	12	14	9	6	28	69
人口1万人未満の市町村	7	8	8	9	37	69
比率	25.3	45.2	9.8	4.3	15.5	
都道府県(N=47)	14.9	78.7	6.4	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	5.0	95.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=58)	13.8	74.1	10.3	0.0	1.7	
施行時特例市(N=27)	29.6	66.7	3.7	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	37.5	50.0	9.8	0.0	2.7	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	35.6	36.9	10.6	5.6	11.3	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	17.4	20.3	13.0	8.7	40.6	
人口1万人未満の市町村(N=69)	10.1	11.6	11.6	13.0	53.6	

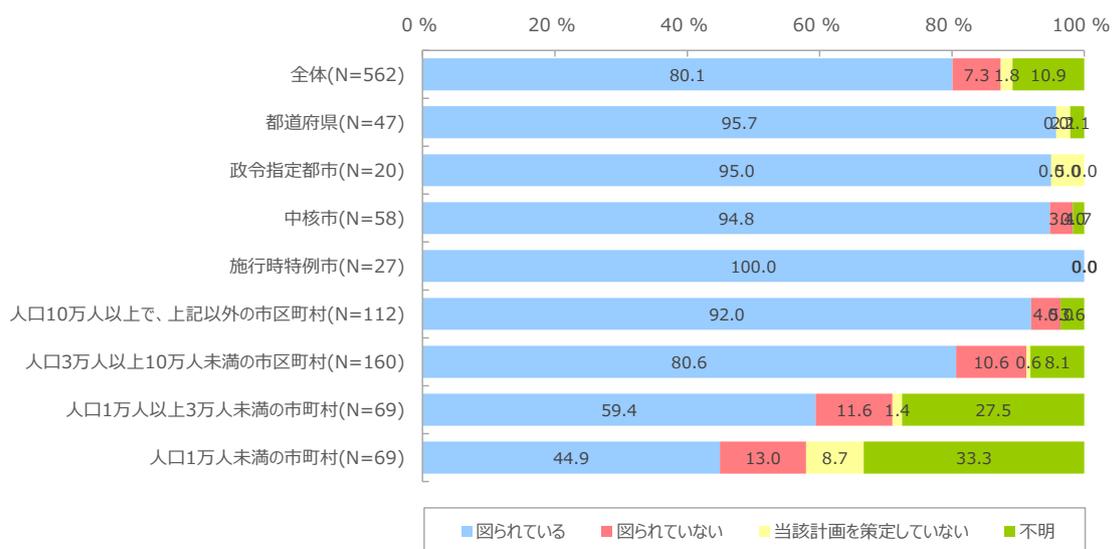
## 14) 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

### ①総合計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と総合計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の80.1%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 322 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

### ①総合計画【団体区分別】

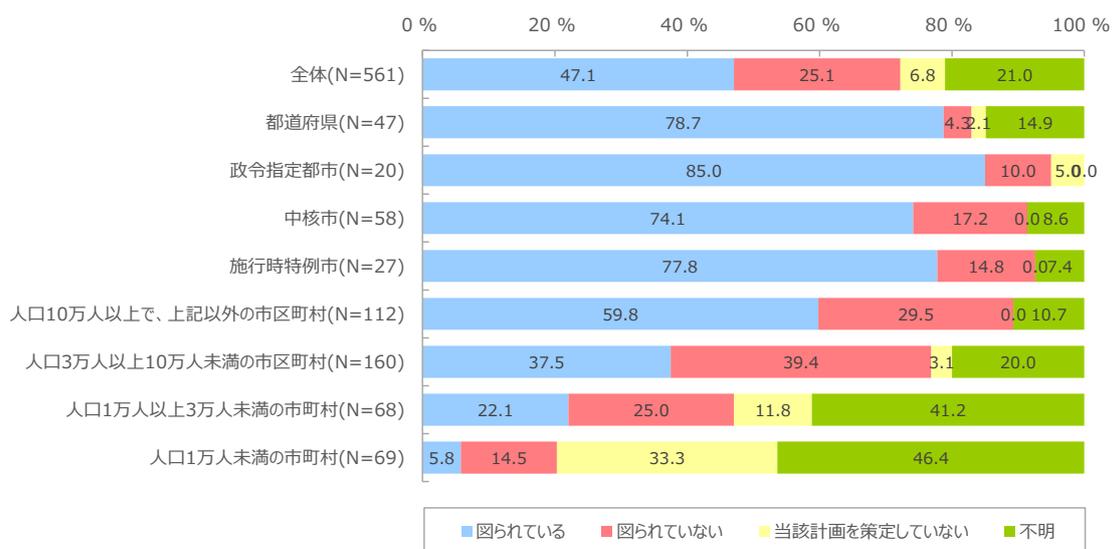


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	450	41	10	61	562
	都道府県	45	0	1	1	47
	政令指定都市	19	0	1	0	20
	中核市	55	2	0	1	58
	施行時特例市	27	0	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	103	5	0	4	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	129	17	1	13	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	41	8	1	19	69
	人口1万人未満の市町村	31	9	6	23	69
比率	全体(N=562)	80.1	7.3	1.8	10.9	
	都道府県(N=47)	95.7	0.0	2.1	2.1	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	
	中核市(N=58)	94.8	3.4	0.0	1.7	
	施行時特例市(N=27)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	92.0	4.5	0.0	3.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	80.6	10.6	0.6	8.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	59.4	11.6	1.4	27.5	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	44.9	13.0	8.7	33.3	

②「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の47.1%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 323 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況  
②「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」  
【団体区分別】

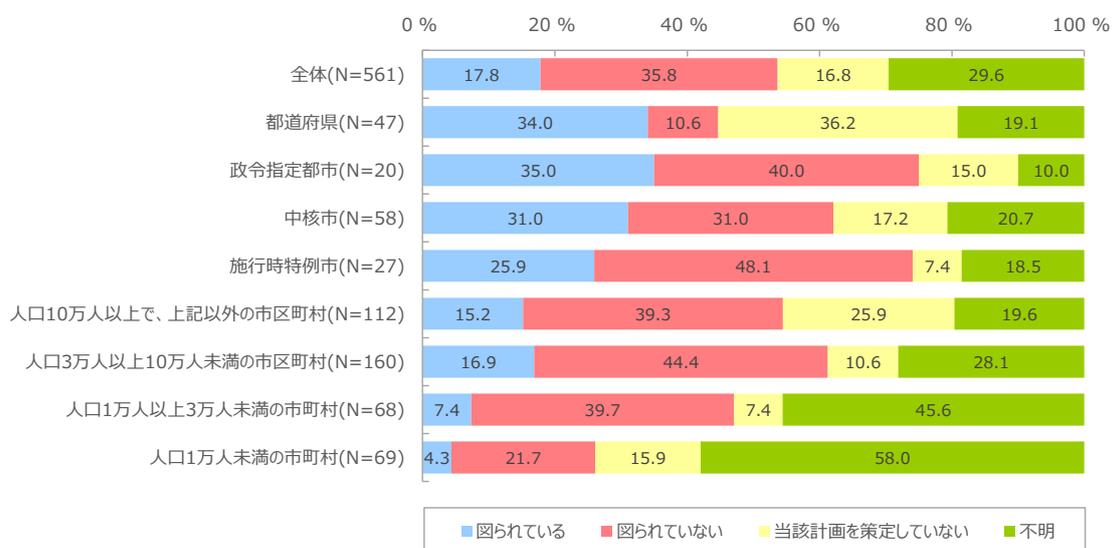


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	264	141	38	118	561
	都道府県	37	2	1	7	47
	政令指定都市	17	2	1	0	20
	中核市	43	10	0	5	58
	施行時特例市	21	4	0	2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	67	33	0	12	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	60	63	5	32	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	15	17	8	28	68
	人口1万人未満の市町村	4	10	23	32	69
比率	全体(N=561)	47.1	25.1	6.8	21.0	
	都道府県(N=47)	78.7	4.3	2.1	14.9	
	政令指定都市(N=20)	85.0	10.0	5.0	0.0	
	中核市(N=58)	74.1	17.2	0.0	8.6	
	施行時特例市(N=27)	77.8	14.8	0.0	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	59.8	29.5	0.0	10.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	37.5	39.4	3.1	20.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	22.1	25.0	11.8	41.2	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	5.8	14.5	33.3	46.4	

③「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の17.8%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

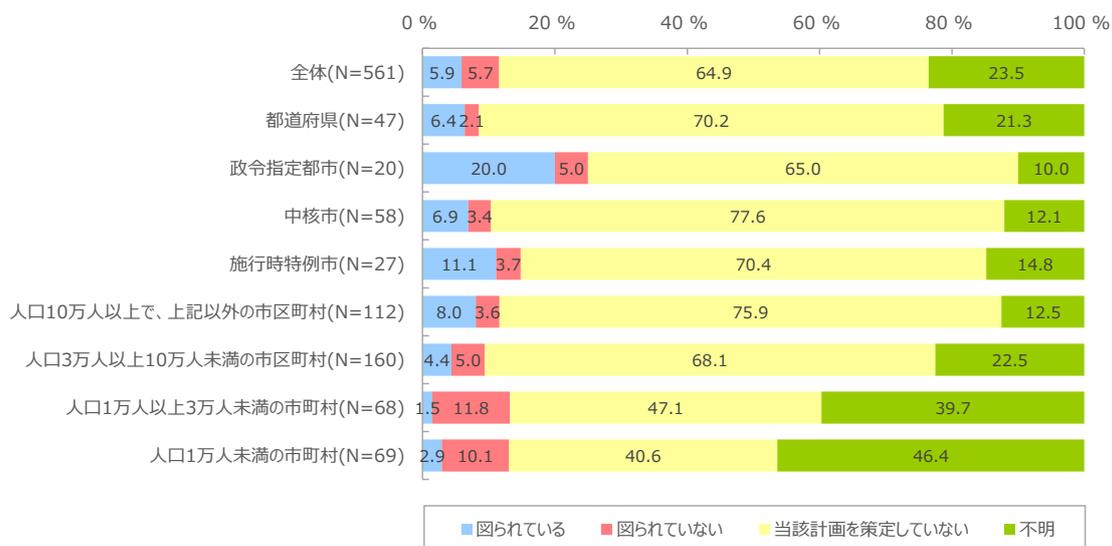
図表 324 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況  
③「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」  
【団体区分別】



		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	100	201	94	166	561
	都道府県	16	5	17	9	47
	政令指定都市	7	8	3	2	20
	中核市	18	18	10	12	58
	施行時特例市	7	13	2	5	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	17	44	29	22	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	27	71	17	45	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	27	5	31	68
	人口1万人未満の市町村	3	15	11	40	69
比率	全体(N=561)	17.8	35.8	16.8	29.6	
	都道府県(N=47)	34.0	10.6	36.2	19.1	
	政令指定都市(N=20)	35.0	40.0	15.0	10.0	
	中核市(N=58)	31.0	31.0	17.2	20.7	
	施行時特例市(N=27)	25.9	48.1	7.4	18.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	15.2	39.3	25.9	19.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	16.9	44.4	10.6	28.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	7.4	39.7	7.4	45.6	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	4.3	21.7	15.9	58.0	

④「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」  
 区域施策編を策定済みの団体において、「都市の低炭素化の促進に関する法律」  
 に基づく「低炭素まちづくり計画」を策定していない団体が全体の64.9%を占め  
 ており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の  
 5.9%にとどまる。

図表 325 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況  
 ④「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」  
 【団体区分別】

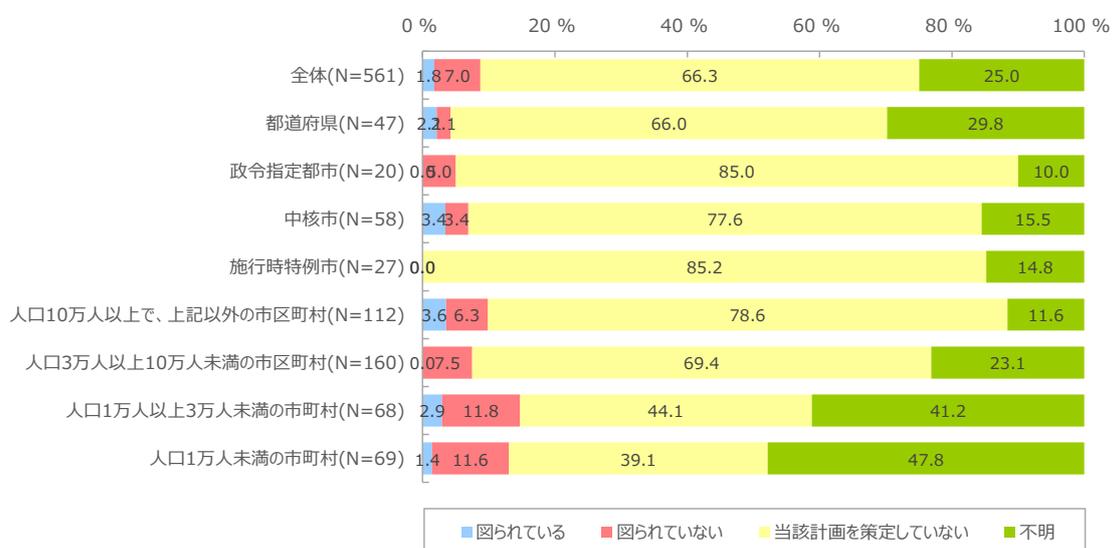


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	33	32	364	132	561
	都道府県	3	1	33	10	47
	政令指定都市	4	1	13	2	20
	中核市	4	2	45	7	58
	施行時特例市	3	1	19	4	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	4	85	14	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	8	109	36	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	8	32	27	68
	人口1万人未満の市町村	2	7	28	32	69
比率	全体(N=561)	5.9	5.7	64.9	23.5	
	都道府県(N=47)	6.4	2.1	70.2	21.3	
	政令指定都市(N=20)	20.0	5.0	65.0	10.0	
	中核市(N=58)	6.9	3.4	77.6	12.1	
	施行時特例市(N=27)	11.1	3.7	70.4	14.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	8.0	3.6	75.9	12.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	4.4	5.0	68.1	22.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	1.5	11.8	47.1	39.7	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	2.9	10.1	40.6	46.4	

⑤「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」

区域施策編を策定済みの団体において、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」を策定していない団体が全体の 66.3%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 1.8%にとどまる。

図表 326 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況  
⑤「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」【団体区分別】



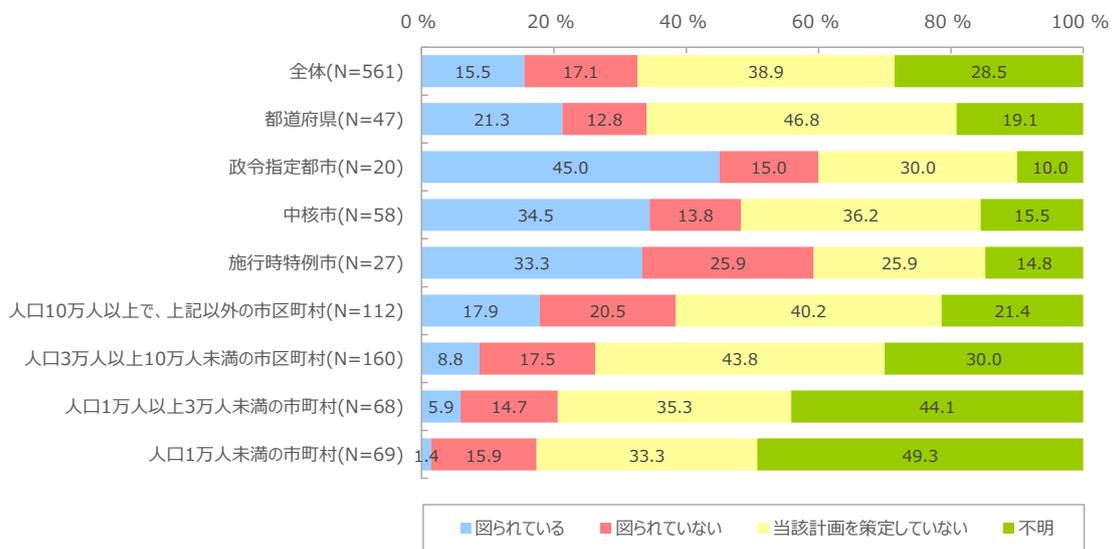
	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	10	39	372	140	561
都道府県	1	1	31	14	47
政令指定都市	0	1	17	2	20
中核市	2	2	45	9	58
施行時特例市	0	0	23	4	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	7	88	13	112
人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	12	111	37	160
人口1万人以上3万人未満の市町村	2	8	30	28	68
人口1万人未満の市町村	1	8	27	33	69
比率					
全体(N=561)	1.8	7.0	66.3	25.0	
都道府県(N=47)	2.1	2.1	66.0	29.8	
政令指定都市(N=20)	0.0	5.0	85.0	10.0	
中核市(N=58)	3.4	3.4	77.6	15.5	
施行時特例市(N=27)	0.0	0.0	85.2	14.8	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	3.6	6.3	78.6	11.6	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	0.0	7.5	69.4	23.1	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	2.9	11.8	44.1	41.2	
人口1万人未満の市町村(N=69)	1.4	11.6	39.1	47.8	

⑥「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」

区域施策編を策定済みの団体において、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」を策定していない団体が全体の38.9%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の15.5%である。

図表 327 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

⑥「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」【団体区分別】

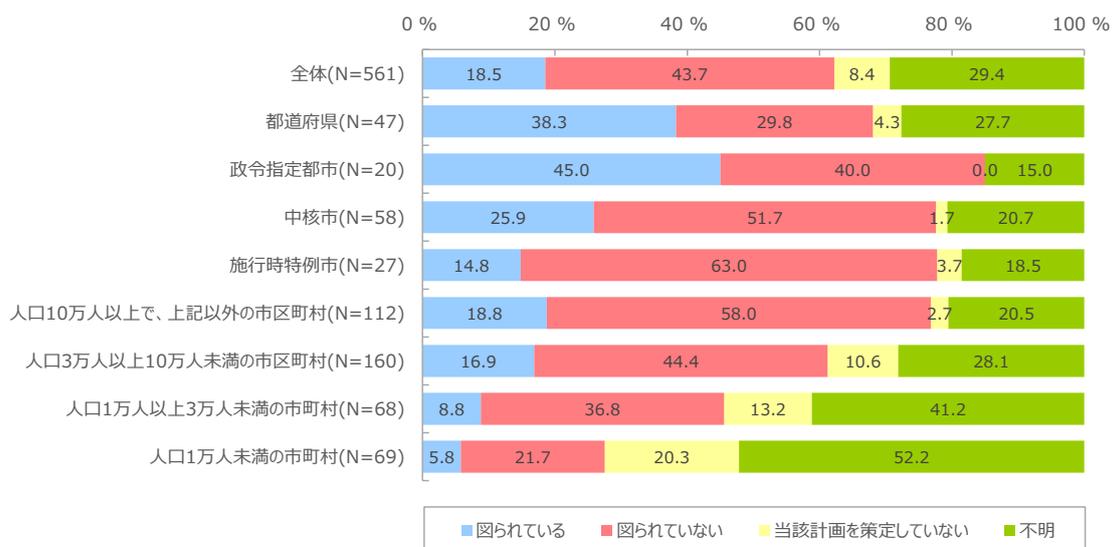


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	87	96	218	160	561
	都道府県	10	6	22	9	47
	政令指定都市	9	3	6	2	20
	中核市	20	8	21	9	58
	施行時特例市	9	7	7	4	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	20	23	45	24	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	14	28	70	48	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	10	24	30	68
	人口1万人未満の市町村	1	11	23	34	69
比率	全体(N=561)	15.5	17.1	38.9	28.5	
	都道府県(N=47)	21.3	12.8	46.8	19.1	
	政令指定都市(N=20)	45.0	15.0	30.0	10.0	
	中核市(N=58)	34.5	13.8	36.2	15.5	
	施行時特例市(N=27)	33.3	25.9	25.9	14.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	17.9	20.5	40.2	21.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	8.8	17.5	43.8	30.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	5.9	14.7	35.3	44.1	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	1.4	15.9	33.3	49.3	

⑦公共施設等総合管理計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と公共施設等総合管理計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 18.5%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 328 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況  
⑦公共施設等総合管理計画【団体区分別】

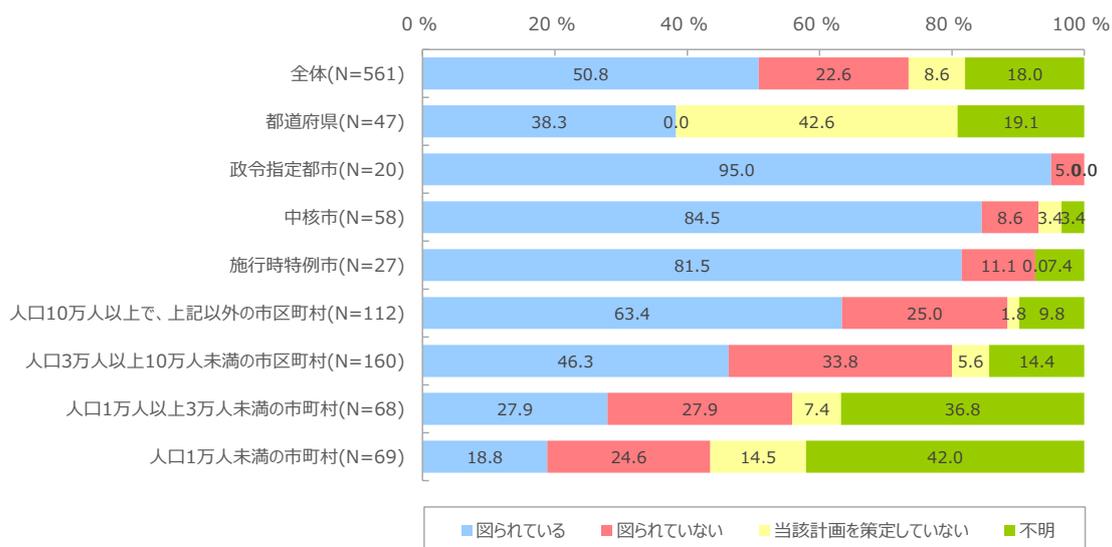


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	104	245	47	165	561
	都道府県	18	14	2	13	47
	政令指定都市	9	8	0	3	20
	中核市	15	30	1	12	58
	施行時特例市	4	17	1	5	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	21	65	3	23	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	27	71	17	45	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	25	9	28	68
	人口1万人未満の市町村	4	15	14	36	69
比率	全体(N=561)	18.5	43.7	8.4	29.4	
	都道府県(N=47)	38.3	29.8	4.3	27.7	
	政令指定都市(N=20)	45.0	40.0	0.0	15.0	
	中核市(N=58)	25.9	51.7	1.7	20.7	
	施行時特例市(N=27)	14.8	63.0	3.7	18.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	18.8	58.0	2.7	20.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	16.9	44.4	10.6	28.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	8.8	36.8	13.2	41.2	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	5.8	21.7	20.3	52.2	

⑧一般廃棄物処理基本計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と一般廃棄物処理基本計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 50.8%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 329 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況  
⑧一般廃棄物処理基本計画【団体区分別】

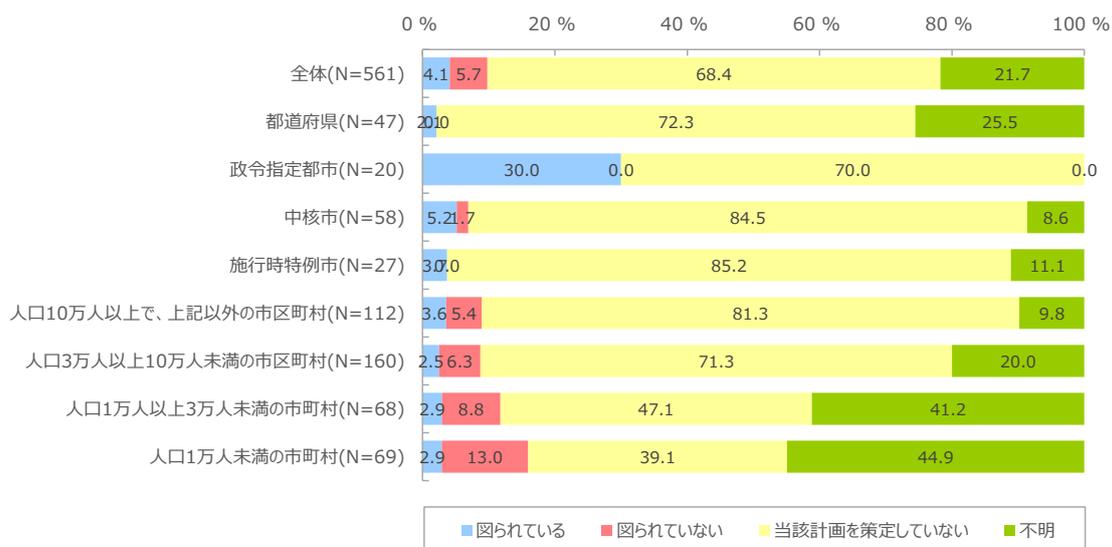


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	285	127	48	101	561
	都道府県	18	0	20	9	47
	政令指定都市	19	1	0	0	20
	中核市	49	5	2	2	58
	施行時特例市	22	3	0	2	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	71	28	2	11	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	74	54	9	23	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	19	5	25	68
	人口1万人未満の市町村	13	17	10	29	69
比率	全体(N=561)	50.8	22.6	8.6	18.0	
	都道府県(N=47)	38.3	0.0	42.6	19.1	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	84.5	8.6	3.4	3.4	
	施行時特例市(N=27)	81.5	11.1	0.0	7.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	63.4	25.0	1.8	9.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	46.3	33.8	5.6	14.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	27.9	27.9	7.4	36.8	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	18.8	24.6	14.5	42.0	

⑨環境モデル都市アクションプラン

区域施策編を策定済みの団体において、環境モデル都市アクションプランを策定していない団体が全体の 68.4%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 4.1%である。

図表 330 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況  
⑨環境モデル都市アクションプラン【団体区分別】

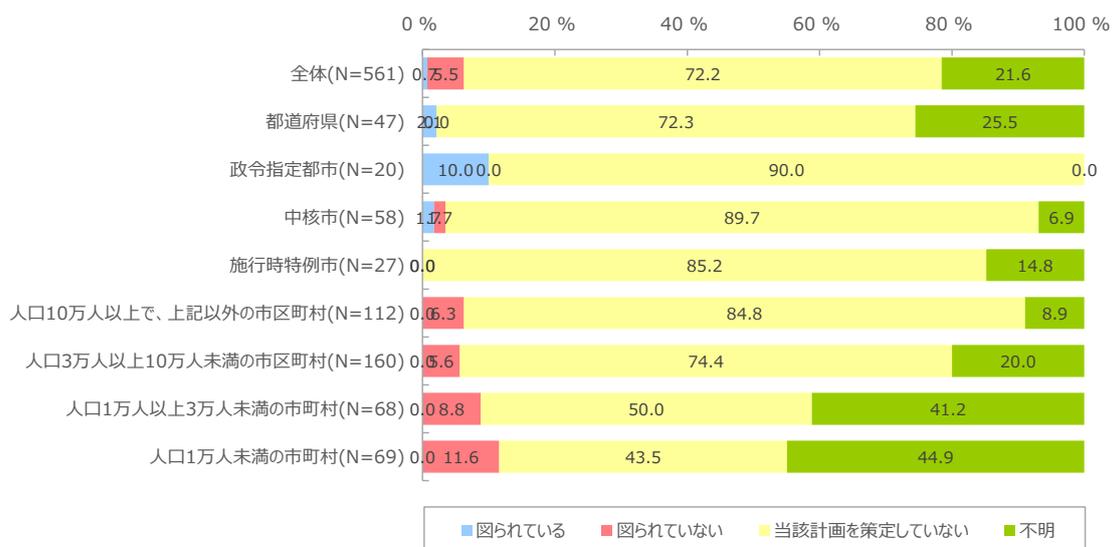


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	23	32	384	122	561
	都道府県	1	0	34	12	47
	政令指定都市	6	0	14	0	20
	中核市	3	1	49	5	58
	施行時特例市	1	0	23	3	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	6	91	11	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	10	114	32	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	6	32	28	68
	人口1万人未満の市町村	2	9	27	31	69
比率	全体(N=561)	4.1	5.7	68.4	21.7	
	都道府県(N=47)	2.1	0.0	72.3	25.5	
	政令指定都市(N=20)	30.0	0.0	70.0	0.0	
	中核市(N=58)	5.2	1.7	84.5	8.6	
	施行時特例市(N=27)	3.7	0.0	85.2	11.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	3.6	5.4	81.3	9.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	2.5	6.3	71.3	20.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	2.9	8.8	47.1	41.2	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	2.9	13.0	39.1	44.9	

⑩環境未来都市計画

区域施策編を策定済みの団体において、環境未来都市計画を策定していない団体が全体の72.2%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の0.7%である。

図表 331 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況  
⑩環境未来都市計画【団体区分別】

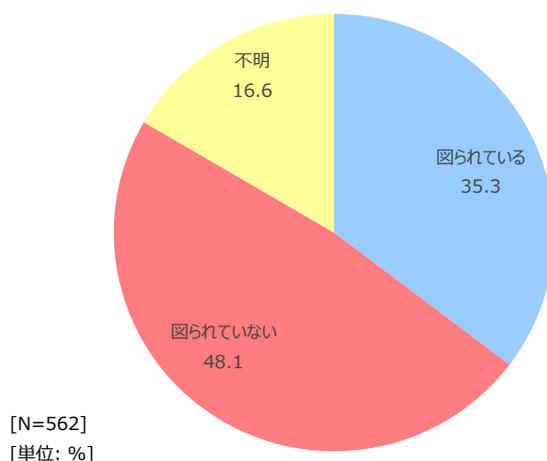


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	4	31	405	121	561
	都道府県	1	0	34	12	47
	政令指定都市	2	0	18	0	20
	中核市	1	1	52	4	58
	施行時特例市	0	0	23	4	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	7	95	10	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	9	119	32	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	6	34	28	68
	人口1万人未満の市町村	0	8	30	31	69
比率	全体(N=561)	0.7	5.5	72.2	21.6	
	都道府県(N=47)	2.1	0.0	72.3	25.5	
	政令指定都市(N=20)	10.0	0.0	90.0	0.0	
	中核市(N=58)	1.7	1.7	89.7	6.9	
	施行時特例市(N=27)	0.0	0.0	85.2	14.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	0.0	6.3	84.8	8.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	0.0	5.6	74.4	20.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	0.0	8.8	50.0	41.2	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	0.0	11.6	43.5	44.9	

15) 他の行政計画に基づく個別事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）の地球温暖化対策との調和・連携の状況

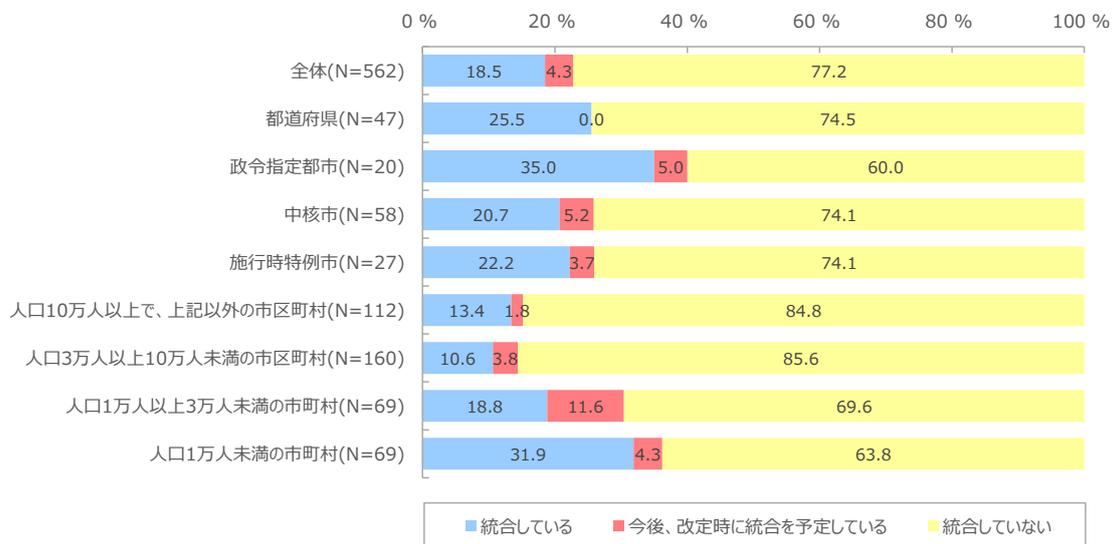
区域施策編を策定済みの団体において、他の行政計画に基づく個別事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）と地球温暖化対策との調和・連携が「図られている。」と回答した団体は全体の35.3%である。

図表 332 他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との調和・連携の状況



地方公共団体の区分別に見ると、「図られている。」と回答した団体の割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 333 他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との  
調和・連携の状況【団体区分別】



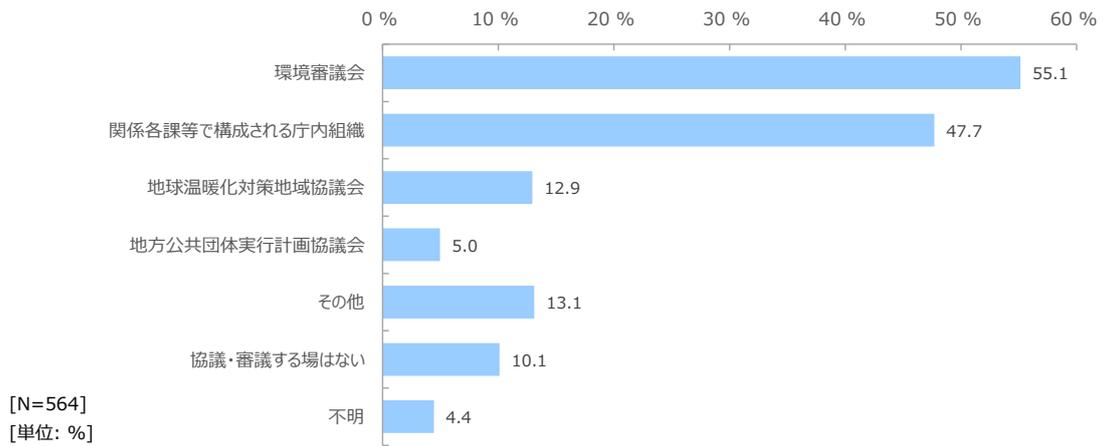
		統合している	今後、改定時に統合を予定している	統合していない	合計
全体	全体	104	24	434	562
	都道府県	12	0	35	47
	政令指定都市	7	1	12	20
	中核市	12	3	43	58
	施行時特例市	6	1	20	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	15	2	95	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	17	6	137	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	8	48	69
	人口1万人未満の市町村	22	3	44	69
比率	全体(N=562)	18.5	4.3	77.2	
	都道府県(N=47)	25.5	0.0	74.5	
	政令指定都市(N=20)	35.0	5.0	60.0	
	中核市(N=58)	20.7	5.2	74.1	
	施行時特例市(N=27)	22.2	3.7	74.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	13.4	1.8	84.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	10.6	3.8	85.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	18.8	11.6	69.6	
	人口1万人未満の市町村(N=69)	31.9	4.3	63.8	

### (3) 実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み

#### 1) 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場

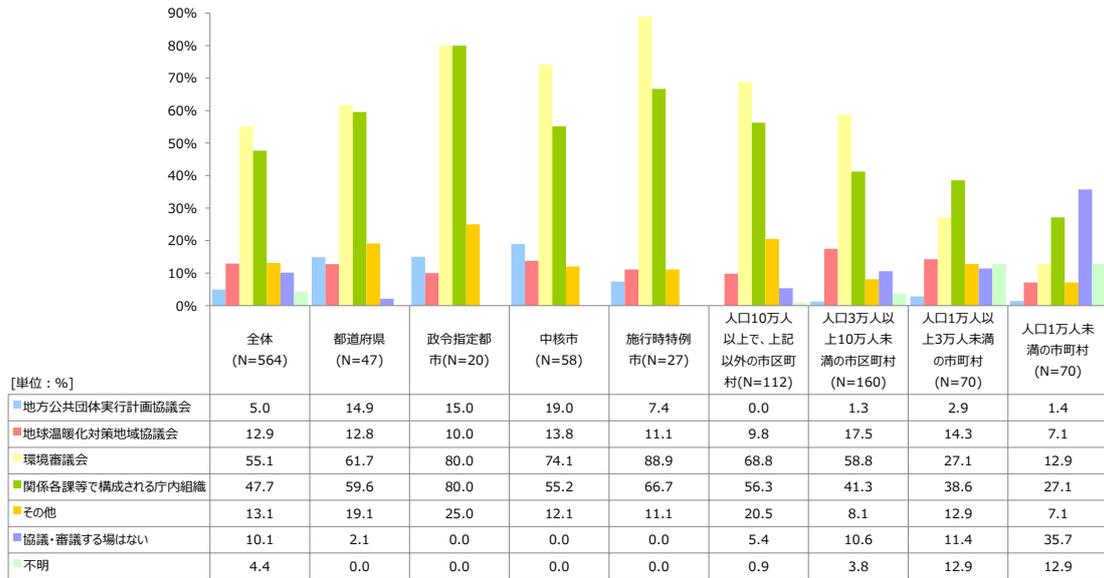
区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場としては、「環境審議会」（55.1%）が最も多く、「関係各課等で構成される庁内組織」（47.7%）、「地球温暖化対策地域協議会」（12.9%）と続く。

図表 334 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県及び人口3万人以上の市町村（特別区含む。）では「環境審議会」を選択した団体が多い。

図表 335 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場  
【団体区分別】

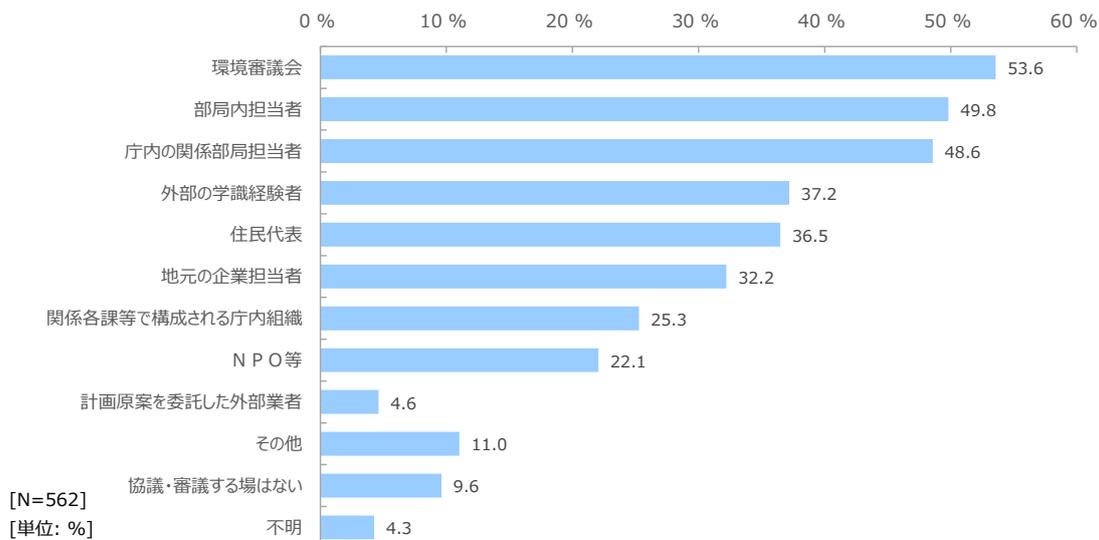


		地方公共団体実行計画協議会	地球温暖化対策地域協議会	環境審議会	関係各課等で構成される庁内組織	その他	協議・審議する場はない	不明	合計
回答数	全体	28	73	311	269	74	57	25	564
	都道府県	7	6	29	28	9	1	0	47
	政令指定都市	3	2	16	16	5	0	0	20
	中核市	11	8	43	32	7	0	0	58
	施行時特例市	2	3	24	18	3	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	11	77	63	23	6	1	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	28	94	66	13	17	6	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	10	19	27	9	8	9	70
	人口1万人未満の市町村	1	5	9	19	5	25	9	70
比率 (%)	全体 (N=564)	5.0	12.9	55.1	47.7	13.1	10.1	4.4	
	都道府県 (N=47)	14.9	12.8	61.7	59.6	19.1	2.1	0.0	
	政令指定都市 (N=20)	15.0	10.0	80.0	80.0	25.0	0.0	0.0	
	中核市 (N=58)	19.0	13.8	74.1	55.2	12.1	0.0	0.0	
	施行時特例市 (N=27)	7.4	11.1	88.9	66.7	11.1	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=112)	0.0	9.8	68.8	56.3	20.5	5.4	0.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=160)	1.3	17.5	58.8	41.3	8.1	10.6	3.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=70)	2.9	14.3	27.1	38.6	12.9	11.4	12.9	
	人口1万人未満の市町村 (N=70)	1.4	7.1	12.9	27.1	7.1	35.7	12.9	

## 2) 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー

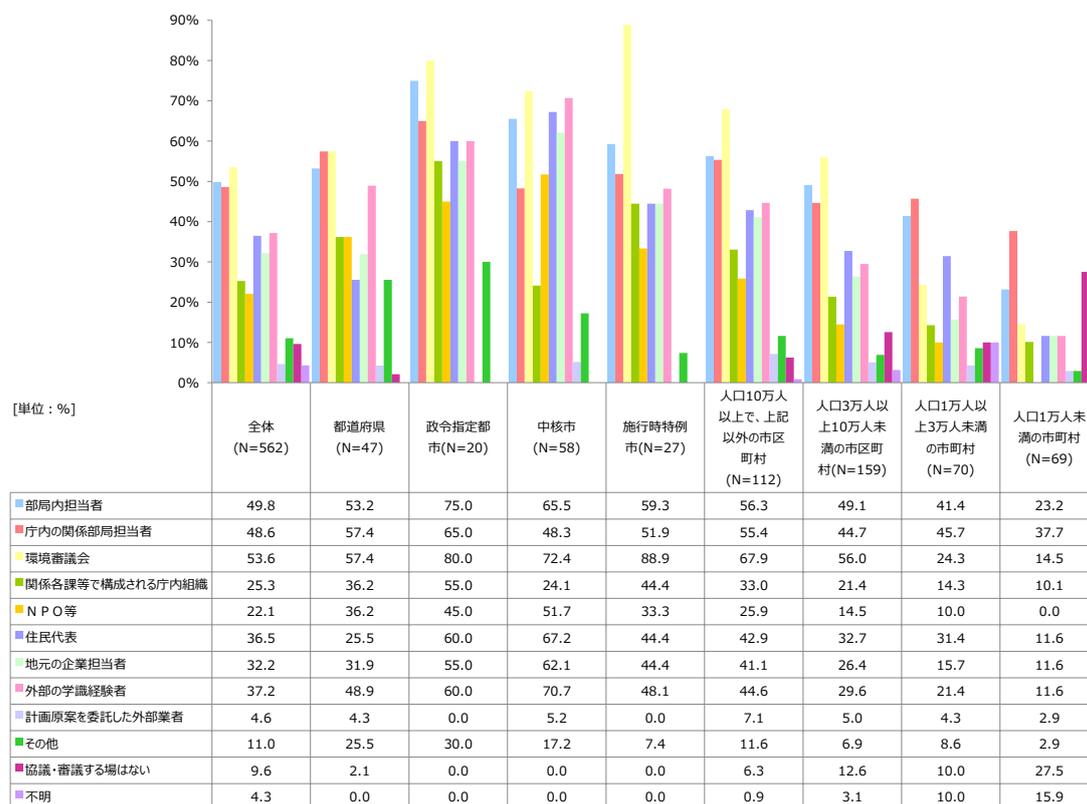
区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場のメンバーとしては、「環境審議会」(53.6%)が最も多く、「部局内担当者」(49.8%)、「庁内の関係部局担当者」(48.6%)、「外部の学識経験者」(37.2%)、「住民代表」(36.5%)と続く。

図表 336 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー



地方公共団体の区分別に見ると、小規模な市町村では「環境審議会」を選択した団体の割合よりも、「庁内の関係部局担当者」「部局内担当者」を選択した団体の割合の方が高くなる。

図表 337 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー  
【団体区分別】



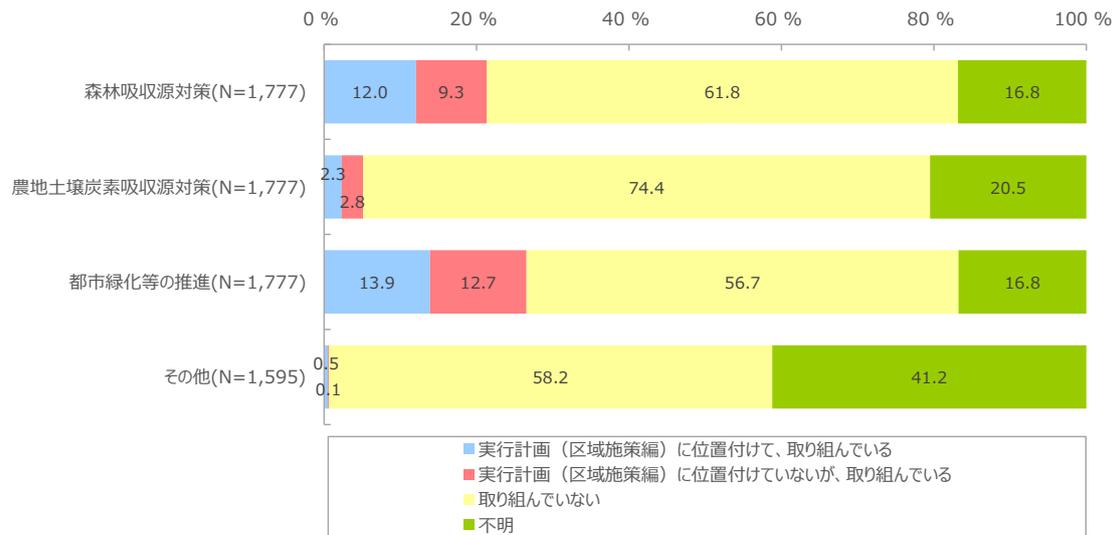
	部局内担当者	庁内の関係部局担当者	環境審議会	関係各課等で構成される庁内組織	NPO等	住民代表	地元の企業担当者	外部の学識経験者	計画原案を委託した外部業者	その他	協議・審議する場はない	不明	合計
回答数	280	273	301	142	124	205	181	209	26	62	54	24	562
	25	27	27	17	17	12	15	23	2	12	1	0	47
	15	13	16	11	9	12	11	12	0	6	0	0	20
	38	28	42	14	30	39	36	41	3	10	0	0	58
	16	14	24	12	9	12	12	13	0	2	0	0	27
	63	62	76	37	29	48	46	50	8	13	7	1	112
	78	71	89	34	23	52	42	47	8	11	20	5	159
	29	32	17	10	7	22	11	15	3	6	7	7	70
	16	26	10	7	0	8	8	8	2	2	19	11	69
比率 (%)	49.8	48.6	53.6	25.3	22.1	36.5	32.2	37.2	4.6	11.0	9.6	4.3	
	53.2	57.4	57.4	36.2	36.2	25.5	31.9	48.9	4.3	25.5	2.1	0.0	
	75.0	65.0	80.0	55.0	45.0	60.0	55.0	60.0	0.0	30.0	0.0	0.0	
	65.5	48.3	72.4	24.1	51.7	67.2	62.1	70.7	5.2	17.2	0.0	0.0	
	59.3	51.9	88.9	44.4	33.3	44.4	44.4	48.1	0.0	7.4	0.0	0.0	
	56.3	55.4	67.9	33.0	25.9	42.9	41.1	44.6	7.1	11.6	6.3	0.9	
	49.1	44.7	56.0	21.4	14.5	32.7	26.4	29.6	5.0	6.9	12.6	3.1	
	41.4	45.7	24.3	14.3	10.0	31.4	15.7	21.4	4.3	8.6	10.0	10.0	
	23.2	37.7	14.5	10.1	0.0	11.6	11.6	11.6	2.9	2.9	27.5	15.9	

## (4) 区域施策に関する吸収源対策の取組状況

### 1) 吸収源対策の取組状況

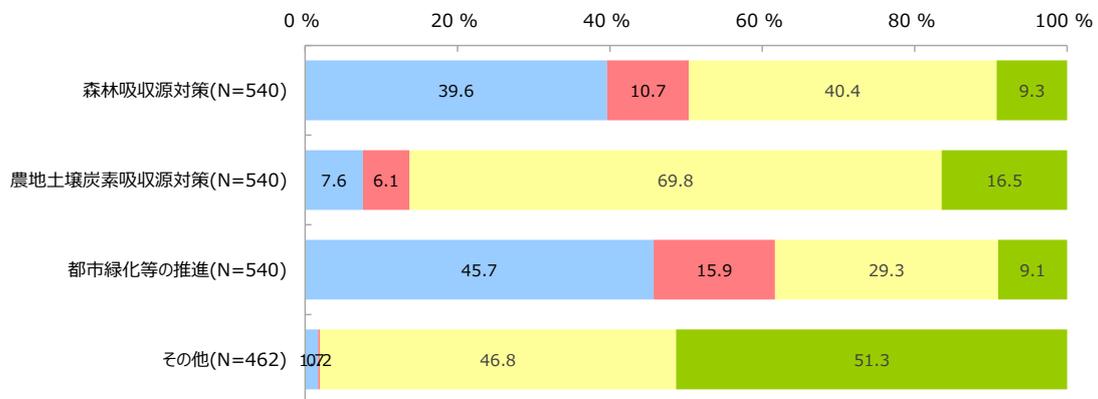
都道府県・市町村（特別区含む。）において、「都市緑化等の推進」に取り組んでいる団体は 26.6%（、「森林吸収源対策」に取り組んでいる団体は 21.3%、「農地土壌炭素吸収源対策」に取り組んでいる団体は 5.1%である。

図表 338 吸収源対策の取組状況（全団体）



回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体においては、「都市緑化等の推進」については全体の 61.6%（昨年度 48.2%から 13.4%増加）が、「森林吸収源対策」については全体の 50.3%（昨年度 41.1%から 9.2%増加）が、区域施策編に位置づけて取り組んでいる。

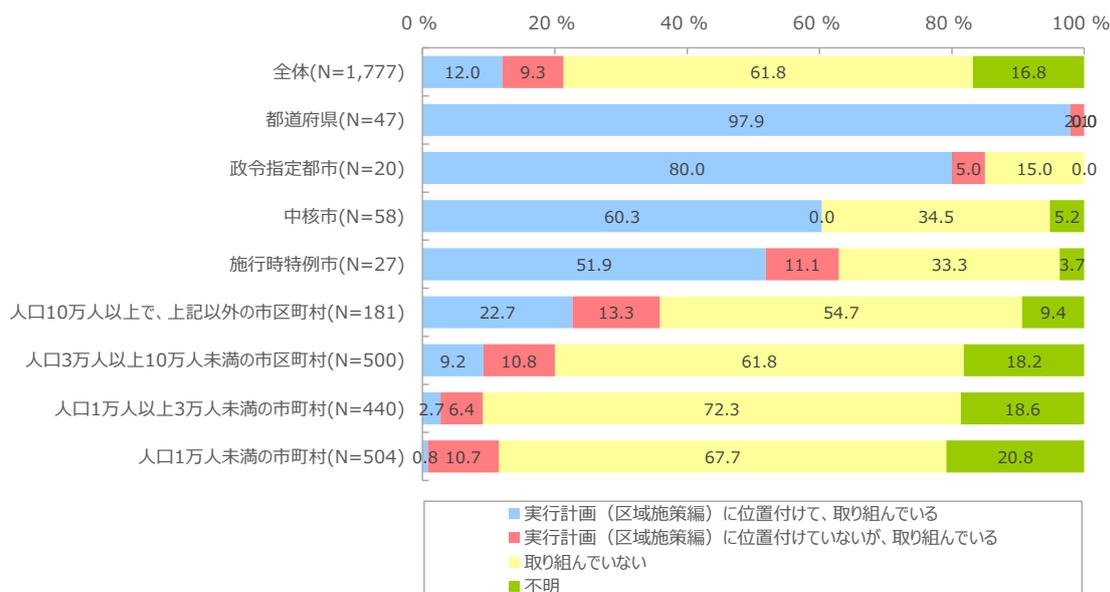
図表 339 吸収源対策の取組状況（区域施策編策定済団体のみ）



①森林吸収源対策

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「森林吸収源対策」を区域施策編に位置づけて取り組んでいる団体は全体の12.0%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 340 吸収源対策の取組状況①森林吸収源対策  
【団体区分別】

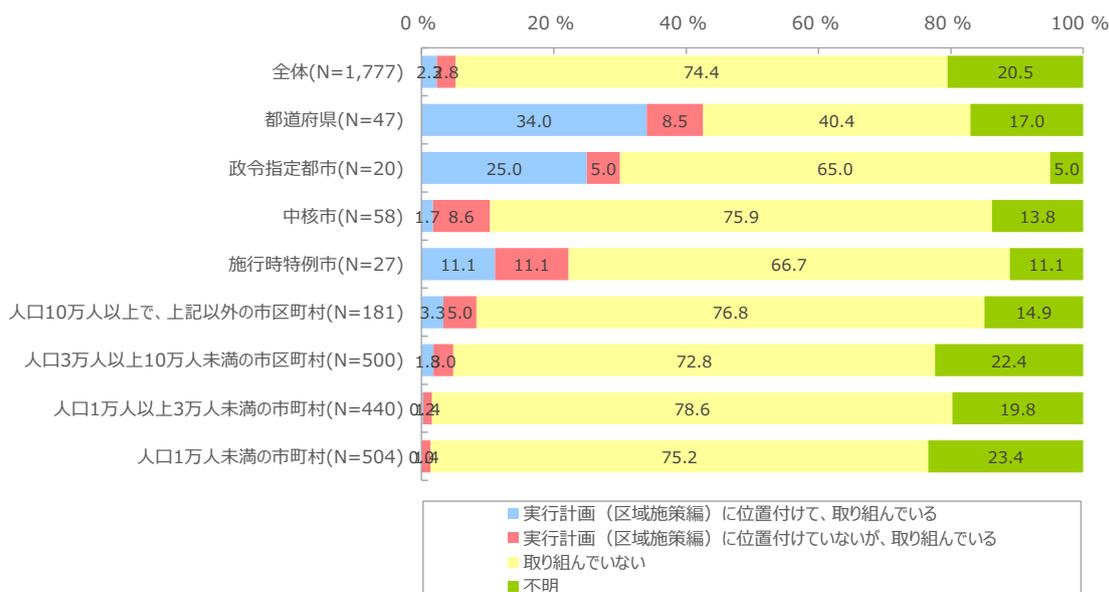


		編（実行計画）に位置付けている	編（実行計画）に位置付けていない	取り組んでいない	不明	合計
全体	全体	214	165	1,099	299	1,777
	都道府県	46	1	0	0	47
	政令指定都市	16	1	3	0	20
	中核市	35	0	20	3	58
	施行時特例市	14	3	9	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	41	24	99	17	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	46	54	309	91	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	28	318	82	440
	人口1万人未満の市町村	4	54	341	105	504
比率	全体(N=1,777)	12.0	9.3	61.8	16.8	
	都道府県(N=47)	97.9	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	80.0	5.0	15.0	0.0	
	中核市(N=58)	60.3	0.0	34.5	5.2	
	施行時特例市(N=27)	51.9	11.1	33.3	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	22.7	13.3	54.7	9.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	9.2	10.8	61.8	18.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	2.7	6.4	72.3	18.6	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	0.8	10.7	67.7	20.8	

## ②農地土壌炭素吸収源対策

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「農地土壌炭素吸収源対策」を区域施策編に位置づけて取り組んでいる団体は全体の 2.3%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 341 吸収源対策の取組状況 ②農地土壌炭素吸収源対策  
【団体区分別】

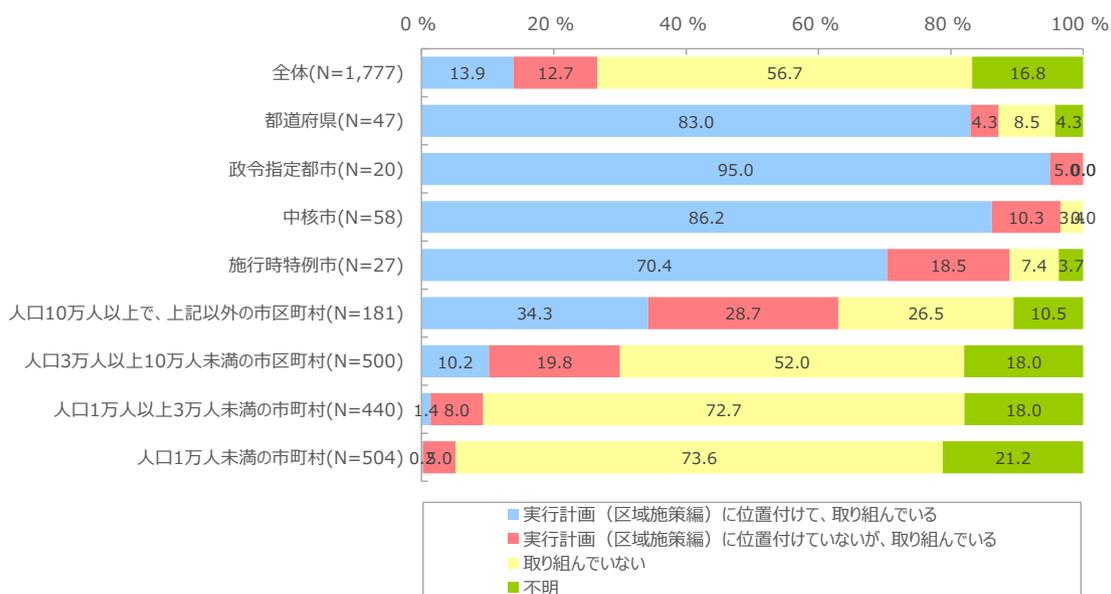


		編 実 行 計 画 （ 区 域 施 策 編 ） に 位 置 付 け て 、 取 組 ん で い る	編 実 行 計 画 （ 区 域 施 策 編 ） に 位 置 付 け て い な い	取 り 組 ん で い な い	不 明	合 計
全体	全体	41	50	1,322	364	1,777
	都道府県	16	4	19	8	47
	政令指定都市	5	1	13	1	20
	中核市	1	5	44	8	58
	施行時特別市	3	3	18	3	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	9	139	27	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	15	364	112	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	6	346	87	440
	人口1万人未満の市町村	0	7	379	118	504
比率	全体(N=1,777)	2.3	2.8	74.4	20.5	
	都道府県(N=47)	34.0	8.5	40.4	17.0	
	政令指定都市(N=20)	25.0	5.0	65.0	5.0	
	中核市(N=58)	1.7	8.6	75.9	13.8	
	施行時特別市(N=27)	11.1	11.1	66.7	11.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	3.3	5.0	76.8	14.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	1.8	3.0	72.8	22.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	0.2	1.4	78.6	19.8	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	0.0	1.4	75.2	23.4	

### ③都市緑化等の推進

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「都市緑化等の推進」を区域施策編に位置づけて取り組んでいる団体は全体の13.9%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 342 吸収源対策の取組状況 ③都市緑化等の推進  
【団体区分別】



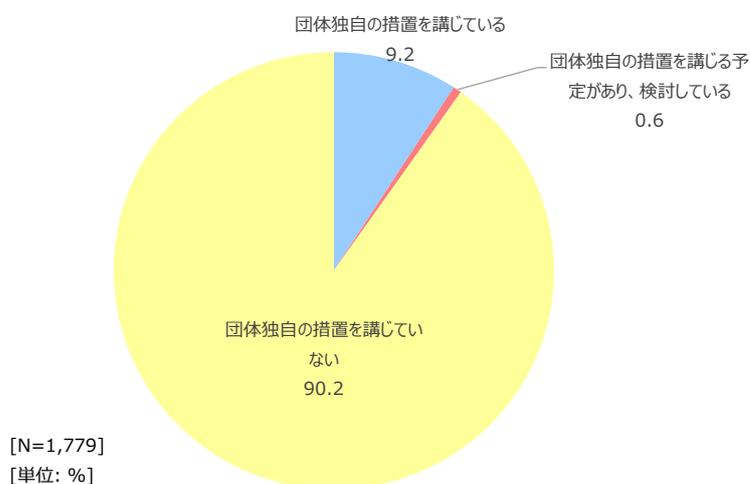
	編 に 組 ん で い る	編 に 組 ん で い る	取 り 組 ん で い な い	不 明	合 計	
全体	全体	247	225	1,007	298	1,777
	都道府県	39	2	4	2	47
	政令指定都市	19	1	0	0	20
	中核市	50	6	2	0	58
	施行時特例市	19	5	2	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	62	52	48	19	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	51	99	260	90	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	35	320	79	440
	人口1万人未満の市町村	1	25	371	107	504
比率	全体(N=1,777)	13.9	12.7	56.7	16.8	
	都道府県(N=47)	83.0	4.3	8.5	4.3	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	0.0	5.0	
	中核市(N=58)	86.2	10.3	3.4	0.0	
	施行時特例市(N=27)	70.4	18.5	7.4	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	34.3	28.7	26.5	10.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	10.2	19.8	52.0	18.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	1.4	8.0	72.7	18.0	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	0.2	5.0	73.6	21.2	

## (5) 国の「地球温暖化対策計画」に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況

### 1) 再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置

都道府県・市町村（特別区含む。）において、再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置について「団体独自の措置を講じている。」と回答した団体は9.2%、「団体独自の措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は0.6%である。

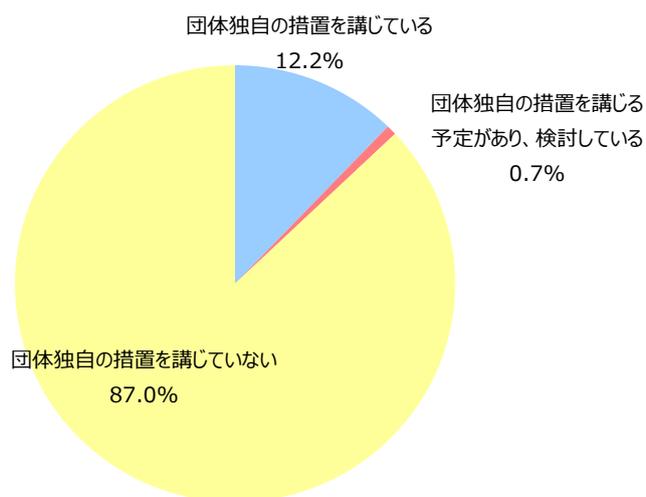
図表 343 再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置（全団体）



	団体独自の措置を講じている	団体独自の措置を講じる予定があり、検討している	団体独自の措置を講じていない	合計
全体	163	11	1,605	1,779
比率 (%)	9.2	0.6	90.2	

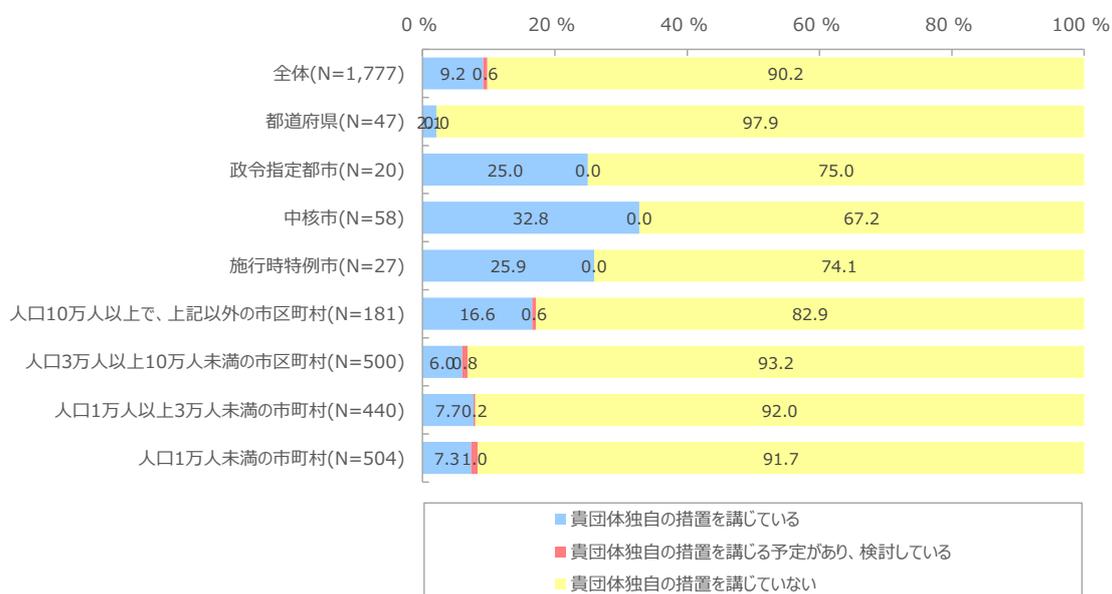
回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置について「団体独自の措置を講じている。」と回答した団体は 12.2%、「団体独自の措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は 0.7%である。

図表 344 再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置  
(区域施策編策定済団体のみ)



	団体独自の措置を講じている	団体独自の措置を講じる予定があり、検討している	団体独自の措置を講じていない	合計
全体	66	4	470	540
比率	12.2 %	0.7 %	87.0 %	100.0 %

図表 345 再エネ施設に係る固定資産税減免等の措置  
【団体区分別】

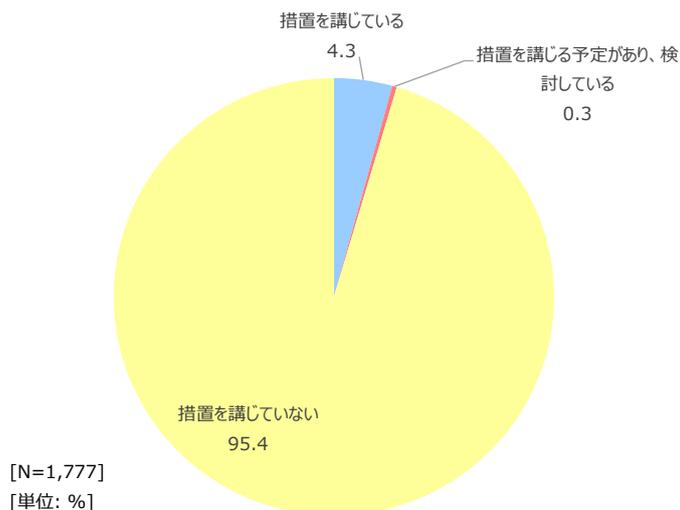


		貴団体独自の措置を講じている	貴団体独自の措置を講じる予定があり、検討している	貴団体独自の措置を講じていない	合計
全体	全体	163	11	1,603	1,777
	都道府県	1	0	46	47
	政令指定都市	5	0	15	20
	中核市	19	0	39	58
	施行時特例市	7	0	20	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	30	1	150	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	30	4	466	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	34	1	405	440
人口1万人未満の市町村	37	5	462	504	
比率	全体(N=1,777)	9.2	0.6	90.2	
	都道府県(N=47)	2.1	0.0	97.9	
	政令指定都市(N=20)	25.0	0.0	75.0	
	中核市(N=58)	32.8	0.0	67.2	
	施行時特例市(N=27)	25.9	0.0	74.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	16.6	0.6	82.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	6.0	0.8	93.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	7.7	0.2	92.0	
人口1万人未満の市町村(N=504)	7.3	1.0	91.7		

## 2) 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置

都道府県・市町村（特別区含む。）において、地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置について「措置を講じている。」と回答した団体は4.3%、「措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は0.3%である。

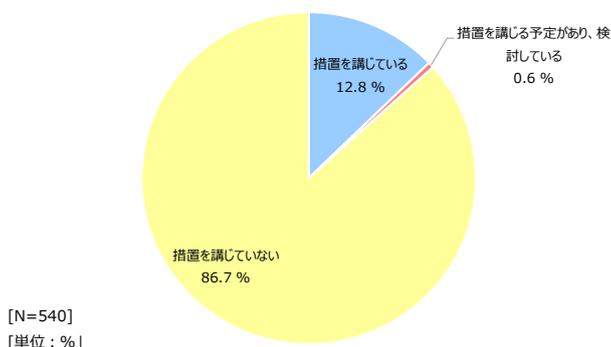
図表 346 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置  
(全団体)



	措置を講じている	措置を講じる予定があり、検討している	措置を講じていない	合計
全体	76	6	1,695	1,777
比率 (%)	4.3	0.3	95.4	

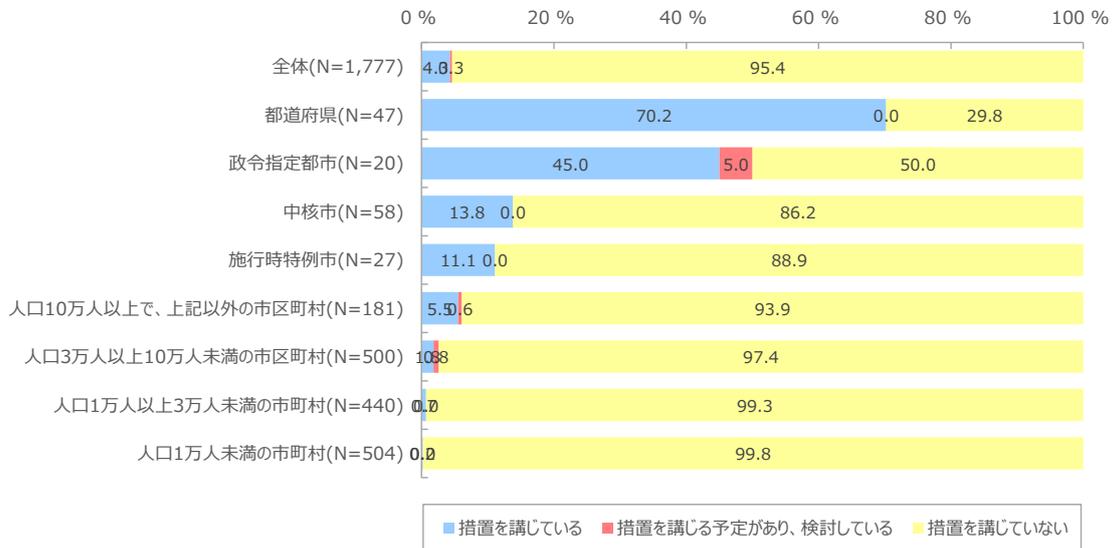
回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置について「措置を講じている。」と回答した団体は14.2%（昨年度の15.2%から1.0%減少）、「措置を講じる予定があり、検討している。」と回答した団体は0.8%（昨年度の1.8%から1.0%減少）である。

図表 347 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置  
（区域施策編策定済団体のみ）



	措置を講じている	措置を講じる予定があり、 検討している	措置を講じていない	合計
全体	69	3	468	540
比率	12.8%	0.6%	86.7%	100.0%

図表 348 地域金融機関等と連携した再エネ事業への金融上の措置  
【団体区分別】

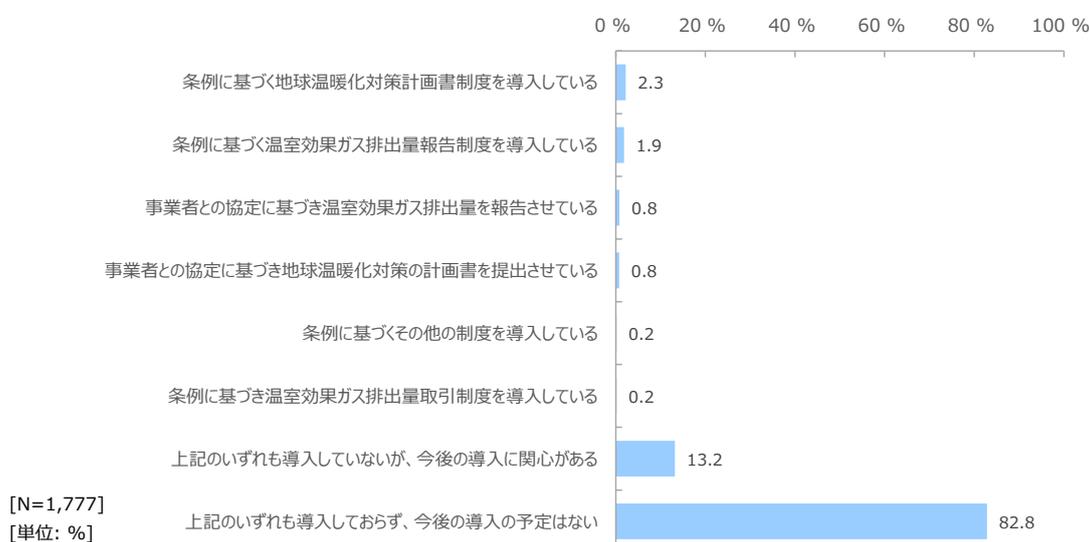


		措置を講じている	あり、措置を講じる予定が検討している	措置を講じていない	合計
全体	全体	76	6	1,695	1,777
	都道府県	33	0	14	47
	政令指定都市	9	1	10	20
	中核市	8	0	50	58
	施行時特例市	3	0	24	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	10	1	170	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	4	487	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	0	437	440
	人口1万人未満の市町村	1	0	503	504
比率	全体(N=1,777)	4.3	0.3	95.4	
	都道府県(N=47)	70.2	0.0	29.8	
	政令指定都市(N=20)	45.0	5.0	50.0	
	中核市(N=58)	13.8	0.0	86.2	
	施行時特例市(N=27)	11.1	0.0	88.9	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	5.5	0.6	93.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	1.8	0.8	97.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	0.7	0.0	99.3	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	0.2	0.0	99.8	

### 3) 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況

都道府県・市町村（特別区含む。）において、事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用を行っている団体の割合は、「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している。」（2.3%）、「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している。」（1.9%）、「事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている。」（0.8%）、「事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている。」（0.8%）とまだ多くはない。ただし、現在は導入していないが「今後の導入に関心がある。」と回答した団体が全体の13.2%（昨年度の12.8%より0.4%増加）あり、今後の普及が期待される。

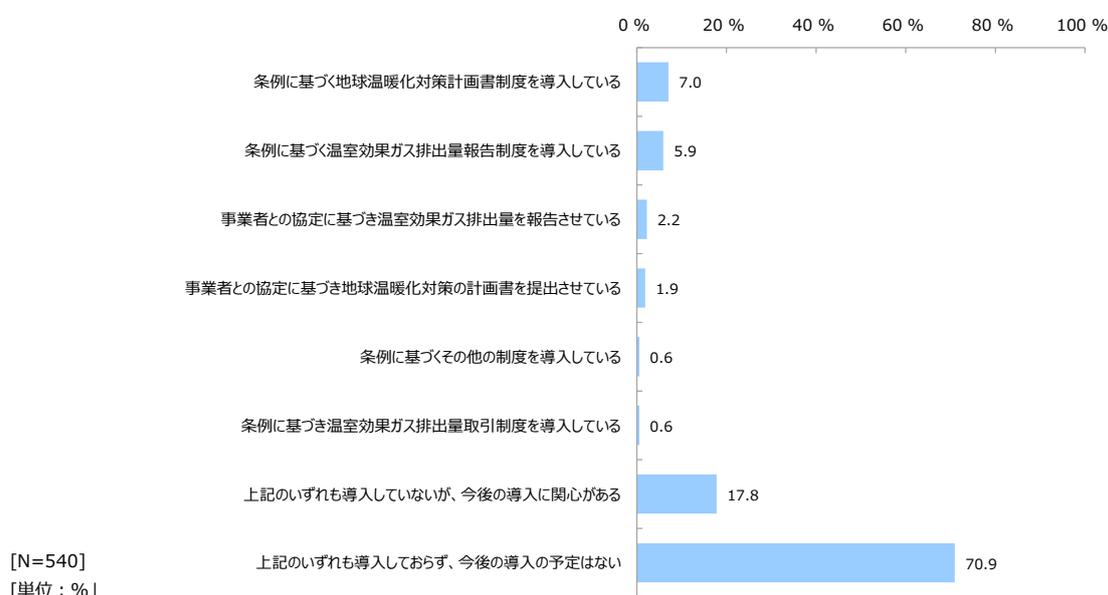
図表 349 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況  
(全団体)



回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用を行っている団体の割合は、「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している。」が7.0%、「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している」が5.9%、「事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている。」が2.2%、「事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている。」が1.9%となっている。

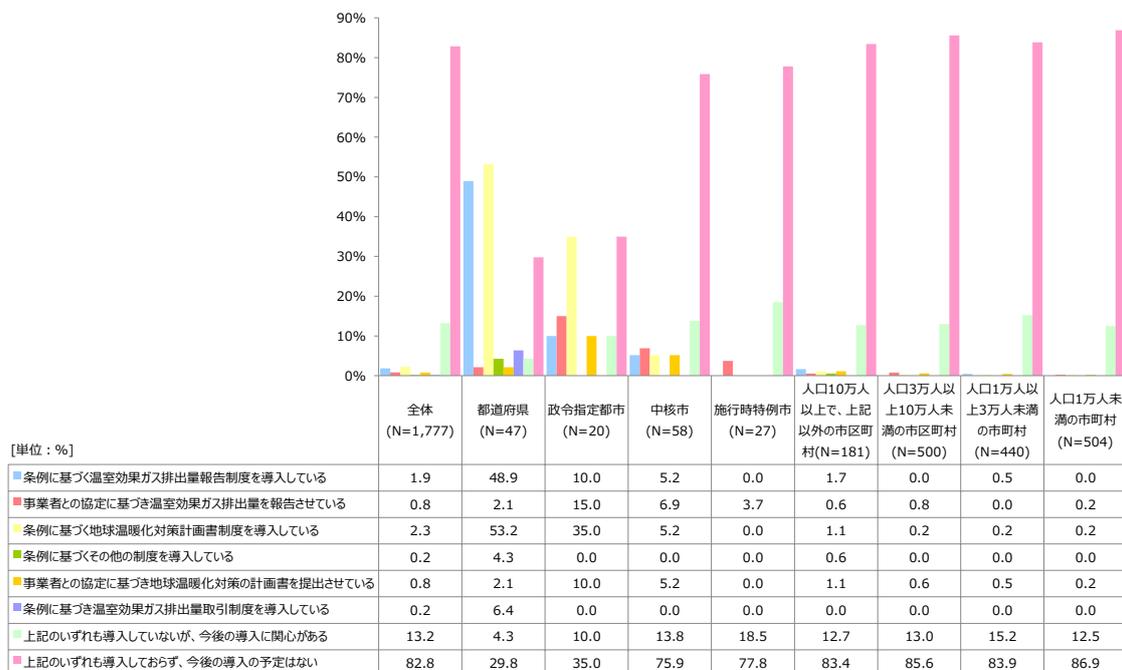
また、現在は導入していないが「今後の導入に関心がある。」と回答した団体は全体の17.8%である。

図表 350 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況  
(区域施策編策定済団体のみ)



地方公共団体の区分別に見ると、事業者に対して報告を求める仕組みを導入している団体は、都道府県及び政令指定都市に多い。

図表 351 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況  
【団体区分別】

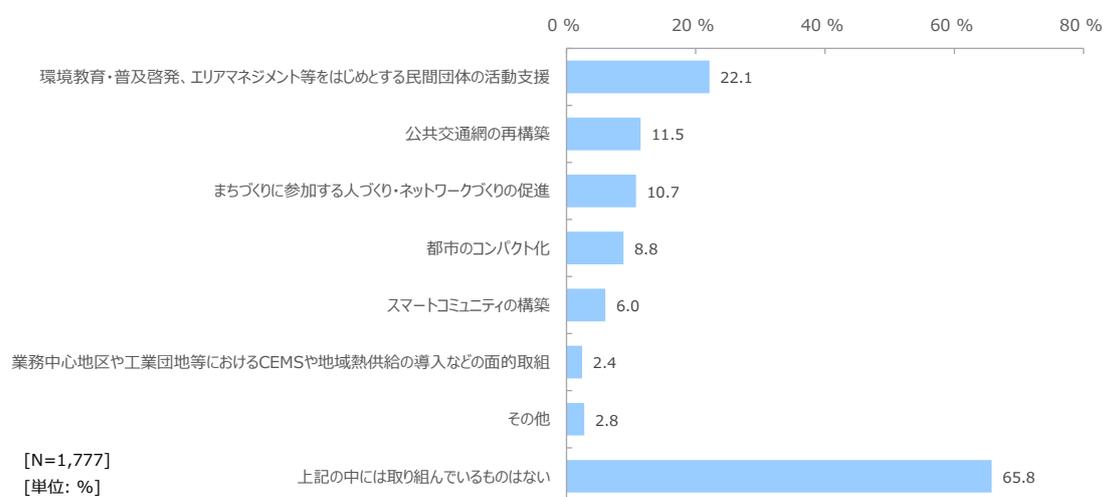


回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特別市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	合計
回答数	33	23	2	3	0	3	0	2	0	1,777
比率 (%)	1.9	48.9	10.0	5.2	0.0	1.7	0.0	0.5	0.0	82.8
回答数	15	1	3	4	1	1	4	0	1	47
比率 (%)	0.8	2.1	15.0	6.9	3.7	0.6	0.8	0.0	0.2	29.8
回答数	40	25	7	3	0	2	1	0	1	20
比率 (%)	2.3	53.2	35.0	5.2	0.0	1.1	0.2	0.2	0.2	35.0
回答数	3	3	4	3	0	3	0	8	44	58
比率 (%)	0.2	6.4	20.0	5.2	0.0	1.7	0.0	18.5	77.8	75.9
回答数	14	2	2	3	0	0	3	5	21	27
比率 (%)	0.8	4.3	10.0	5.2	0.0	0.0	0.6	11.4	13.8	18.5
回答数	3	1	2	1	2	0	23	151	181	181
比率 (%)	1.7	2.1	10.0	1.7	1.1	0.0	13.3	83.4	83.4	83.4
回答数	0	4	1	0	3	0	65	428	500	500
比率 (%)	0.0	8.6	5.0	0.0	1.7	0.0	13.0	86.3	86.3	86.3
回答数	2	0	1	0	2	0	67	369	440	440
比率 (%)	0.1	0.0	5.0	0.0	1.1	0.0	13.4	83.9	83.9	83.9
回答数	0	1	1	0	1	0	63	438	504	504
比率 (%)	0.0	2.1	5.0	0.0	1.1	0.0	12.7	86.9	86.9	86.9

#### 4) 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの

都道府県・市町村（特別区含む。）において、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために取り組んでいるものとしては、「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」（22.1%）が最も多く、「公共交通網の再構築」（11.5%）、「まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進」（10.7%）と続く。

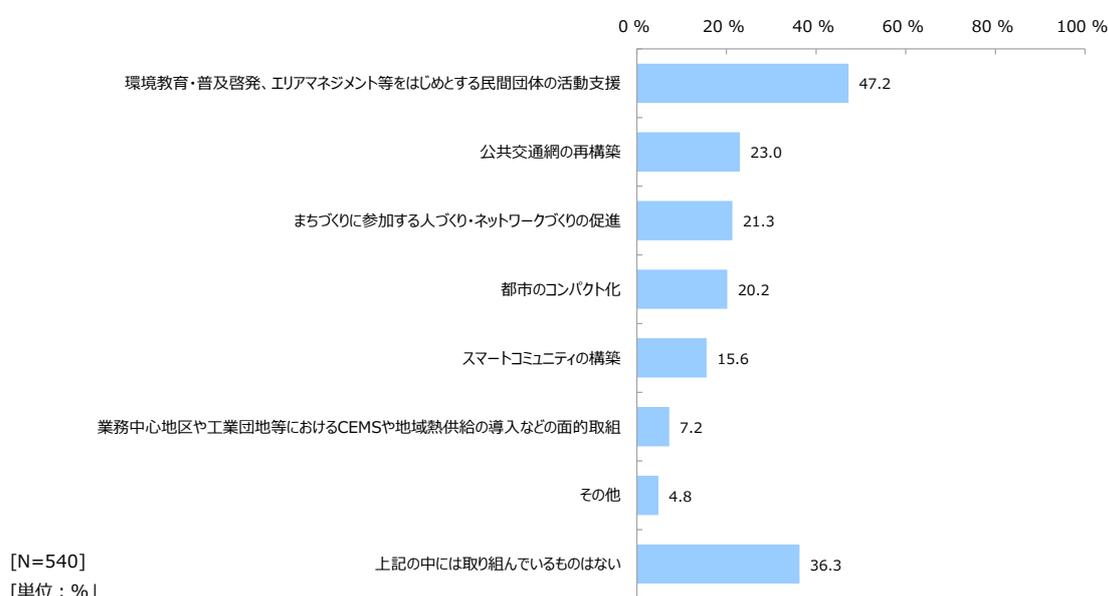
図表 352 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの（全団体）



	供給における導入などの面的取組	業務中心地区や工業団地等	都市のコンパクト化	公共交通網の再構築	スマートコミュニティの構築	まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進	とすめる民間団体の活動支援	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援	その他	上記の中には取り組んでいるものはない	合計
全体	43	157	204	107	191	393	49	1,169	1,777		
比率 (%)	2.4	8.8	11.5	6.0	10.7	22.1	2.8	65.8			

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために取り組んでいるものとしては、「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」が47.2%と最も多く、「公共交通網の再構築」が23.0%、「まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進」が21.3%、「都市のコンパクト化」が20.2%と多くなっている。

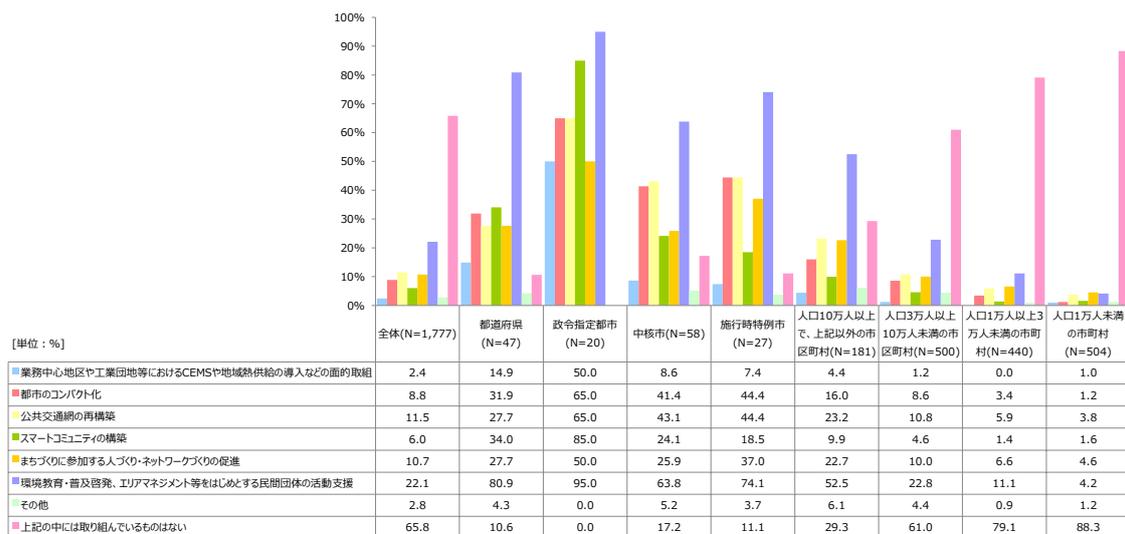
図表 353 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの（区域施策編策定済団体のみ）



	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援	公共交通網の再構築	まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進	都市のコンパクト化	スマートコミュニティの構築	業務中心地区や工業団地等におけるCEMSや地域熱供給の導入などの面的取組	その他	上記の中には取り組んでいるものはない	合計
全体	255	124	115	109	84	39	26	196	540
比率	47.2	23.0	21.3	20.2	15.6	7.2	4.8	36.3	

地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体の多くが、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために何らかの取組を行っている。政令指定都市は他の区分に比べて「スマートコミュニティの構築」に取り組んでいる団体の割合が高い点が特徴的である。

図表 354 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの【団体区分別】



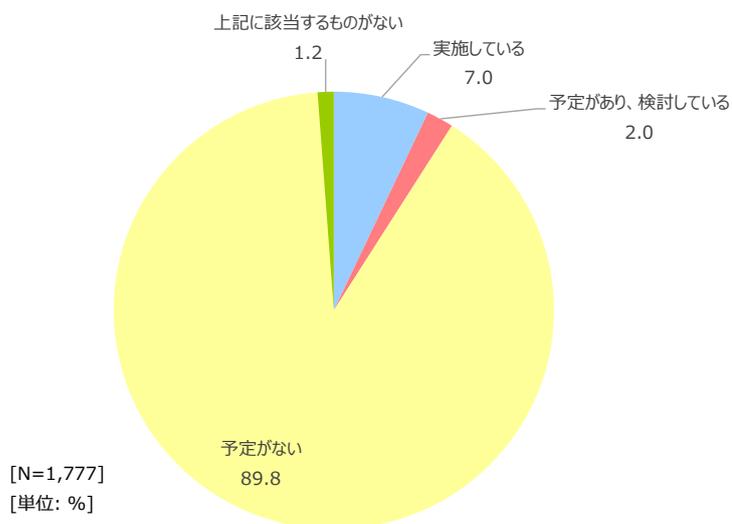
	供給における導入などの面的取組	業務中心地区や工業団地等	都市のコンパクト化	公共交通網の再構築	スマートコミュニティの構築	まちづくり・ネットワークづくりの促進	とする民間団体の活動を支援	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援	その他	上記の中には取り組んでいない	合計
回答数											
全体	43	157	204	107	191	393	49	1,169	1,777		
都道府県	7	15	13	16	13	38	2	5	47		
政令指定都市	10	13	13	17	10	19	0	0	20		
中核市	5	24	25	14	15	37	3	10	58		
施行時特例市	2	12	12	5	10	20	1	3	27		
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	29	42	18	41	95	11	53	181		
人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	43	54	23	50	114	22	305	500		
人口1万人以上3万人未満の市町村	0	15	26	6	29	49	4	348	440		
人口1万人未満の市町村	5	6	19	8	23	21	6	445	504		
比率(%)											
全体(N=1,777)	2.4	8.8	11.5	6.0	10.7	22.1	2.8	65.8			
都道府県(N=47)	14.9	31.9	27.7	34.0	27.7	80.9	4.3	10.6			
政令指定都市(N=20)	50.0	65.0	65.0	85.0	50.0	95.0	0.0	0.0			
中核市(N=58)	8.6	41.4	43.1	24.1	25.9	63.8	5.2	17.2			
施行時特例市(N=27)	7.4	44.4	44.4	18.5	37.0	74.1	3.7	11.1			
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	4.4	16.0	23.2	9.9	22.7	52.5	6.1	29.3			
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	1.2	8.6	10.8	4.6	10.0	22.8	4.4	61.0			
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	0.0	3.4	5.9	1.4	6.6	11.1	0.9	79.1			
人口1万人未満の市町村(N=504)	1.0	1.2	3.8	1.6	4.6	4.2	1.2	88.3			

## 5) 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業

### ①取組状況

都道府県・市町村（特別区含む。）で、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を「実施している。」と回答した団体は7.0%、「予定があり、検討している。」と回答した団体は2.0%である。

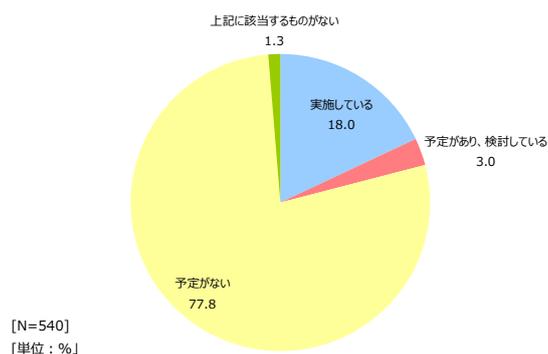
図表 355 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況(全団体)



	実施している	予定があり、検討している	予定がない	上記に該当するものがない	合計
全体	125	35	1,596	21	1,777
比率 (%)	7.0	2.0	89.8	1.2	

回答団体全体のうち、区域施策編を策定している団体において、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を「実施している。」と回答した団体は 18.0%、「予定があり、検討している。」と回答した団体は 3.9%である。

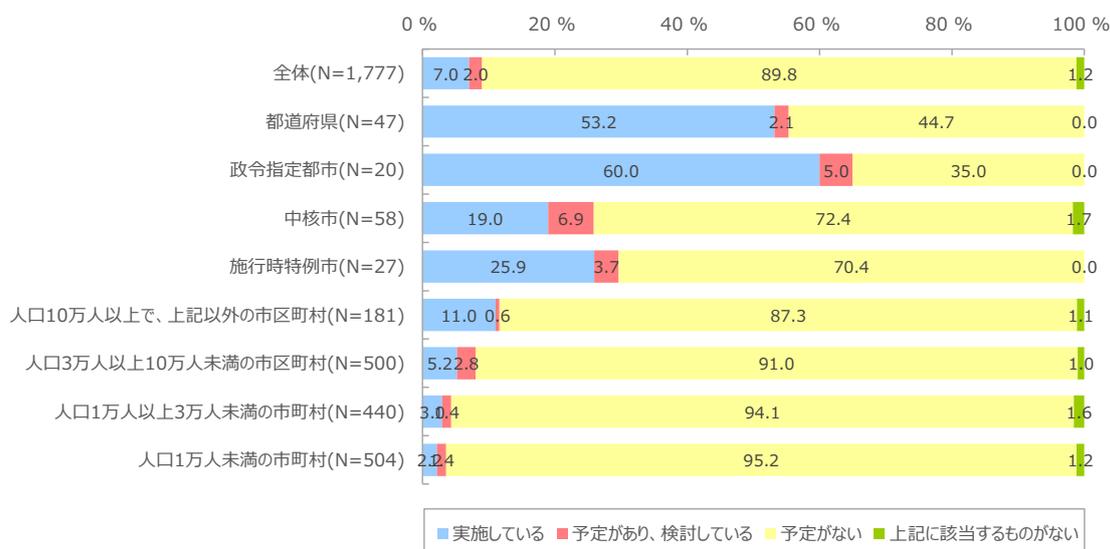
図表 356 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況(区域施策編策定済団体のみ)



	実施している	予定があり、検討している	予定がない	上記に該当するものがない	合計
全体	97	16	420	7	540
比率 (%)	18.0	3.0	77.8	1.3	

地方公共団体の区分別に見ると、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を実施している団体の割合が高いのは都道府県及び政令指定都市である。

図表 357 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況【団体区分別】

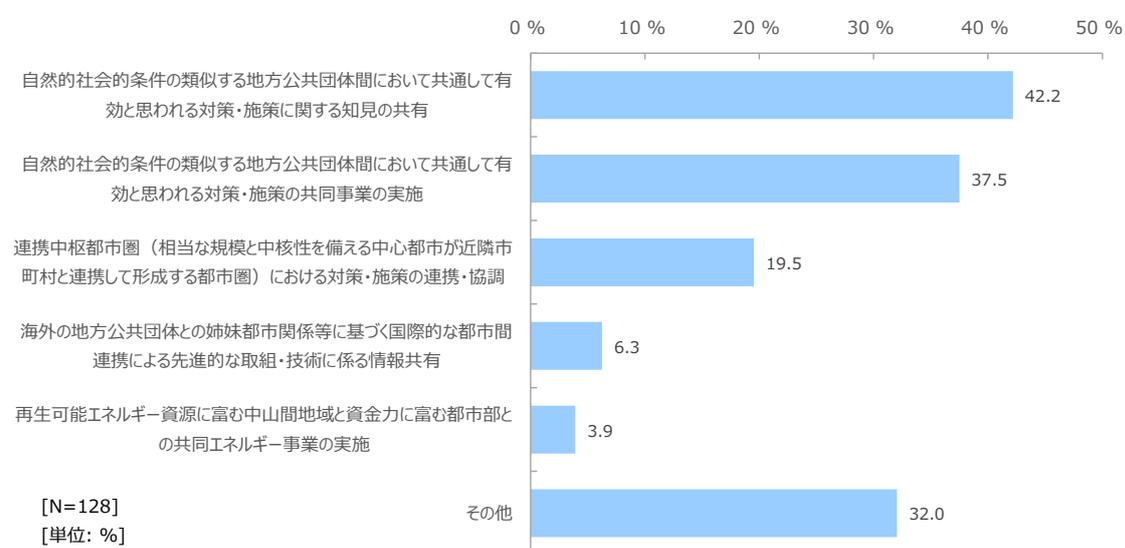


全体	比率	実施している	検討があり、予定している	予定がない	上記に該当するものがない	合計
全体	全体(N=1,777)	125	35	1,596	21	1,777
	都道府県	25	1	21	0	47
	政令指定都市	12	1	7	0	20
	中核市	11	4	42	1	58
	施行時特例市	7	1	19	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	20	1	158	2	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	26	14	455	5	500
	人口1万人以上3万人未満の市町村	13	6	414	7	440
	人口1万人未満の市町村	11	7	480	6	504
比率	全体(N=1,777)	7.0	2.0	89.8	1.2	
	都道府県(N=47)	53.2	2.1	44.7	0.0	
	政令指定都市(N=20)	60.0	5.0	35.0	0.0	
	中核市(N=58)	19.0	6.9	72.4	1.7	
	施行時特例市(N=27)	25.9	3.7	70.4	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	11.0	0.6	87.3	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	5.2	2.8	91.0	1.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=440)	3.0	1.4	94.1	1.6	
	人口1万人未満の市町村(N=504)	2.2	1.4	95.2	1.2	

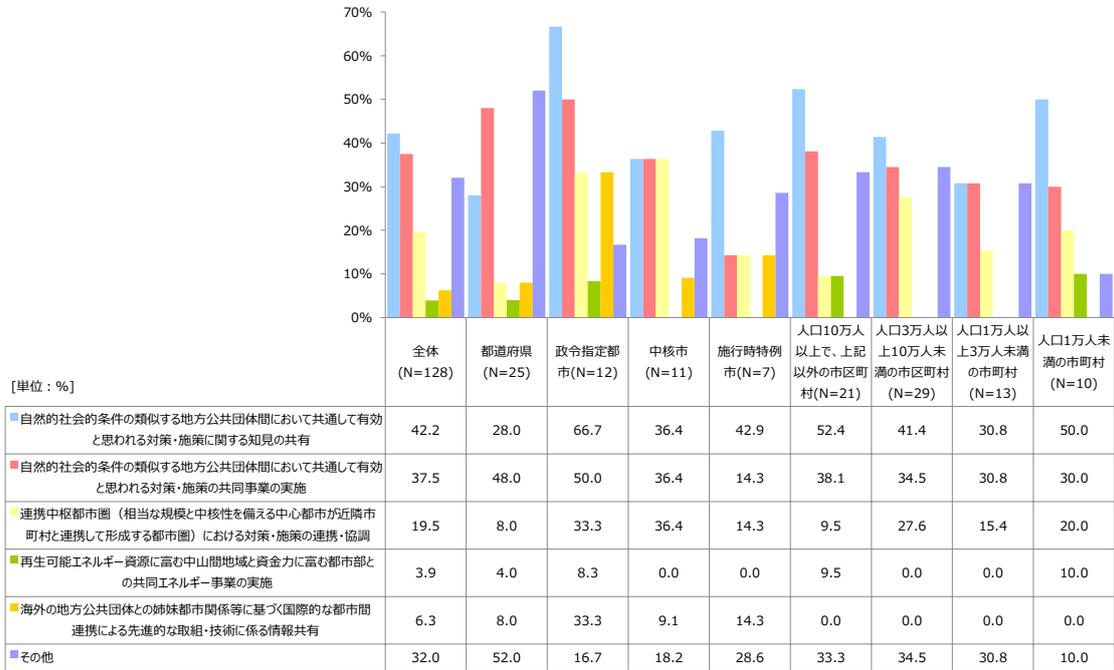
## ②取組内容

都道府県・市町村（特別区含む。）で、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業に取り組んでいると回答した団体の取組内容としては、「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有」（42.2%）が最も多く、これに「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施」（37.5%）が続く。

図表 358 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容



図表 359 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容【団体区分別】



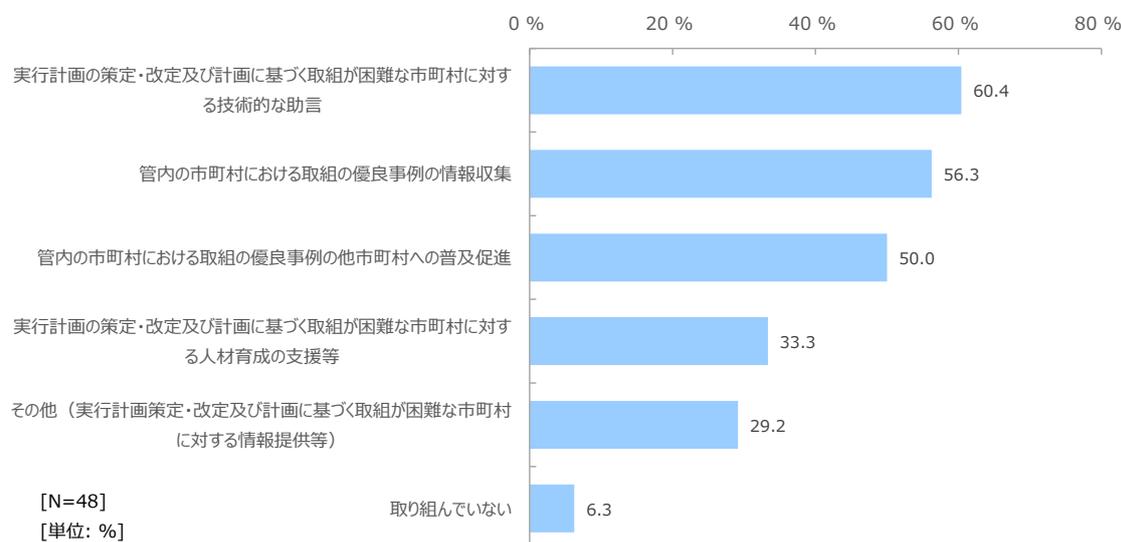
		自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策に関する知見の共有	自然的社会的条件の類似する地方公共団体間において共通して有効と思われる対策・施策の共同事業の実施	連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における対策・施策の連携・協調	再生可能エネルギー 資源に富む都市部との共同エネルギー事業の実施	海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携による先進的な取組・技術に係る情報共有	その他	合計
回答数	全体	54	48	25	5	8	41	128
	都道府県	7	12	2	1	2	13	25
	政令指定都市	8	6	4	1	4	2	12
	中核市	4	4	4	0	1	2	11
	施行時特例市	3	1	1	0	1	2	7
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	8	2	2	0	7	21
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	12	10	8	0	0	10	29
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	4	2	0	0	4	13
	人口1万人未満の市町村	5	3	2	1	0	1	10
比率 (%)	全体 (N=128)	42.2	37.5	19.5	3.9	6.3	32.0	
	都道府県 (N=25)	28.0	48.0	8.0	4.0	8.0	52.0	
	政令指定都市 (N=12)	66.7	50.0	33.3	8.3	33.3	16.7	
	中核市 (N=11)	36.4	36.4	36.4	0.0	9.1	18.2	
	施行時特例市 (N=7)	42.9	14.3	14.3	0.0	14.3	28.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=21)	52.4	38.1	9.5	9.5	0.0	33.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=29)	41.4	34.5	27.6	0.0	0.0	34.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=13)	30.8	30.8	15.4	0.0	0.0	30.8	
	人口1万人未満の市町村 (N=10)	50.0	30.0	20.0	10.0	0.0	10.0	

## (6) 地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの

### 1) 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

都道府県において、「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるものとしては、「実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」(60.4%)が最も多く、「管内の市町村における取組の優良事例の情報収集」(56.3%)、「管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進」(50.0%)と続く。

図表 360 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

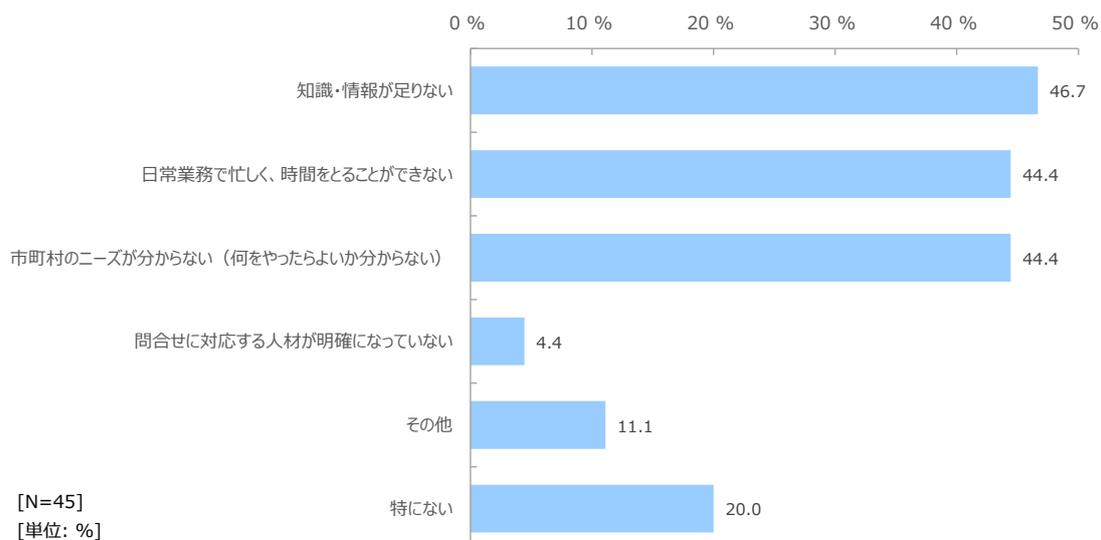


	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集	管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供等	取り組んでいない	合計
全体	27	24	29	16	14	3	48
比率 (%)	56.3	50.0	60.4	33.3	29.2	6.3	

## 2) 市町村に対する支援を行う際の課題

市町村（特別区含む。）に対する支援を行っているとは回答した都道府県において、支援を行う際の課題としては、「知識・情報が足りない。」（46.7%）が最も多く、「日常業務で忙しく、時間をとることができない。」（44.4%）、「市町村のニーズが分からない（何をしたらよいか分からない）」（44.4%）、と続く。

図表 361 市町村に対する支援を行う際の課題



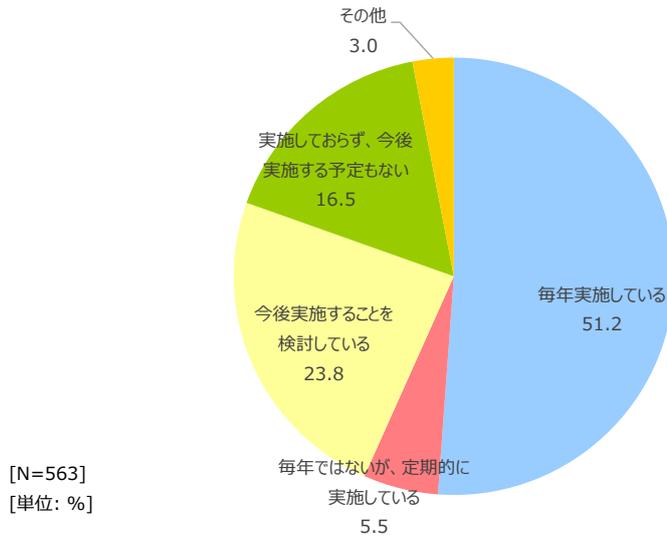
	間日 をと常 る業 こと務 がで でき な 時 間	知 識 ・ 情 報 が 足 り な い	問 合 せ に 対 応 す る 人 材 が 明 確 に な っ て い な い	市 町 村 の ニ ー ズ が 分 か ら な い ( 何 を や っ た ら よ い か 分 か ら な い )	そ の 他	特 に な い	合 計
全体	20	21	2	20	5	9	45
比率 (%)	44.4	46.7	4.4	44.4	11.1	20.0	

## (7) 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況

### 1) 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握

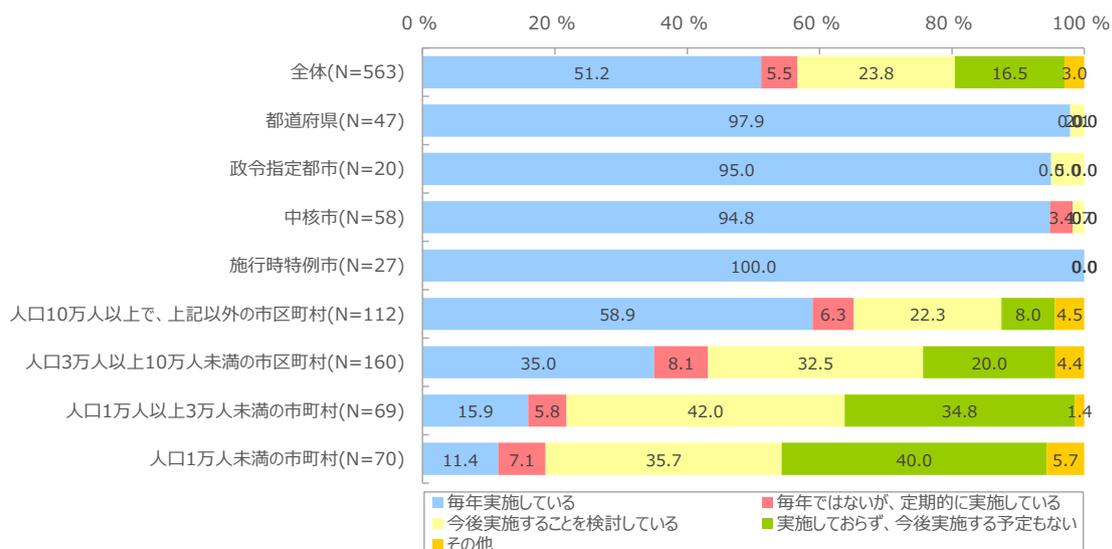
区域施策編を策定済みの団体における点検の実施状況は、「毎年実施している。」団体が51.2%と過半数を超えている。「毎年ではないが、定期的実施している。」団体（5.5%）を合わせ、6割弱の団体が点検を実施している。

図表 362 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や  
対策・施策の効果の把握



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では9割以上が「毎年実施している。」と回答している。一方、それ以外の市町村（特別区含む。）では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している。」と回答した団体の割合は低下する。

図表 363 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握【団体区分別】

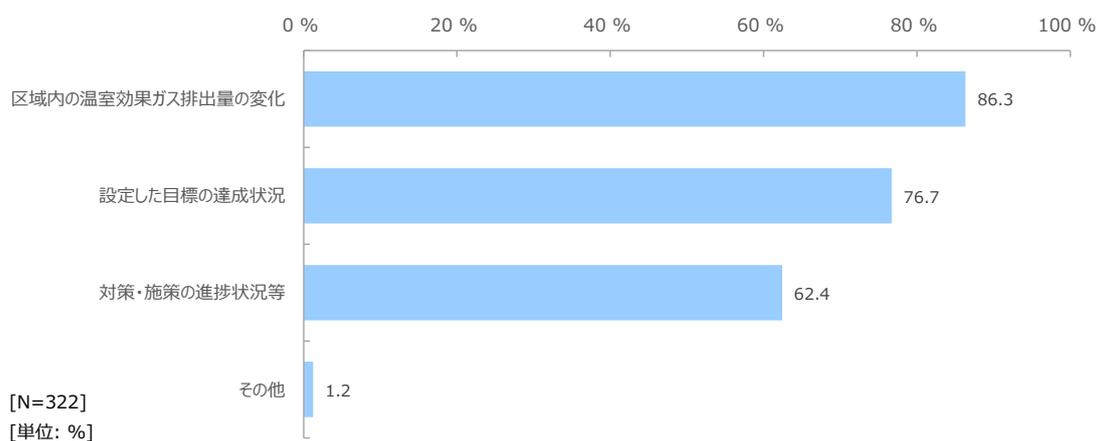


		毎年実施している	毎年ではないが、定期的を実施している	今後実施することを検討している	実施しておらず、今後実施する予定もない	その他	合計
全体	全体	288	31	134	93	17	563
	都道府県	46	0	1	0	0	47
	政令指定都市	19	0	1	0	0	20
	中核市	55	2	1	0	0	58
	施行時特例市	27	0	0	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	66	7	25	9	5	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	56	13	52	32	7	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	11	4	29	24	1	69
比率	人口1万人未満の市町村	8	5	25	28	4	70
	全体(N=563)	51.2	5.5	23.8	16.5	3.0	
	都道府県(N=47)	97.9	0.0	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	94.8	3.4	1.7	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	58.9	6.3	22.3	8.0	4.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	35.0	8.1	32.5	20.0	4.4	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	15.9	5.8	42.0	34.8	1.4		
人口1万人未満の市町村(N=70)	11.4	7.1	35.7	40.0	5.7		

## 2) 区域施策編の進捗評価の対象

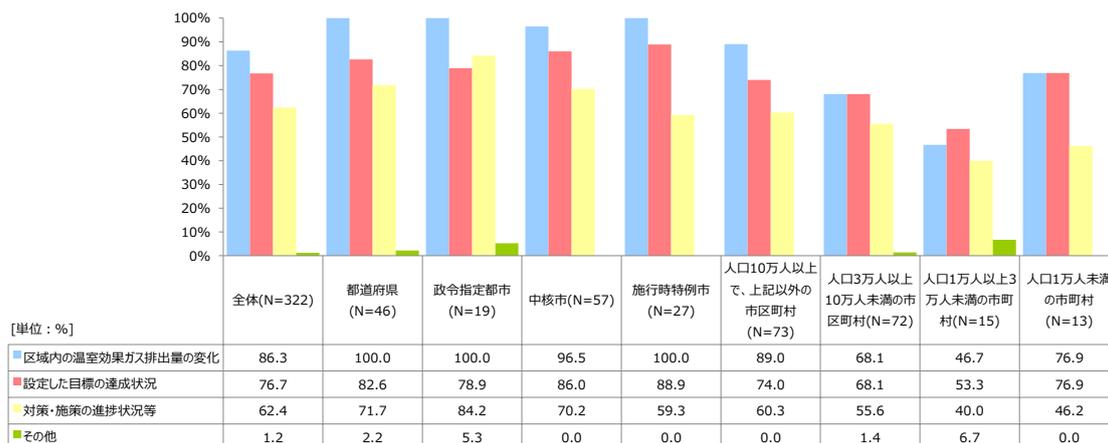
区域施策編の進捗評価を行っている団体において、進捗評価の対象としては、「区域内の温室効果ガス排出量の変化」(86.3%)が最も多く、「設定した目標の達成状況」(76.7%)、「対策・施策の進捗状況等」(62.4%)と続く。

図表 364 区域施策編の進捗評価の対象



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体のほとんどが「区域内の温室効果ガス排出量の変化」を進捗評価の対象としている。一方、「対策・施策の進捗状況等」を進捗評価の対象としていると回答した割合は、政令指定都市が最も多い。

図表 365 区域施策編の進捗評価の対象【団体区分別】

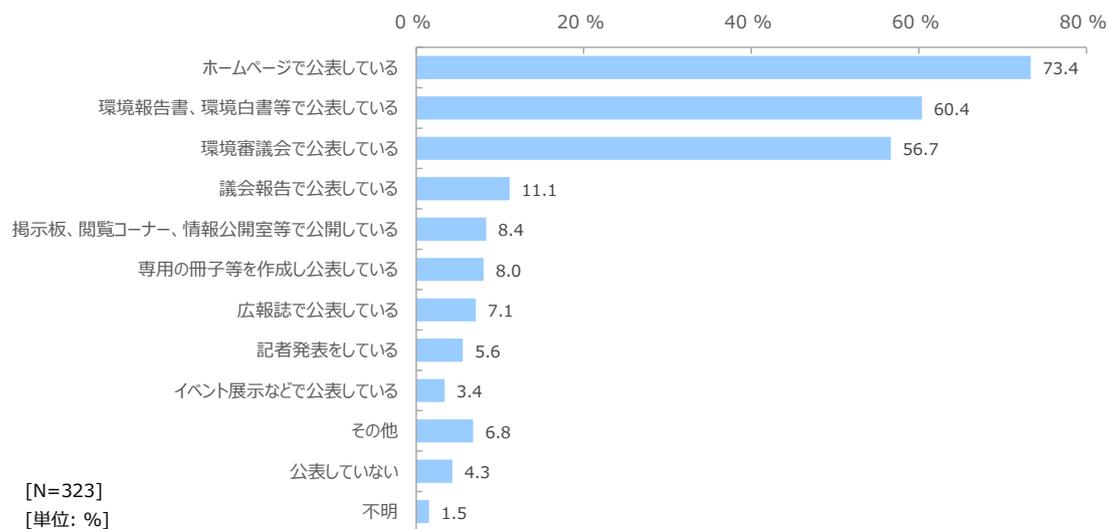


回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	ガ区域内の温室効果ガス排出量の変化	設定した目標の達成状況	対策・施策の進捗状況等	その他	合計
回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	278	247	201	4	322
	全体(N=322)	都道府県(N=46)	政令指定都市(N=19)	中核市(N=57)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	人口1万人未満の市町村(N=13)	86.3	76.7	62.4	1.2	
比率 (%)	都道府県(N=46)	政令指定都市(N=19)	中核市(N=57)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	人口1万人未満の市町村(N=13)		100.0	82.6	71.7	2.2	
	政令指定都市(N=19)	中核市(N=57)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	人口1万人未満の市町村(N=13)			100.0	78.9	84.2	5.3	
	中核市(N=57)	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	人口1万人未満の市町村(N=13)				96.5	86.0	70.2	0.0	
	施行時特例市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	人口1万人未満の市町村(N=13)					100.0	88.9	59.3	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	人口1万人未満の市町村(N=13)						89.0	74.0	60.3	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	人口1万人未満の市町村(N=13)							68.1	68.1	55.6	1.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	人口1万人未満の市町村(N=13)								46.7	53.3	40.0	6.7	
	人口1万人未満の市町村(N=13)									76.9	76.9	46.2	0.0	

### 3) 区域施策編の進捗評価結果の公表方法

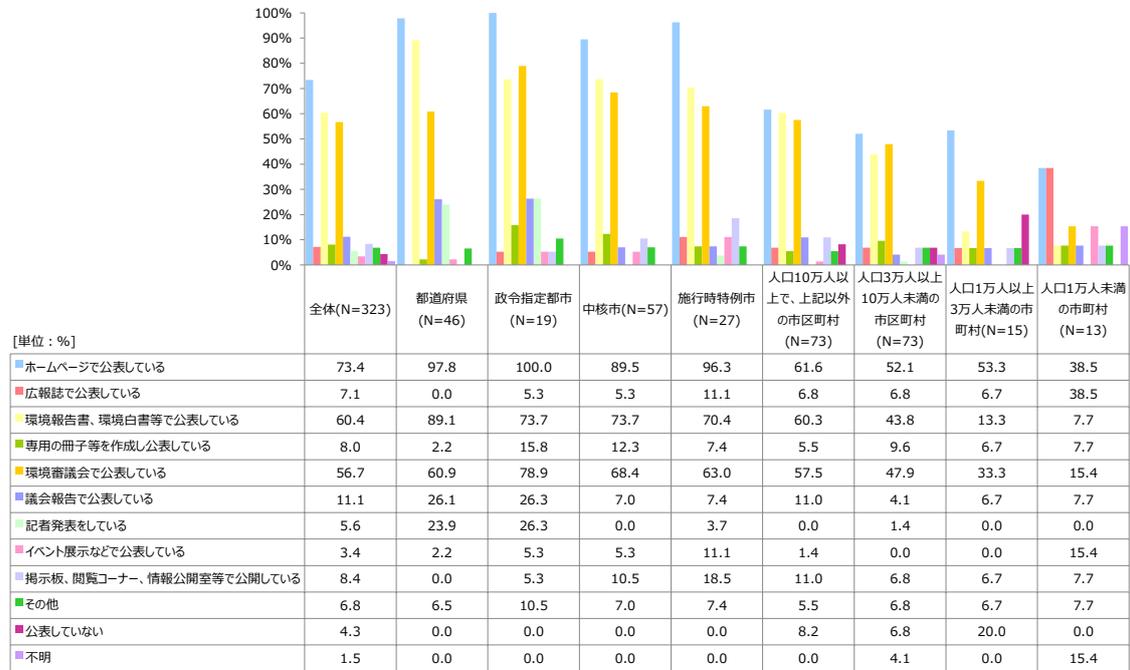
区域施策編の進捗評価を行っていると回答した団体において、進捗評価結果の公表方法としては、「ホームページで公表している。」(73.4%)が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している。」(60.4%)、「環境審議会で公表している。」(56.7%)と続く。

図表 366 区域施策編の進捗評価結果の公表方法



地方公共団体の区分別に見ると、いずれの区分でも「ホームページで公表している。」を選択した団体が最も多い。

図表 367 区域施策編の進捗評価結果の公表方法【団体区分別】

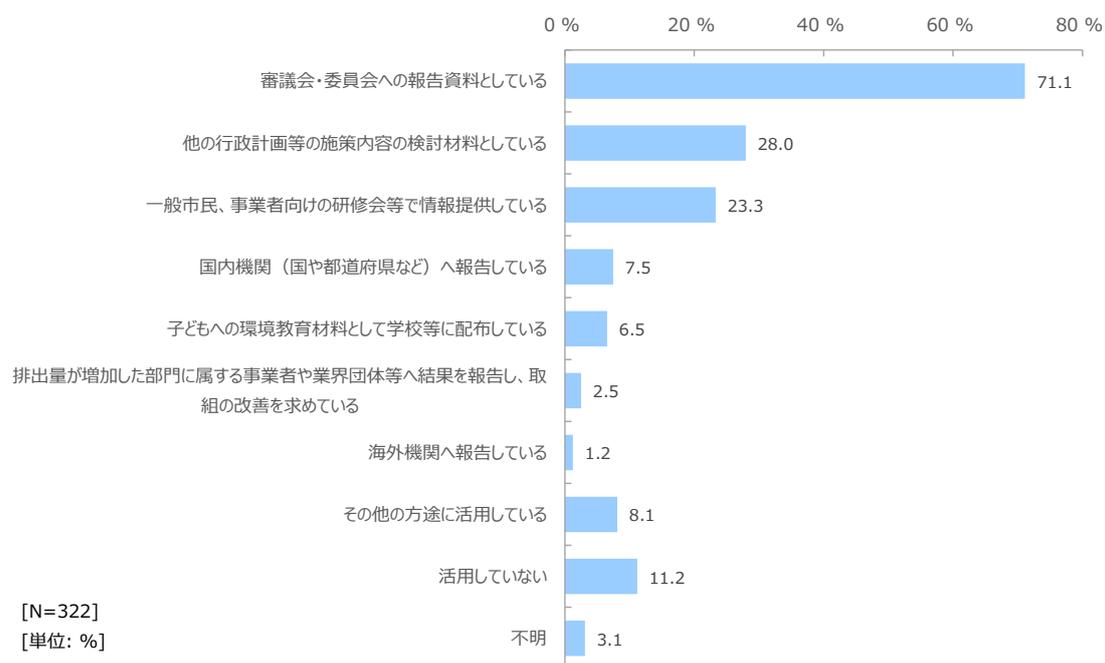


	ホームページで公表している	広報誌で公表している	環境報告書、環境白書等で公表している	専用の冊子等を作成し公表している	環境審議会で公表している	議会報告で公表している	記者発表をしている	イベント展示などで公表している	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公表している	その他	公表していない	不明	合計	
回答数	全体	237	23	195	26	183	36	18	11	27	22	14	5	323
	都道府県	45	0	41	1	28	12	11	1	0	3	0	0	46
	政令指定都市	19	1	14	3	15	5	5	1	1	2	0	0	19
	中核市	51	3	42	7	39	4	0	3	6	4	0	0	57
	施行時特例市	26	3	19	2	17	2	1	3	5	2	0	0	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	45	5	44	4	42	8	0	1	8	4	6	0	73
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	38	5	32	7	35	3	1	0	5	5	5	3	73
	人口1万人以上3万人未満の市町村	8	1	2	1	5	1	0	0	1	1	3	0	15
	人口1万人未満の市町村	5	5	1	1	2	1	0	2	1	1	0	2	13
比率 (%)	全体(N=323)	73.4	7.1	60.4	8.0	56.7	11.1	5.6	3.4	8.4	6.8	4.3	1.5	
	都道府県(N=46)	97.8	0.0	89.1	2.2	60.9	26.1	23.9	2.2	0.0	6.5	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=19)	100.0	5.3	73.7	15.8	78.9	26.3	26.3	5.3	5.3	10.5	0.0	0.0	
	中核市(N=57)	89.5	5.3	73.7	12.3	68.4	7.0	0.0	5.3	10.5	7.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=27)	96.3	11.1	70.4	7.4	63.0	7.4	3.7	11.1	18.5	7.4	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	61.6	6.8	60.3	5.5	57.5	11.0	0.0	1.4	11.0	5.5	8.2	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=73)	52.1	6.8	43.8	9.6	47.9	4.1	1.4	0.0	6.8	6.8	6.8	4.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	53.3	6.7	13.3	6.7	33.3	6.7	0.0	0.0	6.7	6.7	20.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=13)	38.5	38.5	7.7	7.7	15.4	7.7	0.0	15.4	7.7	7.7	0.0	15.4	

#### 4) 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い

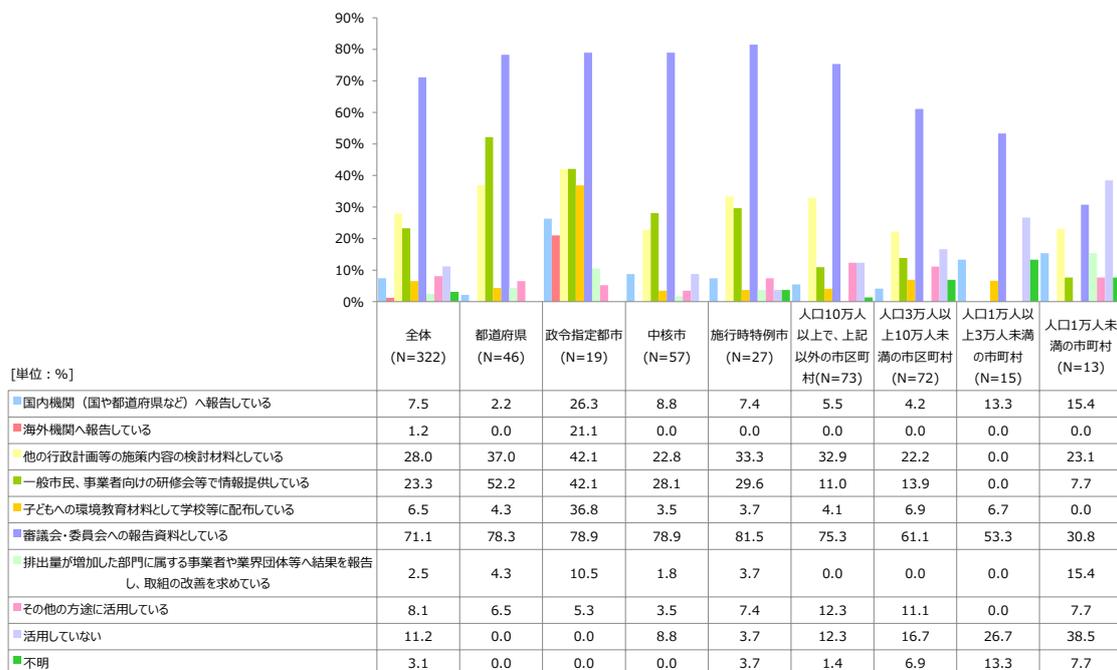
区域施策編の進捗評価を行っていると回答した団体において、進捗評価結果の公表以外の取り扱いとしては、「審議会・委員会への報告資料としている。」(71.1%)が最も多く、「他の行政計画等の施策内容の検討材料としている。」(28.0%)、「一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している。」(23.3%)と続く。

図表 368 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い



地方公共団体の区分別に見ると、いずれの区分においても、「審議会・委員会への報告資料としている。」を選択した団体が最も多い。

図表 369 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い【団体区分別】

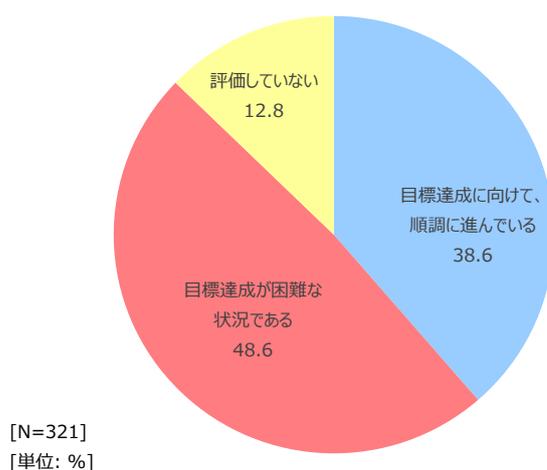


	国内機関（国や都道府県など）へ報告している	海外機関へ報告している	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している	子どもへの環境教育材料として学校等に配布している	審議会・委員会への報告資料としている	排出量が増加した部門に属する事業者や業界団体等へ結果を報告し、取組の改善を求めている	その他の方途に活用している	活用していない	不明	合計
回答数	全体 24	4	90	75	21	229	8	26	36	10	322
	都道府県 1	0	17	24	2	36	2	3	0	0	46
	政令指定都市 5	4	8	8	7	15	2	1	0	0	19
	中核市 5	0	13	16	2	45	1	2	5	0	57
	施行時特例市 2	0	9	8	1	22	1	2	1	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 4	0	24	8	3	55	0	9	9	1	73
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 3	0	16	10	5	44	0	8	12	5	72
	人口1万人以上3万人未満の市町村 2	0	0	0	1	8	0	0	4	2	15
	人口1万人未満の市町村 2	0	3	1	0	4	2	1	5	1	13
比率 (%)	全体 (N=322) 7.5	1.2	28.0	23.3	6.5	71.1	2.5	8.1	11.2	3.1	
	都道府県 (N=46) 2.2	0.0	37.0	52.2	4.3	78.3	4.3	6.5	0.0	0.0	
	政令指定都市 (N=19) 26.3	21.1	42.1	42.1	36.8	78.9	10.5	5.3	0.0	0.0	
	中核市 (N=57) 8.8	0.0	22.8	28.1	3.5	78.9	1.8	3.5	8.8	0.0	
	施行時特例市 (N=27) 7.4	0.0	33.3	29.6	3.7	81.5	3.7	7.4	3.7	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=73) 5.5	0.0	32.9	11.0	4.1	75.3	0.0	12.3	12.3	1.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=72) 4.2	0.0	22.2	13.9	6.9	61.1	0.0	11.1	16.7	6.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=15) 13.3	0.0	0.0	0.0	6.7	53.3	0.0	0.0	26.7	13.3	
	人口1万人未満の市町村 (N=13) 15.4	0.0	23.1	7.7	0.0	30.8	15.4	7.7	38.5	7.7	

### 5) 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価

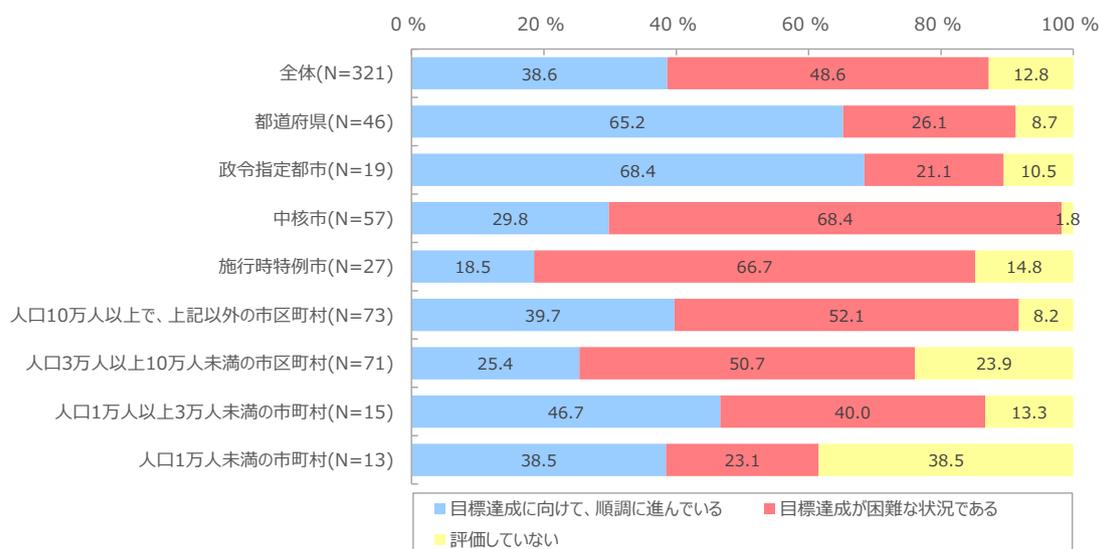
区域施策編の進捗評価を行っている団体における直近の進捗評価結果に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体は全体の38.6%である。

図表 370 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市では約7割の団体が「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答している一方、中核市、施行時特例市では約7割の団体が「目標達成が困難な状況である。」と回答している。

図表 371 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価  
【団体区分別】

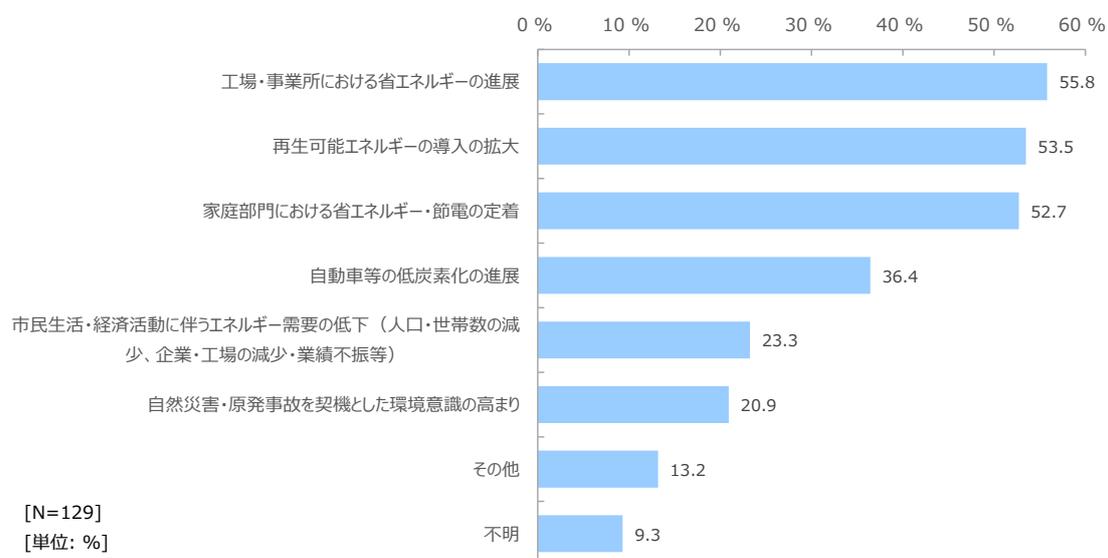


		目標達成に向けて、順調に進んでいる	目標達成が困難な状況である	評価していない	合計
全体	全体	124	156	41	321
	都道府県	30	12	4	46
	政令指定都市	13	4	2	19
	中核市	17	39	1	57
	施行時特例市	5	18	4	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	29	38	6	73
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	18	36	17	71
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	6	2	15
人口1万人未満の市町村	5	3	5	13	
比率	全体(N=321)	38.6	48.6	12.8	
	都道府県(N=46)	65.2	26.1	8.7	
	政令指定都市(N=19)	68.4	21.1	10.5	
	中核市(N=57)	29.8	68.4	1.8	
	施行時特例市(N=27)	18.5	66.7	14.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=73)	39.7	52.1	8.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=71)	25.4	50.7	23.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	46.7	40.0	13.3	
人口1万人未満の市町村(N=13)	38.5	23.1	38.5		

6) <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因

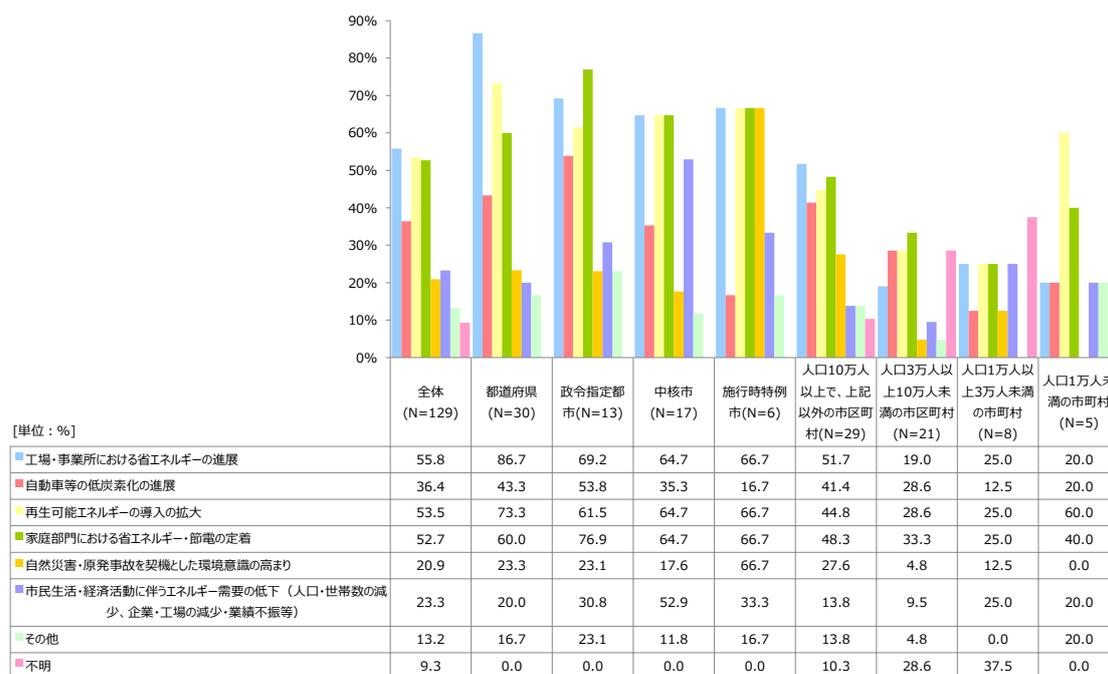
区域施策編の進捗について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体において、その主な要因としては、「工場・事業所における省エネルギーの進展」(55.8%)が最も多く、「再生可能エネルギーの導入の拡大」(53.5%)、「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」(52.7%)と続く。

図表 372 <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「工場・事業所における省エネルギーの進展」が最も多い一方、政令指定都市や中核市では「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」が最も多い。

図表 373 <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因【団体区分別】

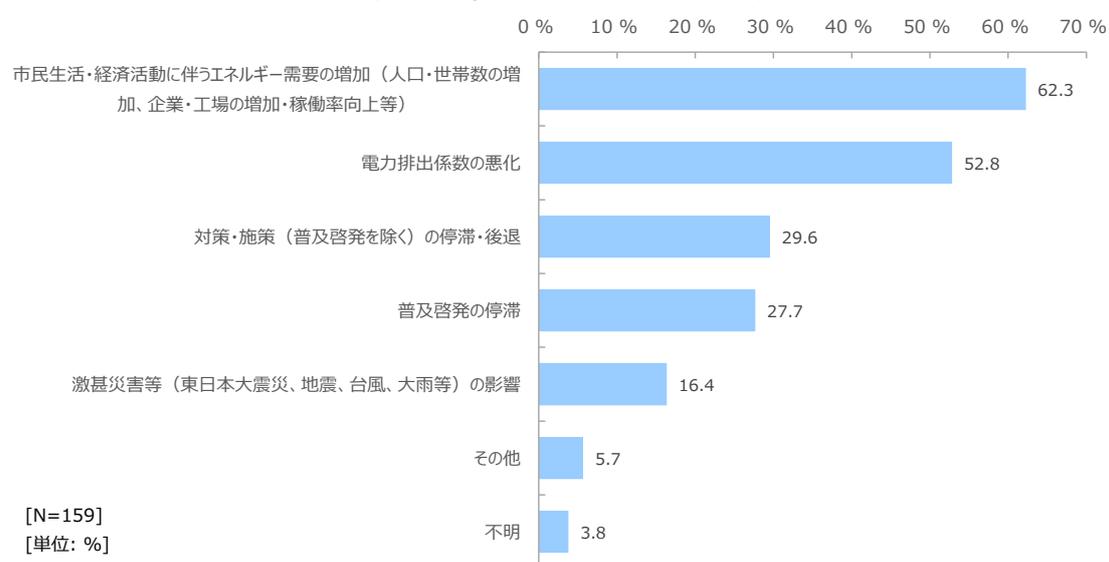


	工場・事業所における省エネルギーの進展	自動車等の低炭素化の進展	再生可能エネルギーの導入の拡大	家庭部門における省エネルギー・節電の定着	自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下（人口・世帯数の減少、企業・工場の減少・業績不振等）	その他	不明	合計
回答数									
全体	72	47	69	68	27	30	17	12	129
都道府県	26	13	22	18	7	6	5	0	30
政令指定都市	9	7	8	10	3	4	3	0	13
中核市	11	6	11	11	3	9	2	0	17
施行時特例市	4	1	4	4	4	2	1	0	6
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	15	12	13	14	8	4	4	3	29
人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	6	6	7	1	2	1	6	21
人口1万人以上3万人未満の市町村	2	1	2	2	1	2	0	3	8
人口1万人未満の市町村	1	1	3	2	0	1	1	0	5
比率 (%)									
全体 (N=129)	55.8	36.4	53.5	52.7	20.9	23.3	13.2	9.3	
都道府県 (N=30)	86.7	43.3	73.3	60.0	23.3	20.0	16.7	0.0	
政令指定都市 (N=13)	69.2	53.8	61.5	76.9	23.1	30.8	23.1	0.0	
中核市 (N=17)	64.7	35.3	64.7	64.7	17.6	52.9	11.8	0.0	
施行時特例市 (N=6)	66.7	16.7	66.7	66.7	66.7	33.3	16.7	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=29)	51.7	41.4	44.8	48.3	27.6	13.8	13.8	10.3	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=21)	19.0	28.6	28.6	33.3	4.8	9.5	4.8	28.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=8)	25.0	12.5	25.0	25.0	12.5	25.0	0.0	37.5	
人口1万人未満の市町村 (N=5)	20.0	20.0	60.0	40.0	0.0	20.0	20.0	0.0	

### 7) <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因

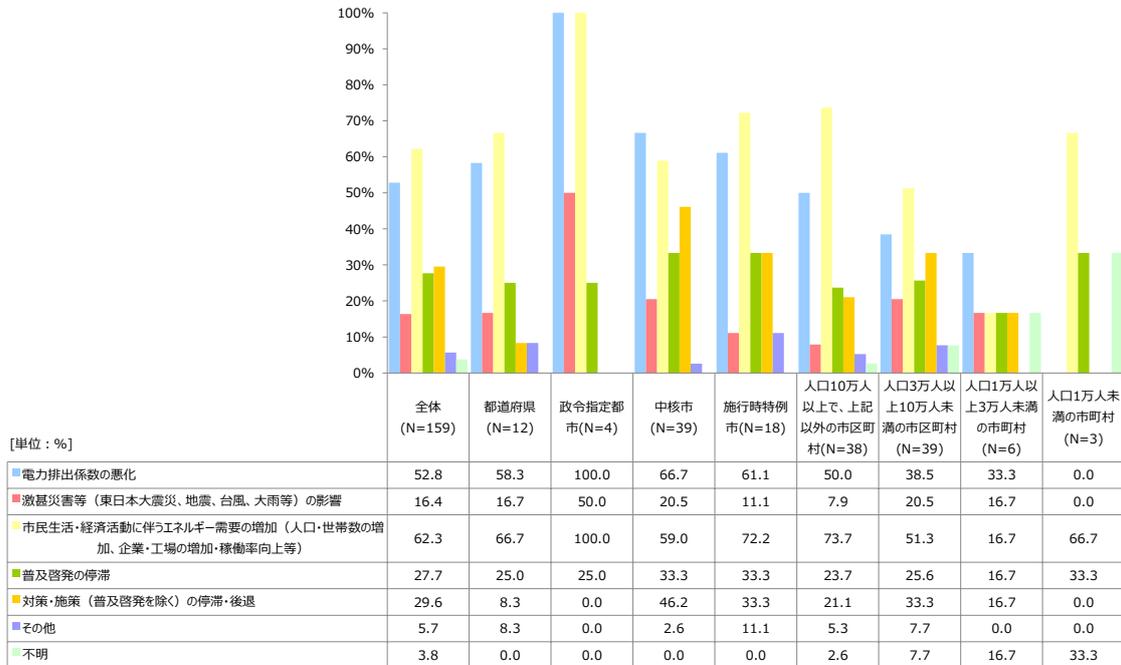
区域施策編の進捗について、「目標達成が困難な状況である。」と回答した団体において、その主な要因としては、回答団体全体では、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）」（62.3%）が最も高く、「電力排出係数の悪化」（52.8%）、「対策・施策（普及啓発を除く）の停滞・後退」（29.6%）と続く。

図表 374 <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因



地方公共団体の区分別に見ると、特に大規模な団体で「電力排出係数の悪化」と回答した割合が高い。

図表 375 <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因【団体区分別】

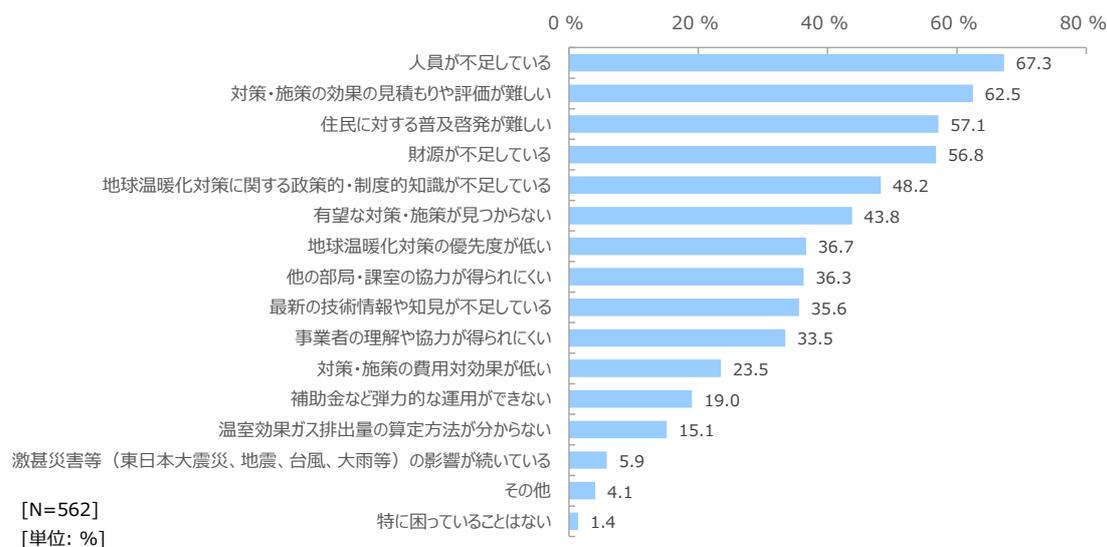


回答数	電力排出係数の悪化	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響	増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加）に伴うエネルギー需要の増加	普及啓発の停滞	対策・施策（普及啓発を除く）の停滞・後退	その他	不明	合計
全体	84	26	99	44	47	9	6	159
都道府県	7	2	8	3	1	1	0	12
政令指定都市	4	2	4	1	0	0	0	4
中核市	26	8	23	13	18	1	0	39
施行時特例市	11	2	13	6	6	2	0	18
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	19	3	28	9	8	2	1	38
人口3万人以上10万人未満の市区町村	15	8	20	10	13	3	3	39
人口1万人以上3万人未満の市町村	2	1	1	1	1	0	1	6
人口1万人未満の市町村	0	0	2	1	0	0	1	3
比率 (%)	52.8	16.4	62.3	27.7	29.6	5.7	3.8	
都道府県 (N=12)	58.3	16.7	66.7	25.0	8.3	8.3	0.0	
政令指定都市 (N=4)	100.0	50.0	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	
中核市 (N=39)	66.7	20.5	59.0	33.3	46.2	2.6	0.0	
施行時特例市 (N=18)	61.1	11.1	72.2	33.3	33.3	11.1	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=38)	50.0	7.9	73.7	23.7	21.1	5.3	2.6	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=39)	38.5	20.5	51.3	25.6	33.3	7.7	7.7	
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=6)	33.3	16.7	16.7	16.7	16.7	0.0	16.7	
人口1万人未満の市町村 (N=3)	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	33.3	

## 8) 区域施策編の推進過程で困っていること

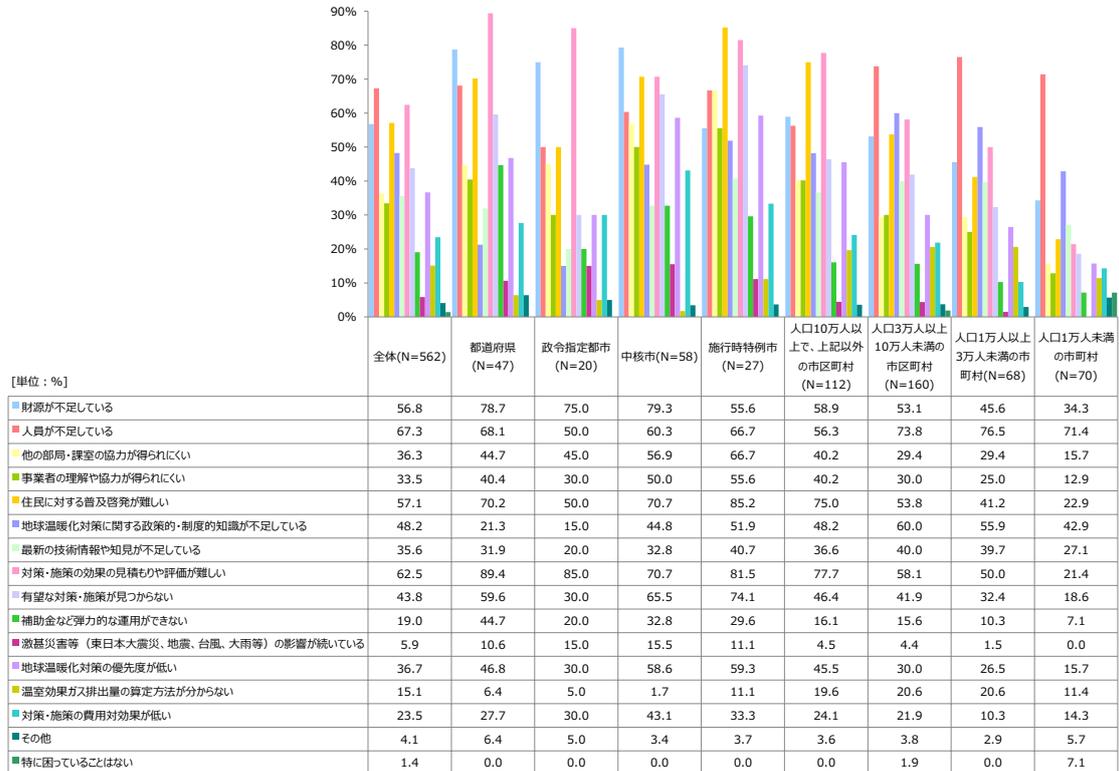
区域施策編を策定済みの団体において、その推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している。」(67.3%) が最も多く、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい。」(62.5%)、「住民に対する普及啓発が難しい。」(57.1%)、「財源が不足している。」(56.8%)、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」(48.2%) と続く。

図表 376 区域施策編の推進過程で困っていること



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「財源が不足している」、小規模な市町村（特別区含む。）では「人員が不足している。」と回答した団体が多い。

図表 377 区域施策編の推進過程で困っていること【団体区分別】



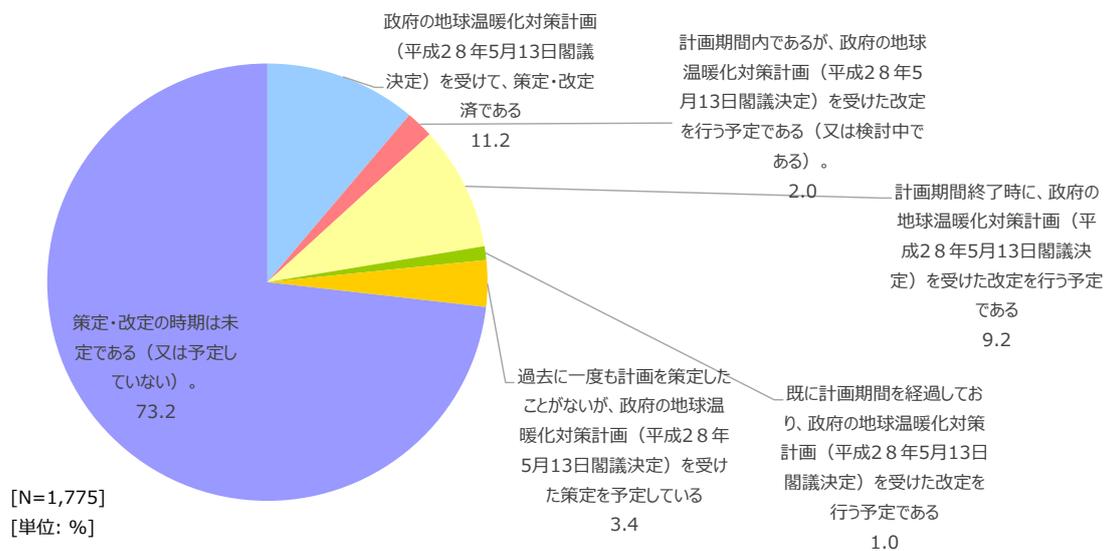
困っていること	全体(N=562)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=58)	施行時特別市(N=27)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=68)	人口1万人未満の市区町村(N=70)	合計								
財源が不足している	319	378	204	188	321	271	200	351	246	107	33	206	85	132	23	8	562	
人員が不足している	37	32	21	19	33	10	15	42	28	21	5	22	3	13	3	0	47	
他の部局・課室の協力が得られにくい	15	10	9	6	10	3	4	17	6	4	3	6	1	6	1	0	20	
事業者の理解や協力が得られにくい	46	35	33	29	41	26	19	41	38	19	9	34	1	25	2	0	58	
住民に対する普及啓発が難しい	15	18	18	15	23	14	11	22	20	8	3	16	3	9	1	0	27	
地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している	66	63	45	45	84	54	41	87	52	18	5	51	22	27	4	0	112	
最新の技術情報や知見が不足している	85	118	47	48	86	96	64	93	67	25	7	48	33	35	6	3	160	
対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい	31	52	20	17	28	38	27	34	22	7	1	18	14	7	2	0	68	
有望な対策・施策が見つからない	24	50	11	9	16	30	19	15	13	5	0	11	8	10	4	5	70	
補助金など弾力的な運用ができない	67.3	68.1	50.0	60.3	66.7	56.3	73.8	76.5	71.4	56.8	68.1	50.0	60.3	66.7	56.3	73.8	76.5	71.4
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている	5.9	10.6	15.0	15.5	11.1	4.5	4.4	1.5	0.0	5.9	10.6	15.0	15.5	11.1	4.5	4.4	1.5	0.0
地球温暖化対策の優先度が低い	36.7	46.8	30.0	58.6	59.3	45.5	30.0	26.5	15.7	36.7	46.8	30.0	58.6	59.3	45.5	30.0	26.5	15.7
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	15.1	6.4	5.0	1.7	11.1	19.6	20.6	20.6	11.4	15.1	6.4	5.0	1.7	11.1	19.6	20.6	20.6	11.4
対策・施策の費用対効果が高い	23.5	27.7	30.0	43.1	33.3	24.1	21.9	10.3	14.3	23.5	27.7	30.0	43.1	33.3	24.1	21.9	10.3	14.3
その他	4.1	6.4	5.0	3.4	3.7	3.6	3.8	2.9	5.7	4.1	6.4	5.0	3.4	3.7	3.6	3.8	2.9	5.7
特に困っていることはない	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	0.0	7.1	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	0.0	7.1

## (8) 実行計画（区域施策編）の見直し

### 1) 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況

都道府県・市町村（特別区含む。）における、政府の「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）を受けた区域施策編の策定・改定状況としては、「政府の地球温暖化対策計画を受けて、策定・改定済である。」団体は11.2%である。一方、「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。」団体も73.2%存在している。

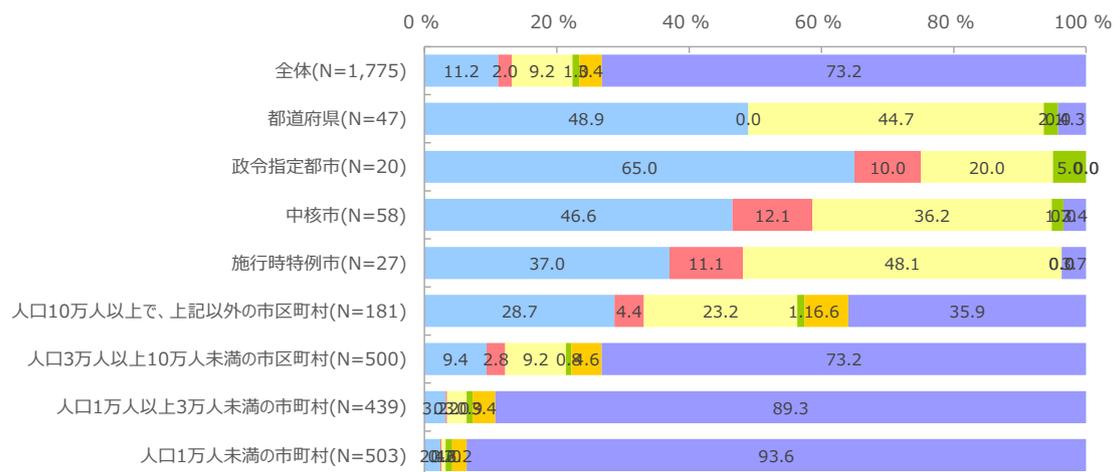
図表 378 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況



	政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である	計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）。	既に計画期間を終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	過去に一度も計画を策定しなかったが、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している	既に計画期間を超過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。	合計
全体	198	36	163	18	61	1,299	1,775
比率 (%)	11.2	2.0	9.2	1.0	3.4	73.2	

地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある施行時特例市より人口規模が大きい団体においては、改定を予定している団体が大半を占める。人口10万人未満の市区町村では、7割以上の団体が策定・改定の予定はないと回答している。

図表 379 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況【団体区分別】



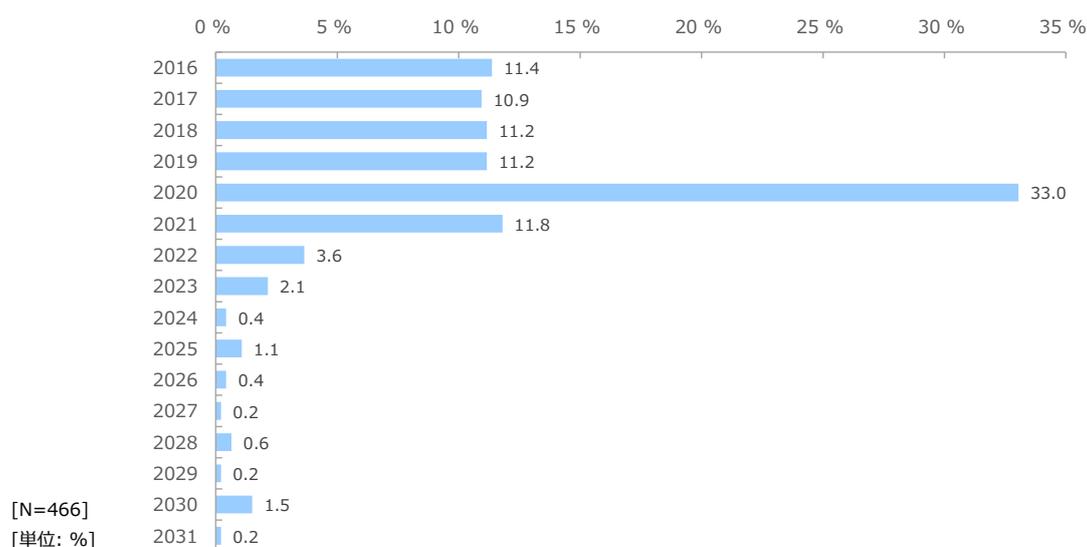
- 政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である
- 計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）。
- 計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である
- 既に計画期間を経過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である
- 過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している
- 策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。

		13日閣議決定)を受けて、策定・改定済である	政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けて、策定・改定済である	計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた改定を行う予定である	計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた改定を行う予定である	既に計画期間を経過しており、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた改定を行う予定である	過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)を受けた策定を予定している	策定・改定の時期は未定である(又は予定していない)。	合計
全体	全体	198	36	163	18	61	1,299	1,775	
	都道府県	23	0	21	1	0	2	47	
	政令指定都市	13	2	4	1	0	0	20	
	中核市	27	7	21	1	0	2	58	
	施行時特例市	10	3	13	0	0	1	27	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	52	8	42	2	12	65	181	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	47	14	46	4	23	366	500	
	人口1万人以上3万人未満の市町村	14	1	13	4	15	392	439	
	人口1万人未満の市町村	12	1	3	5	11	471	503	
比率	全体(N=1,775)	11.2	2.0	9.2	1.0	3.4	73.2		
	都道府県(N=47)	48.9	0.0	44.7	2.1	0.0	4.3		
	政令指定都市(N=20)	65.0	10.0	20.0	5.0	0.0	0.0		
	中核市(N=58)	46.6	12.1	36.2	1.7	0.0	3.4		
	施行時特例市(N=27)	37.0	11.1	48.1	0.0	0.0	3.7		
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	28.7	4.4	23.2	1.1	6.6	35.9		
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=500)	9.4	2.8	9.2	0.8	4.6	73.2		
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=439)	3.2	0.2	3.0	0.9	3.4	89.3		
	人口1万人未満の市町村(N=503)	2.4	0.2	0.6	1.0	2.2	93.6		

2) 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定年度（予定を含む）

政府の「地球温暖化対策計画」を受けて区域施策編を策定・改定済み（又は予定）の団体における策定・改定（予定）年度は「2020年度」（33.0%）が最も多い。大部分の団体が2021年度までに策定・改定する予定となっている。

図表 380 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定年度（予定を含む）

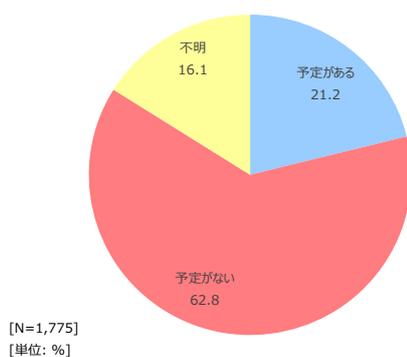


	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
全体	53	51	52	52	154	55	17	10	2
比率 (%)	11.4	10.9	11.2	11.2	33.0	11.8	3.6	2.1	0.4
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	合計	
全体	5	2	1	3	1	7	1	466	
比率 (%)	1.1	0.4	0.2	0.6	0.2	1.5	0.2		

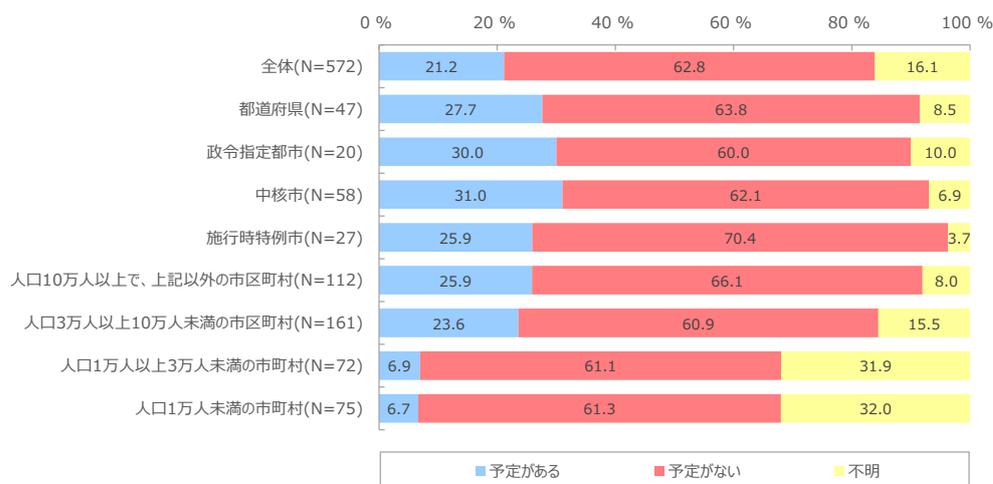
### 3) 区域施策編の中間見直しの予定の有無

区域施策編を策定済みの団体において、中間見直しの「予定がある。」と回答した団体は 21.2%、「予定がない。」と回答した団体は 62.8%である。

図表 381 区域施策編の中間見直しの予定の有無



図表 382 区域施策編の中間見直しの予定の有無【団体区分別】

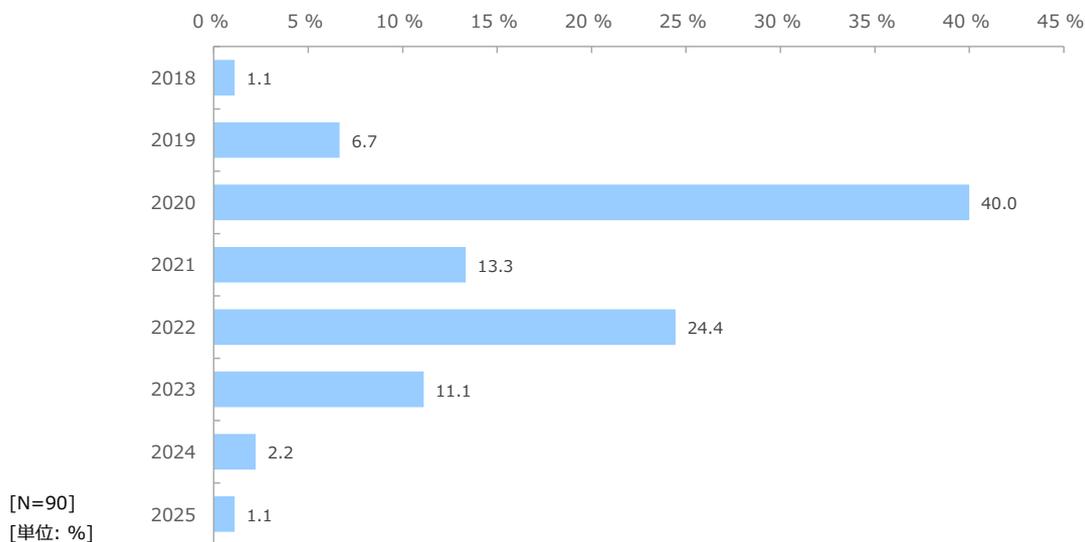


		予定がある	予定がない	不明	合計
全体	全体	121	359	92	572
	都道府県	13	30	4	47
	政令指定都市	6	12	2	20
	中核市	18	36	4	58
	施行時特例市	7	19	1	27
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	29	74	9	112
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	38	98	25	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	44	23	72
	人口1万人未満の市町村	5	46	24	75
比率	全体(N=572)	21.2	62.8	16.1	
	都道府県(N=47)	27.7	63.8	8.5	
	政令指定都市(N=20)	30.0	60.0	10.0	
	中核市(N=58)	31.0	62.1	6.9	
	施行時特例市(N=27)	25.9	70.4	3.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	25.9	66.1	8.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	23.6	60.9	15.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=72)	6.9	61.1	31.9	
	人口1万人未満の市町村(N=75)	6.7	61.3	32.0	

#### 4) 区域施策編の中間見直しの予定年度

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、中間見直しの予定年度は「2020年度」(40.0%)が最も多い。

図表 383 区域施策編の中間見直しの予定年度



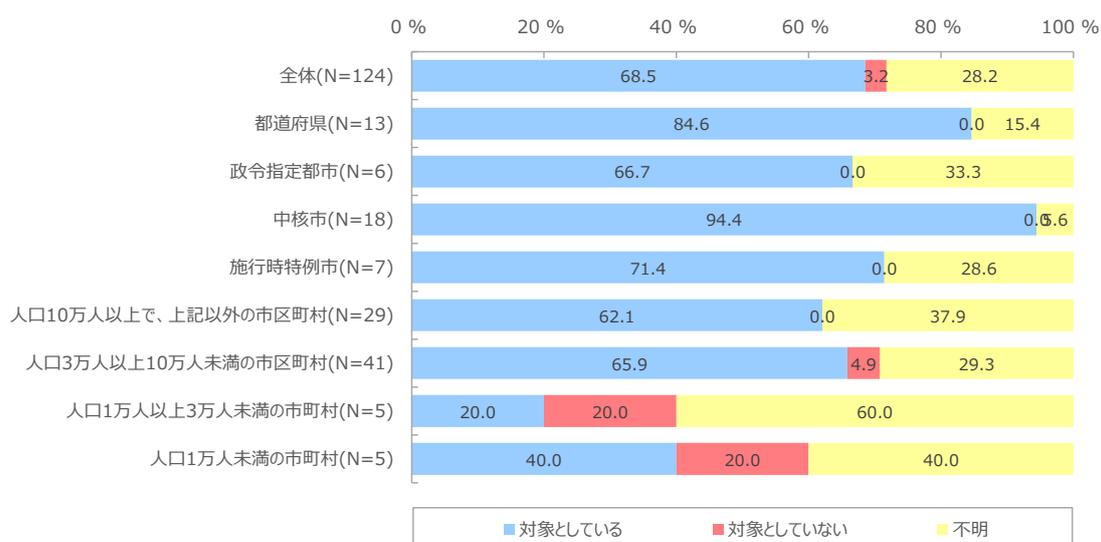
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	合計
全体	1	6	36	12	22	10	2	1	90
比率 (%)	1.1	6.7	40.0	13.3	24.4	11.1	2.2	1.1	

## 5) 区域施策編の中間見直しの対象

### ①目標や対策・施策の内容

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、目標や対策・施策の内容を中間見直しの対象としている団体は68.5%である。

図表 384 区域施策編の中間見直しの対象 ①目標や対策・施策の内容  
【団体区分別】

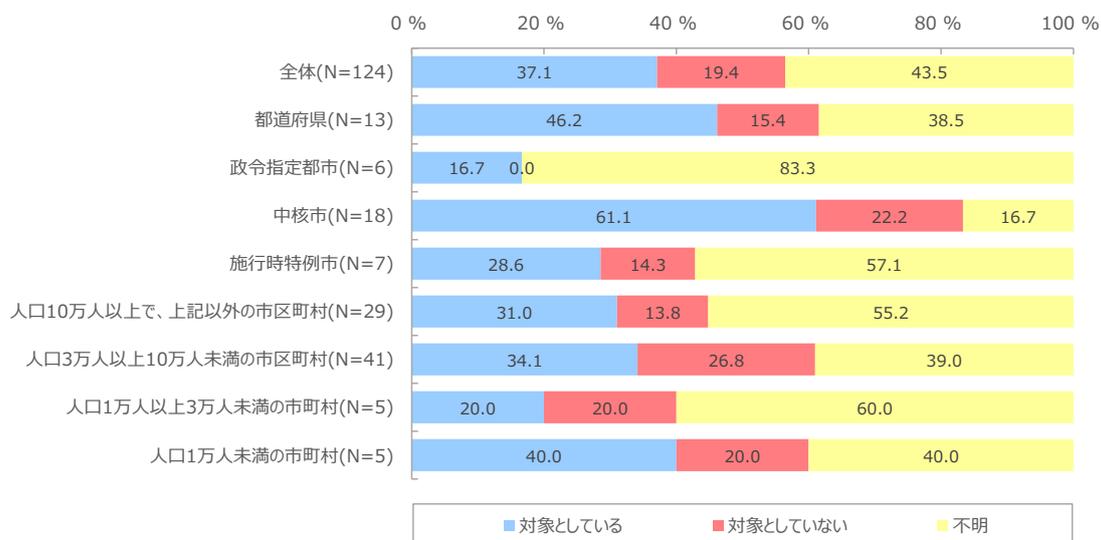


		対象として いる	対象として いない	不明	合計
全体	全体	85	4	35	124
	都道府県	11	0	2	13
	政令指定都市	4	0	2	6
	中核市	17	0	1	18
	施行時特例市	5	0	2	7
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	18	0	11	29
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	27	2	12	41
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	3	5
	人口1万人未満の市町村	2	1	2	5
比率	全体(N=124)	68.5	3.2	28.2	
	都道府県(N=13)	84.6	0.0	15.4	
	政令指定都市(N=6)	66.7	0.0	33.3	
	中核市(N=18)	94.4	0.0	5.6	
	施行時特例市(N=7)	71.4	0.0	28.6	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=29)	62.1	0.0	37.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=41)	65.9	4.9	29.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	20.0	20.0	60.0	
	人口1万人未満の市町村(N=5)	40.0	20.0	40.0	

## ②進捗管理の仕組み

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、進捗管理の仕組みを中間見直しの対象としている団体は37.1%である。

図表 385 区域施策編の中間見直しの対象 ②進捗管理の仕組み  
【団体区分別】

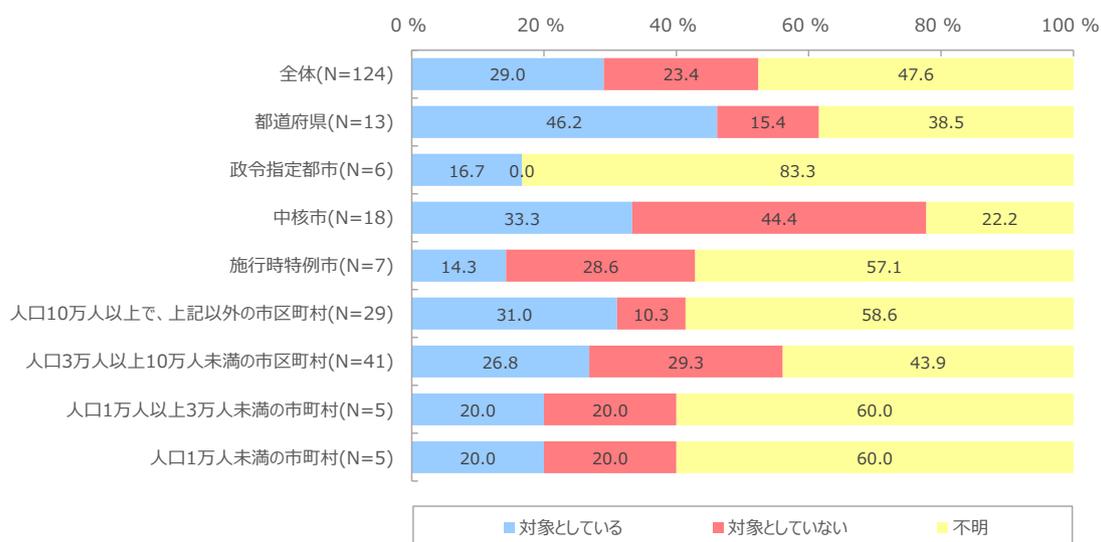


		対象として いる	対象として いない	不明	合計
全体	全体	46	24	54	124
	都道府県	6	2	5	13
	政令指定都市	1	0	5	6
	中核市	11	4	3	18
	施行時特例市	2	1	4	7
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	4	16	29
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	14	11	16	41
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	3	5
	人口1万人未満の市町村	2	1	2	5
比率	全体(N=124)	37.1	19.4	43.5	
	都道府県(N=13)	46.2	15.4	38.5	
	政令指定都市(N=6)	16.7	0.0	83.3	
	中核市(N=18)	61.1	22.2	16.7	
	施行時特例市(N=7)	28.6	14.3	57.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=29)	31.0	13.8	55.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=41)	34.1	26.8	39.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	20.0	20.0	60.0	
	人口1万人未満の市町村(N=5)	40.0	20.0	40.0	

③評価結果の公表のあり方

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、評価結果の公表のあり方を中間見直しの対象としているのは29.0%である。

図表 386 区域施策編の中間見直しの対象 ③評価結果の公表のあり方  
【団体区分別】



		対象として いる	対象として いない	不明	合計
全体	全体	36	29	59	124
	都道府県	6	2	5	13
	政令指定都市	1	0	5	6
	中核市	6	8	4	18
	施行時特例市	1	2	4	7
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	3	17	29
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	11	12	18	41
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	3	5
	人口1万人未満の市町村	1	1	3	5
比率	全体(N=124)	29.0	23.4	47.6	
	都道府県(N=13)	46.2	15.4	38.5	
	政令指定都市(N=6)	16.7	0.0	83.3	
	中核市(N=18)	33.3	44.4	22.2	
	施行時特例市(N=7)	14.3	28.6	57.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=29)	31.0	10.3	58.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=41)	26.8	29.3	43.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	20.0	20.0	60.0	
	人口1万人未満の市町村(N=5)	20.0	20.0	60.0	

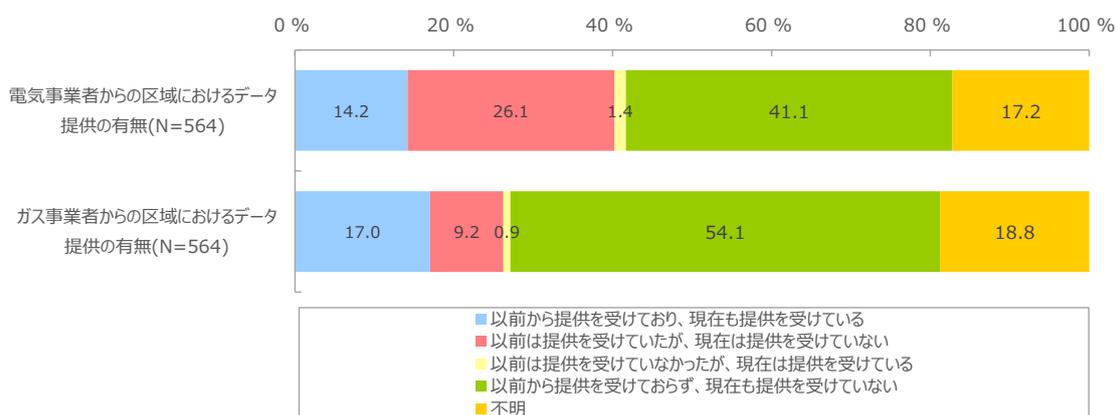
## (9) エネルギー事業者からのデータ提供

### 1) エネルギー事業者からの区域におけるデータ提供の有無

区域施策編を策定済みの団体における、電気事業者からの区域におけるデータ提供の有無については、「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」(41.1%) が最も多く、「以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない。」(26.1%)、「以前から提供を受けており、現在も提供を受けている。」(14.2%) と続く。

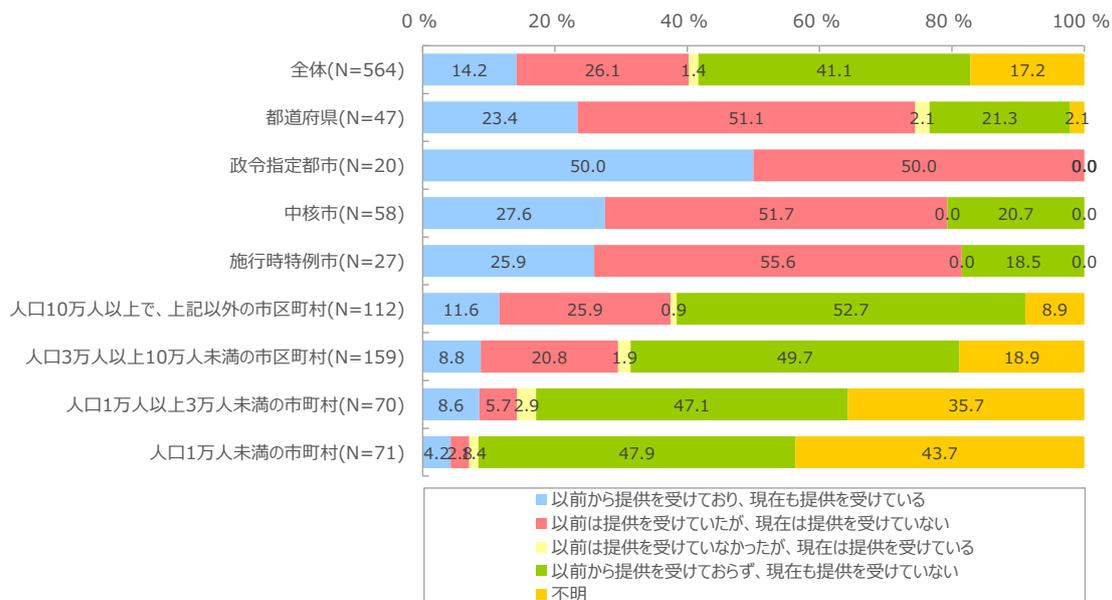
また、ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無については、「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」(54.1%) が最も多く、「以前から提供を受けており、現在も提供を受けている。」(17.0%)、「以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない。」(9.2%) と続く。

図表 387 電気事業者・ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無



電気事業者からのデータ提供の有無について、地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない。」が最も多く、小規模な市町村（特別区含む。）では「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」が最も多い。

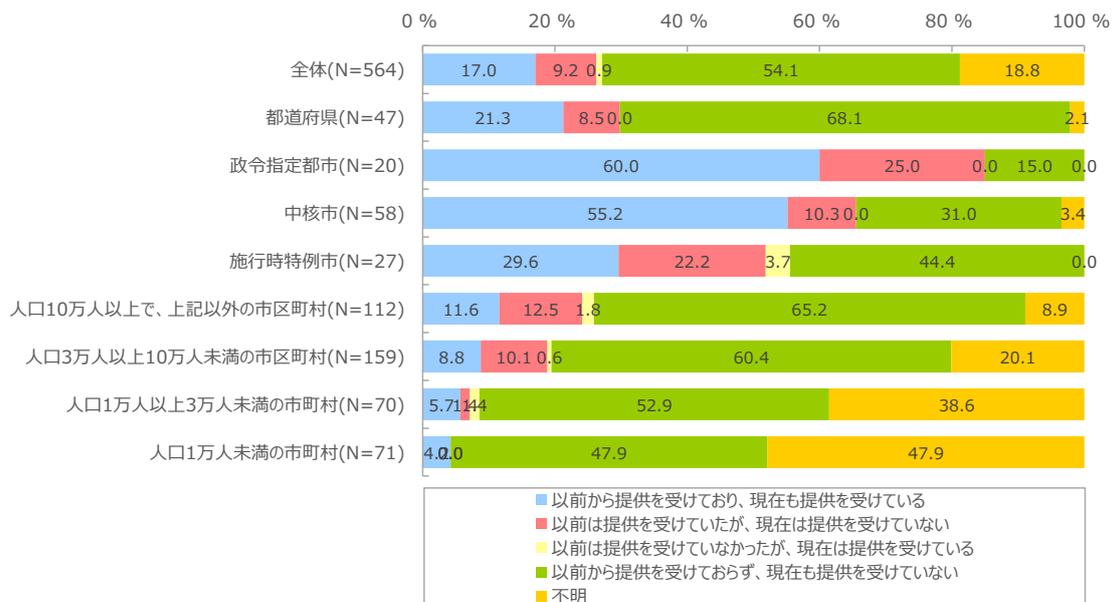
図表 388 電気事業者からの区域におけるデータ提供の有無  
【団体区分別】



提供の有無	以前から提供を受けており、現在も提供を受けている	以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない	以前は提供を受けていなかったが、現在は提供を受けている	以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない	不明	合計
全体	80	147	8	232	97	564
都道府県	11	24	1	10	1	47
政令指定都市	10	10	0	0	0	20
中核市	16	30	0	12	0	58
施行時特例市	7	15	0	5	0	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	13	29	1	59	10	112
人口3万人以上10万人未満の市区町村	14	33	3	79	30	159
人口1万人以上3万人未満の市町村	6	4	2	33	25	70
人口1万人未満の市町村	3	2	1	34	31	71
比率	14.2	26.1	1.4	41.1	17.2	
都道府県(N=47)	23.4	51.1	2.1	21.3	2.1	
政令指定都市(N=20)	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=58)	27.6	51.7	0.0	20.7	0.0	
施行時特例市(N=27)	25.9	55.6	0.0	18.5	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	11.6	25.9	0.9	52.7	8.9	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	8.8	20.8	1.9	49.7	18.9	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	8.6	5.7	2.9	47.1	35.7	
人口1万人未満の市町村(N=71)	4.2	2.8	1.4	47.9	43.7	

ガス事業者からのデータ提供の有無について、地方公共団体の区分別に見ると、大規模な市町村（特別区含む。）では「以前から提供を受けており、現在も提供を受けている。」が最も多く、都道府県や小規模な市町村（特別区含む。）では「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」が最も多い。

図表 389 ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無  
【団体区分別】



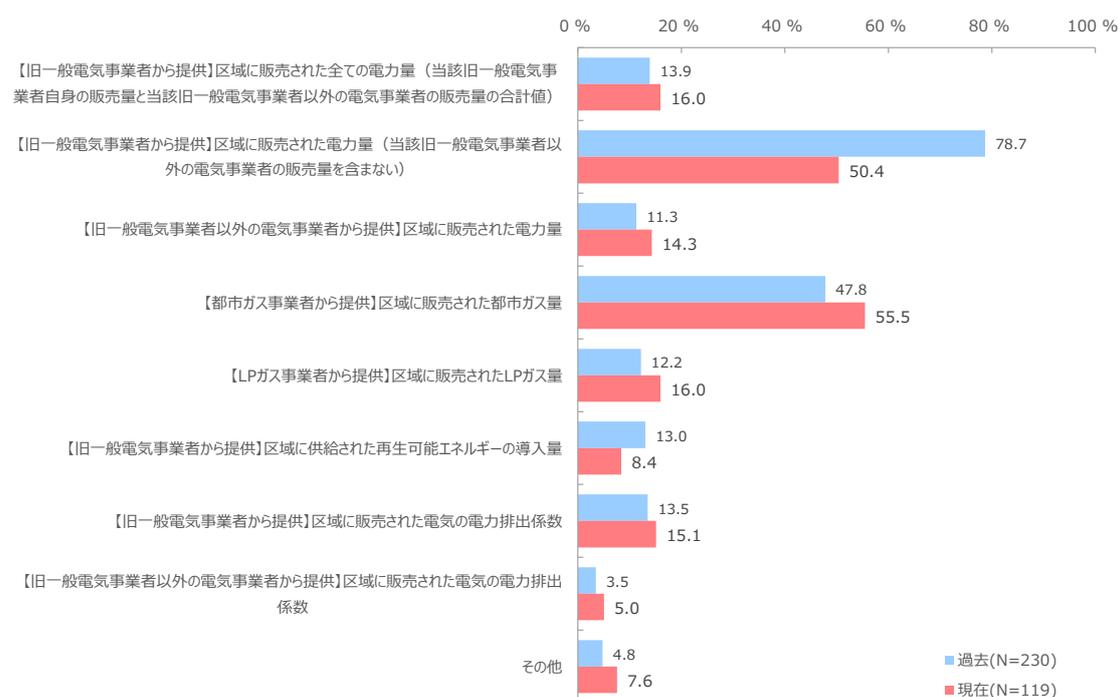
区域	以前から提供を受けており、現在も提供を受けている	以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない	以前は提供を受けていなかったが、現在は提供を受けている	以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない	不明	合計
全体	96	52	5	305	106	564
都道府県	10	4	0	32	1	47
政令指定都市	12	5	0	3	0	20
中核市	32	6	0	18	2	58
施行時特例市	8	6	1	12	0	27
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	13	14	2	73	10	112
人口3万人以上10万人未満の市区町村	14	16	1	96	32	159
人口1万人以上3万人未満の市町村	4	1	1	37	27	70
人口1万人未満の市町村	3	0	0	34	34	71
比率	17.0	9.2	0.9	54.1	18.8	
都道府県(N=47)	21.3	8.5	0.0	68.1	2.1	
政令指定都市(N=20)	60.0	25.0	0.0	15.0	0.0	
中核市(N=58)	55.2	10.3	0.0	31.0	3.4	
施行時特例市(N=27)	29.6	22.2	3.7	44.4	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=112)	11.6	12.5	1.8	65.2	8.9	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=159)	8.8	10.1	0.6	60.4	20.1	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	5.7	1.4	1.4	52.9	38.6	
人口1万人未満の市町村(N=71)	4.2	0.0	0.0	47.9	47.9	

## 2) <過去/現在>エネルギーデータの提供者及び対象範囲

以前、エネルギーデータの提供を受けていたと回答した団体におけるエネルギーデータの提供者・対象範囲は、旧一般電気事業者から「区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）」の提供を受けていた団体（78.7%）が最も多く、次いで、都市ガス事業者から「区域に販売された都市ガス量」の提供を受けていた団体（47.8%）が多い。

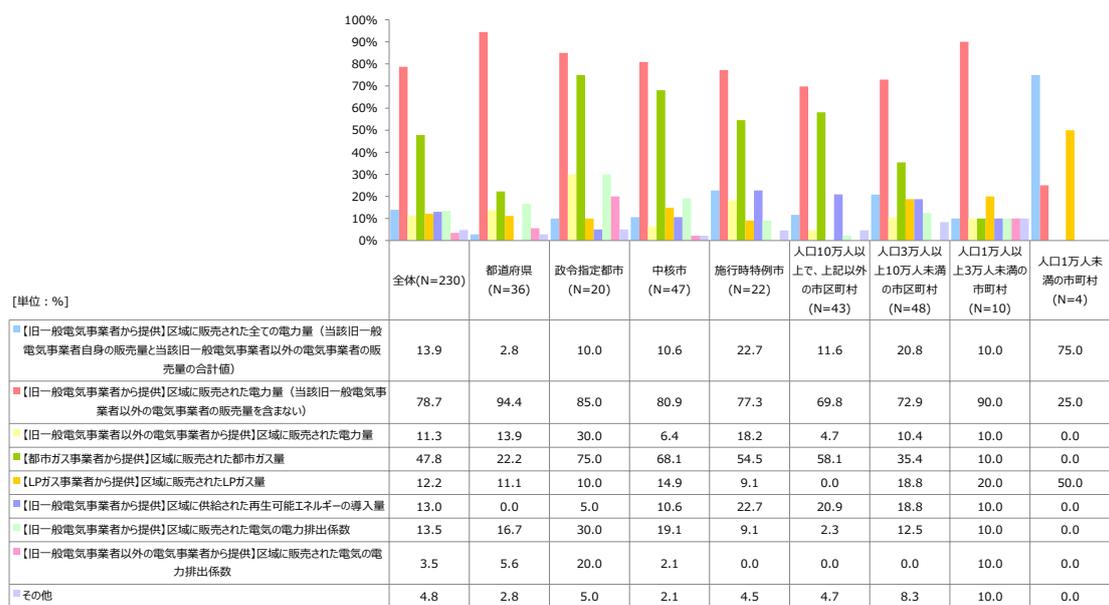
また、現在、エネルギーデータの提供を受けていると回答した団体におけるエネルギーデータの提供者・対象範囲は、都市ガス事業者から「区域に販売された都市ガス量」の提供を受けている団体（55.5%）が最も多く、次いで、旧一般電気事業者から「区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）」の提供を受けている団体（50.4%）が多い。

図表 390 <過去/現在>エネルギーデータの提供者及び対象範囲



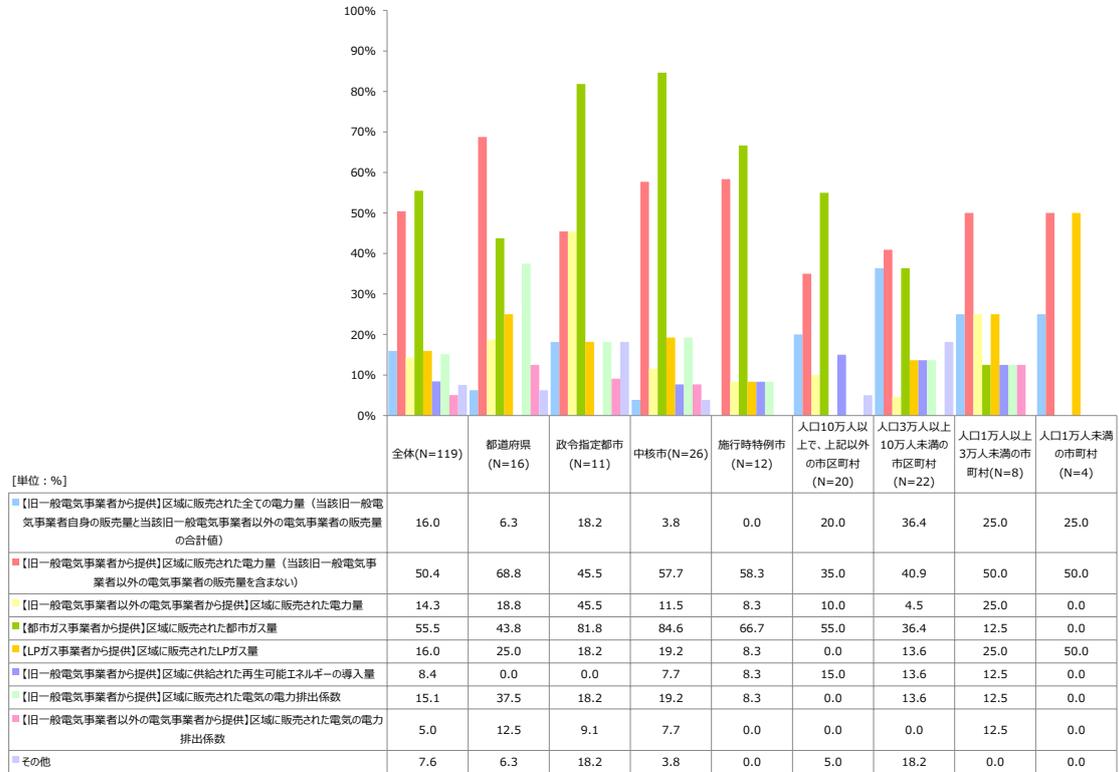
地方公共団体の区分別に、過去と現在のエネルギーデータの提供状況を比較すると、ほぼすべての区分で、旧一般電気事業者から「区域に販売された電力量」の提供を受けている団体の割合が低下している。一方、都市ガス事業者から「区域に販売された都市ガス量」の提供を受けている団体の割合は都道府県、中核市、施行時特例市等で上昇傾向にある。

図表 391 <過去>エネルギーデータの提供者及び対象範囲  
【団体区分別】



回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	比率（％）	全体(N=230)	都道府県(N=36)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=47)	施行時特例市(N=22)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=43)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=48)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=10)	人口1万人未満の市町村(N=4)
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された全ての電力量（当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値）	32	181	26	110	28	30	31	8	11	230	13.9	78.7	10.0	10.6	22.7	11.6	20.8	10.0	75.0
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）	1	34	5	8	4	0	6	2	1	36	2.8	94.4	85.0	80.9	77.3	69.8	72.9	90.0	25.0
【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電力量	2	17	6	15	2	1	6	4	1	20	11.3	13.9	30.0	6.4	18.2	4.7	10.4	10.0	0.0
【都市ガス事業者から提供】区域に販売された都市ガス量	5	38	3	32	7	5	9	1	1	47	47.8	22.2	75.0	68.1	54.5	58.1	35.4	10.0	0.0
【LPガス事業者から提供】区域に販売されたLPガス量	5	17	4	12	2	5	2	0	1	22	12.2	11.1	10.0	14.9	9.1	0.0	18.8	20.0	50.0
【旧一般電気事業者から提供】区域に供給された再生可能エネルギーの導入量	5	30	2	25	0	9	1	0	2	43	13.0	0.0	5.0	10.6	20.9	18.8	10.0	0.0	0.0
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	10	35	5	17	9	9	6	0	4	48	13.5	16.7	30.0	19.1	9.1	2.3	12.5	10.0	0.0
【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	1	9	1	1	2	1	1	1	1	10	3.5	5.6	20.0	2.1	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0
【その他】	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4	4.8	2.8	5.0	2.1	4.5	4.7	8.3	10.0	0.0

図表 392 <現在>エネルギーデータの提供者及び対象範囲  
【団体区分別】



回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	合計
比率 (%)	16.0	6.3	18.2	3.8	0.0	20.0	36.4	25.0	25.0	119
	68.8	68.8	45.5	57.7	58.3	35.0	40.9	50.0	50.0	16
	14.3	18.8	45.5	11.5	8.3	10.0	4.5	25.0	0.0	11
	55.5	43.8	81.8	84.6	66.7	55.0	36.4	12.5	0.0	26
	16.0	25.0	18.2	19.2	8.3	0.0	13.6	25.0	50.0	12
	8.4	0.0	0.0	7.7	8.3	15.0	13.6	12.5	0.0	20
	15.1	37.5	18.2	19.2	8.3	0.0	13.6	12.5	0.0	22
	5.0	12.5	9.1	7.7	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	8
	7.6	6.3	18.2	3.8	0.0	5.0	18.2	0.0	0.0	4

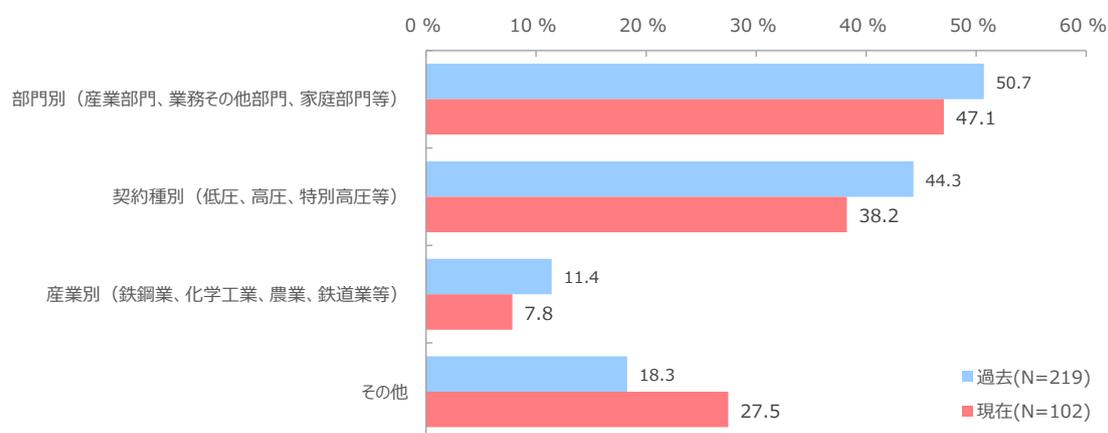
### 3) <過去/現在>提供を受けている電力量の区分

以前、旧一般電気事業者から電力量データの提供を受けていた団体において、その電力量の区分は、「部門別(産業部門、業務その他部門、家庭部門等)」(50.7%)が最も多く、次いで「契約種別(低圧、高圧、特別高圧等)」(44.3%)が多い。

現在、旧一般電気事業者から電力量データの提供を受けている団体において、その電力量の区分は、「部門別(産業部門、業務その他部門、家庭部門等)」(47.1%)が最も多く、次いで「契約種別(低圧、高圧、特別高圧等)」(38.2%)が多い。

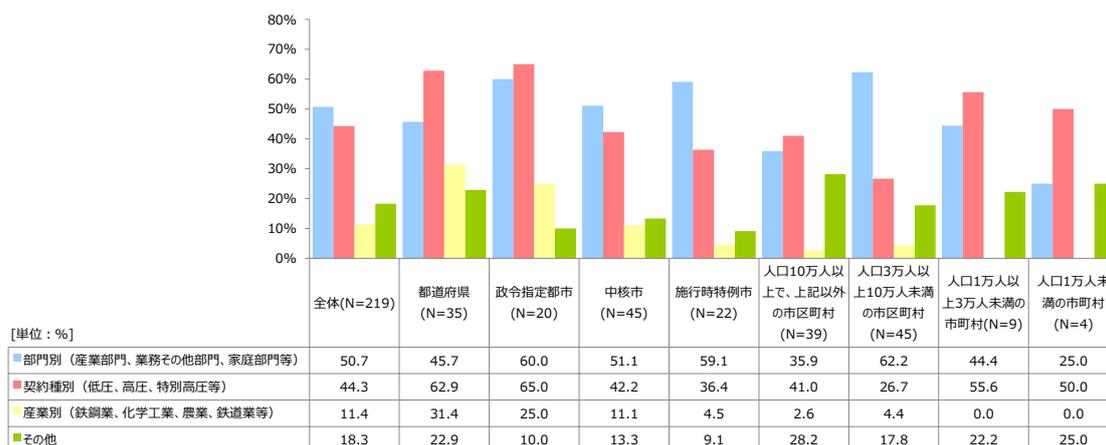
過去と現在を比べると、「部門別」「契約種別」「産業別」の割合はすべて低下している。

図表 393 <過去/現在>提供を受けている電力量の区分



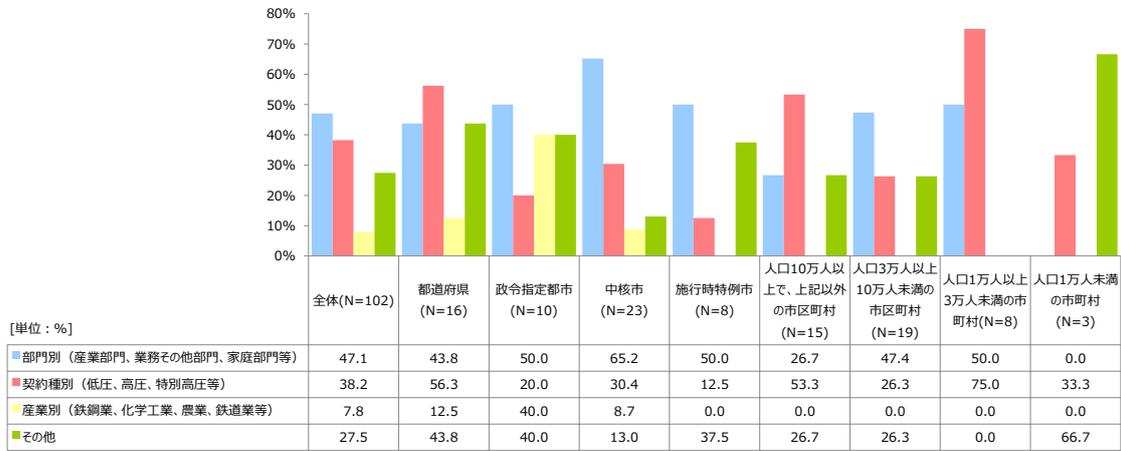
地方公共団体の区別に、提供を受けている電力量の区分について、過去と現在を比較すると、ほぼすべての区分で、「契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）」の割合が低下している。

図表 394 <過去>提供を受けていた電力量の区分  
【団体区分別】



		部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）	契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）	産業別（鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等）	その他	合計
回答数	全体	111	97	25	40	219
	都道府県	16	22	11	8	35
	政令指定都市	12	13	5	2	20
	中核市	23	19	5	6	45
	施行時特例市	13	8	1	2	22
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	14	16	1	11	39
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	28	12	2	8	45
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	5	0	2	9
	人口1万人未満の市町村	1	2	0	1	4
比率 (%)	全体(N=219)	50.7	44.3	11.4	18.3	
	都道府県(N=35)	45.7	62.9	31.4	22.9	
	政令指定都市(N=20)	60.0	65.0	25.0	10.0	
	中核市(N=45)	51.1	42.2	11.1	13.3	
	施行時特例市(N=22)	59.1	36.4	4.5	9.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=39)	35.9	41.0	2.6	28.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=45)	62.2	26.7	4.4	17.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	44.4	55.6	0.0	22.2	
	人口1万人未満の市町村(N=4)	25.0	50.0	0.0	25.0	

図表 395 <現在>提供を受けている電力量の区分  
【団体区分別】

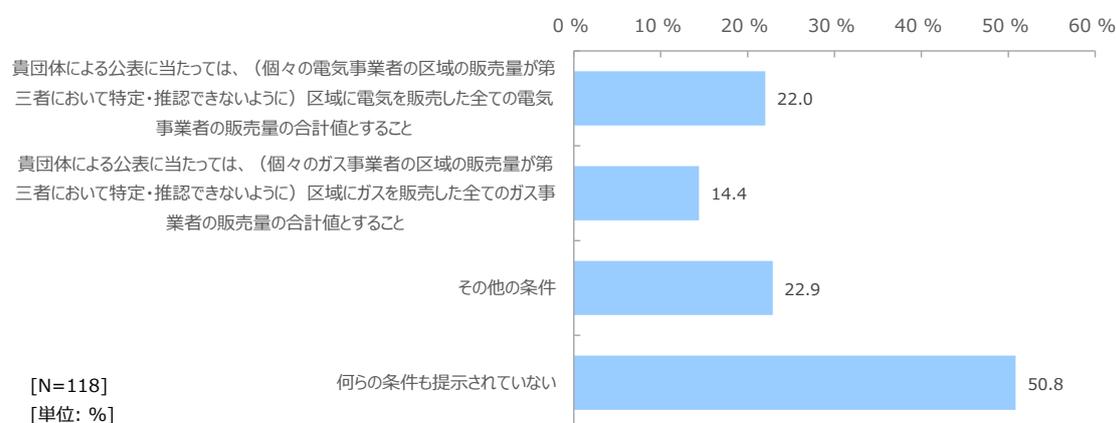


		部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）	契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）	産業別（鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等）	その他	合計
回答数	全体	48	39	8	28	102
	都道府県	7	9	2	7	16
	政令指定都市	5	2	4	4	10
	中核市	15	7	2	3	23
	施行時特例市	4	1	0	3	8
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	8	0	4	15
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	5	0	5	19
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	6	0	0	8
	人口1万人未満の市町村	0	1	0	2	3
比率（%）	全体(N=102)	47.1	38.2	7.8	27.5	
	都道府県(N=16)	43.8	56.3	12.5	43.8	
	政令指定都市(N=10)	50.0	20.0	40.0	40.0	
	中核市(N=23)	65.2	30.4	8.7	13.0	
	施行時特例市(N=8)	50.0	12.5	0.0	37.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=15)	26.7	53.3	0.0	26.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=19)	47.4	26.3	0.0	26.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	50.0	75.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	0.0	33.3	0.0	66.7	

#### 4) 提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件

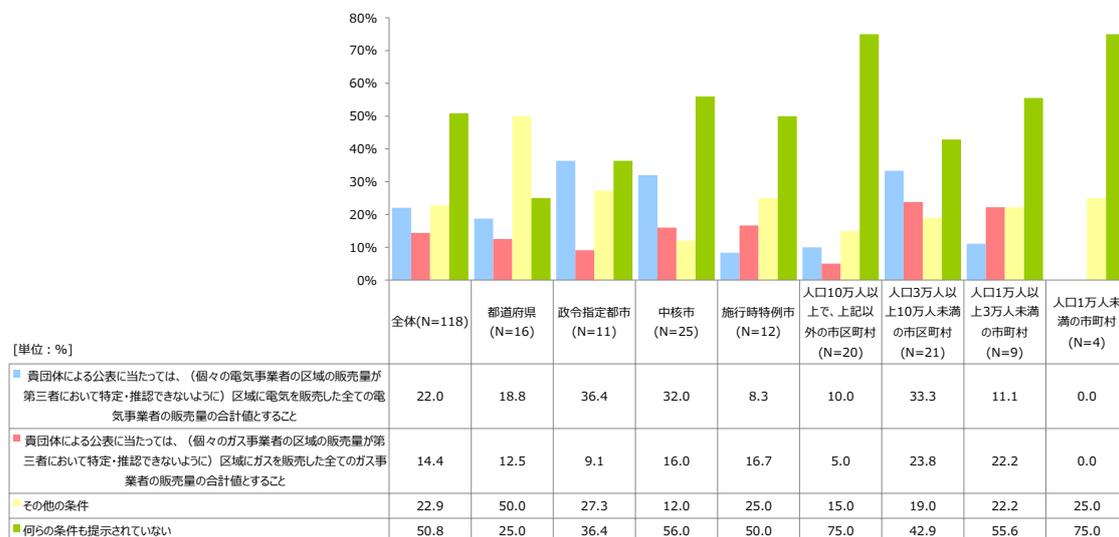
現在、エネルギーデータの提供を受けていると回答した団体において、そのデータの公表について電気事業者・ガス事業者から提示された条件としては、「何らの条件も提示されていない。」(50.6%)が最も高く、「区域に電気を販売した全ての電気事業者の販売量の合計値とすること」(22.0%)、「区域にガスを販売した全てのガス事業者の販売量の合計値とすること」(14.4%)と続く。

図表 396 提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件



地方公共団体の区分別に見ると、小規模な市町村（特別区含む。）ほど、条件を提示されていない団体の割合が高い傾向がある。

図表 397 提供されたデータの公表について、  
電気事業者・ガス事業者から提示された条件【団体区分別】



	貴団体による公表に当たっては、(個々の電気事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように) 区域に電気を販売した全ての電気事業者の販売量の合計値とすること	貴団体による公表に当たっては、(個々のガス事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように) 区域にガスを販売した全てのガス事業者の販売量の合計値とすること	その他の条件	何らの条件も提示されていない	合計
回答数	全体	26	17	27	60
	都道府県	3	2	8	4
	政令指定都市	4	1	3	4
	中核市	8	4	3	14
	施行時特例市	1	2	3	6
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	1	3	15
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	5	4	9
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	2	2	5
	人口1万人未満の市町村	0	0	1	3
比率 (%)	全体(N=118)	22.0	14.4	22.9	50.8
	都道府県(N=16)	18.8	12.5	50.0	25.0
	政令指定都市(N=11)	36.4	9.1	27.3	36.4
	中核市(N=25)	32.0	16.0	12.0	56.0
	施行時特例市(N=12)	8.3	16.7	25.0	50.0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=20)	10.0	5.0	15.0	75.0
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=21)	33.3	23.8	19.0	42.9
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	11.1	22.2	22.2	55.6
	人口1万人未満の市町村(N=4)	0.0	0.0	25.0	75.0